

令和元年伊豆市議会9月定例会会議録目次

第 1 号 (8月27日)

○議事日程	1
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	3
○職務のため出席した者の職氏名	3
○開会宣告	4
○開議宣告	4
○議事日程説明	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期の決定	4
○諸般の報告	5
○行政報告	13
○報告第6号の上程、説明、質疑	15
○報告第7号の上程、説明、質疑	17
○報告第8号及び報告第9号の上程、説明、質疑	18
○発言取り消しについて	22
○議案第14号～議案第30号の上程、説明	22
○議案第31号～議案第34号の上程、説明	39
○議案第35号の上程、説明	46
○議案第36号の上程、説明	47
○議案第37号～議案第48号の上程、説明	48
○議案第49号の上程、説明	55
○議案第50号～議案第52号の上程、説明	56
○議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決	58
○散会宣告	60

第 2 号 (9月3日)

○議事日程	61
○本日の会議に付した事件	61
○出席議員	61
○欠席議員	61

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	61
○職務のため出席した者の職氏名	61
○開議宣告	62
○議事日程説明	62
○一般質問	62
森 良 雄 君	62
西 島 信 也 君	76
山 口 繁 君	98
永 岡 康 司 君	119
杉 山 武 司 君	133
○散会宣告	148

第 3 号 (9月4日)

○議事日程	149
○本日の会議に付した事件	149
○出席議員	149
○欠席議員	149
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	149
○職務のため出席した者の職氏名	149
○開議宣告	150
○一般質問	150
小長谷 順 二 君	150
星 谷 和 馬 君	171
杉 山 誠 君	191
木 村 建 一 君	209
小長谷 朗 夫 君	227
○散会宣告	242

第 4 号 (9月5日)

○議事日程	243
○本日の会議に付した事件	243
○出席議員	243
○欠席議員	243
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	243
○職務のため出席した者の職氏名	243

○開議宣告	2 4 4
○一般質問	2 4 4
波多野 靖 明 君	2 4 4
○散会宣告	2 5 5

第 5 号 (9月10日)

○議事日程	2 5 7
○本日の会議に付した事件	2 5 8
○出席議員	2 5 8
○欠席議員	2 5 9
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2 5 9
○職務のため出席した者の職氏名	2 5 9
○開議宣告	2 6 0
○議事日程説明	2 6 0
○議案第14号の質疑、委員会付託	2 6 0
○議案第15号～議案第30号の質疑、委員会付託	2 8 7
○議案第31号の質疑、委員会付託	2 8 7
○議案第32号～議案第48号の質疑、委員会付託	2 9 2
○議案第49号の質疑、採決	2 9 2
○議案第50号～議案第52号の質疑、委員会付託	2 9 3
○散会宣告	2 9 3

第 6 号 (9月27日)

○議事日程	2 9 5
○本日の会議に付した事件	2 9 6
○出席議員	2 9 7
○欠席議員	2 9 7
○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	2 9 7
○職務のため出席した者の職氏名	2 9 7
○開議宣告	2 9 8
○議事日程説明	2 9 8
○議案第14号の委員長報告、質疑、討論、採決	2 9 8
○議案第15号～議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 1 1
○議案第31号～議案第34号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 1 9
○議案第35号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 2 5

○議案第 3 6 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 2 6
○議案第 3 7 号～議案第 4 8 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 2 7
○議案第 5 0 号～議案第 5 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	3 3 3
○諸般の報告	3 3 4
○日程の追加	3 3 6
○報告第 1 0 号及び報告第 1 1 号の上程、説明、確認事項	3 3 6
○議案第 5 4 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 3 9
○議案第 5 5 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 5
○発議第 1 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 6
○発議第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	3 4 7
○閉会宣告	3 5 1
○署名議員	3 5 5

令和元年伊豆市議会 9 月定例会

(第 1 号 8 月 27 日)

令和元年伊豆市議会 9 月定例会

議 事 日 程 (第 1 号)

令和元年 8 月 27 日 (火曜日) 午前 9 時 30 分開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 行政報告
- 日程第 5 報告第 6 号 専決処分の報告について (交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について)
- 日程第 6 報告第 7 号 平成 30 年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告について
- 日程第 7 報告第 8 号 平成 30 年度伊豆市健全化判断比率の報告について
- 日程第 8 報告第 9 号 平成 30 年度伊豆市資金不足比率の報告について
- 日程第 9 議案第 14 号 平成 30 年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 10 議案第 15 号 平成 30 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 11 議案第 16 号 平成 30 年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 12 議案第 17 号 平成 30 年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 13 議案第 18 号 平成 30 年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 14 議案第 19 号 平成 30 年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 15 議案第 20 号 平成 30 年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 16 議案第 21 号 平成 30 年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 17 議案第 22 号 平成 30 年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 18 議案第 23 号 平成 30 年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 19 議案第 24 号 平成 30 年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定につ

- いて
- 日程第20 議案第25号 平成30年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第21 議案第26号 平成30年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第22 議案第27号 平成30年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第23 議案第28号 平成30年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第24 議案第29号 平成30年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第25 議案第30号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第26 議案第31号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）
- 日程第27 議案第32号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程第28 議案第33号 令和元年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第29 議案第34号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第30 議案第35号 財産の取得について
- 日程第31 議案第36号 駿東伊豆消防組合規約の一部変更について
- 日程第32 議案第37号 伊豆市表彰条例の一部改正について
- 日程第33 議案第38号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第34 議案第39号 伊豆市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議案第40号 伊豆市消防団条例の一部改正について
- 日程第36 議案第41号 伊豆市財産区管理会条例の一部改正について
- 日程第37 議案第42号 伊豆市給水条例の一部改正について
- 日程第38 議案第43号 伊豆市印鑑条例の一部改正について
- 日程第39 議案第44号 伊豆市介護給付費準備基金条例の一部改正について
- 日程第40 議案第45号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第41 議案第46号 伊豆市立認定こども園条例の一部改正について
- 日程第42 議案第47号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について
- 日程第43 議案第48号 伊豆市児童発達支援センター条例の制定について
- 日程第44 議案第49号 市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第45 議案第50号 市道路線の認定について

日程第46 議案第51号 市道路線の廃止について

日程第47 議案第52号 市道路線の変更について

日程第48 議案第53号 伊豆市月ヶ瀬財産区管理会委員の選任について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番	波多野 靖明 君	2番	山口 繁 君
3番	星谷 和馬 君	4番	間野 みどり 君
5番	鈴木 正人 君	6番	下山 祥二 君
7番	杉山 武司 君	8番	三田 忠男 君
9番	青木 靖 君	10番	永岡 康司 君
11番	小長谷 順二 君	12番	小長谷 朗夫 君
13番	西島 信也 君	14番	杉山 誠 君
15番	森 良雄 君	16番	木村 建一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊 君	副市長	本多 伸治 君
教育長	西井 伸美 君	総合政策部長	堀江 啓一 君
総務部長	伊郷 伸之 君	市民部長	梅原 敏男 君
健康福祉部長	右原 千賀子 君	産業部長	滝川 正樹 君
建設部長	山田 博治 君	建設部理事	白鳥 正彦 君
教育部長	金刺 重哉 君	会計管理者	城所 章正 君
代表監査委員	宮内 知秋 君		

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	永沼 健一
主査	鈴木 恵美子		

開会 午前 9時30分

◎開会宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

ただいまから令和元年伊豆市議会9月定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 議案説明のため、地方自治法第121条の規定により、市長以下、関係職員の出席を求めましたので、御報告申し上げます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりでありますので、御了承願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（三田忠男君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、議長から指名いたします。7番杉山武司議員、9番青木靖議員を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（三田忠男君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日から9月27日までの32日間としたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月27日までの32日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付の日程表のとおりでありますので、御了承願います。

次に、休会日についてお諮りいたします。

本定例会における休会日は、会期日程表に記されたとおりにしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、休会日は会期日程表に記されたとおりとすることに決しました。

◎諸般の報告

○議長（三田忠男君） 日程第3、諸般の報告を行います。

初めに、監査委員より、法に基づく例月出納検査結果並びにその他議長等の会議、出張等につきましては、お手元に配付した資料のとおりでございます。

次に、6月定例会で選挙した静岡県後期高齢者医療広域連合会議会議員につきましては、静岡州市議会議長会会長から結果通知がありましたので、御報告を申し上げます。当選人は、古屋鋭治伊豆の国市市議会議長、大房正治三島市市議会議長、柳川樹一郎浜松市市議会議長、菟崎幸弘藤枝市市議会議長となりました。

次に、本日までに受理した陳情書等は3件であります。既に配付してあります伊豆市有害鳥獣捕獲に関する陳情書、主要農作物の種子生産にかかわる県条例の制定を求める意見書の提出を求める陳情書、地震財特法の延長に関する意見書につきましては、議会運営委員会の協議の結果、総務経済委員会に審査を要請いたします。

続きまして、総務経済委員会の行政視察報告を行います。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） 皆さん、おはようございます。総務経済委員長、杉山武司です。

令和元年総務経済委員会行政視察の委員長報告をいたします。

総務経済委員会では令和元年7月23日から25日までの3日間、行政視察を行いました。視察先は、北海道の上川町、東川町、美瑛町、芽室町、士幌町農協の5カ所です。

23日午前中に上川町を訪問し、入湯税の改正について伺いました。

上川町の層雲峡温泉の宿泊客数は、旅行形態等の変化により、道内や他の観光地と比較すると非常に厳しい状態となっていて、最盛期の40%減の60万人にとどまっています。上川町はこのような状況下に対応すべく、平成28年に観光DMOを推進するための財源確保の手段として、入湯税の引き上げの検討を開始しました。前年の平成27年に釧路市が阿寒湖温泉地区の入湯税を引き上げたので、釧路市の経緯を参考に北海道庁や総務省と協議を重ねた結果、あくまで市町村の判断によるものとの回答を得て、引き上げの判断を下しました。

上川町では、平成30年4月1日より入湯税が150円から250円に引き上げとなりましたが、引き上げたのは国際観光ホテル整備法に基づく登録ホテルの層雲峡温泉の5ホテルです。中小のホテル、旅館については、少額といえども宿泊費に反映されることから、引き上げは見送りました。

目的税である入湯税は目的が決められていますが、DMCの大雪山ツアーズ株式会社の設

立による雇用の創出や幅広い経済波及効果を生み出すために、持続可能な安定財源は必要不可欠なため、入湯税を改正し、増額分を基金として積み立て、活用することにしました。伊豆市でも入湯税の改正について検討委員会を立ち上げているので、ぜひ参考にさせていただきたいものです。

23日の午後は、東川町株主制度、ふるさと納税と移住定住施策の視察です。

「このまちには3つの道がない。国道がない、鉄道がない、上水道がないと一見不便そうに見えるまちですが、静岡県には絶対になく大きな未来のある道がある。それは北海道という大きな道だ」と、松岡町長の挨拶の一節です。上水道は大雪山からの豊富な地下水を井戸水として、全ての家庭が利用しています。井戸水を掘るための補助金も制度としてあります。写真のまち、写真文化首都へと「自然」「文化」「人」の出会いを大切にしたまちづくりを行っていて、高校生の写真全国大会「写真甲子園」も開催している。写真のまちのふるさと納税は、納税ではなく投資として、納税者である株主と一緒にまちの未来を育てていく取り組みです。

2008年から始めた株主制度は現在8万人を超えています。ふるさと納税の寄附者を東川町では株主と呼んでいる。まちの応援団と位置づけているところが、他の自治体の返礼品で済ましているところと違っている。「納税だと、取られるとの意識が働くので、株主なら自発的に投資をするので株主にしましょう」と、まちの職員の発想から生まれたものです。ふるさと納税を受けた東川町民だけが恩恵をこうむるのではなく、投資をした人たちにとってもよい制度が望ましいとの考えから生まれました。現在の定住人口を維持しながら、定住人口だけではなく、東川町に魅力を感じ、応援してくれる交流人口を増やし、地域を活性化する取り組みの一つが東川株主制度。株主は、町内の宿泊施設を無料もしくは半額で利用できる。株主を招いたトレッキング、写真撮影ツアーなど、さまざまな企画で株主還元を行っている。

東川町の定住人口は、昭和25年の1万754人をピークに、平成5年には7,000人を切りましたが、さまざまな施策が功を奏し、平成26年11月4日に目標人口8,000人を40年ぶりに回復。直近では8,363人で、緩やかに人口が回復している。そのうち、外国人は360人を数えている。人口に占める外国人比率が高いのは、日本初の町立日本語学校の意義が大きい。今までに16カ国1,800人を超える人が学び、町民との交流も盛んに行われている。

宅地造成では、平成16年から平成30年の間に256区画の分譲を行い、販売実績は231区画を数え、坪単価は3万5,000円から4万円程度で販売している。居住者・移住者の支援事業として住宅補助があるが、伊豆市のように40歳の縛りはない。東川町の人口が回復したのは、この取り組みをしたからというものでなく、自然を大事にし、教育にも力を入れ、まちの顔の見えるつながりを大切にしたいいろいろな事業が複合的に絡まり、まちを気に入っていただいた人たちの移住につながっているとのことでした。

東川庁舎に視察で伺った折には、同席をお願いした松岡町長ほか、議長以下6名の説明員に加え、新人議員3人の皆さんも同席していただきました。この3人の議員が、いずれも移

住者とは驚きでした。そのうちの一人の女性議員が移住を決めた最大の理由は、住みやすい、暮らしやすいまちであることは実感したが、加えて、役場職員が公務員らしくない、懇切丁寧に親身になって移住相談を受けてくれたことだそうです。ちなみに、この議員は福島県に住んでいましたが、東日本大震災での避難先が東川町だったこと、一旦福島に戻り、再度このまちに来るときには移住を決めていたそうです。

公務で大変お忙しい中、松岡町長も最後までおつき合いをいただきました。お話の内容に多くの感銘を受けただけでなく、なんと視察日当日の夕刻17時10分に、名刺にアドレスのある議員に訪問お礼のメールが送信されていました。これこそ、移住定住施策の成果が上がっている答えだったのではないかと強く感じました。

以下は、松岡町長のメールの全文です。

「写真文化都市（写真のまち）東川町」（という前段は、東川町では、電話や挨拶の冒頭の言葉として徹底している。）東川町から暑中お見舞い申し上げます。このたびは東川町を訪問していただき、ありがとうございます。3つのないは言わない。前例がない、他のまちではやっていない、予算がないの言葉は、東川町では禁句となっており、たとえ町民からの提案を断るにしても、この3つの理由で断らないこととしております。小職と副町長以下の関係は町民から提案があったもので「NO」という場合には相談してほしいと伝えてあります。役場が活性化するのではなく、職員一人一人の意識が変わり、挑戦する姿勢と行動により好機をつかむ姿勢がなければ活性化していかないという考えを共有しながら頑張っているところです。

行政は最大のサービスを提供する機関であり、挨拶はどこよりも元気よく、丁寧な笑顔を目指していますが、なかなか言葉どおりにはいきませんが、一步一步前進というところがあります。何かお気づきの点がありましたら、遠慮なくお申しつけください。どうぞよろしくお願いたします。

本日名刺交換させていただきました方々で、名刺にアドレスが明記されている方々に送信しています。皆様どうぞよろしくお伝えください。ありがとうございます。

以上が全文ですが、庁内組織が住民本位のサービスを提供する機関として機能するためには、こうした長の姿勢がまず出発点にあるということを改めて感じました。

翌24日の午前、美瑛町地域課題解決プロジェクトについて視察です。

美瑛町地域課題解決プロジェクトは、平成25年6月、美瑛町の東京事務所を介して、ヤフー株式会社より美瑛町にベース設置を検討している旨の相談が始まりでした。ベースとは、オフィス、自宅に次ぐ第3の拠点で、創造性の発揮やゼロから1を生み出す場所で、ヤフーは、ほかにも平成24年7月に石巻復興ベースと平成30年5月に白馬村に開設しています。

美瑛町では、平成21年3月に閉校となった旧旭小学校を地域の振興及び活性化に必要な人材の育成を図る目的で、平成27年度地域人材育成研修交流センターをリニューアル整備しました。ヤフーと美瑛町が締結した基本合意に基づく連携事業として、ヤフーからの人材派遣、

異業種人材育成研修のための人材開発と地域の解決問題、町内学校でのヤフー社員によるIT教育、美瑛産品のネット販売、地域との交流などがあります。ヤフーから美瑛町政策調整課長補佐として人材を受け入れ、業務として情報戦略に係る助言、技術的支援、地方創生関連交付金事業に係る助言、観光DMOの推進等を担当しています。異業種人材研修では、人口減少、少子高齢化、グローバル化、IT化など、変動の激しい現代社会の対応能力などの必要性から、職員研修や外部研修参加の実施を推奨しています。

美瑛町の議長に勧められ、約15分程度でしたが、青い池を訪れました。青い池は、アップル社のマックブックの壁紙に採用されたことから人気に一気に火が付き、国内外から観光客が訪れるようになり、平成30年度は226万人の観光客を数えました。我々が訪れたときもアジア系の観光客が多く、池の周辺を周遊するのもままなりません。美瑛町の美しい景観を誇る観光と農業の共存は、伊豆市も共通課題であり、共存共栄の道を探るべく今後の議員活動の参考としたい。

24日午後は、芽室町では、議会改革についての視察です。

芽室町は十勝平野の帯広市の西隣のまちで、人口はおよそ1万8,600人、総面積は伊豆市の約1.4倍の514平方キロを有し、まちの基幹産業である農業は、肥沃な大地と気象条件に恵まれ、小麦・スイートコーンなどの畑作では、道内有数の生産量を誇っています。その芽室町の議会が、早稲田大学マニフェスト研究会の議会改革調査で、2018年度5年連続全国一となりました。調査は、情報共有、住民参加、機能強化の3本柱をもとに活動内容を配点し、総合点をもとに順位づけをしています。

芽室町議会の改革・活性化策は4本の柱から成り立っています。1つ目が、政策形成サイクル、町民からの意思を政策提言につなげるためのツールとしている。2つ目がわかりやすい議会、主なものとして、議会改革活性化計画と活動計画の明確化、評価制度を取り入れている。3つ目は、開かれた議会、全議会のインターネット中継、録画配信、資料、会議記録をホームページで公開、議会改革諮問会議、議会モニター制度、議会フォーラム等があります。4つ目は、行動する議会として、通年議会制、北海道大学公共政策大学院や白樺学園高校と包括連携協定を結んで、また山梨学院大学の江藤俊昭教授や東京財団中尾修研究員など、8名の地方自治研究者の知見を活用する議会サポーター制度など、さまざまな観点から議会改革に取り組んでいます。何のための議会改革なのか。議会改革は目的ではなく手段であり、最終目的は、市民の幸せのためにいかに議会の機能を果たせるかを問われています。議会改革は、全国の自治体議会の永遠のテーマです。伊豆市議会も参考とすべき多くの改革・活性化策があると感じました。

25日午前、JA士幌町のわさび苗の生産現場の視察です。

伊豆市の主要産物であるわさび苗が、士幌町でどのように生産がされているかを学ぶために視察先としました。JA士幌町のバイテク研究所で取り組んでいるわさび苗は、実生苗とメリクロン苗の2種類で、士幌で実生苗を生産する理由は、気温の影響で伊豆市の湯ヶ島や

筏場では苗を育てることができず、年間を通じて気温の低い土幌で生産を開始したそうです。メリクロンとは種苗培養技術の名称で、メリとクロンの分裂細胞・栄養繁殖系の合成語で、これは分裂組織を無菌的に培養し、増殖させた苗を意味し、そのために品質差のない同質の苗をつくることのできるため注目されている技術です。

令和元年のJA伊豆の国からの受注本数は、メリクロン苗が5万6,600本、実生苗が35万4,800本で、この研究所の総生産数の47%を占めています。しかしながら、現在この事業は土幌では採算ベースには乗っていません。土幌の組合員の理解を得るためにも、黒字化が必須であります。達成できなければ、事業の撤退もあり得ます。その先に見えるのは、伊豆のわさび農家の終焉です。実生苗やメリクロン苗にしても、自前で生産できるよう未来の生産者に引き継ぐシステムを国や県と協議し、構築すべきと考えます。伊豆から遠く離れた北海道の人々によって、伊豆の主要作物のわさびの苗が生産されることに感謝の念を感じた視察となりました。

蛇足ですが、今放映中、NHKの朝ドラ「なつぞら」で、「なつ」の養父の柴田剛男さんのモデルは、土幌農協の基礎を築き、売り上げ1,000億円を超えるような「よつ葉乳業」の創業者で、ホクレンのトップ、そして全農のトップだった太田寛一さんです。昭和47年にホクレンのトップになった太田さんは、昭和56年まで勤め、ホクレンのそれまでの取扱高を4倍、1兆2,000億円まで伸ばしたと土幌農協の職員が誇らしげに話していました。すばらしいリーダーに恵まれた土幌町農協の視察でした。

今回の視察は、非常にボリュームが多く、全容を語り尽くせません。議員個々の報告書を参考にさせていただきますようお願いをしまして、委員長報告といたします。

○議長（三田忠男君） 引き続きまして、一部事務組合議会議員から報告の申し出がありますので、これを許します。

初めに、伊豆市沼津市衛生施設組合議会の報告について、5番、鈴木正人議員。

〔5番 鈴木正人君登壇〕

○5番（鈴木正人君） 皆さん、おはようございます。5番、鈴木正人です。

ただいま議長に報告を許されました。過日、令和元年8月7日に沼津市役所第3委員会室で開催されました令和元年第1回伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会につきまして、御報告申し上げます。

まず初めに、本年4月1日より、管理市が伊豆市から沼津市に変更になったことに伴い、管理者が菊地豊伊豆市長から頼重秀一沼津市長に変更された旨の報告があり、さらに沼津市議会の改選に伴い、新たに浅田美重子氏、霞恵介氏、長田吉信氏、渡邊博夫氏の4氏が当組合議員に当選された旨の報告がされました。

続いて空席となっている議長の選挙が行われ、仮の議長を務める杉山副議長の指名推薦により、伊豆市の西島信也氏が当選されました。その後杉山副議長の辞職が承認され、新たな副議長の選挙が行われ、新議長の指名推薦により、沼津市の霞恵介氏が当選されました。

続いて、認第1号 平成30年度伊豆市沼津市衛生施設組合会計歳入歳出決算の認定についてが上程され、組合事務局より、以下のとおり、事業概要とともに提案内容の説明がありました。

歳入総額は1億6,306万901円で、収入済額は前年度より1,009万5,000円減の1億6,306万円で、収入率は予算現額に対し109.0%となりました。主な内訳としては、分担金及び負担金が1億880万8,000円で、ちなみに伊豆市の分担金は6,363万5,000円となります。そして、財産収入が1万4,000円、繰越金が3,943万9,000円、諸収入が1,479万9,000円などとなっております。

また、歳出総額は1億4,577万2,257円で、予算額1億4,958万4,000円に対し支出済額は執行率97.5%の1億4,577万2,000円で、不用額は381万2,000円となりました。主な歳出として、衛生費1億2,878万6,000円のうち、1号炉内耐火物修繕が1,782万円、灰出しコンベア設備修繕が766万8,000円、ごみクレーン設備修繕が777万6,000円、ごみ焼却施設点検清掃業務委託が669万6,000円、ごみ焼却施設建設機械等運転業務委託が493万9,920円などとなっております。また、歳入歳出差引額は1,728万8,644円で、前年度より2,215万1,000円の減となりました。

その後、監査委員から統決算に係る審査報告がされ、質疑・討論ともになく、採決の結果、全会一致で認定すべきものと決しました。

続いて、認第2号 監査委員選任の同意についてが上程され、質疑・討論ともになく、採決の結果、全会一致にて、原案のとおり沼津市議会議員渡邊博夫氏の選任が同意されました。

最後に、認第3号 監査委員選任の同意についてが上程され、質疑・討論ともになく、採決が行われ、全会一致にて、原案のとおり伊豆市の宮内知秋氏の選任について同意することに決定いたしました。

以上で、令和元年第1回伊豆市沼津市衛生施設組合議会定例会につきまして、報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会の報告について、1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） 皆さん、おはようございます。1番、波多野靖明です。

令和元年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の報告をさせていただきます。

本議会は、令和元年8月13日、伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎2階議場において、伊豆市4名、伊豆の国市4名の組合議員及び管理者である伊豆の国市長、副管理者である伊豆市長並びに関係職員出席のもと開催されました。

最初に、議長から、諸般の報告としまして、監査委員による平成31年2月から令和元年7月までの例月出納検査結果の報告がありました。

続きまして、小野管理者からの行政報告では、新ごみ処理施設整備運営事業についての落札者決定等の事業進捗状況についての報告並びに公文書部分開示決定処分取消請求に関する提訴及び顧問弁護士との訴訟委任契約についての報告がございました。

次に行われた一般質問では、鈴木議員、田中議員、西島議員、八木議員、そして私、波多野の5名の議員が、事前に発言通告書を提出いたしました。そして、質問内容は、TBS「噂の東京マガジン」の放送について、入札結果について、災害ごみへの対応、発電量についてなどでありまして、それらに対する答弁を通じて、新ごみ処理施設整備事業についての当局側の方針や考えを明らかにすることができたと思います。

続いて、報告第1号としまして、平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計予算の継続費の繰り越しの報告については、当局から新施設整備事業における平成30年度継続費予算現額、支出済額、翌年度通次繰越額について報告を受けました。

次に、議案第5号としまして、平成30年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計決算の認定については、決算書に基づく当局からの説明後、組合議員選出の笹原監査委員から決算審査意見書の報告がありました。本案については、質疑・討論はなく、全員起立により原案のとおり可決されました。

次に、議案第6号 令和元年度伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合会計補正予算（第1回）が上程され、主な内容としましては、平成30年度決算に伴う余剰金を構成市へ返還するものでございました。本案については、質疑・討論はなく、全員起立により原案可決となりました。

次に、議案第7号 伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の指定金融機関の指定について上程され、内容としましては、効率的な出納事務を行うために、当市と同一の指定金融機関とするものでございます。本案について、質疑・討論はなく、全員起立により原案可決となりました。

続きまして、請願第1号 伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備・運営事業の落札者決定に関する請願書についてであります。紹介者の西島議員からの説明後、柴田議員、笹原議員、八木議員、鈴木議員、田中議員から質疑が行われました。質疑に対する西島議員の答弁の後、採決が行われ、賛成少数により本案は不採択となりました。

以上をもちまして、令和元年第1回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会定例会の報告を終了いたします。

○議長（三田忠男君） 最後になりますが、駿東伊豆消防組合議会の報告について、3番、星谷和馬議員。

〔3番 星谷和馬君登壇〕

○3番（星谷和馬君） おはようございます。3番、星谷和馬です。

令和元年第1回駿東伊豆消防組合議会臨時会、第2回定例議会を報告させていただきます。

駿東伊豆消防組合議会臨時会は、7月9日、定例議会は8月19日に沼津市消防本部で開かれ、小長谷順二議員と私、2名で出席をいたしました。

7月9日の第1回臨時会について、報告いたします。

まず、議長の選挙です。議長の辞職に基づき、議会申し合わせにより、新議長に沼津選出の加藤明子議員が承認されました。

報第3号 専決処分の報告について、事故概要、平成31年1月28日、本消防組合職員の運転する公用車が、函南町—————において、鉄板製水路のふたを通過し、ふた及びふた下部の支柱を損傷させた損害賠償金額は、19万7,824円とのこと。

議第5号 駿東伊豆消防組合火災予防条例の一部改正について、住宅用防災機器の設置及び位置に関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部内容を改正する。省令に交付に伴い、特定小規模施設用自動火災報知設備を設置することで、住宅用防災整備機または住宅用防災報知機の設置免除が可能である旨の規定が追加されたということで、改正を行うものです。

議第6号 製造請負契約の締結について。はしご付消防自動車を購入するものです。金額は2億1,538万円、消費税込みです。株式会社モリタが落札いたしました。

議第5号、議第6号質疑なく、全会一致で承認されました。

議第1号 監査委員の選出について、組合議員です。伊豆の国市の森下茂氏が承認されました。

次に、8月19日令和元年第2回駿東伊豆消防組合議会定例会の報告をいたします。

報第4号 専決処分の報告についてです。事故概要、令和元年5月23日、本消防組合職員の運転する公用車が、伊東市—————において、—————ビルの縁石に接触し、損傷させた損害賠償額は、3万2,400円とのこと。

認第2号は、平成30年度駿東伊豆消防組合会計歳入歳出決算の認定についてです。

歳入歳出予算総額は61億7,978万3,000円、詳細については決算書を提出してありますので、ごらんください。監査委員より、適正であるとの報告を受けました。

議第7号 駿東伊豆消防組合職員の給与に関する条例及び駿東伊豆消防組合職員等の旅費に関する条例の一部改正について、議第8号 駿東伊豆消防組合手数料条例の一部改正について、これは、10月1日から消費税が10%になるために変更するものであります。

議第9号 令和元年度駿東伊豆消防組合会計補正予算について。歳入歳出予算の総額に、それぞれ1億2,348万2,000円を追加、総額を63億2,173万8,000円とするものです。第1級消防行政に対する一般質問は、4人の方がいたしました。議会終了後、消防本部内を視察しました。

以上、報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で、諸般の報告を終わります。

◎行政報告

○議長（三田忠男君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

令和元年伊豆市議会9月定例会の冒頭に当たり、行政報告を申し上げます。

まず、1つ目、伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略、いわゆる伊豆市地方創生戦略について。

平成27年度に策定した伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略の計画期間が今年度に最終年度を迎えることから、次の5年間を目標とする第2期総合戦略の策定を進めてまいります。この総合戦略は、人口減少対策に取り組むための施策の方向性を整理するものです。これまでの取り組みを評価・分析しながら、効果的なアクションプランとするため、第1期と同様に、産業界、教育関係、金融機関、労働関係、報道関係、子育て世代等の市民代表を交えた検討会議で内容について議論していただきます。昨日、第1回の検討会議を開催し、本年度は計3回の会議で第2期総合戦略の内容をまとめてまいります。

2つ目、伊豆縦貫自動車道の都市計画決定及び新しい都市計画に基づくまちづくりの展開について。

8月2日の伊豆縦貫自動車道の促進大会において川勝知事が発言されたとおり、伊豆縦貫自動車道の天城峠を超える区間においては、現在環境影響評価手続に加え、都市計画決定手続も進めているところです。今後、事業者である国に加え、都市計画決定にかかわる県・市町の各種調整が整いましたら、地元説明会等において、道路計画や中間インターチェンジ等の位置を説明することになります。道路事業のインパクトを地元の地域振興、観光振興にも享受できるよう「ふじのくにフロンティア」を活用し、インターチェンジ周辺の土地利用調整、まちづくり構想策定を進めてまいりたいと考えております。

また、従前の議会においても、かねてから御説明し、報告させていただいておりますが、伊豆市では令和2年度末を目標に、天城湯ヶ島、中伊豆、土肥地区の都市計画区域編入を目指しています。住民の皆様に対しては、これまでの説明会に加え、パンフレット配布、個別相談会、都市計画マスタープラン策定に伴うワークショップなどを予定しており、さらなる理解促進に向け努力してまいります。

3つ目、JA静岡厚生連リハビリテーション中伊豆温泉病院の移転について。

中伊豆温泉病院に関しては、現在実施設計と並行して、土地収用法に基づく事業認定に向けた準備など、病院の移転新築に必要な各種手続が進められております。市といたしましても、病院移転に関する庁内検討会議を定期的で開催し、進捗状況や課題の共有を図るとともに、県など関係機関とJA静岡厚生連との協議にも積極的に関与するなど、移転に関する事

務な円滑に進むよう取り組んでいるところです。

今後、各種協議等の進捗により総工事費が判明した後は、財政支援を含め、市としての支援策の詳細な検討を進め、温泉病院の市内留置に関する合意事項について、文書として取りまとめたいと考えております。

将来にわたり地域医療を安定的に確保していくことは、市民の皆様が、この住み慣れた伊豆市で安心して暮らし続けていくために欠かすことのできない最重要項目の一つであると認識しております。市内最大の病院である中伊豆温泉病院の市内留置を確実なものとするため、引き続き厚生連と緊密に連携し、取り組みを進めてまいります。

4つ目、一般財団法人伊豆市振興公社の解散について。

平成30年度まで修善寺虹の郷、もみじ林、梅林を含む自然公園の指定管理を行っていた一般財団法人伊豆市振興公社は、平成31年3月31日をもって解散し、清算業務を行ってまいりましたが、本年7月17日に清算が終了し、法人格が消滅いたしました。清算の終了に伴い、現金及び修善寺自然公園を管理するために所有していた備品類や構築物、消耗品については、全て市に寄附されたことを報告申し上げます。

なお、修善寺虹の郷については、新たな指定管理者であるシダックス大新東ヒューマンサービス株式会社により、9月8日にグランドオープンを迎えると伺っております。リニューアルされた新たな虹の郷がより一層多くの皆様に親しんでいただけるよう期待しております。

最後に、東京2020大会の準備状況について。

東京2020大会まで1年を切り、各競技会場でテストイベントが実施されております。伊豆市におきましても、10月6日に観客を動員してのマウンテンバイク・テストイベントが日本サイクルスポーツセンター内の伊豆マウンテンバイクコースで実施されます。このテストイベントでは、静岡県と連携して、伊豆市在住、在勤、在学者から500人のモニターを募集し、修善寺駅からのシャトルバスによる観客輸送における誘導や滞留状況などの把握、会場内での避難訓練、アンケート調査を実施いたします。大会に向けての課題を洗い出し、万全の態勢で大会に備えるよう準備を進めてまいります。

また、大会会場及び選手宿泊施設までの道路整備につきましても、関係者等の協力により順調に進んでいるところです。修善寺駅から会場までの道路整備につきましては、県道熱海大仁線と市道駅前柏久保線は9月中の完成を目途としており、市道大野中ノ沢線は年度内の完成を目指しております。さらに、選手宿泊施設であるラフォーレリゾート修善寺に至る市道姥金深沢日陰線の一部狭隘箇所の道路改良工事については、10月末の完成を目指しております。また、修善寺駅南口のロータリー整備につきましては、10月に実施されるテストイベントに間に合うよう工事を進めているところです。7月末に修善寺駅構内に設置されたクールミスト6基につきましても、大会本番の暑さ対策の一つとして活用したいと考えておりますが、関係者からの御意見等を踏まえ、よりよい対策を検討してまいります。想定される観客輸送や選手輸送の安全対策と定時性の確保に努めるとともに、今後も市としてのおもてな

しについて、市の関係団体等の協力をいただきながら進めてまいります。

以上、報告申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で、行政報告を終わります。

◎報告第6号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第5、報告第6号 専決処分の報告について（交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について）を議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第6号について、提案理由を申し上げます。

本件は、令和元年6月19日に発生した職員の公務中の交通事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について、令和元年7月25日に専決処分したので報告するものでございます。

詳細について、総務部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

私から、報告第6号の詳細について説明させていただきます。

議案書1ページからになります。まず、5ページをお願いいたします。

今回の事故の、まず場所でございます。中伊豆の関野地区、コメリがございまして、その前の交差点、梅木のほうから県道へ出てくるところの交差点でございます。

6ページをお願いいたします。

相手方の車が伊東方面から修善寺に向かって県道12号を直進しておりました。市の職員は、黒く塗ってある公用車ですが、梅木の方面から県道へ出る際、一旦停止後、直進してくる車が左折するウインカーが出ていたように感じたということで、職員が左折を確認せずに県道へ出たところ接触したということで、職員が勘違いだったということでございます。

戻っていただきまして、3ページの専決処分書でございます。

損害賠償の額21万9,029円、和解及び損害賠償の相手の方は、伊東市にお住いのそちら記載の方でございます。日時につきましては、令和元年6月19日の午前8時56分ごろ、関野地内でございます。

事故の概要につきましては、先ほど申したとおり、職員が県道に出た際の接触事故でございます。

和解の内容としましては、双方の過失割合を、伊豆市が90%、相手方10%ということで、

今回損害賠償の額を決定するものでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はありませんでしょうか。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

いつも議会が開かれるたびにと言っているほど専決処分、それも交通事故に関するものが多いということ、まず指摘しておきたい。

2つ質問したい。

これは、物損事故だけなのか。いわゆる相手方のか職員の方には、傷害等何もなかったのかどうかということ、1つお聞きしたい。

次に、いつも言うように、ほとんどの交通事故は思い込みによって発生するものが多いと言われています。これもそうですよね。相手は左折するんだと思った。例えばウインカー出しながら走っている車は結構多いんですよね。136号線を修善寺から大仁へ向かう場合、横瀬でウインカーを出して、そのままウインカーを出し放して国道を走っていく車は結構あります。私の前の車は自動的に戻ったんだけど、今度車を新しくしたら戻らないんだよね。そういう車も結構ある。これは余談ですけど、思い込みなのか、相手の人は確実にウインカーを出していたんですか。出さないで相手の方が直進するのにこっちが突っ込んでいっちゃったというと、大変重い。過失の割合からいったら、こちらにほとんど過失があったというふうに考えていいんだと思うんですけど、その辺はどうだったのか伺いたい。

それと、問題は事後処理です。いつも言うように、私が前に勤めていた会社なんかは、事故があったらすぐ関連した職員が集まって、反省会を開くと。そして、全職場に徹底するというような方式をとっていましたけれども、一般の土建会社というのは大体そうだと思うんですけど、伊豆市の場合は、どうも何もやっていないんじゃないかと思うんですけど、事後、こういう事故に対する職員に対する注意喚起は行われたのかどうか。どういうふうに行われたのか、その辺をお聞きしたいです。

以上。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 1点目の、物損だけかということで、幸い双方けがはなかったと報告を受けております。

また、そもそもの原因ですが、議員おっしゃるとおり、思い込みで、ウインカーが出ていると勘違いしたということでございます。

事故後の職員に対する注意喚起ですが、この事故に限らず、課長会議等でも日ごろから職員に対しては、公用車に限らず交通事故については注意喚起をしているところです。また、当然それぞれの事故のあった所属長につきましてもしっかり指導をするよう伝えているところでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

よろしいですか。

ほかにございませんか。

それでは、以上で質疑を終結いたします。

◎報告第7号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第6、報告第7号 平成30年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告についてを議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第7号について、提案理由を申し上げます。

本件は、継続費に係る事業年度が終了したため、地方自治法施行令第145条第2項の規定に基づき、精算の報告をするものです。

詳細について、総務部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 本件の報告について、補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、報告第7号の補足説明をさせていただきます。

議案書の9ページをお願いいたします。

こちら、平成30年度の継続費の精算報告書でございます。

2款1項、事業名が旧湯ヶ島幼稚園・旧湯ヶ島小学校施設改修事業でございます。

平成29年度と平成30年度の2カ年の継続事業で実施をまいりました。年割額でございますが、そちらに記載してございます、平成29年度が1億7,080万円、平成30年度が1億6,620万円でございます。平成29年度につきましては、支出済額が1億6,035万6,000円、年割額との差額が1,044万4,000円、この金額につきましては、翌年平成30年度へ逓次繰越してございます。平成30年度の支出済額1億7,065万1,000円、年割額と逓次繰越の金額を合わせた予算につきましては、年割額につきましては445万1,000円増額ですが、逓次繰越との合計につきましては、599万3,000円の執行残でございます。

全体としましては、継続費の合計 3 億3,700万円に対しまして、支出済額の合計 3 億3,100万7,000円、執行残としまして、599万3,000円となっております。

継続費の報告につきましては、以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 報告第7号 平成30年度伊豆市一般会計予算の継続費精算報告、これについて、質問させていただきます。

一番最後の△599万3,000円と、これはどういう意味なのか、どのように処分したのか伺いたい。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど補足説明で申しました全体計画の継続費の予算総額が3億3,700万円、それに対しての執行済みが3億3,100万7,000円ですので、この599万3,000円につきましては、通常の予算と執行との差額が不用額として出てくるものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 不用額というのは、そのまま戻されるということですか、その辺いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 予算上の話ですので、当然平成30年度の決算の中でも実質収支額というのが、歳入総額と歳出総額、その差額というのが実質収支として当然決算に出てきますので、その中の一部と考えていただければ結構でございます。

○議長（三田忠男君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

◎報告第8号及び報告第9号の上程、説明、質疑

○議長（三田忠男君） 日程第7、報告第8号 平成30年度伊豆市健全化判断比率の報告について及び日程第8、報告第9号 平成30年度伊豆市資金不足比率の報告についての2件を一

括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第8号及び報告第9号について、一括して提案理由を申し上げます。

これら2件の報告につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定に基づく健全化判断比率及び同法第22条第1項の規定に基づく資金不足比率について、監査委員の意見をつけて報告するものでございます。

詳細について、総務部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、報告第8号と報告第9号について、あわせて補足説明させていただきます。

まず、議案書11ページの報告第8号 伊豆市健全化判断比率の報告についてでございますが、こちら、実質赤字比率、また連結実質赤字比率につきましては、それぞれ赤字はございませんので記載がございません。また、実質公債費比率と将来負担比率6.4%、15.8%でございますが、こちらの数字につきましては、お配りしております平成30年度の伊豆市決算概要報告書をお願いいたします。説明資料のファイルの中にあります決算概要報告書になります。

こちらのまず22ページをお願いいたします。22ページの一番下の3) 実質公債費比率でございます。こちら、四角の中に算式がございます。この実質公債費比率につきましては、伊豆市の一般会計等が負担する元利償還金と準元利償還金の標準財政規模に対する比率を言っております。左側の実質公債費比率6.72060%、こちらが平成30年度の単年度の公債費比率となっております。その下に、3カ年平均6.4%とございます。こちらは、平成28年度から平成30年度までの3年間の平均を出しております。平成30年度の実質公債費比率は、3年間の平均値6.4%を使用しております。

続いて、算式でございますが、まず分子の部分につきましては、地方債の元利償還金の額と、表の下に①から⑤まで記載があるんですが、こちら該当するものが②から④までの額、こちらが準元利償還額の合計から交付税の需用額に算定される額を引いたものとなります。分子の合計額が5億7,111万3,000円となります。

続いて、分母ですが、こちらは標準財政規模から償還金等に係る交付税の需用額に算入される額を引いた額となります。この分母の額が84億9,794万8,000円となります。それぞれ分母、分子の計算により出しております。その比率が6.72060%となっております。

なお、平成28年度の率が6.02062%、平成29年度が6.62507%ですので、3カ年では6.4%

になるものでございます。健全化の判断比率が25%ですので、基準を下回っているということになります。

続きまして、将来負担比率でございます。隣の23ページの上、4)に記載がございます。この将来負担比率は、伊豆市の一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率となっております。

表の中の算式の分子でございますが、地方債の平成30年度末現在高や債務負担行為に基づく支出予定額、職員の退職手当の支給予定額などを合計した将来の負担額、表の下の①から⑤までの合計額となります。①から⑤までの合計額が将来負担額としての260億9,815万9,000円となります。この額から、これらの負担に充当できる基金の額と、地方債の残高に係る交付税の需用額に算入される見込みの額、こちらが247億5,250万5,000円となります。将来負担額から今の数字を引いた額、こちらが分子となります。分子の額が、計算後13億4,565万4,000円となります。

分母につきましては、先ほどの実質公債費比率の算定に用いた額と同額84億9,794万8,000円となりますので、こちらから割りますと、将来負担比率として15.8%となります。また、早期の健全化の基準は350%となっておりますので、昨年度よりも数値は上がっておりますが、基準を大きくまだ下回っているということになります。

続きまして、報告第9号の資金不足比率でございます。議案書の15ページでございます。

こちらは、公営企業会計として記載がございます5特別会計について赤字の状況を見るものでございますが、いずれの会計も赤字決算はございませんので、資金不足比率につきましては算定がなく、赤字比率は発生しておりません。

以上、報告第8号と報告第9号の説明とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

質疑がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

22ページに標準財政規模というのがあるんですけども、これの中身は、多分伊豆市の予算は200億円近くあるわけですよ。最終的な財政規模は200億円近くになると思うんですが、ここでいう99億9,307万8,000円、標準財政規模は、伊豆市の収入、いわゆる市民税とか固定資産税とか固有の収入をあらわしているのかどうなのか。それに対して、ちょっとわからないのは、149億5,130万円、準元利償還金に係る基準財政需要額算入額、この辺はどこから持ってきたのか。私も勉強不足で悪いんですけども、基金なんかは資料に載っているんですけども、借金についてはどこに載っているのかわからないもので、こんな質問をさせてもらい

ます。

以上、お答え願いたい。

○議長（三田忠男君） ただいまの質問は、報告第8号のほうだと思います。

それでは、答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、1点目の標準財政規模でございますが、こちら、22ページの上、真ん中ぐらいですか、1)の実質赤字比率というところの表の下に記載がございます。標準財政規模イコール標準税収入額、こちらは議員がおっしゃられた市の税収に当たるものに、普通交付税と臨時財政対策債の発行可能額、この3つを足したものが標準財政規模でございます。

また、地方債につきましては、市が地方債を起こしている元利償還金として14億6,869万3,000円、これが年間に償還する額でございますが、それに準元利償還金としまして、表の下の②③④、伊豆市に該当するのが②③④、それら市が起こした起債以外にも当然市が負担すべきものを足してございます。それが②③④、それを合わせたものから準元利償還金に係る基準財政需要額に算入される額を引いたもの、こちらが分子になるものです。よろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 再質疑はありますか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 平成30年の歳入歳出決算書の最後のところでは、基金の表があるんですけども、平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算書、最終ページに基金が載っているんですけども、借金のほうは載っていないんですけども、どこかに載っているんだったら、どこに載っているのか教えていただきたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほどの決算概要報告書の40ページ、41ページをお願いします。

[発言する人あり]

○総務部長（伊郷伸之君） 以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

[「なし」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 以上で、質疑を終結いたします。

以上で、報告を終わります。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時42分

再開 午前10時55分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎発言取り消しについて

○議長（三田忠男君） ここで、議員からの発言の申し出がありましたので、皆さんにお諮りいたします。

星谷和馬議員から駿東伊豆消防組合議会の報告で、個人名を発言した部分についての発言の取り消しをしたいとの申し出がありました。

お諮りいたします。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、星谷和馬議員からの発言の取り消しの申し出を許可することに決定いたしました。

◎議案第14号～議案第30号の上程、説明

○議長（三田忠男君） それでは、引き続き日程第9、議案第14号 平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第25、議案第30号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの17議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第14号から議案第30号までの17議案について、一括して提案理由を申し上げます。

議案第14号から議案第21号まで及び議案第24号から議案第30号までの15議案については、地方自治法第233条第3項に基づき、平成30年度決算について監査委員の意見をつけて議会の認定に付すものでございます。議案第22号及び議案第23号については、地方公営企業法第32条第2項の規定に基づく利益剰余金の処分に係る議決、あわせて第30条第4項の規定に基づく平成30年度決算について、監査委員の意見をつけて議会の認定をお願いするものです。

まず、平成30年度の一般会計決算について、その概要を御説明申し上げます。

歳入総額は204億7,801万5,000円で、財源不足に対応するための財政調整基金からの繰入金が増加したことや地域振興基金の財源とするための合併特例債の借入れが22億8,000万円と高額になったことから、前年度より36億5,116万円の大幅な増額となりました。

歳出総額は、195億6,297万7,000円で新こども園の建設や道の駅整備事業などの大型事業

のほか、先ほどの合併特例債の借り入れ22億8,000万円を地域振興基金への積立金として積み立てたことなどから、こちらも前年度より37億463万円の大幅な増額となりました。

その結果、歳入歳出差引額は9億1,504万円で、このうち繰越明許費などの財源として1億7,300万円を令和元年度へ繰り越しましたので、実質収支額は7億4,204万円となりました。

決算の詳細について、一般会計決算については会計管理者に、特別会計決算についてはそれぞれ担当する部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありましたので、これを許します。

初めに、議案第14号について、会計管理者。

〔会計管理者 城所章正君登壇〕

○会計管理者（城所章正君） それでは、私のほうから、議案第14号 平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定につきまして、補足説明をさせていただきます。

お手元に決算書と決算説明資料のほうを御準備いただきたいと思います。

平成30年度伊豆市一般会計最終予算額は、現年、通次繰越、繰越明許を合わせまして211億4,817万5,200円で行いました。

決算書285ページをお願いいたします。

実質収支に関する調書でございます。

歳入総額は204億7,801万5,000円、歳出総額は195億6,297万7,000円、歳入歳出差引額は9億1,503万8,000円となりました。収入支出差引額から、4番の4の翌年度に繰り越すべき財源の計1億7,299万9,000円を引いた実質収支額は7億4,203万9,000円となりました。

それぞれについて、御説明をいたします。

最初に、歳入を説明いたします。

最初の決算概要報告書のうちの36ページ、（1）の歳入決算の状況をお願いいたします。

ページの一番下になりますけれども、合計欄で、決算額204億7,801万5,000円は、前年度決算額と比較いたしまして120.70%で、先ほど市長が申したとおり、35億5,115万8,000円の増になっております。

1款市税でございます。前年度比99.82%、761万7,000円の減で行いました。税別の詳細につきましては同じ資料の43ページでございますので、後ほど御確認いただきたいと思っております。

これから、前年度比や決算額が大きく変わった項目について、上げていきます。

4款配当割交付金、前年対比76.78%、389万2,000円の減、5款株式譲渡所得割交付金、前年度比65.56%、673万6,000円の減、飛びまして10款地方交付税、前年度比97.15%、1億4,573万6,000円の減、これにつきましては、主に普通交付税が合併算定替による特例措置の縮減期間がことしで4年目を迎えたということによります。

14款国庫支出金、15款県支出金は大きく変わっておりません。

17款寄附金、前年度比153.16%、1億3,791万1,000円の増、これは、ふるさと伊豆市寄附金、ふるさと納税が増加したことによります。

18款繰入金、前年度比206.55%、5億3,575万4,000円の増、これは、財源不足に対応するため、主に財政調整基金から繰入金が増加したことによるものでございます。

21款市債、前年度比389.88%、32億2,359万8,000円の増、これは、主に地域振興資金の財源とするためなどの合併特例債の借入れが大きく増加したことによるものでございます。

続いて、歳出のほうを説明いたします。

同じページ右側です。37ページ、歳出決算の状況をごらんいただきたいと思います。

各款の最終額に対する執行率を申し上げます。

1款議会費、98.06%、2款総務費、93.88%、3款民生費、96.85%、4款衛生費、96.30%、5款労働費、98.73%、6款農林水産費、87.06%、7款商工費、90.40%、8款土木費、85.22%、9款消防費、93.79%、10款教育費、70.35%、11款災害復旧費、83.27%、12款公債費、99.13%、13款諸支出金、99.90%となっております。

決算額の合計は195億6,297万7,000円となり、最終予算額に対する執行率は92.50%、前年度比123.36%、37億642万5,000円の増となりました。

決算書のほう、11ページをごらんいただきたいと思います。

下段の合計欄をごらんいただきたいと思います。支出済額から翌年度繰越額7億8,455万7,800円を除いた8億64万117円が不用額となっております。

続いて、前年度と比べ大きく増減があった事業につきまして、歳出のほう、主なものを上げていきます。

再び、決算概要報告書の37ページをごらんください。あわせて、決算書のほうもページを上げていきます。

2款総務費、決算書のほうは71ページになります。公有財産管理事業の旧湯ヶ島小学校移設改修工事1億5,153万円。続いて、95ページになります。戸籍住民基本台帳事務事業の新戸籍総合システム更新用データ抽出委託料ということで3,861万円。

3款民生費、117ページでございます。介護基盤緊急整備等特別対策補助金ということで3,920万円、同じ民生費131ページ、133ページになります。新こども園の建設事業でございます。こちらのほうはそのままになっておりますけれども、5億3,709万円となっております。

続いて、7款になります。197ページ、道の駅整備事業ということで、2億4,161万円でございます。

続いて、199ページになります。こちらも道の駅の関連ということで、道の駅建築設備等実施設計業務委託料ということで6,338万円。

続いて、8款になります。土木費、207ページです。市道の整備事業ということで、その中で、先ほども申したとおりオリンピックの関連でございますけれども、私道大野中ノ沢線、

駅前柏久保線などの関連の道路工事ということで1億6,707万円。

それから、10款でございますけれども、教育費、こちらのほうは土肥小中一貫校建設事業の完了によりまして、教育費の全体で5億2,000万円ほどの減になっているという状況でございます。

続いて、12款公債費について説明します。

決算概要報告書の41ページをお願いいたします。

下段の合計欄のとおりでございます。前年度末市債残高144億6,526万6,000円に対しまして、平成30年度中に43億3,563万円を借り入れいたしまして、13億7,561万1,000円を償還したことにより、年度末現在高の合計は、174億1,528万6,000円となっております。

最後に、基金について御説明申し上げます。基金のほうは、決算書の最後のページ、293ページをお願いいたします。

平成30年度につきましては、この表にありますように、合計10億1,099万1,000円を取り崩しまして、それぞれの事業の財源として充当いたしました。また、財政調整基金、減債基金、ふるさと伊豆応援基金、新たに地域振興基金を創設いたしまして、合計32億6,751万1,138円を積み立てました。年度末の現在高といたしまして、合計は103億8,768万4,565円ということになっております。

以上、一般会計の補足説明とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第15号から議案第30号については、関係部長ごとに説明を受けます。

まず、議案第15号及び議案第24号から議案第30号までの8議案について。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、総務部所管の特別会計について、補足説明させていただきます。

まず、議案第15号でございます。

特別会計歳入歳出決算書の3ページをお願いいたします。

平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計でございますが、この会計は、公共事業の円滑かつ効率的な執行を図るため、事業用地等を先行取得することを目的とした会計でございます。

歳入総額2,646万8,779円、歳出総額2,238万3,629円、歳入歳出の差引額は408万5,150円でございます。

8ページ、9ページをお願いいたします。

歳入の主なものでございます。財産の貸付収入として、御幸橋駐車場ほか普通財産の貸付料が42万2,900円、また平成29年度から平成30年度への繰越明許の設定がございまして、その財源として、繰越金に2,602万6,664円となっております。

続いて、歳出ですが、10ページ、11ページをお願いします。

まず、繰越明許費として、柏久保の県道改良工事に伴う余剰地、こちらを先行取得しまして248.77平米、2,194万1,514円、また土地開発基金への積み立てとして44万2,115円となっております。

続きまして、13ページの財産に関する調書でございます。土地につきましては、先ほど申しました柏久保の土地の先行取得によりまして、その分面積、金額ともに増加しております。また、下の表、土地開発基金につきましては、月ヶ瀬の道の駅整備事業に伴います来訪者兼従業員の駐車場用地として、一般会計に土地を売り払ってございます。そのため、預金額がふえた一方、土地保有残高が減少してございます。

なお、歳入の御幸橋駐車場の貸し付けにつきましては、市道嵐山線改良工事のため、平成30年の4月と5月の2カ月分のみ借地料となっております。

続いて、財産区の関係となります。

決算書の217ページをお願いいたします。

平成30年度伊豆市持越財産区特別会計でございます。歳入総額154万127円、歳出総額15万8,984円、歳入歳出差引額138万1,143円でございます。

222、223ページをお願いいたします。

歳入の主なものとして、土地の貸付収入、こちらが65万6,935円、また4款の前年度からの繰越金が88万2,313円となっております。土地の貸し付けにつきましては、鎌倉女学院が主なものとなっております。

続きまして、226、227ページの歳出でございますが、財産区管理会の委員報酬の6万円のほか、財産区が管理しております墓地の管理業務委託料、こちらが9万5,000円、こちらが主な歳出となっております。

229ページの財産に関する調書ですが、こちらは、基金の積み立て、また土地ともに増減はございません。

続いて、233ページの市山財産区特別会計、歳入総額27万8,298円、歳出総額5万8,648円、歳入歳出の差引額21万9,650円でございます。

こちら、238、239ページ、歳入の主なものは、一番下の4款前年度繰越金の27万8,098円となっております。

続いて、242、243ページ、歳出になりますが、こちら、財産区管理会の委員報酬5万4,000円が主なものとなっております。

245ページの財産の調書につきましても、前年度と積立金、土地ともに増減はありません。

続いて、249ページ、門野原財産区特別会計、歳入総額11万8,263円、歳出総額3万3,984円、歳入歳出差引額が8万4,279円でございます。

254、255ページ、歳入につきましては、一番下、4款の前年度繰越金11万8,091円となっております。

258、259ページの歳出につきましては、財産区の一般管理事業が主なものとなっております。

261ページの財産に関する調書でございますが、積立金、土地ともに昨年度との増減はございません。

続いて、265ページの吉奈財産区特別会計、歳入総額293万2,179円、歳出総額5万6,184円、歳入歳出差引額287万5,995円でございます。

270と271ページ、歳入の主なものでございますが、こちらは、鎌倉女学院への土地の貸し付け料など39万5,486円、また前年度からの繰越金253万4,223円となっております。

歳出につきましては、274、275ページ、こちらも財産区の一般管理事業として5万6,184円となっております。

277ページの財産に関する調書ですが、こちらも積立金、土地ともに増減はございません。

続いて、281ページ、月ヶ瀬財産区特別会計、歳入総額192万3,010円、歳出総額68万1,272円、歳入歳出差引額124万1,738円でございます。

286、287ページの歳入の主なものでございますが、こちらは、ソフトバンクの携帯電話の基地局などへの土地の貸付料39万2,210円、また前年度からの繰越金152万9,895円が主なものでございます。

290、291ページの歳出でございます。

歳出につきましては、管理会員報酬等の一般管理費として46万864円、また財産管理費としまして、臨時雇い賃金、また墓地の管理業務委託など、合わせて22万408円でございます。

財産に関する調書、293ページ、こちらも積立金、土地ともに増減はございません。

続いて、297ページ、田沢財産区特別会計でございます。

歳入総額11万577円、歳出総額2万7,984円、歳入歳出差引額8万2,593円でございます。

302、303ページの歳入の主なものでございます。こちらは、2款に寄附金がございます。こちらは、田沢区からの寄附金10万円、それに前年度からの繰越金でございます。

304、305ページの歳出でございますが、こちらも、一般管理事業として2万7,984円でございます。

307ページの財産に関する調書でございますが、こちらは積立金はなく、また土地についての増減はございません。

最後になります。矢熊財産区特別会計、311ページをお願いいたします。

歳入総額15万2,163円、歳出総額2万6,650円、歳入歳出差引額12万5,513円でございます。

316、317ページの歳入でございますが、こちら、3款の前年度繰越金15万2,163円となっております。

また、歳出、318、319ページでございます。こちらも財産区の一般管理事業として2万6,650円。321ページの財産に関する調書でございます。こちらは、積立金はございません。また、土地につきましても増減はございません。

以上が、総務部所管の特別会計の決算の概要とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第16号及び議案第17号について。

市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、私のほうから、議案第16号 伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定、議案第17号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定の2議案につきまして、補足説明をさせていただきます。

まず、議案第16号でございます。

特別会計の決算書17ページでございます。

歳入総額につきましては42億9,800万7,781円、歳出総額につきましては41億9,114万8,320円、歳入歳出差引総額1億685万9,461円でございます。

次のページでございます。18、19ページ、歳入につきましての部分で主なものを説明させていただきますが、まず、歳入の1款でございます。国民健康保険税、これにつきましては、8億3,478万8,346円、前年比96.7%、2,870万1,276円の減となっております。これにつきましては、被保険者の減少ということで、430人ほど減少しております。

続きまして、5款県支出金でございますが、29億5,131万9,376円、この部分につきましては、平成30年度から国保の制度が変わりまして、静岡県が運営主体ということで県の補助金ということでふえております。

7款の繰入金でございます。3億334万1,726円、前年比95.2%、1,541万2,362円の減となっております。一般会計からの繰入金につきましては、法定繰入金といたしまして2億7,334万1,726円、その他法定外の繰入金でございますが3,000万円を繰り入れてございます。

続きまして、歳出の主なものについて、説明をさせていただきます。

次ページの20、21ページでございますが、1款の総務費の部分でございます。これにつきましては、職員8名分の人件費と国保事業を運営するための経費として6,450万8,488円を支出してございます。

2款の保険給付費でございます。1項の療養諸費につきましては、前年比95%の25億1,242万3,319円、2項の高額療養費は一定額以上の窓口の負担に対して給付するものでございまして、前年比92.4%の3億5,185万4,627円、4項の出産育児諸費につきましては、21件の出産に対しまして876万8,410円、5項の葬祭諸費は、60件の葬祭に対しまして300万円を給付してございます。

5款1項保健事業費でございますが、6,067万505円、前年比108.4%、469万1,371円の増となっております。これにつきましては、特定健診、人間ドック、後期高齢者健診の医療機関への委託料、また医療費分析等の業務委託料が主なものでございます。

詳細については、事項別明細書をまたごらんになっていただければと思います。

続きまして、議案第17号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計の歳入歳出決算につ

きまして、説明をさせていただきます。

ページについては、決算書の51ページでございます。51ページをお開きください。

歳入総額4億3,128万2,155円、歳出総額4億2,746万8,606円、歳入歳出差引額381万3,549円となっております。

続きまして、52、53ページでございます。歳入の部分について説明をさせていただきます。

1款の後期高齢者医療保険料につきましては、前年比106.8%の3億2,721万2,221円でございます。

3款の繰入金でございます。前年比106.2%の9,865万5,415円、これにつきましては、一般会計からの事務費繰入金として400万円、保険基盤安定繰入金といたしまして9,465万5,415円を繰り入れてございます。

続きまして、歳出の主なものについて、説明をさせていただきます。

54、55ページでございます。

1款の総務費でございますが、決算額は474万9,985円で、これにつきましては、三島市、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会への負担金134万4,000円、賦課徴収費92万1,878円が主なものでございます。

2款の後期高齢者医療広域連合納付金につきましては4億2,196万5,221円で、これにつきましては、静岡県後期高齢者医療広域連合に納付しております。前年比106.3%となっております。

以上、議案第16号及び議案第17号、2つの特別会計につきまして、補足説明を終わらせていただきます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第18号について。

健康福祉部長。

〔健康福祉部長 右原千賀子君登壇〕

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議案第18号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の説明をさせていただきます。

特別会計歳入歳出決算書の67ページをごらんください。

歳入総額33億796万8,173円、歳出総額31億9,074万2,549円、歳入歳出差引額1億1,722万5,624円でございます。

次に、68ページ、69ページをごらんください。

歳入の主なものとして、1款の保険料は、保険料基準額の引き上げにより、前年比105.8%、3,884万4,743円の増となっております。

7款、一般会計からの繰入金は、前年比101.7%、769万9,000円の増となっております。

次に、70ページ、71ページをお開きください。

歳出の主なものとして、2款保険給付費は前年比103.7%で、増加の主な要因は、在宅介護サービス費、施設介護サービス費の利用件数の増加によるものです。また、3款の地域支

援事業費は前年比98.5%で、支出金額は減少しておりますが、利用件数は昨年度並みとなっております。これは、介護予防生活支援サービス事業の利用料が、包括払いから1回の単価払いに変更となりましたことによるものでございます。

最後に、基金について、説明申し上げます。

95ページをお願いします。

平成30年度は取り崩しを行わず、利息の9,514円を積み立て、平成30年度末現在高は2億3,971万3,344円となっております。

説明は、以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第19号から議案第23号までの5議案について。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から、建設部所管の5つの特別会計の決算について、補足説明をさせていただきます。

特別会計の歳入歳出の決算書99ページをお願いします。

平成30年度伊豆市簡易水道事業特別会計でございます。

歳入総額1億7,951万927円、歳出総額1億4,870万6,385円、歳入歳出差引額が3,080万4,542円となりました。

内訳ですが、104ページ、105ページをお願いします。

歳入の主なものにつきましては、使用料及び手数料が4,351万6,811円、繰入金が2,960万円、この繰入金につきましては、一般会計決算書の157ページ、衛生費の中から、簡易水道事業特別会計繰出金として支出されております。ほかに繰越金が5,965万4,684円、諸収入が248万7,432円、次のページ、106、107ページになりますけれども、市債、事業債としまして簡易水道事業債3,720万円、公営企業等会計適用債680万円を借り入れ、歳入総額は1億7,951万927円となりました。

108ページ、109ページをお願いします。

歳出の主なものにつきましては、人件費や庶務的経費の総務管理費2,791万3,769円、工事請負費や修繕費として簡易水道費8,526万7,550円。

次のページ、110、111ページになりますけれども、長期債償還元金と利子を合わせた公債費が3,552万5,061円となり、歳出合計が1億4,870万6,385円、歳入歳出の差引額が3,080万4,542円となり、この差引額が繰越金となります。

主な事業としましては、決算成果説明資料、グリーンのものになりますけれども、216ページをお願いします。

216ページの中で、委託料としまして、固定資産台帳の作成業務委託料、そして施設改良費として、本柿木配水管配水管布設替工事、ほか6件を支出しております。

続きまして、決算書の117ページをお願いします。

平成30年度伊豆市下水道事業特別会計でございます。

本特別会計は、平成31年4月1日の地方公営企業法の適用に伴い、3月31日以前の打ち切り決算となりました。

歳入総額14億4,500万8,516円、歳出総額11億6,714万4,790円、歳入歳出差引額2億7,786万3,726円となりました。

121ページをお願いします。

歳入歳出差引残額2億7,786万3,726円を、地方公営企業法が適用されたことに伴い、同法の規定により、特別会計へ引き継ぎいたしました。

内訳になります。122、123ページをお願いします。

歳入について、主なものですが、分担金及び負担金492万5,270円、使用料及び手数料3億492万8,419円、国庫支出金1億4,731万5,000円。

次のページ、124、125ページになりますけれども、一般会計の繰入金が7億7,729万5,000円、この一般会計の繰入金は、一般会計の決算書214、215ページの土木費都市計画費の中の下水道費、下水道特別会計繰出金として支出されております。

ほかに、繰越金が9,056万7,384円、126、127ページにあります市債下水道事業債としまして、流域下水道事業債、特定環境保全公共下水道事業債及び公営企業会計適用債、総額で1億1,400万円を借り入れ、歳入総額14億4,500万8,516円となりました。

128、129ページをお願いします。

歳出の主なものとしまして、下水道建設費2億1,227万7,212円、下水道管理費、130ページ、131ページになりますけれども、4億5,313万2,032円となります。

136ページ、137ページをお願いします。

長期債の償還元金と利子を合わせた公債費が5億173万5,546円、歳出合計が11億6,714万4,790円、歳入歳出の差引額が2億7,786万3,726円となりまして、繰越金として、先ほど述べましたように、特別会計に引き継ぎをいたしました。

なお、下水道建設費、137ページの一部2億1,535万5,000円を翌年度に繰越明許費としております。

主な事業費としまして、決算資料の220ページの下段の下水道建設費の中の市の単独事業でございますが、管渠布設や公共柵設置工事などを行い、次の221ページの流域下水道事業は、狩野川東部浄化センターに関する建設負担金になります。

同じページの下段になりますけれども、特定環境保全公共下水道事業ですが、主な事業内容は、大平地区の管渠布設工事、マンホール内のポンプ設置工事、それと湯ヶ島クリーンセンター改築工事の委託を支出しております。

222ページをお願いします。

下水道管理費、業務費の流域下水道維持管理費負担金は、修善寺地区の下水道汚水の処理費用になります。下段の処理場管理費事業ですが、土肥浄化センター、湯ヶ島クリーンセン

ター、白岩処理場における維持管理業務委託料及び汚水処理経費になります。

次に、223ページをお願いします。

管渠管理事業につきましては、下水道管渠及び関連施設の維持管理を行い、下水道施設等経年劣化が進んでいる施設・設備の更新、修繕を実施し、下水道設備の整備、安定運転に努めました。

226ページにつきましては、一般会計からの繰入金になります。

ここには事業の内訳が載せてあり、各支出を行いました。

続きまして、決算書のほうになりますけれども、143ページをお願いします。

平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計でございます。

この会計も、先ほど申しましたように、本年平成31年4月1日の地方公営企業法の適用に伴い、3月31日時点での打ち切り決算となりました。

歳入総額1億6,122万4,640円、歳出総額1億1,983万6,408円、歳入歳出差引額4,138万8,232円となりました。

147ページをお願いします。

歳入歳出差引額4,138万8,232円を、地方公共企業法が適用されたことに伴いまして、同法の規定により、特別会計へ引き継ぎをしました。

歳入歳出の内訳でございますが、148ページ、149ページをお願いします。

まず歳入につきまして、使用料及び手数料2,882万4,286円、国庫支出金800万円、繰入金1億373万2,000円、この繰入金は一般会計決算の169ページ、農業農村整備費から支出されております。ほかに、繰越金1,734万1,354円。次のページの150ページ、151ページになりますけれども、諸収入が297万9,000円。歳入総額が1億6,122万4,640円となります。

152、153ページをお願いします。

主な支出につきましては、人件費等による業務費1,199万5,331円、処理場管理費4,045万9,755円、154、155ページになりますけれども、施設費499万5,490円、公債費としまして長期債償還元金と利子を合わせ6,238万5,832円となり、歳出合計は1億1,983万6,408円となり、差引額は4,138万8,232円となりまして、この差引額が繰越金となり、先ほど述べたように特別会計へ引き継ぎをいたしました。

主な事業ですが、決算説明資料のグリーンのほうになりますけれども、228ページの下段になります。228ページの下段、処理場管理事業としまして、冷川の浄化センター、吉奈、門野原、佐野・雲金、加殿、5処理場における維持管理費及び汚水処理を行いました。

229ページには、施設費で、県道修善寺天城湯ヶ島線改良工事に伴うマンホールポンプの布設替工事を支出しております。

231ページにつきましては、一般会計からの繰入金の事業の内訳を載せてあります。

各支出を行うことができました。

続きまして、決算書の161ページをお願いします。

平成30年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定となります。

平成30年度水道事業につきましては、6月に大雨が原因で一部の地域で水道水に濁りが発生したことと、また例年に比べ、漏水等による断水、それに伴う水道施設の故障等が多く発生し、該当する地区の住民の方には給水車による緊急対応を行いました。たび重なる断水により大変ご迷惑をおかけしました。

平成30年度の年間配水量は697万1,467立方メートルで、年間有収水量は、前年度比4万9,112立方メートル減の444万7,294立方メートルとなり、有収率は前年度より0.85ポイント減少し、63.79%でした。これは、漏水事故が多く発生したことと大口使用者による企業の経営環境の変化が原因だと思われまます。

水道事業決算報告書について、162ページから165ページにつきましては税込みの表示、166ページからは税抜き表示となっております。

162、163ページをお願いします。

平成30年度水道事業決算報告の(1)収益的収入及び支出、上段、収入ですが、水道事業収益が6億799万8,633円、下段、支出、水道事業費用5億2,717万4,703円です。

164、165ページをお願いします。

資本的収入及び支出の上段の収入では、建設改良費の財源として、企業債5,480万円、他会計支出金としまして、一般会計から電源立地地域交付金、下水道特別会計から、合わせて459万4,400円の収入となります。

下段の支出でございますが、建設改良費1億1,635万4,210円、主な工事としまして、176ページをごらんください。芙蓉台配水管布設替工事ほか6件が主な工事となっております。また、企業債の償還元金は1億3,057万4,938円となります。資本的収入額が資本的支出額に不足する額1億8,753万4,748円は、過年度、当年度分損益勘定留保資金等で補填をいたしました。

166ページ、167ページの水道事業損益計算書をお願いします。

営業収益から営業費用を引いた営業利益が9,503万2,744円、営業外収益、営業外費用を含めた経常利益が7,244万12円、これから特別損失を差し引いた純利益は、7,234万2,811円となりました。これに前年度からの繰越利益剰余金6万9,392円を足したものが、当年度未処理分利益剰余金7,241万2,203円となります。

次の168ページ、169ページの上の表の水道事業剰余金計算書の右の、169ページ、右から3列目、未処分利益剰余金の最下段の額の7,241万2,203円と一致しております。この未処分利益剰余金を、168ページの下段にあります水道事業剰余金処分計算書案としまして、建設改良積立金として3,620万円、減債積立金として3,620万円を積み立てる処分案を決算の認定とあわせて議決をお願いするものでございます。

決算成果の説明書の資料の中の234ページをお願いします。

水道事業費用は水道施設の安定的な維持管理のためのもので、主な事業としまして、水道

修繕調査等業務委託としまして支出をしております。これは、一昨年10月に伊豆市営水道相談センターを開設し、以降、漏水対応の迅速化と市民サービスの向上を図っております。

235ページをお願いします。

総係費でございますが、水道施設の維持管理に係る義務的経費及び人件費等を支出しております。主な事業として、委託料としまして、伊豆市水道料金等徴収業務として支出しております。これは、伊豆市上下水道料金お客様センターによりまして、水道使用料の算定、徴収、検針、名義変更、窓口対応等の業務を委託し、適切な使用者情報管理と収納率向上に努めております。

240ページをお願いします。

資本的支出は、水道管の布設替、設備や機械の更新等、施設の構築及び整備に係る経費でございます。送配水設備改良につきましては、工事請負分としまして、7地区の配水管の布設替の工事を行いました。

241ページの委託費になります。

これは、工事等に伴う設計業務の委託になります。主な業務は、中央監視、操作、施設基本計画、実施設計、策定及び設備台帳作成業務として支出しまして、次年度の運用に向けて準備を進めました。

続きまして、決算書の193ページをお願いします。

平成30年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定でございます。

まず、平成30年度の温泉事業につきましては、給湯戸数は前年度比5戸減の324戸、年間の総給湯量は前年度比1,671立方メートル減の149万675立方メートルでございました。またことしは、市発注工事の不手際によりまして、関係機関への担当日の連絡不備により、多大な御迷惑をおかけしました。今後このようなことがないようにしっかりと対応していきます。

それでは、温泉事業決算報告194ページから197ページにつきましては、先ほど申しましたように、水道と同じように税込み表示、そして199ページからは税抜き表示となっております。

まず、194、199ページをお願いします。

平成30年度の温泉事業の決算報告（1）収益的収入及び支出の上段、収入でございますが、温泉事業収益が8,015万7,125円、下段、支出は温泉事業費用6,869万587円、196、197ページの2の資本的収入及び支出の収入はなく、支出としまして1,741万2,840円で、主な工事につきましては、213ページをごらんください、中村源泉の水中ポンプ入替工事ほか2件となります。

199ページをお願いします。

温泉事業の損益計算書をごらんください。

営業収益から営業費用を引いた営業利益が1,096万1,418円、営業外収益、営業外費用を含めた経常利益が1,531万3,782円となりました。これから特別損益513万7,084円を差し引いた

ものが、当年度純利益1,017万6,698円となります。これに前年度からの繰越利益剰余金97万7,486円を足したものが、当年度末の処分利益剰余金1,115万4,184円となります。

200ページ、201ページの上の表、温泉事業剰余金計算書の、201ページの右から3列目、未処分利益剰余金の最下段の1,115万4,184円となります。この未処分利益剰余金を、200ページの下段の平成30年度温泉事業剰余金処分計算書案の利益積立金の積み立てとしまして500万円、建設改良積立金の積み立てとして600万円を積み立てる処分案を決算の認定とあわせて議決をお願いするものでございます。

最後になります。

決算成果説明資料の250ページには、改良費としまして、3件のポンプの入れかえ工事を実施しました。この結果、当地区への安定供給が図られております。

以上で、建設部所管の特別会計剰余金の処分及び決算の補足説明を終わります。よろしくお祈いします。

○議長（三田忠男君） 以上で、補足説明を終わります。

ここで、監査委員から決算審査の意見書が提出されておりますので、意見書の補足説明を求めます。

宮内代表監査委員。

〔代表監査委員 宮内知秋君登壇〕

○代表監査委員（宮内知秋君） 監査委員の宮内でございます。

それでは、ただいま議長から求められました議案第14号 平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてから議案第30号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの一般会計及び特別会計14件と、基金の運用状況並びに公営企業会計2件につきまして、審査結果並びに意見等について、御報告いたします。

審査の結果につきましては、各会計の決算書及び歳入歳出決算事項別明細書ともに関係法令に準拠して作成されており、決算内容については計数的に正確であり、予算の執行状況も全般的に適正であると認定いたしました。また、各基金についても計数的に正確であり、基金の運用状況はいずれも設置目的に沿い、適正に運用されているものと認定いたしました。

詳細については、配付いたしました意見書に記述のとおりであります。

それでは、意見書の1ページから7ページにあります審査の総括意見を中心に、概要を御報告いたします。

まず、平成30年度伊豆市一般会計の歳入総額は204億7,801万5,000円に対して、歳出総額は195億6,297万7,000円となり、差し引き9億1,503万8,000円となっており、前年度と比較した場合、歳入総額は36億5,115万8,000円、21.7%の増、歳出総額は37億462万5,000円、23.4%の増でありました。

普通会計ベースでの歳入を性質別に見ますと、自主財源は74億7,042万2,000円で、前年度比4億9,039万8,000円の減となり、自主財源比率は36.5%で、前年度比4.8ポイント減少し

ております。市税は、前年度対比761万7,000円の微減となりました。ふるさと納税による寄附金は3億9,677万5,000円で、前年度比53.2%の増となりました。

一方、依存財源は130億3,406万2,000円で、前年度対比31億2,486万6,000円の増となりました。これは、普通交付税の振替分である臨時財政対策債、合併特例債などの市債が、前年度比32億2,359万8,000円の増、県補助対象事業の増加により県支出金が前年度比7,805万4,000円の増となったことなどによります。

本年度の特筆すべき主な支出は、旧湯ヶ島小学校施設改修工事、固定資産基礎資料作成業務委託、新戸籍総合システム更新データ抽出委託、新こども園建設工事、昭和の森会館公衆トイレ新築工事、道の駅整備工事、独鈷の湯公園整備工事、長寿命化橋梁修繕工事、市道大野中ノ沢線改良工事、市道駅前柏久保線改良工事、市営団地外壁防水塗装工事、消防ポンプ車購入費などが上げられます。

市税及び使用料、手数料における収入未済額は4億3,818万4,000円で、前年度比1,125万3,000円、2.5%の減となり改善が見られますが、負担の公平性と財源の確保を図るため、徴収率の向上と滞納額の削減に向けて、さらに努力していただくようお願いします。

当市の財政状況を見ると、普通会計ベースでの経常収支比率は89.8%で、前年度比1.5ポイントの増となり、財政構造としては、やや弾力性を欠くとされる水準にあります。また、財政力指数は0.514と低い水準にあります。公債費比率は4.6%と良好で、将来負担は低い状況となっています。

次に、34ページからの特別会計になりますが、初めに、議案第15号 平成30年度公共用地取得事業特別会計についてです。歳入は普通財産の貸し付けによる財産運用収入44万3,000円で、歳出は土地購入費2,194万2,000円と、土地開発基金への積立金44万2,000円で、購入予定地2,194万2,000円は繰越明許費となりました。また、財産の状況については決算書に記載のとおりですが、今後は財産として保有する土地について、当初の取得目的にそぐわないものは処分方法を検討し、新たな活用が図られることを望みます。

次に、議案第16号 平成30年度国民健康保険特別会計ですが、歳入決算額は42億9,800万8,000円で、前年度比8億577万5,000円、15.8%の減となりました。国民健康保険税の収入未済額は2億4,561万4,000円に達しており、そのうち滞納繰越分は1億9,834万3,000円、80.8%を占めていますが、被保険者間の負担の公平性を確保するとともに、国民健康保険事業の財政健全化を図るためにも、他の税や使用料と合わせた徴収体制のもとに、効果的な滞納整理に当たっていただくよう期待します。また、保険給付費のデータを分析して適正な保険給付を図るとともに、的確な健康指導の強化を希望いたします。

次に、議案第17号 平成30年度後期高齢者医療特別会計は、歳入決算額4億3,128万2,000円で、前年度対比2,658万1,000円の増となっています。本会計は、保険料の収納業務と医療給付に関する申請書類の受付が市の主な所管業務となっています。また、保険料率は広域連合が決定しており、平成30年度については、所得割7.85%、均等割4万400円となっていま

す。

次に、議案第18号 平成30年度介護保険特別会計では、歳入決算額は33億796万8,000円で、前年度比3,815万1,000円、1.2%の増となりました。伊豆市における高齢化率は39.6%となり、高齢者福祉サービスはますます増大すると思われます。介護予防・日常生活支援総合事業を進める中で、高齢者が健康寿命をどれだけ延ばすことができるか、また、地域共生社会の実現に向け、市民が交流を図る拠点づくりが重要となりますので、人材育成など最適なサポートを希望いたします。

次に、議案第19号 平成30年度簡易水道事業特別会計では、歳入決算額は1億7,951万1,000円で、前年度比1,405万8,000円、7.3%の減、歳出決算額は1億4,870万6,000円で、前年度比1,479万2,000円、11.0%の増となりました。これは八木沢配水管布設工事等が施工されたことによります。今後も厳しい経営が予想されますけれども、安定供給に向けて効率的な給水に努め、経費削減に一層努力されることを望みます。

次に、議案第20号 平成30年度下水道事業特別会計の歳入決算額は14億4,500万9,000円で、前年度比2億755万4,000円の減。使用料、手数料は3億492万9,000円となり、前年度比1,986万6,000円の増となりました。また、分担金及び使用料の収入未済額は6,199万6,000円で、調定に対して4.1%となっています。また、市内の下水道普及率は52.8%で、処理区域内の水洗化率、接続率は79.2%であります。一般会計から7億7,729万5,000円の繰入れがされており市の財政負担が大きいことや、河川浄化という環境整備事業本来の目的に立ち返り、接続率の低い地区について、特に重点的に接続促進のための施策を講じるよう望みます。

次に、議案第21号 平成30年度農業集落排水事業特別会計は、歳入決算額1億6,122万5,000円で、前年度比1,259万6,000円の増となりました。使用料、手数料は2,880万9,000円で、3.3%の増となっています。

なお、収入未済額は463万7,000円で、調定の2.8%となっており、削減に努めるよう望みます。また、使用区域の水洗化率は95.0%であります。未加入者への接続をより一層促すとともに、設備の老朽化に伴う維持管理費が発生することが予想されますので、施設管理に配慮をお願いします。

次に、議案第24号 平成30年度持越財産区特別会計から議案第30号 平成30年度矢熊財産区特別会計までは、財産区特別会計となります。歳入決算額及び歳出決算額並びに実質収支額は、審査意見書の45ページから46ページまでをごらんいただきたいと思ひます。

続きまして、47ページからの基金運用状況は、それぞれの目的達成のために安全な運用がされていますが、今後とも運用に当たっては、厳しい財政状況を鑑み、内容を十分に検討され、目的に沿った安定的な運用を望みます。

次に、54ページからの公営企業会計ですが、初めに、議案第22号 平成30年度水道事業会計については、税抜きの総収益は前年度比540万8,000円減収の5億6,612万2,000円、総費用は1,344万5,000円減の4億9,377万9,000円で、純利益は7,234万3,000円となりました。年間

配水量は697万1,000立方メートルで、年間総有収水量は前年度比4万9,000立方メートル減の444万7,000立方メートルとなり、有収率は63.8%となっています。

建設改良事業は、天城北道路関連配水管布設替工事、年川配水管布設替工事、芙蓉台配水管布設替工事、城配水管布設替工事等が実施されました。

今後とも、水道の安定供給のために、効率的な事業運営に努め、計画的な施設の更新・整備を進められるよう望みます。また、過年度分未収金は5,055万7,000円で、前々年度から減少傾向となり、引き続き対策を講ずるよう望みます。

次に、議案第23号 平成30年度温泉事業特別会計ですが、総収益は前年度比46万5,000円増の7,479万1,000円、これに対して総費用は前年度比434万4,000円増の6,461万4,000円で、差し引き1,017万7,000円の純利益となりました。

なお、収益については、総配湯量は1,671立方メートル減少しましたがけれども、計量制の超過給湯量の増加により、増となっております。

今後とも計画的な施設更新等を図り、引き続き安定経営に努められるようお願いいたします。

なお、過年度分の未収金は997万1,000円ありますが、水道事業会計と同様に、早期に対策を講ずるよう望みます。

終わりに、決算審査全般を通して、今後とも一層効率的かつ健全な財政運営を継続できるよう、費用対効果の検証により予算の執行を図るよう希望します。また、地方交付税については、段階的に減額される激変緩和期間の4年目でありました。健全財政の維持と持続可能な財政運営の長期シミュレーションを、時として開示されるよう希望いたします。

第2次伊豆市総合計画が改正され、前期計画の3年目になります。地域拠点づくりの推進として、天城インターチェンジ周辺整備や子育て、教育環境の充実策として、修善寺東こども園建築工事などが行われています。さらに、地方創生総合戦略まち・ひと・しごと創生総合戦略の最重要政策である人口減少対策事案が実施されています。一方で、公共施設管理計画に基づく公共施設適正配置は、避けることのできない課題であります。

今後の政策課題を見ると、財政需要の拡大が予測され、こうした財政状況から、経常経費を含めた歳出の効率的な運営が求められます。財政の健全化判断比率を注視しつつ、市民が期待する持続・成長する当市の将来像を具体的に明記しつつ、効果的な政策が実施されることを希望して、報告を終わりといたします。

○議長（三田忠男君） 以上で、代表監査委員の説明は終わりました。

ただいま議題となっております議案第14号から議案第30号までの17議案に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議にて行います。

ここで議事の都合により昼の休憩にいたします。再開は午後1時15分からといたします。

休憩 午後 0時18分

再開 午後 1時15分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第31号～議案第34号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第26、議案第31号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）から日程第29、議案第34号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）の4議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第31号から議案第34号まで一括して提案理由を申し上げます。

議案第31号は、歳入において、確定に伴う地方交付税及び地方特例交付金の増額などを見込む一方、歳出においては、市内公的病院等補助金として2億1,394万円、用途廃止した旧天城農村環境改善センター及び天城温泉プール、旧橋保育園などの老朽化した公共施設の解体工事に8,200万円、土肥支所庁舎改修工事への遮煙設備の追加として1,030万円、オリンピック関連として修善寺駅へのWi-Fi整備に1,220万円のほか、前年度繰越金の2分の1に相当する額を社会基盤整備基金に積み立てるための基金積立金1億2,102万円など4億7,617万9,000円を増額し、歳入歳出予算額を184億1,973万8,000円とするものです。

あわせて、土肥支所の屋根改修工事を繰越明許費とする補正、また旧天城農村環境改善センター及び天城温泉プールの解体工事に新たに債務負担行為を設定する債務負担行為補正、臨時財政対策債発行可能額の決定に伴う臨時財政対策債の限度額の変更について地方債の補正をお願いするものです。

議案第32号は、前年度給付費の精算による超過額の国への返還など398万6,000円を増額し、歳入歳出予算額を43億304万9,000円とするものです。

議案第33号は、前年度給付費等の精算による超過額の国・県、一般会計への返還に4,714万8,000円を増額し、歳入歳出予算額を33億314万8,000円とするものです。

議案第34号は、県道改良工事に伴う公共柵取替工事や老朽化した管渠及びマンホールの更新工事のために2,000万円を増額し、歳入歳出予算額を16億1,479万3,000円とするものです。

詳細について、それぞれ担当する部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第31号について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第31号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第

3回)の補足説明をさせていただきます。

あわせて、朝、冒頭修正いただきました9月の補正予算資料も確認していただきたいと思
います。

まず、今回の補正でございます。

先ほど、市長が申しましたとおり、4億7,617万9,000円を追加するものでございます。

議案書の54、55ページは、それぞれの款、項の補正となります。

56ページの第2表、繰越明許費でございます。

こちら歳出で説明させていただきますが、土肥支所の庁舎の改修工事でございます。当初、
今年度改修予定でございましたが、建築確認等の手続の中で土肥支所のエレベーター棟に遮
煙設備が必要だということが判明しました。この工事について、今回、追加補正をお願いす
るものでございます。

よって、工事の発注もおくれているということで、補正額が1,029万5,000円、合計で
8,992万2,000円の繰り越しを設定させていただくものでございます。

第3表、債務負担行為でございます。

こちら、先ほど市長が申しましたとおり、旧天城農村環境改善センターと旧天城温泉プ
ールの解体につきまして、今回、補正をお願いするわけでございますが、工期が今年度中
には間に合わないこともございます。令和元年度の補正分としましては6,400万円予算を計上
させていただいております。それに合わせて令和2年度へ9,600万円の債務負担行為、合計
で、解体工事については1億6,000万円の予算をお願いするものでございます。

58ページの第4表の地方債補正につきましては、臨時財政対策債の借り入れ限度額が決定
しましたので、今回1億3,309万1,000円を減額し、限度額を4億2,690万9,000円に変更す
るものでございます。

続きまして、歳出でございます。

議案書の68ページ以降をお願いします。

まず、2款1項の財産管理費でございます。

公有財産管理事業としまして、旧橘保育園の解体工事に1,800万円、旧天城改善センター
と天城の温泉プールの解体工事に令和元年度分として6,400万円、先ほどの債務負担行為の
9,600万円と合わせて、本事業には1億6,000万円をお願いするものでございます。

続きまして、土肥支所費でございます。

先ほど申しましたとおり、エレベーター棟への遮煙設備の工事が必要になったというこ
とで、今回、遮煙設備工事1,029万5,000円の追加をお願いするものでございます。

2款2項の税務総務費、税の過誤納付の還付金でございます。

こちら当初予算でも予算措置はしているんですが、この9月議会までに還付が既に発生し
ているということで、これから年度を通して予算に不足を生じるおそれがあるということで、
今回146万円の補正をお願いするものです。

3款1項の心身障害者福祉費につきましては、まず事業1の障害者福祉事業と障害者総合支援事業、その下の介護保険費の介護保険事業につきましてはの還付金でございますが、こちらは前年度の事業の精算によりまして、それぞれ国庫、また県へ還付する予算でございます。

そのうち、障害者総合支援事業の自立支援給付支払等システム改修委託料126万5,000円でございますが、こちらは就学前の障害児の支援費の無償化に伴いまして、こちらに対応するためのシステム改修でございます。こちらは全額国庫の補助になります。

続いて、70、71ページでございます。

3款1項の福祉施設管理費、老人憩いの家管理事業は通常年1回の清掃と検査を行っておりますが、昨年度末にレジオネラ属菌が検出されたことに伴いまして、今年度は清掃、検査ともに2回実施したいということで、1回分の補正をお願いするものです。

続いて、3款2項児童福祉総務費です。

まず、職員の給与、時間外手当でございますが、幼児教育の無償化等新たな制度に伴いまして既に相当な時間数の時間外が発生しております。今後10月の実施に向けてさらに業務がふえるということで、今回、新事業に対応して時間外をお願いするものです。

児童福祉事業の臨時職員につきましても同様に、10月1日からの無償化制度に伴いましていろんな書類等の保護者とのやりとり、事務が発生するというので、臨時職員の雇用をお願いしたいもの。

放課後児童クラブ運営事業につきましては、現在、南小の児童クラブの一部をあゆのさとに委託してございます。南小のあゆっこクラブでございますが、場所が小学校と若干離れているということで児童クラブに来る子供の時間に差がありますので、指導員が迎えに行くことがあります。その場合、現場のほうのあゆっこクラブのほうでやはり指導員が手薄になるということで、こちらは指導員を増員したいということで81万6,000円をお願いするものです。

続きまして、保育所費の保育園一般事業の私立こども園保育園分運営費負担金は、10款の幼稚園のところでもございますが、それぞれの園の利用定員の変更による利用単価の見直しと今年度の利用者の実数を見直した結果、1,750万1,000円減額となるものです。

民間こども園の保育園の給食費でございますが、こちらは公立こども園の給食費とのバランスを考えまして補助金172万2,000円を出すものでございます。

続いて、こども園費のこども園一般事務事業でございます。

まず、臨時職員につきましては、保育教諭の産休代替のための臨時職員。

続いて、新こども園管理運営事業でございます。

児童発達支援センター運営会議の出席者報酬でございますが、令和2年4月1日からの児童発達支援センター開設に向けて円滑な運営ができるような体制づくりのための会議を設置したいと。その会議の出席者への報償でございます。

続いて、72、73ページ。

4款1項の保健衛生総務費でございます。

こちらの職員の時間外につきましても、現在、病気休暇中の職員に対して臨時職員の募集を行っておりますが、応募者がいない状態です。このまま臨時職員の応募がない場合、現在いる職員で対応する必要があるということで事務の増加が想定されますので、時間外をお願いするもの。

地域医療対策事業につきましては、市内公的病院等への補助金でございます。日赤と温泉病院ですが、日赤については1億3,643万9,000円、温泉病院につきましては7,750万円、合わせて2億1,393万9,000円。こちらの財源につきましては補助金の80%を特別交付税で見込んでおります。

4款2項清掃総務費、ごみ集積所設置補助金は当初6地区の設置を見込んで予算計上しておりましたが、現在9地区からの要望があるということで、不足分について10万3,000円を追加でお願いしたいものでございます。

7款1項観光施設管理費でございます。

修善寺自然公園管理事業の施設改修工事でございますが、現在、虹の郷で利用を停止しているインディアン砦の施設を改修し、利用の供用を開始したいということで289万3,000円。

その他観光施設管理事業につきましては、まず修善寺駅のWi-Fi整備工事1,220万円、オリンピック・パラリンピックに向けて修善寺駅でのWi-Fiを整備するものでございます。こちらは全額県の補助金を活用しての事業となります。

続いて、74、75ページの8款6項都市計画総務費の都市計画推進事業でございます。

伊豆縦貫道湯ヶ島周辺土地利用構想策定業務でございます。これは、予定されておりますインターチェンジ周辺のにぎわい創出のまちづくりを推進するための土地利用の基本構想でございます。静岡県ふじのくにフロンティア推進補助金を活用して委託を考えております。

続いて、駅広場管理事業でございます。こちらは、修善寺駅トイレ音声誘導装置改修業務でございます。現在、日本語対応の音声誘導ですが、これに英語とフランス語を加えまして、多言語化するための委託料50万円。

10款2項小学校管理費、中伊豆小学校の管理運営事業でございます。施設改修工事として345万6,000円。こちらは、中伊豆小学校の普通教室の黒板は上下に稼働する黒板となっております。今年度2年2組の黒板が落下したということで、今回、可動式の教室を全調査いたしました。やはり大分ワイヤー等の老朽化が進んでいるということで、10教室分の改修を行いたいということでございます。また既に落下しました黒板については現予算の中で対応してございます。

10款5項幼稚園管理費、幼稚園一般事務事業でございますが、こども園保育部と同様に、私立こども園幼稚園分につきましては利用定員の変更による単価の見直しと利用者数の今年度実績を見込みまして、再度見直してございます。こちらにつきましては、負担金がふえてございます。2,209万8,000円の増額でございます。

続いて、76、77ページ。

同じく、10款5項の幼稚園管理事業でございますが、幼稚園給食の補助金でございます。10月からの幼児教育の無償化に伴いまして、給食費については各園が実費徴収するということとなります。よって、補助金につきましても見直した結果、196万3,000円を減額するものがございます。

10款6項の図書館費につきましては、職員の産休のための代替臨時職員でございます。

10款7項の体育施設費、中伊豆室内温水プールにつきましては、修繕費として63万円。現在プールでは水温を加熱する設備が6台ございます。そのうち1台が故障をしているということで、冬場に向けてやはり加熱装置は必要でございますので修繕して対応したいということでございます。

13款1項の基金費でございます。こちらは基金積み立てとして1億2,102万円、平成30年度の決算余剰金の2分の1を基金に積み立てるということになってございます。当初予算で2億5,000万円を予算化してございますので、余剰金の2分の1、合計で3億7,102万円を積み立てるものがございます。当初予算との差額1億2,102万円でございます。

続いて、歳出に対する歳入でございます。

予算書戻っていただきまして、62、63ページをお願いします。

歳入、10款1項地方特例交付金は、平成30年度の交付金決定に伴いまして1,003万7,000円を増額するものです。

11款1項の地方交付税も、普通交付税につきましては税額が交付決定されております。1億9,153万9,000円の増額。当初41億6,900万円を予算措置してございます。普通交付税としましては合計約43億6,000万円となります。

特別交付税につきましては、先ほどの公的病院補助の80%を見込みまして、合計1億7,100万円を見込んでございます。

15款1項民生費国庫負担金は、私立の保育の運営費の負担金の減額に伴いまして、国の負担金を減額するもの。

15款2項の民生費国庫補助金につきましては、障害者総合支援事業補助金は、先ほど申しました給付システムの改修のための財源は全額国庫となっております。

母子家庭等対策総合支援事業補助金26万3,000円は、今年度新たに国のほうで未婚の親の児童扶養手当が新たに創設されております。こちらの財源として26万3,000円。

なお、こちらの歳出の予算につきましては、8月中に対象の親御さんに通知をするという必要がございます。現予算の中で流用して対応させていただいております。歳入について、今回計上をさせていただくものがございます。

16款1項民生費県負担金は、先ほどのこども園の保育運営の国庫の減額と同じ理由で、106万6,000円の減額。

続いて、64、65ページの16款2項総務費県補助金でございます。

東京2020大会輸送関連施設等整備事業費交付金は、駅のW i - F i と駅のトイレの音声誘導装置に対する補助金、全額県費を予定しております。

ふじのくにフロンティア補助金につきましては、伊豆縦貫道湯ヶ島周辺土地利用構想に500万円の2分の1の250万円を計上。

民生費県補助金の施設給付費補助金につきましては、給付費の見直しによる県補助金90万7,000円の増額。

幼児教育・保育無償化推進事業費補助金は、無償化のための事業の円滑化を推進するための事務費の補助金でございます。先ほど、新たに職員の時間外手当や臨時職員の賃金を計上させていただきましたが、それらは全額この事務費の補助金で対応するものでございます。

19款1項介護保険特別会計繰入金は、介護保険特別会計の事業精算による繰入金2,400万8,000円。

財政調整基金の繰入金につきましては、旧橋保育園と旧天城農村環境改善センター、旧天城温泉プールの解体工事費の財源に充てるために、今年度8,200万円の基金繰入金。

社会基盤整備基金繰入金につきましては、当初予算で土肥支所庁舎の改修工事につきましては社会基盤整備基金の繰り入れを計上してございます。今回、新たに補正させていただく分1,000万円の繰り入れをさせていただくものでございます。

続いて、66、67ページ。

20款1項の繰越金は、財源調整のための繰越金を充当するもので1億129万円。

21款諸収入。雑入としまして保育所主食負担金になっております。こちらは、こども園の給食費で合計201万円でございます。

22款の市債は、臨時財政対策債の借入れ限度額の決定に伴いまして、1億3,309万1,000円を減額するものでございます。

一般会計補正予算については以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第32号について、市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、議案第32号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、先ほど市長が申したとおり、過年度分の国保税還付金の増、また前年度の特定健診及び特定保健指導事業費の確定に伴います国と県への精算金及び平成29年度まで本市で調定をしておりました第三者求償等に係る返還金が国保の広域化に伴いまして運営主体である静岡県へ返還する制度になったことに伴います補正でございます。歳入歳出それぞれ398万6,000円を増額いたしまして歳入歳出予算の総額を43億304万9,000円とするものでございます。

それでは、まず歳出のほうから説明をさせていただきますので、88、89ページをごらんになっていただきたいと思います。

8 款諸支出金、1 項 1 目一般被保険者保険税還付金の23節でございますが、国保の喪失者の過年度分の還付金でございますが、現時点で当初予算を上回る還付が見込まれる、また予算不足が生じることが確実な状況になっておりますので、今後還付金として支出が予想される額、過去3年間の9月から3月までの還付金額の平均額を出させていただいて、82万4,000円を増額するものでございます。

同じく、8 款の5 目償還金、23節でございますが、前年度の特定健診等の事業費の確定に伴いまして、精算金、国庫支出金を含めて国と静岡県にそれぞれ36万5,000円を、また交通事故等の第三者求償等の還付金といたしまして243万2,000円を運営主体である静岡県に返還するもので、合わせまして、8 款諸支出金につきまして398万6,000円を増額をお願いするものでございます。

続きまして、86、87ページに戻りまして、歳入につきまして説明をさせていただきます。

6 款 1 項 1 目繰越金の部分につきましては、歳出の補正金額の財源として同額の398万6,000円を増額するものでございます。

以上で補足説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第33号について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 右原千賀子君登壇〕

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議案第33号 令和元年度伊豆市介護保険特別会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

歳入歳出それぞれ4,714万8,000円を増額補正するものでございます。

まず、歳出から説明させていただきます。

議案書は100ページ、101ページをごらんください。

6 款 1 項償還金及び還付加算金ですが、平成30年度介護給付費負担金の精算に伴い、2 目23節償還金利子及び割引料を2,314万円増額するものです。精算の内訳は、国庫支出金返還金が2,235万9,000円、県支出金返還金が54万4,000円、基金交付金返還金が23万7,000円となっております。

6 款 2 項 1 目一般会計繰出金ですが、平成30年度介護給付費等の精算に伴い2,400万8,000円増額するものです。

次に、歳入を説明させていただきます。

議案書98ページ、99ページになります。

4 款 1 項支払基金交付金ですが、平成30年度介護給付費交付金の精算に伴い、追加交付分として99万3,000円増額するものです。

5 款 1 項県負担金ですが、こちらも平成30年度介護給付費負担金、交付金の精算に伴い、追加交付分として547万7,000円増額するものです。

8 款繰越金ですが、平成30年度介護給付費負担金等の精算に伴う返還金の財源として4,067万8,000円増額するものです。

補足説明は以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第34号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、議案第34号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）について補足説明をいたします。

106ページをお願いします。

今回の補正予算は、建設改良費の管渠改良費2,000万円の増額補正をお願いするものでございます。

増額補正の内訳でございますが、1つ目は、土肥地区の管渠施設で5月から6月にかけて点検を実施したところ、コンクリートの劣化、腐食が激しく早急な改築が必要となりました。県道及び臨港線に敷設してある下水道コンクリート管延長112メートルの内面更生と小土肥地区内のマンホール3カ所の内面修繕に1,380万円。2つ目は、静岡県で発注を予定しています県道修善寺戸田線歩道改良工事の関連で、歩道に設置してある公共ますの改築を17カ所で620万円。合わせて2,000万円をお願いするものでございます。

103ページをお願いします。

第2条になりますが、この増額に伴い資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3億9,880万6,000円は、引継金8,262万7,000円、当年度分損益勘定留保資金3億1,617万9,000円で補填することとなります。

次に、103ページの第3条の未収金及び未払金についてですが、企業会計化に伴い、平成31年3月31日以降に発生する平成30年度の未収金及び未払金として当初予算に計上しましたが、実際の金額に差異があったため改めるものでございます。金額は、未収金は3,000万円を4,330万8,000円、未払金は3,000万円を2億3,408万円に改めるものでございます。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号から議案第34号までの4議案に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第35号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第30、議案第35号 財産の取得についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第35号について提案理由を申し上げます。

本件は、消防団消防ポンプ自動車2台を取得するため、地方自治法第96条第1項第8号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、総務部長から説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第35号 財産の取得について補足説明をさせていただきます。

まず、品名、数量でございます。

消防ポンプ車CD-I型を2台。

取得の方法につきましては、7月30日に競争入札に付してございます。こちら5社が参加しております。

取得価格5,241万5,000円。こちらは予定価格でございますが、5,272万8,500円。請負比率につきまして0.99405でございます。ただ、今回のこの入札につきましては、一度入札執行をしたんですが、予定価格に達しないということで不調になりました。その後、設計内容等を再度確認し2回目の入札に付したということで、請負比率のほうも高くなっているようでございます。

取得先でございますが、沼津市にあります株式会社畠山ポンプ製作所、代表取締役畠山昭夫でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第30号に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第36号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第31、議案第36号 駿東伊豆消防組合規約の一部変更についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第36号について提案理由を申し上げます。

本件は、駿東伊豆消防組合規約の一部変更することについて、地方自治法第286条第2項の協議を行うため、同法第290条の規定に基づき、議会の議決を求めるものでございます。

詳細について、総務部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、議案第36号 駿東伊豆消防組合規約の一部変更について補足説明をさせていただきます。

まず、この消防組合の予算についてでございますが、構成全市町で共通に負担する共通経費、それと各市町の単位が個別に負担する個別経費の2つの経費で構成されております。

広域消防発足後ことしで5年目を迎えているわけですが、消防の広域化後、活動体制は平準化されておりまして、各市町単位の行政区域の境に関係なく広域に直近の消防や救急隊が出動する体制をとっております。

今まで、それぞれ市町の個別経費としてきた経費を、今回見直すものでございます。

具体的には、新旧対照表の117ページ、118ページをお願いします。

まず、118ページで、改正前の個別経費でございます。

右側の改正前、消防署所の運営に係る物件費及び維持補修費に車両の燃料費や保険等が含まれておりました。先ほど申しましたとおり、広域後につきましては市町の行政区単位に関係なく直近の消防や救急隊が出動しているということで、それぞれ市町の境を越えて出動しております。よって、この車両燃料費については個別経費ではなく共通経費にすべきであるという協議のもと、今回、見直しをするものでございます。

よって、改正後の個別経費につきましては、まず消防庁舎に係る維持管理経費につきましては今までどおり個別経費とするものです。

117ページに戻っていただきまして、新たに共通経費とするものは既に、経常的経費としましては組合設立後の採用職員に係る人件費については共通経費、組合設立前の各市町が採用した職員については、引き続き個別経費とするものです。

今回、この共通経費に新たに消防署所の運営に係る物件費等、先ほどの改正前にありました主なものとしましては、車両の燃料費や消防署所の光熱水費などが大きな金額となっております。そのほか消耗品等につきましても、これに含まれるものでございます。

規約の変更につきましては以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第37号～議案第48号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第32、議案第37号 伊豆市表彰条例の一部改正についてから日程第43、議案第48号 伊豆市児童発達支援センター条例の制定についてまでの12議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第37号から議案第48号までの12議案について一括して提案理由を申し上げます。

議案第37号から議案第40号までの4議案は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年被後見人、または被保佐人であることを理由に不当に差別されないよう、地方公務員の欠格条項から、成年被後見人及び被保佐人の規定が削除されたことなどによる改正と合わせて、個々の条例について所要の改正を行うものです。

議案第41号は、管理会からの申し出により、財産区管理委員会委員の定数について、委員の定数の変更を行うものです。

議案第42号は、水道法の一部改正により指定給水装置工事事業者への指定の更新性が導入されるため、指定時及び更新時の手数料を定めるものです。

議案第43号は、住民基本台帳法施行令等の一部改正に伴い、印鑑登録証明書等に旧氏、いわゆる旧姓です、これを記載するために所要の改正を行うものです。

議案第44号は、介護給付費準備基金について、国の交付金の趣旨に沿った事業を実施する場合に基金の取り崩しができるように改正するものです。

議案第45号は、子ども・子育て支援法及び内閣府令の一部改正に伴い、条例で使用している用語ほか所要の改正を行うものです。

議案第46号は、令和2年4月1日に新こども園が開園すること及び幼児教育・保育の無償化の実施に伴い、一時的保育事業の保育料を改正するものです。

議案第47号は、幼児教育・保育無償化の実施に伴い、3歳児未満の保育料を改正するものです。

議案第48号は、令和2年4月1日に開所予定の伊豆市児童発達支援センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものでございます。

以上、詳細について、それぞれを担当する部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

初めに、議案第37号について、総合政策部長。

〔総合政策部長 堀江啓一君登壇〕

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから議案第37号について詳細説明をさせていただきます。

議案書119ページをお開きください。

本年6月に、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律が制定をされました。

この制定の趣旨は、成年後見人制度の利用の促進に関する法律に基づく措置として、成年

被後見人及び被保佐人の人権が尊重され不当に差別されないよう、地方公務員法等において欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図るものとされました。

このことから、伊豆市表彰条例第10条において、自治功労者が成年被後見人、または被保佐人に該当する場合は自治功労表彰の待遇を停止することとなっていたが、今回の措置により、不当に差別することがないように「成年被後見人又は被保佐人」の項目を削除するものでございます。

また、「破産者にして復権を得ない者」の文言につきましては、破産法の用語に合わせて「破産手続の開始の決定を受けた者で復権を得ないもの」に改めるものでございます。

よろしく御審議をお願いします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第38号から議案第41号までの4議案について、総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私からは議案第38号から説明させていただきます。

まず、議案書123ページの伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正でございます。

まず、新旧対照表の125ページをお願いいたします。

第25条第2号の改正でございますが、先ほど総合政策部長が申したとおり、成年被後見人等であることの不当な差別をなくすという趣旨で、今まで地方公務員の欠格条項に「成年被後見人又は被保佐人であること」が規定にございました。今回の整備法の改正によりまして、この地方公務員法から成年被後見人等に係る欠格条項が削除されました。

よって、改正前の「（法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。）」の法第16条第1号というのが「成年被後見人又は被保佐人」に該当した場合ですので、こちらの規定が削除されましたので、条例からもこの括弧書きの規定を削除するものでございます。

また、4号の「禁錮（こ）」の漢字の修正でございますが、これは常用漢字表で「禁錮」の「錮」の字が使えるということに改正になりましたので、今までは常用漢字表になかったということで振り仮名、ルビを振っていたという改正でございます。

あわせまして127ページ、条例の制定附則に新たに9項と10項を加えるものでございます。こちらの給料の半減規定でございますが、国や県の制度に合わせてまして病気休暇の制度を精査した結果、現在、我々職員の病気休暇の上限は90日を限度としております。90日を超えた場合、通常これは分限休職ということで給料の8割が支給されるわけですが、新規職員の場合4月1日から9月30日までの6カ月間は条件つき採用となっております。

これは、実際の公務員等としてのいろいろ資質等を確認するための期間ですが、条件つき採用職員がこの6カ月の間に病気休暇を仮に取得した場合、国や県の制度では90日という上限は適用してございませぬ。療養に必要な最低期限ということになっております。仮に90日を超えて取得した場合、条件つき採用職員につきましては公務員法上分限休職等の規定も適用除外されております。

今回、この90日を超えた場合に給料を半減するという新たな規定を国等に合わせまして設

けることで、条件つき採用期間中の職員につきましても一般職員との均衡が保てるということで、今回、新たに規定を追加するものでございます。

なお、今まで条件つき採用期間中に長い期間病気休暇になったという職員はおりません。

すみません、戻っていただきまして123ページの議案第38号の条例の施行期日でございますが、先ほどの成年被後見人と被保佐人が除かれる地方公務員法の施行が令和元年12月14日からでございますので、まず第25条第1項第2号の改正は公務員法と合わせまして12月14日からの施行、そのほかの文言の整理と給料の半減規定につきましては公布の日から施行するというところでさせていただきます。

続きまして、129ページ以降の議案第39号も、131ページの新旧対照表をお願いいたします。

第3条第3項の規定でございます。地方公務員法で、今まで改正前は第16条の2号、4号、5号を引用してございました。先ほど申しましたとおり地方公務員法第16条第1号が削除されますので、それぞれ2号、4号、5号が1号ずつ繰り上がるということで、改正後につきましては第16条第1号、第3号、第4号と1号ずつ繰り上げるものでございます。

こちらの施行期日につきましても、公務員法に合わせて12月14日とさせていただきます。

続きまして、議案第40号、133ページになります、伊豆市消防団条例の一部改正でございます。

こちら、135ページの新旧対照表をお願いいたします。

消防団条例では、第5条第1号で消防団員となる欠格条項が定められておりました。こちら先ほどの地方公務員法に合わせて、改正前につきましては成年被後見人、または被保佐人につきましては消防団員になることができないという規定でございましたが、公務員法の削除に合わせて第5条第1号を削る改正でございます。

あわせまして「禁錮（こ）」の文言の修正と第14条以降の「懲戒免職」の文言の整理を行うものでございます。

また、第14条、第15条の懲戒に関する規定でございますが、通常国が示しております条例準則というものがございます。内容としましては、現行の第14条、第15条と懲戒につきましては変わらないものでございますが、今回、条例の改正に合わせて条例準則に合わせたという改定になっております。こちらにつきましては、公務員法の改正に合わせて12月14日からの施行とするものでございます。

続きまして、議案書137ページの議案第41号 伊豆市財産区管理会条例の一部改正についてでございます。

こちら、139ページの新旧対照表をお願いいたします。

このたび、管理会から管理会委員の定数の変更を行いたい旨の申し出がありました。各管理会と協議の結果、それぞれの区の班編成等の実情もでございます。それによって申し出の結果、7管理会のうち3管理会についての定数を見直すものでございます。

まず、持越財産区を6人から4人への2人減、市山財産区につきましては7人から5人の

2人減、矢熊財産区につきまして6人から5人の1人減とするものでございます。こちらの条例につきましては、令和2年4月1日から、来年度からの施行となるものでございます。

私からは以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第42号について、建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私から議案第42号 伊豆市給水条例の一部改正について補足説明をさせていただきます。

141ページをお願いします。

今回の改正は、令和元年10月1日施行の水道法の一部改正により指定給水装置工事事業者制度への指定の更新制度が導入されるため、給水条例で定めている手数料について条例の一部改正を行うものでございます。

改正前は、指定をするとき1件につき1万5,000円でしたが、水道法の改正により5年ごとの更新が義務づけられました。指定時の手数料を1万円、更新時の手数料を1万円に変更するものでございます。

143ページの新旧対照表をお願いします。

改正前につきましては、第29条の2号に「規定による指定をするとき1件につき15,000円」という文言を、改正後につきましては「指定又は法第25条の3の2第1項の指定の更新をするとき1件につき10,000円」というものに変えるものでございます。3号、4号につきましては、改正後にはひとつにまとめて4号を削りました。5号につきましては、「ただし書き」の「き」を削除したというものでございます。

この条例につきましては、141ページにありますように令和元年10月1日から施行するものでございます。

以上で補足説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第43号について、市民部長。

〔市民部長 梅原敏男君登壇〕

○市民部長（梅原敏男君） それでは、議案第43号 伊豆市印鑑条例の一部改正につきまして補足説明をさせていただきます。

今回の改正につきましては、社会におきまして旧姓、旧氏を使用しながら活動する女性が増加している中、さまざまな活動の場面で旧姓を使用しやすくなるようにとの理由から、住民基本台帳法施行令の一部を改正する政令が公布されて、それに伴いまして印鑑登録証明事務処理要領も一部改正されたことに伴います伊豆市印鑑条例の所要の規定の整備を行うものでございます。

議案書につきましては145、新旧対照表は147ページから150ページでございます。

新旧対照表の147ページ、登録印鑑について規定しております第5条第2項第1号、また148ページ、印鑑登録原票を規定しております第6条第4号及び149ページの印鑑登録証明書

を規定しております第11条第1項第2号につきまして、旧氏、旧姓でございますが、旧氏の使用、記載にかかわる所要の改正を行うものでございます。

その他の部分につきましては、印鑑登録証明事務処理要領の改正に基づいた語句等の改正でございます。

なお、附則といたしまして、政令の施行期日でございます令和元年11月5日を施行期日としております。

以上で補足説明を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第44号から議案第48号までの5議案について、健康福祉部長。

〔健康福祉部長 右原千賀子君登壇〕

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議案第44号 伊豆市介護給付費準備基金条例の一部改正の補足説明からさせていただきます。

議案書151ページから154ページとなります。

市町村による高齢者の自立支援や重症化防止に関する取り組みを国が支援するため、平成30年度に保険者機能強化推進交付金が創設されました。この交付金により、第1号保険料に余剰が発生した場合には介護給付費準備基金に繰り入れることができることになっております。

しかし、現行の伊豆市介護給付費準備基金条例においては、基金取り崩しの目的として、保険給付に要する費用、財政安定化基金拠出金、または財政安定化基金償還金の財源に充てる場合に限定しております。

今後、保険者機能強化推進交付金が目的とする事業を進めるに当たって基金の取り崩しが必要になった場合に対応するため、条例の第6条に「市が行う介護保険に係る地域支援事業の財源に充てる場合」の一文を追加する改正を行うものです。

この条例は、公布の日から施行するとしております。

次に、議案第45号、155ページから160ページとなります、伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正の補足説明をさせていただきます。

急速な少子化の進行並びに児童期の教育及び保育の重要性に鑑み、総合的な少子化対策を推進する一環として子育てを行う家庭の経済的負担の軽減を図るため、市町村の確認を受けた児童期の教育及び保育を行う施設等の利用に関する給付制度を創設する等の措置を講ずるため子ども・子育て支援法が改正され、基本理念に「子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された」の一文が追加されたため、第3条の一般原則に一文を追加。

また、子ども・子育て支援法施行令の改正に伴い用語の読みかえがされ、子育てのための施設など利用給付に未移行幼稚園、特別支援学校、預かり保育事業、認可外保育施設などが創設されることから、「支給認定子ども」を「教育・保育給付認定子ども」、そして「支給

認定保護者」を「教育・保育給付認定保護者」と改正するほか、その他の用語などについても改正を行うものです。

この条例につきましては、令和元年10月1日から施行するものとしております。

次に、議案第46号、161ページから164ページになります、伊豆市立認定こども園条例の一部改正の補足説明となります。

令和2年4月1日に、新こども園が開園予定でございます。現在、修善寺東こども園の所在地が変更となることから、第2条表中の修善寺東こども園の位置を加殿「72番地の1」から加殿「22番地の1」と改正するもので、この改正規定は令和2年4月1日から施行するものです。

また、別表2の一時的保育事業保育料について、幼児教育・保育の無償化の実施に伴い給食の提供に要する費用は無償化の対象とならないということから保育料を再算定し、4時間以上の保育料を「1,800円」から「1,500円」に改正するものです。また一時的保育事業保育料は1回の利用について徴収することから「(1回につき)」を追加させていただくものです。

この条例は令和元年10月1日から施行し、第2条の表の改正規定は令和2年4月1日から施行するとしております。

次に、議案第47号、165ページから174ページになります、伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正の補足説明となります。

子ども・子育て支援法が改正され、幼児教育・保育の無償化により3歳から5歳児及びゼロ歳児から2歳児の住民税非課税世帯の保育料が無償化されることから、第3条別表、備考において保育料を「0円」と改正、そのほか子ども・子育て支援法施行令の改正に伴う用語、項ずれの改正、地方税法の改正に伴う項ずれの改正を行うものです。

この条例につきましては、令和元年10月1日から施行するとするものです。

次に、議案第48号、175ページから177ページとなります、伊豆市児童発達支援センター条例の制定について補足説明させていただきます。

伊豆市児童発達支援センターの令和2年4月1日の開設に向けて、センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものです。伊豆市の障害をお持ちの子どもやその家族への支援をするために、センター条例の構成は、第1条、第2条でセンターの設置について、第3条から第13条で実施する事業、利用定員、利用対象者、利用の承認・不承認、承認の取り消し、利用料等について定めております。

この条例は、令和2年4月1日から施行するものとしております。

以上です。よろしくお願いたします。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号から議案第48号までの12議案に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第49号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第44、議案第49号 市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第49号について提案理由を申し上げます。

本件は、市有施設の管理において発生した事故に伴う和解について、地方自治法第96条第1項の規定により、議会の議決を求めるものです。

和解及び損害賠償の相手方は、議案書記載のとおりです。

発生年月日及び発生場所は、本年5月13日午前8時ごろ、修善寺総合会館内でございます。

事故の概要等詳細について産業部長に説明させますので、御審議くださいますようお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

産業部長。

〔産業部長 滝川正樹君登壇〕

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私のほうから議案第49号について補足説明をさせていただきます。

179ページをお願いいたします。

今回の管理事故に伴う損害賠償の額は、386万5,320円でございます。

事故の概要でございますが、修善寺総合会館1階、ジオリアや美しい伊豆創造センターの事務所のあるフロアで発生をいたしました。

181ページをお願いいたします。

総合会館1階の平面図でございます。中央部よりやや左上、桃色で着色してある部分が美しい伊豆創造センターの事務所となっております。この美しい伊豆創造センターが今回の相手方とリース契約をしている印刷機につきまして、会館の蓄熱槽の清掃に伴い一時的に、平面図黄色の丸で囲みました箇所、女子トイレの脇、廊下の部分に移転をしてもらっていたところ、当該箇所の天井裏に配管してあります空調系統熱源用の配管からの突然の漏水により、漏れた水が天井を伝い設置してありました印刷機に降り注ぐ形となり、これにより印刷機を故障、全損をさせてしまったものでございます。182ページの資料にその状況をお示しております。

配管の漏水の原因につきましては、老朽化によるものと考えております。

なお、損害賠償の額につきましては、市が加入をしております総合賠償保障保険により全

額当該保険からの支払いを予定しております。

補足説明は以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第49号に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議にて行います。

ここで、35分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時27分

再開 午後 2時35分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎議案第50号～議案第52号の上程、説明

○議長（三田忠男君） 日程第45、議案第50号 市道路線の認定についてから日程第47、議案第52号 市道路線の変更についての3議案を一括して議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第50号から議案第52号までの3議案について一括して提案理由を申し上げます。

議案第50号は、修善寺東こども園建設に伴い新設される外周道路、また牧之郷地区計画に基づき新設される区画道路の2路線を認定するものです。

議案第51号は、2本の市道路線を廃止するものです。

1つ目は、天城北道路建設に伴い機能を消失したもの。もう一つは、佐野地区で計画のある砂防工事に伴い国土交通省の管理道となる市道を廃止するものです。

議案第52号は、国道136号土肥峠工区建設に伴い既存市道の改良が行われ、起点を変更するものです。

詳細について、建設部長に説明させます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

建設部長。

〔建設部長 山田博治君登壇〕

○建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから議案第50号から議案第52号までの市道路線の認定、廃止、変更について補足説明をさせていただきます。

まず、議案第50号の市道認定でございますが、183ページをお願いします。

今回認定するのは2つの路線になります。

まず1路線目は、185ページの位置図、186ページの平面図をごらんください。

修善寺東こども園建設に伴いまして新設される外周道路、市道向原4号線の認定となります。市道小川遠藤橋線の沼津土木事務所修善寺支所側を起点とし、こども園用地を外周し、遠藤橋側を終点といたします。

2路線目は、188ページに位置図がありまして、189ページが平面図になります。場所は牧之郷駅東側になります。牧之郷地区計画に基づき民間の宅地分譲に伴い新設される市道四ツ溝線の認定となります。

次に、議案第51号 市道路線の廃止について、191ページをお願いします。

今回廃止するのは2路線になります。

まず1路線目は、193ページに位置図、194、195に変更前、変更後の平面図があります。

まず場所は、193ページ、雲金地区の嵩田川を上流に行った天城北道路と接する場所になります。

194、195ページ、変更前、変更後の平面図をごらんください。

194ページ、変更前ですが、市道小塚山田線（紫色）と市道嵩田線（緑色）を結ぶ市道雲金山田線（赤色）でございましたが、天城北道路の建設に伴い市道小塚山田線（紫色）が195ページのように市道嵩田線と一部重複する形になるため、機能を失う市道雲金山田線を廃止するものでございます。

2路線目は、佐野地区で計画されております待沢砂防堰堤建設工事に伴い、市道梶山待沢線を廃止するものでございます。

位置図196ページ、平面図197ページをごらんください。

場所は、佐野、梶山地区になります。待沢川と並行して上流に向かう道路になります。廃止後は地元住民が通行できる砂防堰堤管理道として国土交通省が管理していきます。

最後に、議案第52号 市道路線の変更について説明いたします。

199ページをお願いします。

今回変更を行うのは、市道中根ノ上大還平線でございます。

位置図は201ページ、平面図は変更前が202ページ、変更後は203ページをごらんください。

場所は土肥新田、土肥方面から天城方面に向かい旧道と新道が分かれる付近になります。

当路線の変更は、国道136号土肥峠工区建設に伴い既存市道の改良が行われ、起点を変更するものでございます。変更前の起点は202ページにありますように市道下根ノ上上根ノ上頭線から分岐する交差点、土肥1983番地でしたが、変更後の起点は203ページにありますように国道との交差点、土肥1954-1に変更するものでございます。また下根ノ上上根ノ上頭線との接続機能は残した道路となります。

以上、3議案の補足説明を終わります。よろしくをお願いします。

○議長（三田忠男君） 以上で補足説明を終わります。

ただいま議題となっております議案第50号から議案第52号までの3議案に対する質疑は、9月10日開催予定の本会議にて行います。

◎議案第53号の上程、説明、質疑、委員会付託省略、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第48、議案第53号 伊豆市月ヶ瀬財産区管理会委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第53号について提案理由を申し上げます。

財産区管理会委員の選任は、伊豆市財産区管理会条例第3条の規定により議会の同意を求めることとなっております。

このたび、月ヶ瀬財産区委員に欠員が生じたため、月ヶ瀬財産区管理会の会長から管理会委員の推薦がありました。推選された植田延司さんを適任と認め、選任したいので、御承認くださいますようお願いいたします。

なお、任期は前任委員の残任期間、令和2年3月31日までとなります。よろしく御願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論につきましては、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議ありで討論がありますので、これを許します。

反対討論ですか、賛成討論ですか。

〔「反対」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） ほかにございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） それでは、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

[15番 森 良雄君登壇]

○15番（森 良雄君） 議案第53号 伊豆市月ヶ瀬財産区管理委員会委員の選任について、反対討論をさせていただきます。

私は常々、財産区は、天城湯ヶ島地区の7財産区、いわゆる小規模の財産区です。新しい議員の皆さんは承知しているかどうかは知りませんが、市区には湯ヶ島財産区というのがまた別にあるんですから、これは我々の前には何も出てこないんですよ。自分らでやっているからです。

ところが、同じ天城湯ヶ島地区の7財産区は、小規模だからということで、私たち議会、市当局が管理運営の、いわゆる市長がトップになっているわけです。おかげさまで決算議会でも3月の予算議会でも、資料だけでも特別会計の3分の1ぐらいの資料をつくっている。なぜ自分らでやろうとしないのか。やる方法はあるんですよ。大きくすればいいし、嫌なら嫌でなくしたっていいし、自分らで決められるんです、自由に。

それで、今回管理委員を選任だということで、ぜひ自分たちでやる、それから、みんなに迷惑かけないでやる。財産区はどういう仕事があるか知らないけれども、もう小規模ではやっていけないはずですよ、森林の管理は。

[発言する人あり]

○15番（森 良雄君） な、杉山君、君のところは今、財産区あるのか。

○議長（三田忠男君） 森議員、制度論についての反対ではなくて、人事案件についての反対討論をお願いします。

○15番（森 良雄君） だから、人事案件を出してきたんだから、そのもとについて議論すべきではないですか。議会もそうですよ。

ぜひ、議会の議員の皆さん、考えてくださいよ。これ皆さん考えないといつまでたっても7財産区は残っちゃいますからね。その都度、予算だ、決算で資料もつくらなきゃならない。こうやって人事異動があれば人事もやらなきゃならないと。

自分らでやる方法があるんだから、僕はある方法を選択しろと言いたい。

財産区については、私は認めていないのではないんだ。自分らでやる方法があるんだから自分らでやれと。やったほうが得だよと。そうでしょう。森林管理一つとったって小規模のものではもう管理し切れないんです。まとまって、例えば森林組合使って森林管理をしようというような方法をとらない限り、伊豆市の森林は荒れ放題になりますよ、議員の皆さん、ひとつ真剣にみんな考えてませんか。

以上、終わります。

○議長（三田忠男君） ほかに討論はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） 討論がなければ、以上で討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第53号 伊豆市月ヶ瀬財産区管理会委員の選任について、同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第53号、植田延司氏の伊豆市月ヶ瀬財産区管理会委員への選任については同意することに決定いたしました。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は終了いたしました。

次の会議は、9月3日午前9時30分から開催し、一般質問を行います。

なお、本日提出されております各議案に対する質疑の通告期限は、9月5日の正午となっておりますので、御了承ください。

本日はこれにて散会いたします。

なお、3時5分からこの場で全員協議会を開催いたします。

散会 午後 2時48分

令和元年伊豆市議会 9 月定例会

(第 2 号 9 月 3 日)

令和元年伊豆市議会 9月定例会

議 事 日 程 (第2号)

令和元年9月3日(火曜日) 午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖 明 君	2番	山 口 繁 君
3番	星 谷 和 馬 君	4番	間 野 みどり 君
5番	鈴 木 正 人 君	6番	下 山 祥 二 君
7番	杉 山 武 司 君	8番	三 田 忠 男 君
9番	青 木 靖 君	10番	永 岡 康 司 君
11番	小長谷 順 二 君	12番	小長谷 朗 夫 君
13番	西 島 信 也 君	14番	杉 山 誠 君
15番	森 良 雄 君	16番	木 村 建 一 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	総合政策部長	堀 江 啓 一 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健康福祉部長	右 原 千 賀 子 君	産 業 部 長	滝 川 正 樹 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	建 設 部 理 事	白 鳥 正 彦 君
教 育 部 長	金 刺 重 哉 君	会 計 管 理 者	城 所 章 正 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次 長	永 沼 健 一
主 査	鈴 木 恵 美 子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年伊豆市議会9月定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） 日程に基づき一般質問を行います。

今回は11名の議員より通告されておりますので、本日と明日、明後日の3日間で行います。質問の順序は、配付資料に記載した順序となります。

本日は、発言順序1番の森良雄議員から発言順序5番の杉山武司議員まで行います。

これより順次質問を許します。

◇ 森 良 雄 君

○議長（三田忠男君） 最初に、15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

きょうはたくさんの傍聴の皆さんがいらして、私も頑張らなきゃなという気があります。ただ、前回の傍聴者は質が悪かったですね。私、思わず怒鳴ってしまったですよ、うるさいって。特定の方を応援する傍聴者だったと思いますけれども。きょうはどうも修善寺地区の皆さんで、そうそうたる方々ばかりです。特に伊豆市の福祉には御関心のある方ばかりだと思います。

つい最近発表されたのは、長泉だ、三島だ、函南だ、こういうところは住みよいまちだというふうにコンピューターがはじき出したと言うんですね。残念ながら伊豆市の名前は出てきませんでした。それはそうですよ。200億円でごみ焼却場をつくると。私、何で200億円もかかるのかなと思って今調べている最中なんですけれども、どうも落札率は99%ぐらいだそうですよ。もっともこの議員さんの中に落札率なんて言ったって一体何人理解するかですね。大体入札は地方自治法にのっとってやるんだけど、ここの皆さんの大半は建設三法だなんてやっているんだから、伊豆市はうまくいくわけがない。

- 議長（三田忠男君） 森議員、一般質問お願いいたします。
- 15番（森 良雄君） 一般質問の出だしなんだよ。
- 議長（三田忠男君） 出だしに書いてありませんので。
- 15番（森 良雄君） 傍聴者の皆さん、市民の皆さん、全国の皆さん、これが伊豆市議会なんだ。
- 議長（三田忠男君） 全協での約束事でございますので、よろしく申し上げます。一般質問をお願いします。
- 15番（森 良雄君） あなたね、そういうことを言うんだったら、全員に言いなさいよ、書いてないことは言うなって。
- 議長（三田忠男君） そう取り決めましたので、お願いいたします。
- 15番（森 良雄君） いいですか。ほかの議員の皆さんも書いてないことは言っちゃいかんですよ。それが取り決めだと言うんだから。
- それでは、15番、森良雄、一般質問に入ります。
- 一言、またちょっと関係ないけれども、なぜ私が1番なのか。優秀だからじゃないんですね。くじ引きで決まったんです。これだけは市民の皆さんは理解しててください。
- それでは、一般質問に入ります。
- 防犯カメラ。
- 防犯カメラについては毎回質問させていただいております。6月議会からでも防犯カメラについては大きく変化しています。進化しています。防犯カメラは日々進歩しています。6月の質問からでも防犯カメラの一層の進化が、変化がうかがえます。
- 市長は防犯カメラの導入には消極的なようですが、防犯カメラには犯罪の抑止力に大きな効果があります。犯罪抑止力に大きな効果があることについて、その抑止力は半端ではありません。市長はどう考えますか、お聞きしたい。ぜひこの辺、市長さん、お答えください。総務部長は防犯カメラを市が設置することはないと言ってます。それでは、今でも市長の考えも同じですか、伺いたい。防犯カメラなくしては犯罪捜査も成り立たなくなっています。市長はどう考えますか。同意できますか。
- 防犯カメラの防犯効果は犯罪捜査の上でも、犯罪防止効果としても抑止力は大きな効果を発揮しています。7月には防犯カメラの抑止力の網がその効果とともに報じられました。ことし上半期、1月から6月の刑法犯認知件数が17年間連続で減少していることを報じています。防犯カメラの整備で街頭犯罪は割に合わない犯罪と言われるようになりました。7月に発生した福岡県での殺人事件でも防犯カメラから犯人逮捕に至ったことが報じられています。市長はまだ防犯カメラの設置には否定的ですか、伺います。
- 次、狩野川の水質。
- これもちょっとこの質問書には書いてないんですけども、皆さん、ぜひ修善寺橋の上から下をのぞいていただきたい。大仁橋の上からでも結構です。泡が流れているんですね。数

年前までは修善寺橋の上から下を見た狩野川は本当に清流ですよ。透き通って見えました。残念ながら今は透き通って見えません。

狩野川の水質の悪化について質問します。

狩野川の水質悪化が進行しています。驚くほどの悪化です。以前は修善寺橋から眺めた水質の悪化を問題にしましたが、同様の水質の悪化が大仁橋でも見られるようになりました。大仁橋から狩野川を眺めるときれいな水の流れを見ることができました。

ところが、今では狩野川の流れは異様な泡が浮かんで流れています。その泡は、あそこから上流側を見ると、松下の瀬というところが見えるんですね。その泡ははるかな松下の瀬付近から見えています。水質検査は実施しているということですが、最近の水質検査の状況はいかがですか。水質の悪化を示す排水検査の数値はありませんか。

修善寺橋の上から水面を見てください。以前は透明でアユもよく見えました。今橋の上からのぞいた狩野川の水には透明感がありません。水質汚濁の原因を調べる考えはありませんか。狩野川の水質を改善する考えはありませんか。市長も、それから幹部職もぜひ一度修善寺橋の上から下をのぞいていただきたい。いかに水質が悪化しているかです。

関野川の管理はどこがしていますか。

関野川を関野橋から下流方向を見ると、河原に碎石の山が見えます。建設部は承知していると思いますが、いかがですか。

西日本豪雨以来、河川の流れを妨げる樹木などの障害物の撤去が進められています。この川の河川の管理責任は伊豆市にあると思いますが、いかがですか。

この碎石の山を築くのに伊豆市は関与していますか。碎石の山を築くに当たり、相談を受けていますか。それとも誰かが勝手に碎石を投入したのでしょうか。土石流の危険もあると思いますが、今後の市の考えを伺いたい。

次、働き方改革。

今、世を挙げて働き方改革です。IT革命の話聞けば大半は働き方改革です。働き方改革では職員の採用も大きな問題になっています。伊豆市では市職員の働き方改革をどのように捉えていますか。今もうIT関係は優秀な職員の奪い合いですね。中には3,000万円、4,000万円出すと、こんなところもあるんですね。1,000万円台はもうざらですよ。優秀な技術者を確保しない限り企業の発展はありません。当然伊豆市の発展もないでしょう。伊豆市では市職員の働き方改革をどのように捉えていますか。市長の働き方改革についての考えを伺いたい。

クラウド化も働き方改革の一つだと思います。伊豆市の電算機のクラウド化について伺います。既にクラウドの導入は進められているとも伺いますが、クラウド化の現状と今後のクラウド化の計画状況はいかがですか。予定はいかがですか、伺いたい。

三島市、伊豆市及び伊豆の国市の電算センターは今年度にクラウド化の計画が進められています。この電算センターでは大きく68の業務があります。伊豆市では68の業務のうち53業

務を電算センターで処理しています。すなわち15業務は伊豆市で処理しているのです。この辺は間違いありませんね、確認したい。ぜひ細かく確認していただきたい。

戸籍、戸籍民刑、戸籍副本データのバックアップ、要介護認定支援、介護認定の公平性・事務の効率化、特定健診システム、特定健診の健診結果の入力、受診管理、上下水道の窓口業務、検針業務、調定業務、口座振替業務、収納業務管理、農家台帳、障害者福祉業務、水道企業会計に関する財務会計管理、土木積算管理、農林土木積算管理、図書館予約システム、農林土木積算システム、図書館予約システム、施設予約管理、畜犬管理、総合行政ネットワークシステム、以上15業務が伊豆市独自のシステムで処理していると理解してよろしいでしょうか。なかなかこれ理解できないんですよね。後でよろしく教えてください。

この15業務を三島、伊豆市及び伊豆の国市電算センター協議会のシステムに伊豆市のシステムを移行する考えはありませんか。1件ごとでもやるつもりはありませんか。これら15システムは伊豆市の電算センターで処理されていると思いますが、既にクラウド化されているのもあると思います。どれがクラウド化されているのか伺いたい。これら15システムはそれぞれのくらいの費用がかかっていますか、伺いたい。

伊豆市の電算システムの予算は1億5,000万円ぐらいだと思います。3市の電算センターへの分担金は約1億円です。伊豆市独自の電算センターの費用はおよそ5,000万円です。この質問の根拠は、これを3市の電算センターへ移行できれば、この5,000万円は3市が負担するんだろーと考えられるからなんですね。お金がない、お金がないと言いながら、ここは大きな財源ですよ。それが質問の根拠です。この15業務が3市の電算センターへ移行できれば5,000万円の節約ができると考えますが、いかがでしょうか。当局の考えを伺います。

システム的な障害は考える必要はありません。移行できない理由を伺いたい。これ何でシステム的な障害を考えなくていいかといったら、今のコンピューターはコンピューターが考えてくれるんですよね。このシステムは違いますよ。こうやればできますよと。それが今のコンピューターなんです。大容量高速のクラウドが教えてくれます。システム的な障害はシステム的に解決できます。システム的な障害はシステムの改良で克服できます。システムは改良を待っています。要はやる気だと思いますが、いかがですか。市長の考えを伺いたい。

次、フロアマネージャー。

伊豆市役所では来訪者の案内をするために、入り口に案内者、すなわちフロアマネージャーと呼ばれるしゃれた名称の案内がいます。1時間交代で案内業務についているとのことですが、公共の職員がたとえ1時間といえどももったいないと思います。ホテルの案内係をロボット化しているところもあるようです。人材不足が社会問題になっているときです。高給の職員を配置するのはもったいないように思います。フロアマネージャーのロボット化を考えてはいかがでしょうか。話題性もあると思いますが、いかがでしょうか。

次、花火。

新聞報道によると、伊豆市は土肥と修善寺の温泉場の花火大会で花火を打ち上げたそうで

すが、事実ですか。伊豆市はお金がない、お金がないと言ってますが、お金はどのように出てきたのでしょうか。お金の捻出先を伺います。花火の内容を伺います。それぞれの程度の花火を何発打ち上げましたか。それぞれ費用は幾らでしたか。花火の効果はどうでしたか。花火は誰に対して打ち上げたのですか。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの森良雄議員の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。
防犯カメラについて、総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） おはようございます。

森議員の防犯カメラについてですが、毎回同じ答弁の繰り返しとなってしまっていますが、防犯カメラについては全く必要がないというふうには考えておりません。防犯カメラによりまず犯罪の抑止力という観点では有効と考えておりました、既に市でも市の公共施設、こちらの管理に必要なところにつきましては何基かを設置しております。また、その設置箇所については、これまでも答弁させていただいておりです。プライバシーの問題も当然ございますので、これまでの答弁と同じように、地域ぐるみで御要望等ございましたら、他市でも若干やっているようです補助制度などを研究をしていきたいということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

15番、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 今までと全く同じ考え方なんですよ。設置してあるとおっしゃっているんですけども、駅に5台設置してあるだけ。あとは民間で何台か設置しているでしょう。間違いないですね、総務部長。市長もそうですよ。市長は今まで警察と相談しているというようなことをおっしゃってますけれども、警察とも連携しているようだったら、どの部分と連携しているのか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 防犯カメラ自体についての協議というのは具体的にはしてございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 具体的にしてないって何ですか。今まで何回僕は同じことを質問しているんですか。やってないんじゃないですか、じゃ。私、何でこんな警察のどこと話し合

っているのか聞きたいというのは、市長は警察と話していると言うから、じゃ誰と話しているのかね。刑事課なのか、地域課なのか、交通課なのか、それとも署長クラスと話しているのか、そういうのを聞きたいなと思った。聞いたら、そこへ行ってどういう考えなのか聞いておこうと思っているからこれ質問しているんですよ。ところが、前回の話では地域でやってほしいというようなことを言っているけれども、地域には話してないんでしょう。地域づくり協議会とか区に対して防犯カメラの設置を考えてくださいよなんていうことは何も言ってないわけだ。いまだに言ってませんか、教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 以前、私が警察との意見交換ということをお願いしたのは、駿豆線活性化協議会の中で、自転車盗難については駅にカメラを設置していただいたところは効果が上がっているという警察署長の発言をここに引用して、そういったことも検討としてはあり得るということをお願いした次第です。

ちなみに昨年35回タウンミーティングを行いました。1カ所で、場所は申し上げませんが、カメラの設置の要望があったのは防犯ではなくて、認知症対策で行方不明になる高齢の方がいらっしゃるのでつけたらどうかという御意見がございましたけれども、その後、すぐに役員の方が来られて、特段うちは必要がないからということで、約800人の皆さんのタウンミーティングの発言の中では、防犯の観点からのカメラの設置という要望はございませんでした。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） やっと署長が話したということですね。駅の駐輪場に防犯カメラを設置したらというような話があった。それも何回も聞いているんですよ。駅と言ったら修善寺駅でしょう。牧之郷かもしれませんけれども。修善寺駅に防犯カメラ、駐輪場には設置してませんけれども、誰もやる気ないんですか。市は考えてませんか。当然考えてはいないと思うけれどもね。やるんだったら大仁駅は当然伊豆箱根がつけていると思います。伊豆箱根に言いましたか、あそこ防犯カメラつけたらと。伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 修善寺駅の西口に駐輪場がありますけれども、そこについては伊豆箱根と土地の使用の賃貸の契約をしております。その中で一応その管理、例えばフェンスとか舗装とか壊れたところは市が直しなさい。ほかについては日常的な維持管理というのは甲、甲というのは伊豆箱根ですけれども、甲も協力しますというような契約を結んでいるところでございます。この辺の中で一応その駐輪場にはお願いという看板があるんですけども、その中にこの駐輪場は電車を利用していただくお客様のためということを伊豆箱

根と大仁警察署の名前で書いてあるものですから、今そこで、そういうことで伊豆箱根のほうとは協議に入っております。まずここをどういう管理をしていくかというところで協議に入っているものですから、その中で防犯カメラをどうするかというのは今後の話になりますけれども、まずその協議を今行っているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） じゃ、協議しているというふうに理解していいですね。駐輪場というのは意外と犯罪の温床というのか、以前もう10年だか20年前になりましたけれども、高校生の騒ぎがあったんですね。発端はこの駐輪場ですよ。以前そのころの駐輪場とは大分様子が違いますけれども、ぜひ駐輪場、人が集まる場所ですから、考えていただきたい。大仁駅にはうそかまことか知りませんが、防犯カメラ設置と書いてありますよ。全くいわゆる防犯カメラの進化ということを考えてないんだね。市長に聞きますけれども、リレー方式と御存じですか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 承知しておりません。

○議長（三田忠男君） 森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 承知してないと言ったんだね。こういうのは馬の耳に念仏と言うんですよ。知らない人に何言ったってだめなんですよ。最近の犯罪は、リレー方式と言うのは、要はリレーの防犯カメラがずっと並んでいて、リレーのようにそこから犯罪を追跡していくということなんです。リレー方式で犯罪者を追い詰めると。この間も逃げ切れないと自首してきた人いるでしょう。あれがまさにリレー方式なんですよ。日本全国どこ行ったら防犯カメラで追い詰められてしまうと。もう時代が変わっているんですよ。

ところが、我々のまちは変わってませんよね。例えばここから熊坂までずっと歩いていく。大体皆さん旧道を歩いていくんですね。今この時間、表へ出ている人はほとんどいないでしょう。だけど、若い女性が1人で歩いているなんていうことはあるんですよ。熊坂の方は御存じかどうか知りませんが、やっぱり不審者が出てきたというような情報はあるんです。こういうのをやっぱり防止するには、瓜生野では区長さんが軽トラに乗ってまちを巡回していたと言うけれども、今はやってないようですね。24時間365日監視の目を働かせてくれるのが防犯カメラなんですよ。伊豆市の安心・安全のまちづくりを考えるんだったら、やはり私は必要だと思いますよ。

市長はよくタウンミーティングを35カ所でやったと。どういう方が出てきたのか知りませんが、恐らくタウンミーティングに出てくるような人は歩いてなんか通りませんよ。マイカーをお持ちの方でしょう。しかし、私の言っているのは、小中学生だ。そういう自分の足で歩かなければならない人のために防犯カメラを設置したらと。

もうプライバシーだなんて言っている時代じゃないんですね。ここで何度も言ってますけれども、成田行ってごらんくださいよ。もうみんな入国審査はカメラの前を素通りするだけでいいでしょう。この前も行ったことがあるんですけども、僕は判こ欲しいと言ったら、判こ押してくれましたよ。そういうカメラでもって入国審査する。そういう時代になってしまっているんですね。リレー方式も御存じないようで、これは困りますね。要はまちによっては1,700台かな。犯罪が起きたときに警察へ使ってくれと、いわゆるデータを出したまちもあるんです。ぜひそういうまちにしてもらいたいと思います。何回言ってもわからないから、また次回質問しますんで、よろしくをお願いします。

狩野川の水質の悪化についてお伺いします。これも私、初めての質問じゃないんですね。この後、西島さんも質問……

○議長（三田忠男君） 森議員、1問目が終わったということで、2問目の答弁を受けてからの質問をお願いします。

○15番（森 良雄君） わかりました。

○議長（三田忠男君） それでは、狩野川の水質の悪化についての答弁を求めます。市長。

○市長（菊地 豊君） 市民部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 狩野川の水質に関しましては、国土交通省中部地方整備局河川部長を会長といたしまして、沼津河川国道事務所が事務局を担っております。そのほかにも静岡県、流域市町で構成しております狩野川水系水質汚濁対策連絡協議会におきまして、議員がおっしゃる大仁橋を調査地点として水質調査を行っております。

平成30年度の大仁橋の調査結果につきましては、水質がよいとされる「AA」から悪いとされる「E」、7段階での水質汚濁に係る環境基準の類型、その部分において大仁橋についてはAという結果が出ております。また、過去10年の環境基準類型データ、発表されているデータでございますが、それを見ましてもAという結果を確認をさせていただいております。

次に、原因という部分でございますが、今申したとおり、過去10年、過去から現在までの水質の調査の結果、これを確認したところ、特に目立った水質の悪化を示すデータが確認されておられません。改めて水質汚濁の原因について調査するという部分は今のところ予定はございません。

水質を改善する考えという部分につきましては、今後とも下水道への接続、単独浄化槽から合併処理浄化槽への転換、そのような部分につきまして、広報を通じまして住民の皆様、市民の皆様に環境の部分、そういった部分の意識を高めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 今のお話聞いてがっかりしているんですけども、私たちのまちは観光のまちだと言いながら、環境の悪化は目を覆うばかりですね。市長、それから市民部長、できたら副市長にもお聞きしたいけれども、皆さんは修善寺橋の上から下を見ましたか、この質問を受けて。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 立場上、私は市内をいろいろなところを回りますので、その都度川というものはほとんど毎日のように視野に入っておりますし、修善寺橋は再三見おろしております。

○15番（森 良雄君） 泡は見えませんでしたか。それを聞きたいんですけども。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

○15番（森 良雄君） 傍聴者の皆さんね。答えさせないんだ。上から見たと言うんだったら、泡見えたでしょう。市民部長も答えてください。泡見えませんでしたか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 私も庁舎周辺から見ております。また、修善寺橋の部分から見えておりますが、泡という部分についてはちょっと確認はしておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 目が悪いのかね、泡が見えちゃうんだよね。ことし大型免許返上してしちゃっているんですけどもね。目が悪いんですね、やっぱりね。と言いながら、裸眼で橋の上から泡が見えますよ。ぜひ確認してください。それで、見えるか、見えないか時間的な問題があるんですね。やっぱり何カ所か定点を決めて、時間を決めて、時間がわからなかったら24時間、1時間ごとにチェックするとか、そういう調査方法だってあるんですから、水質の悪化について調査しようとする気はありますかどうか伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほども申したとおり、水質検査の結果、水質を悪化するデータは確認されておりません。国交省がやっている部分については確認されておりません。そのほかにも伊豆市でほかの団体が実施しております水質検査の結果についても特段の悪化を示す数値は見られておりませんので、今のところ再調査、原因究明という部分の考えはございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 国交省がやっているって、国交省がやっているのは大仁橋だけでし

よう。私が言っているのは大仁橋から上流側、いいですよ。修善寺橋から上流でも構いませんよ。水質の管理は伊豆市はやる気あるんですか、ないんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほど申したとおり、伊豆市におきましてもという言い方をしましたけれども、伊豆市が加盟しております狩野川水系水質保全協議会、前の議会でもたしかこの名前を、団体を出ささせていただきましたが、その伊豆支部、伊豆市、伊豆の国市、函南町が水質検査を実施しております。採水場所につきましては、船原橋、宮田橋、湯川橋、小川橋、大仁橋、熊坂橋、その6カ所を実施しております、いずれも過去のデータ、水質悪化を示すデータは確認されておられません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 確認してませんってね、その水質検査はでたらめですよ。はっきり言わせてもらう。市長、笑い事じゃないからね。私は水質1種の公害防止管理者の資格持っているんですよ。どういう水質検査をするかぐらいは自分らで考えてくださいよ。現に、いいですか、傍聴者の皆さんね、ぜひ修善寺橋の上から下見てください。泡が見えるんですよ。例えばここから見て左岸側の水がたまっているところにはもう泡が滞留しちゃっている。本流側は恐らく流れているときも流れてないときもあるでしょう。いいですか。泡が浮いてるとか濁っているかというのも水質検査の1項目ですからね。私から言わせれば全然やっけないんじゃないかと言いたいですよ。今までの結果はいいですよ。きょうからでもやっけないですか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 関係する団体、国交省、また伊豆市、また下流の伊豆の国市、函南町で構成する団体等でも先ほど申したとおり、水質検査は実施していると。その水質検査の内容についても、生活環境の保全に関する環境基準に合わせて水質調査を実施しております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） それ伊豆市がやっているんでしょう。誰がやっているのか。いわゆる修善寺橋から上流側ですよ。そこには泡とか何かが入ってないんですか。透明度なんていうのは入ってないんですか。伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 環境基準の中で水質を調べる項目、その部分については議員も御存じかと思いますが、水素イオン濃度、ペーハー、そのほかに生物化学的酸素要求量と、こ

れBOD、浮遊物質質量、その部分SSという部分を調査しております。また、溶存酸素量(DO)という部分について伊豆市が業者に委託、先ほど申した狩野川水質保全協議会伊豆支部が業者をお願いをさせていただいて、調査を実施しております。

○議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番(森良雄君) やっと伊豆市がやってますと教えてくれたんですよ。ぜひ表面上の汚れなんかも見てくださいよ。SSでもやっているわ、BODもやっていると言うんだったらね。だけど、いわゆる濁りがあると言うんだったら、どこかで変化しているはずなんですね。そういうのを見てくださいよ。経年的にグラフ状でくるとすればわかるはずなんですね。それから、きょうから、今から泡ぐらいとめてください。時間がないから言いますけれども、これについては西島議員もやると思いますけれども、例えばパールタウンの排水溝、それから伊豆市の何カ所か処理場がありますよね。いわゆる汚水を処理しているところですね。中伊豆にもあるでしょう。柏久保にもありますよね。加殿にもありますね。それから大量の温泉水を排出する修善寺の温泉場、この辺の排出口の水質を調べたらどうかと思うんですけれどもね。いわゆる先ほどから言っている場所を決めて水質を調べなさいと、そういう気はありませんか。

○議長(三田忠男君) 答弁願います。

市民部長。

○市民部長(梅原敏男君) 場所を決めてという部分、先ほど申した部分については2つの団体に調べている調査地点でございますが、そのほかにも伊豆市として環境の部分で冷川の部分とか大見川、地藏堂川、冷小川、そういった部分について伊豆市としても調査しております。ですので、そういった部分については環境基準の類型に合わせてAという基準をクリアしております。ですので、ほかの施設の部分、その部分については行政的に管理している部分、その部分については排出する基準は全て市で管理しておりますので、その部分はクリアしているものというふうに思います。

○議長(三田忠男君) 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番(森良雄君) ここについてはこれでやめますけれども、きょうからでもいいからぜひ修善寺橋の上から下をのぞいて記録とってくださいよ。きょうは泡浮いてませんでした。きょうはアユが見えました。それだけでもいいんです。言っておくけれども、伊豆市は何も記録とってないんだよね。例えばこれからやる入り口のフロアマネージャーの人って、どんなお客さんが何用で来たかなんて記録とってないでしょう。今まで言っていた天城の何かどこかから来たおじさんが電話案内しているとき、どこからどんな電話が来たかなんて、そういう記録もとってないんだ。記録とってないとデータとしては残らないですよ。この水質もそうですね。記録とってください。何月何日どこで、それもできれば定点で定時に、記録

をとる本質ですよ。定点で定時に。水質検査なんていうのは24時間、1時間置きに見るとか、そういうことはやらないとわからないですよ。例えば修善寺、修善寺ニュータウンの人がいるからやめるけれども、今中伊豆だ、柏久保だ、加殿だということを言いましたけれども、ここで処理場の場内を洗浄した汚水をそのまま流しているんじゃないかということも考えられるんですよ。だから、やはり24時間のうちの例えばお昼の12時だけ調べたって、これは水質なんていうのはわからないです。水質検査はどういうふうにするかなんて、やはり24時間、1日何回か決めて、ちゃんと検査して記録をとっておくと。それで初めてどのぐらい水質が悪化しているかというのがわかるはずですよ。

じゃ、次に移ります。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今処理場の話が出たものですから、処理場の関係でうちのほうに下水道と農業集落排水事業の処理場が全部で7カ所あります、市内に。その中で水質汚濁防止法というのに基づきまして、健康を害するおそれがある有害物質、それと生活環境に被害のおそれがある生活環境項目という水質検査を行っております。生活環境項目につきましては月1回、処理場から出るところで取っております。有害物質につきましては年1回、生活環境につきましては14項目の検査を行いまして、有害物質につきましては、年1回につきましては30項目の検査を行いまして、全て異常なしという結果でデータをしっかり持っておりますので、以上です。

○15番（森 良雄君） 以上で終わります。

○議長（三田忠男君） 順番でよろしいですか。

○15番（森 良雄君） はい。

○議長（三田忠男君） 関野川の管理はどこがしていますか、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 関野川は市が管理する準用河川になります。御指摘いただきました関野川の関野橋下流側を確認しましたが、碎石の堆積等は見当たりませんでした。多分議員のおっしゃる場所は、関野橋から上流、天神橋とありますけれども、その下流の箇所だと思われまして、その碎石につきましては、河川区域外の民地部分に敷かれたものでありますので、市としては関与しておりません。また、問題もないと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 橋の名前を間違っただったら、また質問しますからいいですけども、今市が関与しないとおっしゃっていましたが、そんなことは僕はあり得ないと

思うんですね。よく調べてくださいよ。

次へ移ってください。

○議長（三田忠男君） 次、働き方改革、答弁願います。
市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 働き方改革のまずクラウド化の現状と計画ということですが、伊豆市のクラウド化の現状につきましては、現在電算センター協議会の業務のうち、財務会計と人事給与システムを既にクラウド化しております。今年度中に新たに37の基幹業務をクラウド化する予定です。伊豆市単独業務は、議員おっしゃるとおり15業務です。

また、この15業務につきまして電算センターに移行したら経費が安くなるということですが、現在、この15業務について市が単独で負担している経費が年間で約3,100万円になります。仮にこれを電算センターに移行しても、この実費負担分につきましては何ら変わりませんので、移行したからといって経費節減につながるものではございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。
森良雄議員。

○15番（森 良雄君） これも1つずつまた時間かけてやりたいと思いますけれども、ひとつきょうは傍聴の皆さんがいっぱいいるもので、どのぐらい伊豆市の皆さんが電算機で余分に経費負担しているかですよ。三島市は723円、伊豆市は2,082円、伊豆の国市は1,424円、このぐらい市民負担に差があるんです。いいですか。予算書を見れば、伊豆市の負担、電算の予算は1億5,000万円のうち伊豆市の分は5,000万円ぐらいやっているんじゃないですか。時間切れだということで、これでやめますけれども、そのぐらい、私、いつも言っているよね。約二、三倍、三島市の市民との負担に違いがあるんですよ。こういうのが三島市の住みよさにおくれをとっているんじゃないかと思えますので、ぜひ正確なデータをとって移行できるように、今のコンピューターはコンピューターがどんどん改良してくれますので、何も心配することない。時間切れなんですね。じゃ、あと2つ答えだけ出してください。

○議長（三田忠男君） 時間切れですので、これで森良雄議員の質問を終了いたします。

○15番（森 良雄君） 何で、答えてないものが2つあるじゃないの。

○議長（三田忠男君） だって時間内に答弁求めなかったからルールです。発言封じじゃありません。ルール。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） だって時間がもう終わったじゃないですか。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時16分

再開 午前10時33分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ、会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について議運の委員長、小長谷順二委員、報告願います。

〔議会運営委員会委員長 小長谷順二君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

ただいま開催した議会運営委員会での決定について報告をさせていただきます。

一般質問の持ち時間というのは30分ルールとなっており、守っていただきたいと思っておりますが、もう既に通告してあるフロアマネージャーと花火については市民も関心があるという判断に至りましたので、答弁のみ当局から行っていただき、再質問はなしということで議事のほうは進めていただきたいと思いますので、そういう結果になりましたから、報告させていただきます。

○議長（三田忠男君） 今後の取り扱いについては、議会運営委員会及び議会改革推進特別委員会等でまた御検討を願いたいと思います。

それでは、答弁を求めます。

まず、フロアマネージャーについてから市長、答弁を願います。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） フロアマネージャーのロボット化についての御質問ですが、現在、ロボット化は検討しておりません。今は職員が直接御案内することが市民サービスと、また職員の人材育成の一環と考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、花火について答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 産業部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、花火につきまして答弁をさせていただきます。

この花火につきましては、東京2020大会開催1年前であることから、市民に向けての機運醸成、伊豆市が東京2020大会開催地であることをPRするため、自転車と伊豆推進協議会が実施をいたしました。

まず、費用負担でございますが、自転車と伊豆推進協議会が花火大会の開催者であります伊豆市観光協会及びその支部と協議をいたしまして、打ち上げ費用の一部を協議会が負担を

しております。

内容と数ですが、土肥では100発、修善寺の温泉場で140発、5色の花火を打ち上げました。

次に、打ち上げ費用の一部に対する支出ですが、それぞれ5万円、計10万円を支出しております。

それから、効果と誰に対してですが、機運醸成ということを目的として、打ち上げ前にアナウンスもしております。こういったことで市民、観光客にPR、機運醸成ができたと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁漏れはございませんか。よろしいでしょうか。

それでは、次の一般質問に入ります。

◇ 西 島 信 也 君

○議長（三田忠男君） 13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は2点市長に一般質問をさせていただきます。

まず最初に、1番目、市長の居住地はどこかということでございます。

菊地市長は市長の就任以来3期、今までで11年を数えますが、どこにお住まいなのか御存じない市民も多数存在しております。市長は公人ですので、どこに居住しているのか明らかにしなければならないと思います。住所地を正確にお答えいただきたいと思います。

次、2番目、パールタウン汚水の違法排水について。

伊豆平パールタウンから排出されるし尿、雑排水が適正に処理されず、大見川に流入していることは明らかであります。市当局はこのことを認めていないようですが、次の項目についてお尋ねします。

1番目、パールタウン内にコミュニティプラントの存在が確認されていないと。これは平成30年6月議会に私が質問いたしまして、コミュニティプラントはあるのか、ないのかということ質問したわけですが、確認されていないという答弁ですので、現時点でコミュニティプラントがあるのか、ないのか、確認したのか、しないのか、答弁をお願いします。

2番目、市はパールタウン内で単独浄化槽が166基、合併浄化槽が47基あると、そのことを把握しているということでございますが、設置届け出済みは何基かお答え願いたいと思います。

3番目、パールタウン内には永住者住宅103軒及び別荘が326軒存在しておりますが、2の浄化槽ですね、単独浄化槽、合併浄化槽、合計213の数と合致しないことを以前議会で指摘をいたしましたが、これにつきましても調査をするということですので、どういうことで合致しないのか伺います。

4番目、パールタウン内に市道が幾つかあるわけですが、その市道占有物件、占有物件というのは市道の下に埋まっている物件、水道とか下水道があるかもしれませんが、そういう占有物件はどのようなものがあるか明らかにしていただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの西島信也議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 住所地についてですが、御存じのとおり、市長は候補資格に居住地条件がございません。そこで、議会では私的なことを発言できないものですから、公益性の観点から御質問、いろいろ市内でも検討したんですけれども、政治活動としての意見や要望を伺う場なのか、あるいは危機管理なのか、どういった公益性の観点からの御質問であるかを確認をさせていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 反問権と理解いたしました。

西島議員、答弁願えますか。

時間をとめてください。

お願いします。

○13番（西島信也君） 今、市長からどういうことでこのことを聞くのかということなんですけれども、どうも市長さんはお答えしたくないようなんですけれども、菊地市長が就任して以来、3期11年間たっているわけですが、どうも公的な発表では住所地は、住んでいるところは————じゃないかと、私どもはいろんな発表でそういうふうを受け取っているわけですね。これは新聞にもそういうふうに乗っていることがあります。しかし、現在、現実的にお住まいになっている現住所は————じゃないかなということが類推されるわけですが、それは私は確かめたわけじゃありませんよ。行って見てきたわけじゃありませんから、本当にそこに住んでいるかどうかね。——に住んでいるかどうかということがわかりません。

これは市長さんは、やはり公人ですから、市民にどこに住んでいるのかということを中心に、どうしてもしたくないと言うんだったら、それはそれでいいかもしれませんが、少なくとも住んでいるところと発表のところ、早い話が住民基本台帳法に基づいた住民票の所在地はどこなのか。現実的に現住所はどこなのか。これは市民としても関心があることだと思いますよね。そんな政治的にどうだとか、そういうことじゃなくて、どうなんですかと。普通は市長さんの電話番号だって、普通の市長さんっておかしいですけども、多くの市長さんは電話番号載ってますよね、電話帳に。だけど、私も見たけれども、どうも見当たらないというようなことがありますからね。そこら辺ははっきりしていただきたいと思うわけですね。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議会の中で私が答えたくないわけではなくて、議場において私的な生活について発言できないという地方自治法の規定があって、その中で132条ですね、地方自治法132条の中であって、質問権ではなくて、こういった答弁がなされてよろしいのかどうか、議長から答えなさいということであれば、私は全く差し支えないんですけども、これよろしいでしょうか。重ねて言いますと、公益性の観点での御質問ですから、私はもちろん市内に住んでますけれども、御承知のとおり。極端に言えば市長はどこにでも住んでいて構わなくて、政治活動は市役所で行っていますので、そういった観点から発言が許されるかどうかの論点なんですけれども、議長の裁定を伺えればと思います。

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時50分

○議長（三田忠男君） それでは休憩を閉じ、会議を再開します。

個人のプライバシーの問題に関することはこういう議場ではふさわしくないと議長としては思っておりますが、質問者に再度確認させてください。この質問の趣旨が公益上等の関係で質問しているのか、どういう観点から質問しているかによって議長としてまた判断したいと思いますが、趣旨を説明願えますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） とめておいてくださいね。

○議長（三田忠男君） はい。

○13番（西島信也君） 今の議長から趣旨をとということですけども、別段質問ですから、そんな疑問点があれば質問するということですから、そんな趣旨を述べることもないと思うんですけども、私、さっき言ったでしょう。市長は公人ですよと。公の人ですよと。公の人の住所地はどこかということを知って何も悪いことはないと思いますよ。

じゃ、もしも仮に市長さんがよその町へ住んでいる場合だってあるし、よその町に住んでいたっていいんですよ、市長の場合は。いいんですけども、とにかく少なくとも一般市民としては市長がどこに住んでいるのかということに関心があると思う。私は代弁して聞いている。市民の代弁者として質問をしているわけなんです。これに対して何のかわからないというの是非常におかしいと思うわけですね。それで、市長は政治資金規制法ですか、ちょっとわかりませんが、市長の財産、それから収入、これは公開してますよね。市長の収入、財産は。何で住所地を公開できないんですか。何で住民登録していて、現在住んでいる場所を公開できないのか。私はそれのほうが不思議だと思いますけれどもね。収入、財産は公開しているんでしょう、収入、財産は。公開しているというか、私は、ちょっと待

ってください。余計な話ししないでくださいよ。私は市長の収入、財産、何年か分、5年間分ぐらいは情報開示というか、とりましたよ。それは合法的なことですからね。とれるという事は秘密にしているわけじゃないでしょう、収入、財産。何で住所地だけ秘密にするんですか。何で答えたくないんですか。私はそれを聞きたいと思えますけれどもね。どうですか、議長さん、それ聞いてはおかしい。私はおかしくないと思えますけれどもね。

○議長（三田忠男君） その聞くことによって……

○13番（西島信也君） そんなことは問題じゃないですよ。

○議長（三田忠男君） いやいや、個人の問題は聞けない前提がありますので。

○13番（西島信也君） そんなことは問題じゃない。問題じゃないというか、疑問に思っているからそういうことを聞いているわけですから、それをお答えによってまた違ってくるでしょう。お答えによって。それを秘密にするというのがおかしいと、そういうことなんですよ。秘密にするのが、何で答えたくないのか聞かせてもらいたい。

○議長（三田忠男君） この議会では答えるのがふさわしくないという通例がありますから、質問している。

○13番（西島信也君） 通例がある。どこに通例があるのか。ちょっと待ってください。何か通例があると言ったけれども、通例をじゃ見せてくださいよ。

○議長（三田忠男君） 通例じゃございませんでした。申しわけございませんが、私的なことを興味本位で聞くということじゃない……

○13番（西島信也君） いや、私的じゃないの。

○議長（三田忠男君） それをもうちょっとはっきりわかるように、すみません。

○13番（西島信也君） 公人ですから、公の人と。市長が特に公ですよ。議員もそうかもしれませぬよ。公の人、市民にとっては市長さん、どこにお住まいなのか。例えば市議会議員でも市長の選挙でも、当選したとき、あるいは立候補したときに、この人はどこの何のたれべえ、住所地はどこかということみんな出ているじゃないですか。市長さんの場合は本会議で出てますよ。本会議で出ているわけでしょう。新聞にも。出ているけれども、実際にお住まいなのは——じゃないかなと皆さん思っているし、——ですか。そういうことで皆さん思って、そうらしいから、だから、それはおかしいじゃないのと一般市民も思いますよ。何で2つのところの住所があるのと思うじゃないですか。

例えば市長さんに電話をしたいとか、個人的に役所を通さなくて。そういったときに例えば電話帳で調べても載ってないと。お話をしたいときに、じゃ例えば役所へ来るのは嫌だよということになればね……

○議長（三田忠男君） わかりました。

○13番（西島信也君） ちょっと待ってくださいよ。勝手にわかりましたと言わないでくださいよ。

○議長（三田忠男君） 答弁を繰り返されてもいけないから、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時56分

再開 午前11時16分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

先ほど議会運営委員会が開かれましたので、その結果について委員長報告願います。

〔議会運営委員会委員長 小長谷順二君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。ただいま議会運営委員会を開催させていただきました。議場でのやりとりを聞いていたんですけども、この質問が市の一般事務に当たるか、当たらないかということがちょっと議運の中では判断できなかったものですから、改めて西島議員をお招きして、確認をさせていただきました。市の一般事務についてということですので、もう一度その趣旨の質問をしていただいて、会議を再開していただきたいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、議会運営委員会の結果に基づき、西島議員、再度お願いいたします。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今議長から、また議運の委員長からこの質問の趣旨をはっきりしろということで、これが市の一般事務に当たるかどうかというようなことも述べろということなものですから、申し上げます。

私は、この質問をした趣旨ですけども、これは住民基本台帳法、それから地方自治法に基づきまして、市町村の住民は今現在住んでいるところを、住民基本台帳法の原則としては、大原則ですね、としては今自分が住んでいる、現在居住しているところを住民登録しなさいということになっているわけですから、このことについて質問をして、先ほどの質問はその導入部分として、市長は市民の代表者ですから、市長さんはどうでしょうかということ聞いて、それから次に住民基本台帳法に基づいて、これは市町村が行わなければならない住民基本台帳の記録、これは住民の居住関係の公証、公証というのは正規の権限がある公務員が職権によって行う証明、これを公証と言いますが、住民の居住関係の公証、それから選挙人名簿の登録、その他の住民に関する事務の処理の基礎とすると、住民基本台帳法はですね。そういうことになっておりますから、これにつきまして、そういう意味でまず市民の代表たる市長はどうかということ聞いたわけでありまして。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今の質問、改めて伺ったんですが、私個人の生活拠点で、地域活動の

拠点というのは当然あるわけですが、それは私事になりますので、今議運の委員長からございました一般事務の観点から答弁させていただきますと、やはり住所地を正確に番地までということですが、これは中を確認すると、35市町ある中で住所を公表しているほうが少なく、私はどちらかというところしっかりホームページで公表されているほうなのかなと思いますし、また、議員の皆さんの場合には、議員活動の個人事務所が御自宅の場合があるんですが、先ほど議員の指摘されました市民からの意見とか提言とか要望を受ける活動、政治、公務の活動の拠点は市役所でございますので、一般事務の観点から申し上げますと、その答弁で十分ではないかと、このように考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 言っていることが全然よくわからないわけですが、要するに私が聞いているのは、質問通告書で聞いているのは市長の住所地はどこですかということを知っているわけですよ。何もお答えできないんじゃないですか。議長さん、答えさせてください。お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議運の委員長からあったように、一般事務の観点から市長は答えなさいということですので、さっきの繰り返しになりますけれども、市長という公務を果たす上において必要なことはお答えを既に行っていると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 議長さんね、再質問ありますかじゃなくて、私が質問で聞いているのは、市長はどこに住んでいるんですかということを知っているんです。それについてどこの何番地とか正確に教えてくださいと書いてあるでしょう。何も言っていないじゃないですか。それは話のすりかえそのものですよ。すりかえというか、これは小学生に言ったっておかしいじゃないのと言いますよ。ですから、ちゃんと教えてください。どこに住んでいるのと。

_____、教えてくださいよ、これは。お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（本多伸治君） 議長、私からちょっと制度の関係になりますので、お答えをさせていただきます。

まず、先ほど政治資金の関係とかでいろいろと市長の住所が出ているというところは議員のほうからもございましたけれども、そもそも公職選挙法で立候補したときには住所地等を届け出る。それが告示をされると。それとあと、当選をした際には、市長になったときです

ね、このときには氏名、住所が公表されるということで告示をされておるといことです。それ以降、住所地をじゃ常に公表しておかなければいけないかどうかという問題になろうかと思えますけれども、先ほど市長から御説明しましたように、議員のほうからは当然に公表しなければならないというような言い方でございましたけれども、じゃ、県内の首長さん、35市町ございますけれども、うちの伊豆市を除いた34市町でそこまで公表されていらっしゃる方がいらっしゃるかという、いないということでございます。これは義務ではないと。そこまでやる必要はないということでございます。その点はしっかりと御理解をいただいて、御質問いただければなというふうに思っております。

伊豆市議会のほうで今常時各議員の皆さんの住所、連絡先が公表されていること、これは市民の皆さんが議員の皆さんにアクセスをしやすくするという、一定の公表しているところに対しては、私ども行政のほうとしても、それは理解をするんですけれども、だからといって市長が常時住所を公表する必要性は法的にないということは御理解をいただきたいと思えます。

また、蛇足になるかもしれませんが、この住所地の公表というのは、この統一選以降、若い女性の議員の立候補の方もかなりふえていらっしゃるって、住所地が議会ではよく公表されておるところは多いようですけれども、一律に公表されるということに対して、やはり女性という立場から、住所地、連絡地が自宅が公表されるということに対してかなり不安を感じるという方もいらっしゃるということで、そういう声も上がっておりますので、市民の方からのアクセスをどう担保するかということは今後議論があろうかと思っております。ここでは市長に対して、市長の住所を制度的に議員のほうは義務だというような言い方に近い形で言われておったんですけれども、そういうことはないということをお答えをしておきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、副市長からお話あったんですけれども、答える義務はないと。確かに義務はないかもしれないけれども、質問しているんですよ。議会で質問しているわけですよね。ですから、ぐあいわるいんですか、隠して。ちょっとあんたに聞いているんじゃないよ。市長に聞いているんですよ。隠してぐあいの悪いことがあるかないか教えてください。あるの、ないの。ちょっと待って、市長に聞いているんですから、副市長は黙っていて。手なんて挙げなくていいから、あんた。

○議長（三田忠男君） あんたはないでしょう。役職で呼んでください。

答弁願います。

副市長。

○副市長（本多伸治君） 市長が不都合があるかないかではなくて、先ほど申しましたように、これは制度の話としてお伝えをしていると。

それとあと、議員がおっしゃるように、市民の方が、じゃ関心があるからということであれば、じゃ、それ以外のプライベートの個人情報に関するものも市民が関心があれば、議場で聞けば、じゃ答えなければいけないのかと。これは全然別の議論でございまして、そういうものを議会で聞くということが間違っておるんじゃないかなと私は思っております。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） 何か今ね、副市長さん、間違っているなんて。いいですよ。さっき私言いましたけれども、市長の収入、それから財産、これは公表されているというか、誰が行っても見れる状態になっているわけですよ。何で住所だけ、ちょっとおたくが手を挙げるんじゃないよ。何で住所だけそんな隠さなければならないの。ちょっと待って、市長が答えてください。市長、何で、そんな手なんて挙げなくていいから。市長に答えさせて。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（本多伸治君） 先ほど申しましたように、政治資金の関係は法でしっかりと公表することが項目として義務づけられておりますので、そうしたことについては公表しておると。あと当選人の住所ですね、これについても公職選挙法でしっかりと届け出をして、その際の住所については告示、公表をされておるということでございます。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） どうも答えたくないようですから、個別的に聞きますけれども、市長、寝泊まりしているところはどこなんですか。——なんですか、どこですか。ちょっとお答えください。寝泊まりしているところ。

〔「プライベート」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） プライベートじゃないよ。愛人宅じゃなきゃいいじゃないの。愛人がいるの。

○議長（三田忠男君） すみません、議長として寝泊まりしているところが、どういう一般事務との関係かがわかりやすくお願いします。

○13番（西島信也君） ですから、さっきも言っているでしょう。住民基本台帳法に基づいて、住所地は現在居住しているところと定めなさいと、こうなっているわけですよ。

この前、ちょっと話は変わりますけれども、昨年、伊豆の国市のある議員が、修善寺に実際住んでいるのに、大仁の三福に住所地があって、失職したというのは、これも皆さんもよく覚えていると思うんですけれどもね。この場合は市長の場合はまたちょっと違いますからあれですけども、とにかくそこら辺ははっきりしたらいいじゃないかと。だって市長さんだって困るでしょう。いろいろそんな住所幾つもあったじゃ。どうですか。困らない。

○議長（三田忠男君） 一般事務の扱いとして、市長として登録上の住所と実際に違うという前提ですけども、事務的にそれがどういうふうに考えるか、市長の考えを述べてください。個人情報を提供する必要はないと思います。

○市長（菊地 豊君） 私人としてはいろいろ子供の住所とか家内の住所とか、私人として共済手続上いろんなことを書くことは当然ありますよね。子供はもう高校生だ、大学生だと。だけど、一般事務の公人として、つまり市長として、さっきからおっしゃっているように、市長としての一般事務に基づいてお答えしているとおり、危機管理上は当然職員は知っていますし、それから、今スマホに公用の携帯で連絡がとれますから、危機管理上の問題はありませぬし、それから公務は、官邸に当たるのが市役所ですから、ですから、そこで公務はこなせているのであって、一般事務の観点から私はもう既に十分に市民に対して必要性のあることは明らかになっていると思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今ね、市長さん、ちょっとお話いただきましたが、どうも実際住んでいるところと住民基本台帳で定めているところの登録地は違うように私は聞こえたわけですが、要するに理由があれば、これは住所が幾つあってもいいというように受け取ったわけなんですけれども、市長はそれでいいかもしれませんけれども、じゃ、ほかの人はどうですか。一般の人は自分が実際に住んでいなくても、そこを住所地として、実際居住しているところは別にあってもいいと。住民基本台帳法の考え方からとすると、一般の人ですよ、市長のことじゃないですよ、どうですか。お答えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 住民基本台帳法上に基づいて説明をさせていただきますけれども、第4条で住民の住所に関する法令の規定の解釈という部分で、地方自治法第10条第1項に想定する住民の住所と異なる意義の住所を定めるものと解釈してはならないということで、住所、住民1人1カ所でございます。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） 今、部長さんのお答えで、住民は要するに住所地は実際に居住しているところでなければならない、こういうお話ですよ。そういうことですね。どうですか。そういうことでいいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） また住民基本台帳法でもいろいろな解釈等がございますが、注釈として、住所等は民法第22条と同様に各人の生活の本拠という言い方をしております。民法上も住民第22条でございますが、各生活の本拠をその者の住所とするということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 本拠ということは実際にさっきも言いましたけれども、寝泊まりし

ているところ、食事をしているところ、家族と一緒にいるか、風呂はどこに入っているかというようなことが生活の本拠なんですよ。それは市長は違ってもいいというようなお話ですけれども、一般の人はそうですね。じゃ、市町村長はどうやって住民にそういうことを指導していくんですか。住所地は1カ所でなければならないということをどうやって指導していくんですか。市長、教えてください。

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほど申したとおり、住所という部分については、御本人の本拠となるところを届け出ていただくということで、行政的に市役所のほうの窓口、住民基本台帳に登録すべき窓口で登録はさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） ですから、一般の住民は住所地は1つでなければならないよと。実際に住んでいないところを住民登録してはならないよと、こういうことだと思うんですけども、そこはどうですか。一般の人ですよ。要するに住所地は1つで、ほかに幾つもあってはならないよというのが今の説明だと思うんですけども、それはどうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 住民基本台帳法で生活の本拠という部分について具体的なものは示されておりません。住所の届け出をする際、申告をする部分として、ある地がある人の住所になり、その他につきましては生活の本拠とする意思と、その意思の実現、すなわちその地に常駐する事実の存否により決すべきものでございますが、いかなる状況が存すれば意思あり、認められるべきかは事実問題であって、一定の具体的な標準はございません。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） それ標準はないんでしょうけれども、地方自治法じゃ客観的事実に基づいて定められているわけですよ。本人の主観的、本人はこうだこうだと言ったって、それは普通採用しないと。客観的事実でやっているわけですよ。だから、さっき言った伊豆の国市の市会議員もそういうことで失職したわけですよ。

じゃ、ここで1つ市長にお伺いますが、住民基本台帳法の第3条に市町村長等の責務というのがあるんですよ。市町村長は常に住民基本台帳を整備し、住民に関する正確な記録が行われるよう努めるとともに、住民に関する記録の管理が適正に行われるように必要な措置を講じなければならないということですね。これについて市長はどう思いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） ただいまの議員の御質問でございますが、先ほど私、申したとおり、民法上の第22条を規定根拠といたしまして、生活の本拠ということでございます。そういった部分を届け出先である市役所市民課の部分において、その部分は正確に申告に基づい

て受理しておるということでございます。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） それじゃ、お伺いしますが、もしも住んでいるところと住民登録しているところが違った場合は、それが判明した場合はどういうふうに指導しますか。市として住民に対して。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） まず、判明する部分についてでございますが、私どもとすると、公共的に住民の方々にサービスを行う部分で郵便物等を発送させていただいております。そういった部分で発送先に居どころ不明というような部分で郵便局から返送されている部分がございます。そういった部分について、その実情、その場所等を確認はさせていただいてると。ただ、窓口の届け出の受理の際については、そのような疑念は持って受理してはおりません。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 行方不明者の話を聞いているんじゃないんですよ。実際そういうことが判明した場合、どうしたかということを知りたいわけですが、言いますと、市町村長の責務は正確に要するに記録しなければならないというふうになっているわけですね。しからば住民は何かと。どうすればいいのかということですが、この第3条の3項に、住民は常に住民としての地位の変更に関する届け出を正確に行うように努めなければならない、虚偽の届け出、その他住民基本台帳の正確性を阻害するような行為をしてはならないとなるわけですね。このことについて市長はどうお考えになりますか。住民の要するに虚偽の届け出をしてはならないよということですね。これはどうお考えになりますか。市長さん、お答えください。

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 西島議員の今おっしゃったとおりで、虚偽等の部分については3条で定められているとおりでございます。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） それじゃ、最初に戻りますが、市民の代表であるところの市長が、もうさっきの答弁じゃ別段住所地が幾つあっても市長としての事務には全然障害がないというようなことをおっしゃいましたが、要するに2つとか3つ住所地があってもいいということですか。市長さん、お答えください。市長さんに聞いている。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 議員が市長の部分についてお尋ねをされているというふうなこと

でございますが、住民基本台帳法上の部分でお話を先ほど申したとおり、住所とは生活の本拠という言い方をしておりますが、私的生活の中心を意味するものでございまして、居住しているという事実だけでは住所とは認定されないという判例等もございます。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） 判例はどうか知りませんが、基本的な考え方を私は聞いているわけですし、とにかく市民の代表たる市長が住所があやふや、住民登録もどこかあやふや、そんなことでは全然市民を引っ張っていく、市を引っ張っていくあれはないと思いますね、私はね。これは1つの例ですけれども、そこら辺はこうやって法律を順守する気がないというのはどういうことなんですか。市長、教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員も既に情報開示請求で入手されているとおり、私は実家のほうを相続しております、そちらを管理し、また生活拠点として地域での活動を行い、住所地も当然1カ所でございます。ただ、私は家内と長男、次男、全員が住所が異なっておりますので、そういった個人の生活としての特異性はありますけれども、私個人のほうの住所、本籍地、生活拠点等は議員既に入手されているとおりでございますので、それが市長としての一般事務に何らの影響を与えるとは考えておりませんが、そういった行政手続は適正に処理しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今ちょっと伺ったんですけれども、子供さん、それから奥さんとは住所地が違うっておっしゃいましたよね、今。別々にお住まいなんですか、お伺いします。言っちゃ悪いけれども、おたくがそう言うからさ、市長がそう言うからさ、どういうこと。どちらに住んでいるのということ。

○議長（三田忠男君） その質問はどうでしょう。

○13番（西島信也君） どうでしょうって、いや、市長がそう言うからさ。

○議長（三田忠男君） 答えられる範囲で。質問変えてください。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今ちらっと家族と住所地が違うということだね。これはまたちょっと興味があるなんて言っちゃ悪いけれども、これはそういうことですかということですね。それじゃ、時間ももう大分過ぎてきましたから、次のパールタウン汚水の違法排水についてお伺いします。

○議長（三田忠男君） それでは、パールタウンについての答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 市民部長と建設部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） まず市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） パールタウンの関係でございますが、西島議員の①の部分について、まず最初にお答えをさせていただきます。

専用住宅や分譲マンション等が建築されております区画には、単独または合併処理浄化槽が設置されているという認識でございます。コミュニティプラントについては確認しておりません。

②の部分についてでございますが、改めて分譲地を管理しております株式会社旭新に確認したところ、8月1日現在、一戸建ての部分の住宅単独浄化槽は166戸、169基設置されております。そのうち合併処理浄化槽が49戸で50基、合計で215戸に219基設置されているというを確認しております。また、集合住宅につきましては10棟で、そのうち5棟は合併処理浄化槽、残りの5棟については単独浄化槽が設置されております。合計で246基が設置されているという認識でございます。届け出済みの部分については届け出先が静岡県でございますので、伊豆市としては把握できておりません。

③の部分についてでございますが、建物が建築されている区画の専用住宅、集合住宅等の棟数については、先ほどお答えしたとおり242棟という認識でおります。なお、この部分で税務課の固定資産税の課税資料等を確認したところ、246棟の棟数と合致しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、④の建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私から④の市道占有物はどのようなものということですが、パールタウン管理事務所が分譲地内の市道に埋設した給水管及び温泉管、あと電力会社が設置した電柱、個人から道路側溝への排水管設置の占用を許可しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質問させていただきます。

①のパールタウン内にコミュニティプラントの存在が確認されていないとのことだったが、現時点では確認されたか。確認していないということですが、これは要するに前のときも確認していないという答えだったですね。前というのは平成30年の6月定例議会のときにですね。確認していないということはないということですか、あるということですか。どういうことですか、確認していないということは。それとも見ていないということですか。確認していないということの意味を教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほど申したとおり、各区画で建築されている部分については浄化槽等が設置されているということで、コミュニティプラントはないという認識でおります。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） そのコミュニティプラントはないですよ。コミュニティプラントがあったら浄化槽なんて要らないですからね。それを確認されてないなんて、そういう曖昧な言葉を使うから、また私が質問しなければならなくなるじゃないですか。

じゃ、次、市はパールタウン内で単独浄化槽166、合併浄化槽47基を把握している。これは1年3カ月前ですから多少ふえているかもしれない。今おっしゃったとおりかもしれないですけどもね。設置届け出済みが何基かということも私は聞いているんですよ。設置届け出済みは何基かということ。県がやっているというおっしゃったわけでしょう。何で県に聞いてくれないんですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 県の事務でございますので、うちのほうで調べる届け出等がございませんので、市では把握していないというお答えをさせていただきました。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） それじゃ、せっかく私が出しているんですよ、こういうのをもう半月も前に。何で聞いてくれないんですか。聞けばいいだけの話でしょう。県出身の副市長さんもいらっしゃるから、副市長さん通じたっていいじゃないですか。何で聞いてくれない。これは県への届け出は直接届けるんですか。伊豆市を經由して届けるということじゃないですか。それはどうですか。

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 浄化槽法で定められております部分で言いますと、設置者等が届け出る部分でございます。その事務の流れといたしまして、現在伊豆市市民部局にはその事務がございませんので、確認はとれません。ですので、施主等が直接県のほうへ届け出るものというふうに認識しております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 市長さんにお伺いしますけれども、市民部じゃなければ、ほかはどこかありますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 浄化槽設置は上下水道課に設置届けを出して、經由して県に出す。そのほかには建築確認を出す場合はまた違うルートから行きますので、その情報はつかないと。設置届けだけは上下水道課を經由して県に出していくという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 上下水道課を經由して出しているんですよ。上下水道を經由して。これは市長宛てに出した文書ですよ。市民部宛てに出した通告書じゃないですよ。何でそういうことを市長、副市長はそういうふうに答えさせるんですか。副市長さん、あんた県の人でしょう、もともと。どうですか、それは。お答えくださいよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（本多伸治君） 先ほどなぜ県に聞かないのかと。私が県の出身だからということですけれども、現部局のほうで調査した数字の整合性がとれておりましたので、あえて議員が御指摘のように、県のほうにまで照会する必要はないというふうに理解をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 何か言っている意味がよくわからなかったですけれども、県で整合性がとれているからということですか。県じゃわかっているんですか、何基あるのか。お答えください、それを。県で整合性がとれているから云々とおっしゃいましたけれども、何基あるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（本多伸治君） 今私がお答えした内容をちょっと御理解いただけなかったようでございますので、私が今お答えした整合がとれているというのは、私どもが把握しておる数字と、先ほど市民部長答えました固定資産台帳のそういった数字から私どもが把握しておるそれぞれの数字間の整合がとれておるということで、議員のほうは数字が全然違うんじゃないかということでしたけれども、私どもが持つておる数字上整合がとれておりましたので、あえて県のほうにまで聞く必要はないと。これは市の事務ではございませんで、県の事務でしたので、県のほうにまでは聞く必要がないということで今回聞いてはございません。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） だってこれは設置届けを受けるのは県でしょう。何で伊豆市が知っているんですか、そういうことを。届け出したのか、しないのかということなんだ。何基届け出したのかということですよ。だから、この今言った、昔のやつだと、単独浄化槽、前のやつで言うと合わせて213、じゃこれが県に届け出ているということですか。それをお伺いします。何が整合性がとれているかよくわからないんだけどね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

副市長。

○副市長（本多伸治君） 先ほどから何度もお答えしているように、県のほうには一切確認を入れてございません。私どもの持つておる数字の中での整合がとれておるということで御回

答をしてございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 何を言っているかわからない。おたく、それで話通っていると思っ
ているの、副市長さん。全然おかしいじゃないですか、言っていること自体が。何だか本
当にこの人は、あんた、副市長なのかなと思うようなあれですよ。

〔「言い過ぎだよ」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） 言い過ぎかもしれないけれどもね。いや、本当にそうですよ。だっ
ておかしいですよ。県が届け出を受けているのに、こっちのほうが、市のほうは何でわかっ
たんですか。市のほうにじゃ台帳があるんですか。市のほうに台帳があるかないか言っ
てください。市のほうにそういう合併浄化槽あるいはみなし浄化槽の台帳があるの、ないの、
どっち。

○議長（三田忠男君） 市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほど言っている部分で浄化槽の数を分譲地を管理しております
株式会社旭新に確認して、その棟数と、その棟数に必要な浄化槽は確実に設置されていると
いう認識でおります。ですので、副市長は届け出の数についてはそこまで確認はしていない
と。私、市民部局でも県の事務でございますので、確認はしてございません。

先ほど1つ③の部分で246棟というような言い方をしたようでございます。すみません、
先ほどの棟数については242棟でございます。浄化槽で処理されている区画の部分について
246基が設置されているということでございます。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） 私は平成30年の6月定例会のときに質問したときには、ここに書い
てありますけれども、永住者住宅が103、別荘が326、それでおたくさんたちが言った浄化槽
が213と言ってますけれども、429と213じゃ200足りないじゃないのと。この私が言った永住
者住宅103軒、別荘326軒というのはうそだというわけですか。それをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 西島議員のおっしゃる数字と私どもが確認できる資料でその差異
が生じているという部分で、私どもといたしましても西島議員がおっしゃる棟数については
どのような確認をされたのか、またうちのほうの資料と照らし合わせてどのようになるのか
検討はしてみたいとは思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） その差異を検討すると言ったじゃないですか。平成30年の6月議会
のときに。何て言ったかという、市民部長が西島議員がおっしゃる400何がしの戸数と私

どもが把握している213戸、その部分の差異についてはいま一度開発業者、今管理している旭新等に確認をさせていただきますと言っているんじゃないですか。でも、私はそのときには旭新にやるよりかは自分ちで確認しろと言ったんですよ。何もあれから進展してないですよね。

こればかりやってもあれですけども、とにかく浄化槽の設置届けにつきましては、これは非常に問題だなと。実を言うと副市長さん、私、県の生活環境課へ電話で聞いたんですよ。幾つあるかと、設置届けがね。パールタウンにおいて幾つかあるかと聞いたら、答えないんですよ、県は。県にはちゃんと台帳がありますよと言っているんですよ。答えない。どういふことですか、これは。県は何をやっているんですか。それは都合が悪いから答えないんでしょうけれどもね。私が確認している設置届けしているのは2軒か3軒ですよ。2軒か3軒、あとはみんな闇でやっているんですよ、浄化槽つけたにしても。半分しかついてないわけですけどもね。そこがおかしいと言っているわけです。これについてはまた次に話をしたいと思えますけれどもね。

それから、④のパールタウン内の占有物件はどのようなものがあるかが明らかにされたいということなんですけれども、給水管とか温泉管とか、その他側溝だ、いろいろ街灯だ、あるわけですけども、要するに前の建設部長さんのときのお話で、1,000ミリの下水管と言うかわからない、暗渠みたいなやつが2本あるよということを知ったんですけども、これは市道の下にあるんですか、どうなんですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） うちのほうの占有等、その申請の中ではその1,000ミリのは市道に入っていないと認識しております。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） それは調査が足りないですよ。私はもう確認してありますから、市道の下にマンホールがあって、その下に暗渠があって、1,000ミリのパイプが入っているんですよ、2つに分かれて。何のパイプかという下水道のパイプですよ。それは市長さんでもいいし、建設部長さんでもいいけれども、それは確認してないんですか、あるんですか、どっちですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 排水のルートということで2ルートありまして、1つは柳瀬、市の管理する河川、もう一つは冷川のほうへ行くのがありまして、そのルート図を今持っているんですけども、それでいきますと、山の中を通るルートと、あとは市道、県道を渡って、赤線を渡って冷川に入るルートのようなルートの管内図がありますので、市道には入っていないと認識しております。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） いや、入ってないというか、入っているんですよ。それは本線にはないかもしれないけれども、本線にはないですよ。1本外れたところの市道に入っているんですよ。私、ちゃんと見てきましたから、マンホールのふたをあけてみたしね。それをちゃんと確認してくださいよ。とにかくそういうことで1,000ミリのパイプが2本入っているわけですよ。それで、この1,000ミリのパイプには何が流れているんですか、お伺いします。誰がお答えするのかわからないけれども、1,000ミリのパイプ2本には何が流れて、それが柳瀬山田川と冷川のほうに分かれて排水しているわけですよ。何が流れているんですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 何が流れているかというところで言うと、その排水を占用として昭和47年7月1日に準用河川の柳瀬山田川に河川の占用を許可している。同時に県も、日は確認していませんけれども、多分それと同時に県の河川も許可しているというところで資料は持っております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） それは昭和47年に県の許可と、そのときは中伊豆町でしょうけれども、中伊豆町の許可をとって、柳瀬山田川と冷川のほうに流している。吐水口がありますから流していると。それはそれで事実ですけれども、何がその中を流れているのかということを知りたいんです。1,000ミリと言ったら1メートルですよ。そんな大きいパイプに何が流れているんですか。それをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 多分そのときの資料では排水施設としてという占用が出ていますので、いろいろからの排水の関係だとは思いますが。

以上です。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） 言っていることが余り私にはわからないけれども、要するにあの中には市民部長は全戸に浄化槽と合併処理浄化槽があるよと、こう言っているわけですから、じゃし尿は流されてないということなんですね。と言っているわけですよ。いいですか。じゃ、市民部長、何が流れているんですか、この中には、1,000ミリのパイプの中には何が流れているんですか。こんな大きいパイプですよ。何が流れている。わざわざ何でそんなのをつくったんですか、お伺いします。誰に聞いていいかわからないけれども、市長、答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 排水という施設で占用が来ていますので、その中には例えば道路に降った雨水と、浄化槽に設置したものが出ているか、それは確認できませんけれども、全て含まれていると認識しております。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） はっきりお答えできないから、私が類推して言いますけれども、要するに当局が言いたいのは、あそこにはし尿が流れてないよと。1,000ミリのパイプの中には流れてないよということを、まず浄化槽があるからということとそれを言ったわけでしょう。何が流れているか。要するに台所とか風呂の雑排水ですよ。それが主なものじゃないですか。それはどうですか。そういうものが流れてますか。要するに台所とか風呂とかの雑排水あるいは浄化槽からの流れてくる上水とかそういうものですか、どうですか。それはお答えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 各区画の建築物には浄化槽が設置されているということで、浄化槽については単独浄化槽と合併処理浄化槽でございます。単独浄化槽についてはし尿のみの部分で処理するもの、家庭用の雑排水については処理はしないで、そのまま区画外へ排出されているという部分でございます。

ただ、法的にみなし浄化槽という部分で、平成13年から単独浄化槽の使用は禁止されております。ですが、それ以前に設置されたものについてはみなし浄化槽という形で浄化槽にされておりますので、何らその部分についての排水の問題はないというふうにはなっております。それ以降の部分で合併処理浄化槽、そこについてはし尿、生活雑排水等も一緒に処理されているということで、環境基準的に合致されている排水が流されているというふうな認識でおります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから、私に何度も同じこといわせないでくださいよ。2本の1,000ミリのパイプの中には何が流れているかと聞いているんですよ。さっきヒントやっただけでしょう。台所の雑排水とか風呂の雑排水とか、そういうものがどうかということを聞いているんですよ。ちゃんと答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほど建設部長が申したとおり、河川占用等で届け出をされてい

る部分はコルゲートパイプが入っているという認識ではおります。その部分については先ほど各区画の部分の雨水排水、その処理等の流末、それを2系統に分けて冷川と柳瀬山田川に排出しているというふうに認識しております。ですので、私どもは合併処理浄化槽、単独浄化槽から排出された排水については道路側溝等を通じて最終的にその2系統で河川等へ排出されているというふうな認識でおります。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） 何度も同じこと言わせないでくださいよ。市民部長が言ったのは、雨水排水がどうのこうのと言っただけでしょう。風呂の残り湯というか、それとか台所の雑排水は入っているんですか、入ってないんですか、どちらですか、言ってください。入っているの、入ってないの。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 各区画の部分において浄化槽からの部分は道路側溝等、またその他区画内で処理されているものというふうに認識しております。

○13番（西島信也君） 議長、ちゃんと答えさせてください。とめて。

○議長（三田忠男君） 答えているじゃないですか。

○13番（西島信也君） 答えてないよ。答えてない。風呂の雑排水とかは入っているの、入ってないのと聞いているわけ。浄化槽の問題じゃないですよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 各区画から浄化槽で処理された水と、また生活雑排水と単独処理浄化槽で処理できない排水については道路側溝と、また区画内で処理されているという認識でおります。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 市民部長、答えないんだけど、とにかくそういう生活雑排水が入っているわけですよ。いいですか、浄化槽法第3条第2項というのは、私は浄化槽のことを質問しているんだから、当然調べてきてあると思うんだけど、何人も浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のため使用する者、これは単独浄化槽ということですよ。浄化槽をし尿の処理のために使用する者が排出する、要するに単独浄化槽は雑排水は浄化槽を通してないですから、排出する雑排水を公共用水域に放流してはならないと、こうありますよね。これはどう思いますか。もう1回言いますけれども、浄化槽法第3条第2項、何人も浄化槽で処理した後でなければ、浄化槽をし尿の処理のため使用する者が、要するに単独浄化槽、排出する雑排水を公共用水域に放流してはならないと、こう書いてあるんですよ。完全に法律違反じゃないですか、これは。市長、どう考えますか。市長さん、言ってく

ださいよ。黙っているけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 先ほども申したつもりでおったんですが、平成12年の法改正によりまして、合併処理浄化槽にしなさいという部分が、合併処理浄化槽の設置が義務づけられております。ですので、平成13年以降については全て浄化槽内においてし尿、生活雑排水が処理されて排水されているというふうな認識でおります。

また、その以前のものについては単独浄化槽でもこの法律上、施行前でございましたので、みなし浄化槽という形で、その部分については、し尿の部分について処理して排出している。雑排水等についてはその部分は法的には問題ないということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） 法的に問題があるから、大問題になるから私、言っているんですよ。要するに単独浄化槽の場合は、生活雑排水はそのまま側溝に放流していいんですよ、それは。だけど、それを集めて公共水域、川に流してはだめだということを書いてあるんですよ、この法律は。勝手に行くのはいいけれども、そのまま公共水域に流してはだめだということ言っているんですよ。これどう思いますか。法律違反ですよ、絶対に。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 浄化槽法で規定しておりますのは、浄化槽の設置者に関する部分がほとんどでございまして、その浄化槽の設置は届け出とか、そこら辺は静岡県、また指導、勧告についても静岡県が担当することになっております。ですので、浄化槽法上、公共水域という部分、それは河川法上の部分でもかかわってくると思いますけれども、平成12年以前のものについてはみなし浄化槽として道路側溝等へ排出しても何ら問題ないということでございますので、その部分、公共水域の部分、それが集まって公共水域へ流れるという部分についてもみなし浄化槽でございますので、法律的に問題はございません。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） だから、側溝等へは放流していいんですよ、汚水を放流して。だけでも集めて公共水域へ流しているんじゃないですか。それがだめだと言っているんですよ。これは今裁判にもなってますから、またそういう認識だということを経験所でも取り上げるかもしれないから、それはまた話があるかもしれないから、お願いしますね。

それから、最後にですけれども、伊豆平パルタウンは温泉付き別荘地ということで売出しているわけですよ、もう何十年も前から。都会からも多くの方が温泉の魅力を求めて居住したり別荘として利用しておりますが、このことは御存じですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 当初の分譲造成工事において、そのような土地利用で温泉を利用した別荘地であるということは認識しております。また、管理会社の旭新でもそのような分譲地の管理の部分、温泉付き別荘ということをやっております。それは認識しております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） それじゃ、1つお伺いしますが、使用した温泉を合併浄化槽に流していいんですか、悪いんですか、お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○13番（西島信也君） それは県出身の副市長さんの出番じゃないの。

○市民部長（梅原敏男君） 一般的に合併処理浄化槽、温泉を流し込むというのは余りよろしくないようなお話は伺っておりますが、パールタウン内で合併処理浄化槽へ入れている、入れてないという部分については確認はとれておりません。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） 確認はとれているかとれないか、それはちゃんととってくださいよ。じゃ、温泉水を合併処理浄化槽へ流してだめだと言うんだったら、じゃ、どうしたらいいんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 生活雑排水と同様で、道路側溝等へ流しているものと思われます。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） じゃ、道路側溝へ流そうという、そういう指導をしているんですか。大体温泉を求めている人は、家を建てる人だったらみんな合併浄化槽でしょう。みんな合併浄化槽を入れるじゃないですか。そこがどういうふうに指導しているのかということをお伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 私どもの部分で合併処理浄化槽へ入れる、入れないの部分については指導しておりません。当然販売、管理運営をしている旭新のほうでその部分、温泉水の処理についても指導されているものというふうに認識しております。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） じゃ、旭新はどういうふうに指導しているんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 旭新のほうで指導しているものと認識しておりますので、その内容については把握できておりません。

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） だから、無責任なんですよ、市が。こうやって都会からも大勢の人、それで住民になった人も大勢いるわけなんですよ。市でも大勢いるし、都会からのお客さんも大勢いると。そういうことについて合併処理浄化槽へ入れてはだめな温泉をどうしようかということをご指導してないなんておかしいじゃないですか。市長、どう考えますか、これは。市長。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） まず、温泉の排水について規定する部分をございませぬ。ですので、温泉を使った後、入浴ということで生活雑排水で放流はされているというふうなことでございませぬ。

○議長（三田忠男君） 再質問。

西島議員。

○13番（西島信也君） これが最後ですからあれですけども、とにかく伊豆市のやっていることはでたらめですよ。こういう重大なことを何も検討もしないで、ただ人任せでやっている。旭新に任せていると。さっきの浄化槽だってみんな旭新任せじゃないですか。自分たちでやろうという気が何もない。あそこは治外法権じゃないんですから、あそこは伊豆市なんですから、伊豆市でなければいいですよ。伊豆市なんだから。そういうことで全然伊豆市のやっていることはめっちゃくちゃ、でたらめと言うしかありません。

以上、終わります。

○議長（三田忠男君） これで西島信也議員の質問を終了いたします。

ここで議事の都合により、昼の休憩にいたします。

再開は午後1時10分からといたします。

休憩 午後 0時19分

再開 午後 1時08分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 山 口 繁 君

○議長（三田忠男君） 午後の1番で、2番、山口繁議員。

〔2番 山口 繁君登壇〕

○2番（山口 繁君） 皆さん、こんにちは。

議席番号2番、市民第一クラブの山口繁です。

議長から発言の許可をいただきましたので、通告書に基づきまして一般質問をさせていただきます。

2件、いずれも完了はしておりますが、市長に答弁を求めます。

議運が開催されることのないような答弁を、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

1番目、菊地市政3期12年の総括をであります。

市長の3期12年の任期も残すところ半年余りとなりました。市長は、これまで一貫して、伊豆市の最重要課題は人口減少に歯どめをかけることであるとしてきました。

就任した翌年の平成21年第1回定例会における市政方針で、そのことを表明しており、政策としては、住居、ふやして世帯を誘致、所得、ふやして市内経済を安定、職場、ふやして転出を抑制の大きくは3点について対策を打つべきだとしています。

そして、3選を果たした平成28年第2回定例会の所信表明において、人口減少に歯どめをかけるという言葉こそは具体的に出てきませんでした。所信の一丁目一番地と位置づけた第2次総合計画の実行、推進を第一の柱として組み立てています。第2次総合計画は、伊豆市の将来像を見据え、まちづくりの重点目標を掲げていますが、その中では、人口減少や少子化に歯どめをかけることを最重要の課題としています。

平成29年には、人口減少対策にも資するとされた文教ガーデンシティ事業が中止となりました。そのために翌30年には総合計画の前期計画の見直しという事態になりましたが、人口減少に歯どめをかけることについて最重要課題であることには変わりはなく、それは一貫して市長の最大の公約と言えます。

しかしながら、この3期12年の経過の中において、人口減少対策に関する点としての政策はあったとしても、それが面に広がり立体化していくという展開を見定めることができず、さらには成果も見えず、結果的には人口減少に歯どめはかかっていません。

以下、質問いたします。

①今、述べてきたように、最重要課題であるとしてきた人口減少に歯どめをかけるということに関して、残念ながら、結果としてその成果が出ていない状況にあります。市長の公約である最重要課題の解決がされていないことに関してどのように考えますか。

②その上で、3期12年を振り返り、市政全般についての総括をしていただきたい。

③市の最上位計画である第2次総合計画のスタートと市長3期目のスタートはほぼリンクします。そして、その前期計画と市長3期目も5年と4年の期間の違いはあるものの、同様にリンクします。目玉の政策であり、大型開発事業であった文教ガーデンシティ事業が中止となりました。そのことにより、核となる部分を失った前期計画はスタート間もなく見直しされることになりました。

現時点で、第2次総合計画・前期計画の執行状況をどのように評価するのか。また、それを踏まえて、後期計画策定に向けて課題となることは何なのかを示していただきたい。

④今後の市政の中で、中止となった文教ガーデンシティ事業のような大型開発事業に着手する可能性があるかもしれません。そのときに留意すべきは、文教ガーデンシティ事業の失敗の本質をどのように捉えているのかということです。そして、そのことをしっかり将来のために記録しておくべきだと思います。その失敗の本質についての市長としての分析、見解を求めます。

大きな2番、あと半年後に迫った市長選への対応について。

およそこの世に存在する組織の長は、よほどの事情がない限り、組織運営について10年を一つの責任の区切りとしているのが一般的と思われます。

市長の場合は、1期4年という任期がある制約上、4年ごとの選挙に挑戦した上で、2期8年あるいは3期12年がその区切りに該当することになります。

今回の質問の前段での3期12年の市政総括を踏まえ、あと半年後に迫った市長選について、現時点でどのように対応しようと考えているのか伺いたい。

以上であります。

○議長（三田忠男君） ただいまの山口繁議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） ①、②の御指摘と、それから最後の失敗の本質については関連がありますので、私のほうから総括して申し上げます。

人口減少につきましては、出生数の減少や人口の東京一極集中の流れが変わらず、平成30年度における東京の転入超過数は約14万人、特に転入超過数の大半が15歳から29歳の若年層で12万人を超えている現状を考えますと、国の施策を含め日本全体の問題として取り組む必要があると考えております。

私が伊豆市長として人口減少危機宣言を発したのは平成20年6月で、そのときの判断は、伊豆市の諸問題は人口減少対策によって包括されると考えた結果です。

この人口減少問題は、いわゆる増田レポートによって消滅可能性都市というショッキングな報告がなされたことで、全国的課題として表面化しました。これが平成26年です。

消滅可能性都市とは、人口がゼロつまり消滅することではなく、必要な行政サービスを提供できなくなるほどに人口が少なくなる、つまり市の活力を象徴しております。したがって、問題は、地域コミュニティを維持するための人口対策と、行政サービスを提供できるだけの経済的活力を生む産業対策ということになります。

したがって、人口減少対策が総合的包括的な政策の象徴になり得るところと判断した背景です。

そこで、人口減少対策の現状ですが、残念ながら指標の一つである、15歳以下の子供が各学年200人を下回っています。しかし、15歳以下の人数を各学年の平均で比較してみますと、ゼロ歳から15歳までの学年ごとの人数ですね。市内で生まれた子供は、平均すると各学年

169人、現在の人数は179人となっており、出生数を上回っております。実数で述べますと、生まれた子供さんの数よりも152人が現在多いということ。つまり転入してくれたということであって、移住定住対策が一定の成果を上げていることは確認できると思います。これは子育て世代等への施策によるところが大きく、伊豆半島全体の知名度やブランド力に依存する部分もあり、伊豆市としてのブランド力強化といった抜本的な解決には至っておりません。

伊豆市は引き続き、暮らすまちとしての魅力化、ブランド化を実現しなければならないと考えています。

ここで、議員御指摘の失敗の本質との関係になります。

市長としては、今なお失敗の本質を模索し続けている状況にあります。既に幾度かこの議会でも申し上げたことですが、文教ガーデンシティ事業の何が否決をされたのかということです。

この事業の特質は、新中学校を中核として、修善寺駅からおおむね1キロメートル圏内に市民生活に必要な都市機能を集約して、住むまちとしてのブランド化を図るというものでした。現在、否決された事業の中で、新こども園は建設が進み、新中学校も日向地区を優先校地として検討が進められており、中伊豆温泉病院も市内留置に向けた準備が進むなど、主要な構成要素であった個々の事業は議会の御理解もいただきながら、それぞれの必要性から事業の進捗が図られつつあります。

しかしながら、それぞれの事業が実現しても、個々のパーツが全てそろったとしても、それがばらばらに存在するのでは、当時目指した暮らすまちとしての魅力化、ブランド化にはつながりません。

そうした中、私なりに総括しますと、何より欠けていたと感じるのは、市の将来にとって何が最善なのかとの視点で議員の皆さんと議論を深めることができなかつたこと、この点に尽きると考えております。伊豆市の将来像をしっかりとイメージし、そのために何が必要なのか、何に取り組むべきなのか、そうした共通の価値基準を持ちながら議論をすることができなかつた。これが私が大いに反省すべき点であると認識をしております。

御質問の③については、総合政策部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私から3番目のことについて答弁させていただきます。

平成28年3月に策定しました第2次総合計画・前期基本計画は、平成30年3月に一部改定を行いました。前期計画としては3年が終了し、折り返し地点を過ぎたところだと考えております。

現時点での判断というのはなかなか難しい話でございますが、前期基本計画に定めています5つの重点目標がありますので、その政策について説明をさせていただきます。

まず、1つ目でございますが、魅力あふれる拠点の創出と交通体系の確保におきましては、

住民主体のまちづくりを担う地域づくり協議会の設立件数や、あるいは地域の居場所づくりなど地域振興拠点の整備に係る指標数が達成見込みとなって高くなっている状況でございます。

2つ目の安全で心地よい生活環境の創出につきましては、危険空き家の解消が少しずつ進んでいるほか、健康づくりの推進など、ソフト事業に係る指標の達成見込みが高くなっております。

3つ目の産業力の強化におきましては、市の基幹産業であります観光に伴う指標である観光交流客数や外国人宿泊客数に伸び悩みが見られます。また、他言語化看板の整備やWi-Fiの整備、観光施設のトイレの洋式化などのインフラの整備も進んできております。

なお、新規創業者数や空き店舗解消数といったところも達成見込みが高くなっているところでございます。

4つ目のまちの誇りの情勢とブランド力の向上につきましては、まちづくりの担い手を育成します「未来塾」への参加人数や、あるいはふるさと納税の年間寄附額といったところが達成見込みとして高くなっている状況でございます。

5つ目の少子化対策と次代を担う人材の育成につきましては、県内初の義務教育学校として土肥小中一貫校が設置され、伊豆市のICT教育のモデル校となっております。また、先ほど市長が説明しましたが、15歳以下の各年齢の人口は目標値の200人には達しておりませんが、出生数を上回っている学年が16学年中、今、13学年という状況で、出生数よりも人口がふえているという状況がうかがえます。

以上が前期基本計画の5つの重点目標の進捗状況でございますが、それぞれ一定の成果が上がっていると考えておりますが、まだまだ達成していない指標もございます。今年度を含めた残り2年間ですので、しっかり取り組んでいきたいと考えています。

また、後期基本計画の策定に向けての課題でございますが、人口減少対策に向けた取り組みをさらに強化することはもちろんでございますが、事業と事業のかけ合わせによる部と部、課と課による政策間連携を行うなど、伊豆市の魅力創出に向けた取り組みを、より一層効果的に施策として考えていきたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

山口繁議員。

○2番（山口 繁君） 人口減少対策につきましては、1から4まで用意をさせていただいて、市長には1、2、4、それから総合政策部長に3ということで説明をいただきました。

これ、ちょっといろいろ関連するところがありますので、行ったり来たりするような再質問になるかもしれませんが、一つずつお答えをいただきたいなというふうに思います。

結果的には、目指していた人口減少に歯どめをかけるということに関しては、とまっていないというのは、これはもう事実として誰でもが認めるところだろうと思うわけです。当時、

危機宣言を発したときから何年かたっておりまして、状況もかなり変わったということもあるかもしれませんが、やはり伊豆市の人口が減り続けていくということに関しては、やはり危惧を感じざるを得ない。

市長は、先ほど答弁の中で言われました地域コミュニティを維持をするという、最低でも維持をする、それから行政サービスもきちっとできる、ぎりぎりのところまでやっていく人口、その人口というのは一体何人ぐらいを想定していますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、これだけ人口が急激に減った中で、経済力はおおむね伊豆市の総生産は1,000億円が横ばい状況ですので、基盤産業である観光をメインに、それから製造業も結構、かなりありますので、こういったもので、これより落とさなければ、落とさなければ、一定の行政サービスを提供できる人口規模、実際にこれを維持できればということなんです。経済活力のほうは維持できる可能性があると考えています。

地域コミュニティのほうは、これは私がここで申し上げられるような数字は持ち合わせておりません。タウンミーティングでも議会でも何度も申し上げましたけれども、これまで11年間、全ての土地のタウンミーティングで、かなり市内には空き家がありますけれども、移住希望者はたくさんいらっしゃいますので、提供いただきたいということをお願い申し上げ、結果、一件も出ておりません。やはりそれぞれの地域の中で、外からの移住を歓迎する、そして住むところを提供するという地域の皆さんのお考えと私ども行政の方向が一致しませんと、そこはなかなか行政だけでやるということは無理だと思っております。

したがって、地域コミュニティの維持に必要な人口数というのは、市長として数字を持ち合わせておりませんというのはそういう意味でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 減り続けているわけで、その歯どめをかけるというのは、完全にとめるということだろうと思うんですけども、やっぱり減り方を極小化するというので、それで、いつまでもいつまでも減り続けるということがあってはいけないと思うので、どこかでそこを目指すということになるんだろうと思うんですね。

今のような政策、今のような政策と言うのはおかしいんですけども、今やっている政策の延長線上で物事を進めていったときに、今、3万人がどうかという事態になっていますよね。いろんな捉え方がありますが、それ、まだ無尽蔵にこうやって落ちていくという感じがあるんですね。総合計画では、37年に2万8,500人だったか、というような計画を立てていますけれども、もっともっと加速してそれは下回ってしまうような状況になると思うんですね。

何というか、下支えとしてどれぐらいのところに。もう3万人は減っても仕方ないと、3

万人は減っても仕方ないんだけど、やっぱりここらでとめておかないといけないという人口という、そういう想定はしていませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今の議員の御質問ですと、地方創生戦略に占める人口ビジョンではなくて、この伊豆市を維持するために必要な人口という御質問ですので、そういった意味において人口の指標は持ち合わせていないということでございます。

もし人口ビジョンについてございましたら、総合政策部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長、答弁できますか。

○総合政策部長（堀江啓一君） もともと人口ビジョンにおける目標値というのは、2020年で、議員御承知のとおり3万300人という数字がございました。現在、平成27年に国勢調査等がありまして、そのときの人口ビジョンにつきましては2万8,494人と出ておりますけれども、最終的に2040年という形では、現在2万3,000人という人口ビジョンを伊豆市は考えています。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 2万3,000人ということもありましたし、総合計画では2万8,500人、これはちょっともう無理ではない、今のままでいきますと、緊急対策を打って、物すごく効果的な世界あったとしても、やっぱりちょっと難しいのではないかなと思います。

先ほど15歳以下の人口のところ、生まれた年の人数と、それから何歳になったかという刻みは、あれ、結局、社会動態で外から移住で入ってきているから、当時の出生数を上回るようなその世代人口になっているという、こういうことですね。こういうことですね。これは移住政策が功を奏した、市長が言われたように、若者の子育て支援という政策がうまくいったというふうに。まあ、そういうことなのでしょうね、移住者がふえているんですから。

ということなんですが、数字というのは、単純に出生した人がずっと伊豆市に居続けるわけではなくて、その出生者も減っているはずなんですよね。それで、それを上回る転入者があったということなんですけれども、この辺の分析はされていますか。140人とか50人とかいう数字があるんだけど、その140人がずっといるわけではないですよ。ずっといるわけではない。それで、転入者が10人いたから150人になったとかそういうことではなくて、140人も減っているかもしれない。でも、それ以上の者が来ているから差し引き10人だと、こういうことになると思うんですけれども、そういう入り繰りの分析というのはしていますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 御指摘のとおりで、15歳以下の子供たちが自分で引っ越すわけではありませんから、つまり親御さんが引っ越しているわけですね。60歳ぐらいを分岐点、55くらいからでしょうか。高齢の方は転入超過なわけですね。つまり伊豆市の人口というのは、生まれ故郷なのか、あるいは田舎で暮らしたいのか、その辺は必ずしも正確に分析しておりませんが、55から60ぐらいになると転入超過になってくるわけです。

問題は、進学、就職の18歳、22歳で下がるのはこれは大体どこも同じなんですけど、伊豆市の場合には戻りが弱い。そして、戻った人たちが30から30半ばにおいて、今度は伊豆の国市に出てしまっているということは、これはもうはっきりわかっているわけです。

そこで、今一定の効果がありましたねというのは、決していい政策ではなくて、伊豆市に住んで、ここで生活をして、ここで仕事をしておきながら、いろんな学校とかの問題で伊豆の国市に出ていっている人たちをせめてとめるための絆創膏として、例えば家を建ててくれたら100万円のような、もう出血防止のための緊急措置としてやったことが、ある程度は功を奏して残ってくれているということなんですね。あるいは近くの方からこちらに、牧之郷の北側のように戻っていただいたという結果であって、喜んでここに住むというまちのブランド化にまだ成功していない、そういった事業を組んでいないということは数値からも確認をできます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） よくわかりました。

そういう意味では、人口減少対策という、その若い人たちのところも含めてなんですけれども、全体的には政策がうまくできていないということをお認めになったということでもよろしいんでしょうかね。

それはともかくとしまして、15歳以下の出生数とそれから人口の関係の話をされました。それで、それは転入超過があるからということなんですけれども、これはちょっと、そういう見方もあって結構な話なんですけれども、やはり生まれた数を200人にするということではなかったでしょうかね。次世代人口として、生まれた数をその年次、一年次を200人にするという政策をきちっとつくろうよと。それには数字的なその統計的には2012年の合計特殊出生率を1.25というその現状を、2020年には1.69にしようよと。0.44上げるというのは、物すごいエネルギーが必要な世界であろうと思うんですよね。そういうことに関して、では、どんな手を打たれたんでしょうかということに関してお聞きしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 出生数は、もちろん残念ながら減っています。200人ぐらいから今、120ぐらいまで減っていますので、出生数が減っているのはそのとおりなんです。その出生数そのものをふやしたい、当然それはあるわけです。

さっき申し上げましたとおり、30から35ぐらいの人たちがもう一回出ているわけですね。流出しているわけです。これは、進学のための東京とか、就職のための横浜ではなくて、極めて近くの伊豆の国市、函南町、三島市にこう流出しているわけですね。その人たちのニーズが何かをしっかりと探って、そして、それを具現化すれば、全部はとめられないかもしれないけれども、結果として出生していただける世代が伊豆市に残る、出生数そのものがふえるということに当然なるわけですね。

ですから、議会に何度も申し上げているとおり、私は、毎年こども園等の幼児教育施設にもタウンミーティングとは別に伺って、若いお母さん方、若いお父さん方が何を求めているのか、どういう事業を求めているかということは議会にも御報告し、それを総合的な政策として編んできたわけです。

先ほど議員からも御指摘ありましたように、それを包括的につくった文教ガーデンシティ事業は中止となって、一つ一つ、拠点公園以外は全部、今、戻っているわけですね。そのパーツだけを復活させればよいのではなくて、やはりここでどうやって拠点をつくる。それから、もう一つは、やはり土肥、天城湯ヶ島地区、中伊豆地区の地域コミュニティを維持するために、200人の内訳というのは、それぞれの地区に今ある小学校の周辺、今ある土肥小中一貫校に通う子、今ある天城小学校に通う子、今ある中伊豆小学校に通う子がどれくらいあればいいだろうかということ積み上げた結果、約200という目標設定ですから、それをもう一回具現化するための、やはり子育て世代が求めているニーズにあった施策を組む、これが今、当面している課題だと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） ということは、これから、これからいろんな分析をして手を打とうという、こういうことですか。人口危機宣言をしてから、市長、ずっとやられているわけで、この間、今まで一体何してたのという話になってしまうんですが。それはともかくとして、過ぎちゃったことはしょうがないんですけども、これからではそういう分析をして、対策をして。子供をふやすというのは、出生数を200に近づけるということに関しては、やはりその子供を産むお母さんがいないと、もちろん、ですからそういう若い世代の夫婦がいないといけないわけですね。そういう人たちがとどまる、あるいは外から来てもらうという政策を、きちっとこれからいろんな分析をつくっていきますという、これからやろうということ宣言されたということでもいいんですか。今までは全然してこなかったと、危機宣言以降、ということですね。結果的にはそれしかないと思うんですけども。その辺の見解を伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたとおり、2期かけて、8年かけて、言い方、表

現は悪いんですが、年配の方々は転入超過で、やっぱり生まれ故郷、あるいは伊豆市に住みたいという方がふえているわけですね。ここは高齢の方が500人亡くなっていますから、人口の絶対数を維持する。つまり500人産んでもらうというのはなかなか厳しい。それは正直言って厳しいと思っています。

そこで、土肥、天城、中伊豆を含む地域コミュニティ、その小学校周辺の地域コミュニティを維持しながら、伊豆市の活力を守るため、やはり中心地は正直言って修善寺駅周辺ですから、そのための総合政策として文教ガーデンシティ事業を編んだわけです。これは中学校3年生以下の親御さんの世代からは大変高い評価をいただいていたわけですが、残念ながらその事業は中止となってしまいました。

そこで、さっき申し上げたとおり、その個々のパーツである温泉病院は場所をかえて戻り、こども園は少し場所をかえて戻り、中学校は今、教育委員会のほうで日向をできれば優先して考えたいとして戻り、今、議員の皆さんには、県の計画に残っている日向における防災拠点をどのように扱いますかということで、市長から議会のほうに検討をお願いしているわけです。

さっき申し上げたとおり、個々のパーツは今戻りつつあるのですが、それをもって魅力ある拠点づくりにはなりませんので、そこで、改めて、今まだ教育委員会のほうで検討していますから、中学校が、もし仮に、もし仮に、今、方針で示されているとおり日向に移転をして新築するということなのであれば、それで終わらずに周辺に何かをするのか。残念ながら、現状が青地農地では宅地整理はできませんので、加殿とかその周辺の地域も含めて、さらに必要な都市機能は何なのか、宅地整理は今、牧之郷で進んでいるようにできるのかどうかということ、文教ガーデンシティではない事業で再編成をする必要を我々は感じているわけです。

ですから、ここで二度と失敗しないように、議員の皆さん、我々は市民のニーズとその分析はできておるつもりですので、ですから最終決定権者である議員の皆さんと新しい戦略の組み方について議論をさせていっていただきたい。これは2年半、私が何度も議会のほうにお願いをしているとおりでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 文教ガーデンシティに関連して、そこがちょっとちらちら出てきましたけれども、その失敗の本質ということに関しては、ちょっと後ほど時間を割いて話をしたいと思います。

拠点づくりということであると、総合計画にもきちっとありますし、何でしたっけ、まち・ひと・しごと創生総合戦略ですか、それにもありますように、いわゆる地域再生計画の伊豆市コンパクトタウン&ネットワーク計画というのがあるわけですね。これは伊豆市の中心となる、核となるのは修善寺駅であり、修善寺駅をコンパスの針にして、半径1キロぐらいの

円を描いた中を一つのこの中心区域拠点として、伊豆市の拠点として設けます。それから、旧町と言ったらいいのかわかりませんが、湯ヶ島とか中伊豆とか、土肥とかいうところに集落の中心拠点をつくる。にぎわいをつくる、振興拠点をつくる。それで、それをネットワークで結ぶ。ネットワークというのは交通網、交通網を完備する。交通網は市長等々、御尽力によっていい道ができていますし、そういうようなことが着々と進んでいるわけですが、そういうことの道路交通網をきちっとし、それで、そのアクセスをどういうふうにするかということの検証もこの前なんかあたりしましたよね。そういうことをやると。

それから、もう一つは、情報のネットワークということで、光はほぼ敷設されちゃったのかな。では、それを使って何かするというような、そういうようなことだったんだろうというふうに思うんですけども。

どうなんでしょうか。360平方キロメートルとか物すごく広大な伊豆市、それから、旧町4つの寄り集まって、それから点としてこうっと住んでいる人たちがいて、中心拠点がここです、それから地域の集落拠点がここです、こことここ、ここですというところに集約しようということですけども、生まれたときから住みなれたまちを、家を移動させるということはないということを前に言明されていたと思うんですけども、コンパクトタウンというと、ふっと考えると、やっぱりそういうところにきちっと集約していくというような考え方もあると思うんです。でも、伊豆市の伊豆市型のコンパクトタウンはそういうことではなくて、今まで住んでいたところは住んでいてくださいと、こういうふうにするというふうに聞いたんですけども、その辺の確認を一回、先にさせてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 現に今、お住まいの方々を行政が無理やり引っ越させることはできませんし、それから、やはり個々の市民の皆さんには、その人口が減った、お店が減った過失はないわけですから、やはりこの地域を守っていた皆さんがなるべく自宅近くで過ごされたい、その気持ちは大切だと思っています。

さっきから繰り返しているとおおり、今、現に、進学、就職の18歳、22歳だけではなくて、30で戻った人たちも出ているわけですね。その人たちがなぜここでとどまらなくて、しかもお隣に行っているのかということが、我々が今、当面している直近の課題なわけです。

大変残念ながら、天城中も去年、おととして七、八人ずつ、小学校から中学校に上がるときに、あるいは修中に、あるいは外に出ていっているわけです。その方々の何を求めているかということ、再三繰り返しますけれども、政策として具現しようとしているわけです。

ただ、ここで議員に、まあ、誤解いただいているのか、御理解いただいているのかわかりませんが、点としての半径1キロの点ではなくて、私、議会でも御説明しましたけれども、文教ガーデンシティ事業というのは、都市計画の見直しとそれから津波防災とセットの事業ですから、ですから大仁から牧之郷まで、沖の原まで入っていた市街化区域が、今、

線引きを外しましたけれども、大仁から牧之郷を経て拠点となるこの駅周辺になり、そして都市機能である佐野のごみ焼却場のゾーンまで、こういう点ではなくて広いベルト状になるということを議会でもお示ししましたけれども、その中の拠点、魅力づくりが必要だということをお願いしたわけであって、そういった政策を組むことによって、少なくとも、少なくとも今、近くの市町に流れている人たちをここに残っていただきたい。そして、願わくば、一旦出られたけれども、まだアパート住まいの皆さんにはぜひ帰っていただきたい、そういう政策を組んだつもりでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） ちょっとまた文教ガーデンを絡めた話はまた後ほどさせていただきますけれども、住みなれたところにはもう住んでもらうということが大前提だということなんですけれども、施策的にそうであるならば、お年寄りがもうとにかくずっと住んでいて、町へ出たいけれども出られないという意味では、交通形態をきちっとやる、交通を確保するというに関して、この前の湯ヶ島のほうで実証実験等々やっておるんですが、あれは最終的にはどうするんですか。やっぱり利用者が少ないからやらないとか。もう、1人でもいたらやるべきだと思うんです。金かかってでも、これは採算度外視だしということでもやるしかない。家移るなど言っているわけだから。家はそのままいてください。しかし、ちゃんとやりますからということだったならば、まちへ出てくるその足の確保はきちっとやっていかなきゃいけないと思うんですよね。その点はどういうふうに考えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今、視点が今度は人口減少というよりも、行政サービスの視点だと思うんですが、そこはほかの市町に比べてありがたいのは、やはり行政サービスを維持するのに観光のお客様が役立っているということなんですね。これは観光イコール旅館ではなくて、やはり土肥方面、湯ヶ島方面の路線バスが維持できているのは、観光のニーズが多い、つまり、土肥に寄らなくても、出口に寄らなくても、松崎町に行く方はバスに乗るわけですね。大変残念ながら、中伊豆の一部は、そういった観光ニーズが全くない場所では路線バスが減ってしまいました。逆に言うと、観光のお客様がいることによって湯の国会館を維持できる、ショッピングストアを維持できる、路線バスを維持できるということになっていて、私たちはそういった観光の活力を、宿泊客だけではなくて、市の行政サービスとして活用させていただきたいということを再三申し上げているわけです。

その中で、路線バスから外れる皆さんへの行政サービスは、必ずしも来ていただくだけではないと思うんですね。病院は行く必要があるかもしれませんが、これからは遠隔診療もできるようになるでしょうし、少なくとも、移動投票車を始めたところもありますし、それから移動図書館をやっているところも、移動販売をやっているところもありますし。大変残念

ながら、これまでデマンドバスのニーズはかなり利用率が少ないものですから、今、中伊豆ではまだ実験をやっておりますけれども、そういったあえてデマンドバスに乗っていただかない方に対する行政サービスは、今ある施策だけではなくて、新しい施策をやっぱり考えていくべきなんだろうと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 精いっぱい頑張ってもらいたいと思います。

今、ちらっと市長のほうからありましたけれども、やっぱり遠くに住んでおられる方の今度は交通ではなくて、もう交通はいいと。情報ネットワークをうまく使って、遠隔医療というようなことの可能性というのはあるんですよ。お医者さんとテレビ電話を通じて対にきちっと話ができるというようなことを、実はもう進んでやっているところもあるわけですね。そういうようなこともお考えになるということは、可能性としてはあるんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） このたび順天堂病院が、あれ、地域医療支援病院だっけ、地域医療支援病院という形で、より今まで以上に地域医療に貢献していただける体制に今、変わりつつある。将来、電子カルテとか、あるいは遠隔診療とか。私も実はある病院で、市内の病院で健康診断を受けると、脳みそが心配なので、脳みそ等MRIで撮ると、やっぱり順天堂の先生に見ていただいて帰ってくるわけですね。そういったものをうまく組み合わせしていくこと。

それから、実は最近、健康福祉の雑誌で、商品名を言っていないのかな。ある小さい卓上のロボットが話題になっていて、これは最初に中伊豆の友だち村と市のほうで社会実験をさせていただいたんですね。そういう新しいツールによる介護とか医療というものはどんどん出始めていますので、そういったものを最大限活用はさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） わかりました。

それから、ちょっと戻るんですが、やっぱり住みなれた場所に最後まで暮らしてもらいたいということですが、やっぱり伊豆市という極めて市域の広いところで、インフラは、生活、社会インフラが網のようにあるわけだよね。水道一本をとってもそうなんですけれども。そういうものをいつまでも維持していく、更新をしていくことって、なかなか難しいと思うんですよね。一軒の、一軒のためといっても、一軒のためにも、もうそれをやるって言ったんだから、やる覚悟はあるんだろうと思うんですけれども。

しかし、そういうこともあるので、やっぱり地域の集落拠点のところに呼び込むようなこと。もちろん希望しない人を無理やり連れてくることはないんですけれども、希望する人には、ぜひ、あそこくらいのところに集まってくださいと、こういう土地も確保します、それ

が難しいのかもしれませんが、それは難しいかもしれませんが、こういう集落拠点のほうに呼び込める。向こう10年間ぐらいで来てくれませんか。いろんな手だてはしますと。こういうことをしますと。もちろん希望者のみということをして、それで、それでも10年たっても来ないということだったら、もう社会インフラのやつはそこから先はやりませんと。もう、かなり厳しい世界なんですけれども。やっぱりいつまでもやり続けるということではできないから。そういう手だてをするので、出てきてくれればいろんな家のこととか何とかはやりませう。10年間ぐらいの間に考えてください。しかし、10年たったならば、例えば水道管が壊れたときに、もう補修はしませんみたいな。例えばの例ですよ。というようなやり方をするというようなことは、全国どこかで散見されるんですけれども、そういうようなことのお考えというのはあるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 住みやすさということ、それから友達と一緒に住むことによって安心感を持つということでは、御自宅から余り遠くないところにグループホームなり高齢者の方のためのシェアハウスのようなものは、実はずっと何とか事業化したいとは考えてきたんですが、いろんな御意見を伺うと、伊豆の方々はやはり、こう、生まれ育ったというか、お嫁に行ったというか、そういった御自宅に住みたい方のニーズが多いように感じています。ただ、ぜひ6人なり8人なりで、そのほうがかえって安心だという方々がいれば、そういったグループホーム的なものは整備すべきだと考えています。

ただ、問題は、これ、実はどこかの時点で議員の皆さんに御説明しようと思っていたんですが、将来にわたっての最も大きな財政課題は水道です。これは人口がゼロになりませんから、ある集落が人口ゼロになる可能性というのはとても低い。その中で、水道の維持というのは巨額なお金がかかります。これ100年間で今、計画しているんですけれども。この財源と整備の方針をどうするかということは、いずれ、いずれ議会の皆さんとかなり真剣に話さなければいけない。それは、ほかの光ファイバーとか電気とか、道路とか、お店というよりも、財政的には水道が最も大きな課題となってきます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） コンパクトタウン、ネットワークのことはわかりました。こちらへ置いて。

やはり、移住定住政策ですね。その中で、雇用の創出ということで人を呼び込むということは、どうもちょっと大きな企業を呼び込むとかいうことにはなかなかならない。小さな会社、IT関係の小さな会社を呼ぶということは、着々と進めているということは理解をしているんですけれども、やはりどこかんと人口がふえていくような可能性のある大きな事業体をこちらへ持ってきて、職住接近でそこで仕事をしてもらうということに関しては、なかなか

か、雇用を創出してということに関しては、なかなか難しいのではないかなというふうに思います。

やっぱり、では雇用は、働くところはほかのまちでもいいから、住むにはここだよと。住むには伊豆市で住みましょうということで、やっぱりきちっと移住者を呼び込もう。それから定住者というか、今いる人たちに出ていかないでとどまってもらうという政策としては、やっぱり住宅地をきちっと確保するということが必要なのではないかなというふうに思うわけですね。地面の問題とか、いろんな都市計画の関係とか、いろんなことで難しい点があるように思いますけれども、やはり移住定住政策の一つとして、住むところ問題をきちっと対応するということが必要ではないのかなと思うわけです。

その中の一つとして、移住定住の建設したときに100万円出しますというような仕掛けをもう何年も前からやっていて、これに対する効果も多少あったよというようなことを先ほど言われていたような気がするんですけども、本当にこれ有効的に機能したのと。

実は、前回の一般質問だったでしょうか。ちょっとこんな例がありますよと。伊豆市に来て家建てましたと。建てたら、工務店とかといろいろな話したら、いやいや伊豆市で建てると100万円もらえるんだよとあって、ああ、そうなの、ラッキーというような感じ。いわゆる100万円が伊豆市に来るための呼び水ではなくて、結果的に、もう決まっちゃった人に対してお金を払うような、それはそれで結構なことなんですけれども、要は伊豆市に移住するための動機づけに全然なっていなかったという事例があったような感じがするんですよ。

その辺がだから有効に機能したのかどうかということと、それから、伊豆市に来たいという人というのはどういう人なのかな。その辺をどういうふうにニーズをつかんでいるのかなということですよ。首都圏の人で伊豆市に来たいというのか、その首都圏の中でも、あるいは全国もう全部に声をかけているんだというのか、それから年代層はこんな年代層に来てほしい、若い人に来てもらいたいんだけど、あるいは中高年の人たちも来るというような。どういうところを狙ってその移住定住ということに関して考えているのかなという、その動機づけのその呼び込みというようなことをどんなふうに行っているのかなということをお聞きしたいということと、それから現実に来ることになって、移住相談を受けます。それで、よし、わかった、この伊豆市に住もう、決断します。そして、では、具体的手続って一体何って、いろんな手続があります、それをやりますということが極めてスムーズに進む仕掛けがあるのか。これは前から言っているように、僕は、移住定住に関してはワンストップできちっとやるべきだというふうに思うわけで、その辺をちょっとまた説明いただきたいなと思います。

参考までに、この前、総務経済委員会で北海道のほうに行政視察に行ってきました。小さな町だったんですけども、人口がこの20年間ふえ続けている町です。

その町の移住定住政策というのはどうかいった、町役場なんですけれども、定住促進課というところが窓口です。どんな仕事をされているんですかと聞いたならば、普通の町の町民課

がやっている、うちで言う市民課とか市民部ですね、がやっているような仕事をしていますと。ですから、戸籍とか、それからいわゆる住民票であるとか印鑑証明であるとか、それからごみの扱いであるとか、それから町営住宅の管理であるとかというようなことを全部やっています。それに加えて、移住定住ということに関して全部窓口でやっています。そこで全部引き受けて、いろんな手続が全部済ませられるように、すなわちワンストップでできるような形のをやっていますと。ですけれども、課長の話ですけれども、いや、担当は大変ですけれどもね、でもそうやってやっていますというようなことなんですよね。そういう町でもワンストップでそういうことを組んでやっておられるということはあるものだから、その辺のことについてお聞きをしたいなというふうに思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） まず、先ほど言いました、伊豆市にその制度がなくて来られた方がいらっしゃるということで、なかなか市としてもプロモーションというのは弱いところがあるのかなというのは感じております。

ただ、今回の移住定住につきましては、伊豆市の当然ホームページであるとか、静岡県のゆとりすと静岡であるとか、あるいは東京のふるさと回帰センターであるとか、いろんなところで伊豆市の情報を発信しておりますので、そんな形の中で、定住の関係、補助金についても説明しているところがございますので、そんな形で、まだまだ足りないところはあるかもしれませんが、そういう形で努力しているという状況でございます。強力にしていこうというのは、これからの課題であるという形で考えています。

現在、先ほど言いましたとおり、伊豆市につきましては、市外から平成22年度に創設しまして、現在104件の方、平成30年度現在104件の方が市外から来ていただいているということでございます。人数にしますと347名の方。そのほかにも、伊豆市内の方は数字に出ないで市内にとどまっていたいただいているところでありますので、それぞれやはり効果を上げているのかなと思います。

現在のいろんな形で情報等をとりに来られる方は、年間80件から90件ぐらいの移住相談がございます。その中でやはり多い世代というのは、やっぱり30代、40代、その辺の方が伊豆市の方のほうに興味を持っているという状況でございます。伊豆市のやはり自然であるとか、人のよさであるとか、そういうところにほれ込んで、ある程度伊豆市のほうに来ていただけるというのはあります。ただ、やはり交通機関であるとか、産婦人科であるとか、そういうのはないというのは承知の方がいらっしゃいますので、その辺の弱いところもあるのかなという形では考えております。

これから、やはりいろんな形でワンストップという形でございますけれども、今、駅前の9 i z uというところに移住センターがありますけれども、そちらのほうではベテランというんですが、もう何年も移住相談をやっている方がいらっしゃいます。東京都内でやる移住

相談会にも出席したり、伊豆市内で体験ツアーですか、そういう形で市内に来た方の案内もしているということで、ある程度、当然、市役所のほうでも受け入れはできますけれども、そういった形で専門的に移住相談をやっているところがございますので、伊豆市役所と移住センター、あるいは、どうしても住むところが関係してきますので、宅建業者と連携をとりながら、常に情報交換をしながら今進めているという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 前の一般質問でも何度も言ってきましたけれども、やはり伊豆市は人口減少に物すごく危機を感じているので、それに対する対策をきちっとこの部署でやりますと、人口減少対策に特化をした課をつくる。これは職員体制がなかなか厳しいということで、即否決をされるんですけども、もうそういうようなことをきちっとやるべきだろうと思うんですね。それで、住むところはこういうことがあります、子育て支援というのはこういうのがあります、教育はこんなすごいことをしていますというようなことをきちっとアピールできるような、それで手続から何から全部やっぱりワンストップでできるような形をつくったほうが良いというのは、前からの持論なんですけれども、これは全部ことごとく却下されていますけれども、やっぱりそれをやって、よそとは違うということを見せるべきではないかなという思いがあります。

市長は危機宣言のときに、やっぱりどの部署も人口減少に対してはきちっと、住環境、雇用、教育、いろんなことに関して、全ての人口減少対策にどの部署も取り組むんだというように指示をしたということなんですけれども、やっぱりどうしても役所の仕事というか、よく言われるように、いわゆる縦に割れているのか、市民は、縦に割れているところへ来ると、全部こうっといかなければいけないんですね。そういうことになるんです。だから、その市民の相手方になるところ、市民の目線に立った窓口をきちっとつくってくれと。政策的にもそれをつくれるような形をやっていただけるのが一番いいのではないかなということ、今までは却下されてきましたが、これはちょっと真剣に、職員体制厳しい折の中でも、やっぱり市の最重要の課題ですから、そこをぜひやっていただきたいなというふうに思います。

その点について、ちょっとコメントいただければ、いただきます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっと私が曲解していなければ、議員の御意見として、移住促進が進んでいないのは市の体制にあるような、もし私が誤解していなければそういうことのように聞こえたんですが、先ほども申し上げましたとおり、一丁目一番地の住むところがないわけですね。私は18歳で出てから48歳まで戻るまで、30年間で30回引っ越しましたけれども、大半、官舎だったから、なかったときは大変ですよ。自分で家を探す。それから、後で病院とかお店とか探すわけですね。これを今度は移住される方に同じことを強いるわけです。

今、議員がもう、まさに今、列挙された中で、議員、最初に住むところとかとおっしゃったんですよ。今、その住むところがないので、今、部長から、毎年何十件か問い合わせがあるということなんですが、土肥でも天城でも、ここが病院です、ここがマックスバリューですとか言えるんですよ。ところが、住む家だけ言えないんです。パズルの中で、今、家が一軒もない。これをつくらないことには、このパズルを入れないことには絵ができないんですよ。どこの部署がやるにせよ。それをどうして地域ごと、もう私も、ただタウンミーティングでお願いするだけでは無理なので、やっぱりある程度の地区ごとに皆さんでちょっと家を提供いただけないでしょうかというお願いをしないと、相談だけ来ても、結局、アパートしか今、紹介できないんですよ。

私は、ですから体制よりも、まず市民の、ほかの町から来ていただけるパズルのちゃんとした整理のほうが、まずは課題かなと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

山口議員。

○2番（山口 繁君） そういう意味では、やはりそれ専門の人に張りついてもらってやっていただければ、知恵を働かせれば、ないんですけれども、あるんですよ。ここにこういうふうに道をつくれれば住宅になるようなところは、4、5軒できるようなところはあるとか、そういうのはあるんですよ。ですから、それをぜひ。全くないわけではない、あるんですよ。探さないから。探さないからと、今の体制ではなかなか探しにくいから、だろうと思います。ですから、もうそういう専門の部隊をつくってやってもらおうということで、ぜひお願いをしたいなと思います。

文教ガーデンシティの失敗の本質ということで、市長は、まだ本質を模索し続けているということのようだったんですけれども、私から申し上げれば、やはり初めて議員になって、半年もたたないうちにああいういろんなことが起きて、最終的には、新中学校を進めるという予算を否決したことによって文教ガーデンシティが中止になったという経緯があります。やっぱりこれは、この構想に対する市民に対する理解が全く情報不足であったということ、説明不足であったということは、まず第一に挙げられるのではないかなというふうに思います。もう、それを証明するように、否決をした年の新年号か2月号かなんかに、市長のタウンミーティングの記事がありましたよね。文教ガーデンシティのことはよくわかりませんということで、ちゃんと丁寧に広報には書いてあるんで、いうくらいの世界なんです。というように、圧倒的に説明不足、情報不足だったということ。

それから、もう一つは、やっぱり新中学校建設ということで進んでいましたよね。まさにそのとおりで進んでいたんです。対象となる保護者の方ともやっぱり接触を、私の支持者なんかも、いきなりそっぽを向けられて、配っているものをその場で破るなんていうこともありましたけれども、結局、保護者にしてみれば待望論もかなりあったということは間違いありません。

ただ、では、我々は文教ガーデンシティの議論をしているんだよって言ったときに、文教ガーデンシティって何という、こういう状況ですから、いわゆる全体構想、事業構想がほとんど理解をされていなかったということがあると思います。

そして、あとは、コンパクトタウン&ネットワークと先ほど言ったような形なんですけど、この中で、やはり住宅をつくりますということに関して、私は最初のころの質問で言ったと思いますが、やっぱり中学校がありこども園があり、公園があり、そうしたら子育て世代の専用の住宅、それはもう売りつけちゃって、誰かが固定して住んでしまうという高級住宅ではなくて、そういう賃貸住宅みたいなものを考えたらいかがですかということなんですけれども、それは一蹴されてしまいました。

そういう記憶がありましたけれども、その住宅の問題に関しましても、突然、突然というか、いわゆる病院を誘致するということへの並行検討になったということがありまして、これ、計画の重大な変更なんですよね。これがこんないとも簡単にそういうことになるのかということは、やっぱり構想の信頼性を欠くような形だっただろうと思います。もちろん地域医療の中で病院が大事だということは十分承知をしていますけれども、それを文教ガーデンの中に入れ込んだということは、やっぱりこれは失敗の一つだろうというふうに思います。

新中学校もそこに取り込まれて、その以前から実は新中学校はやっていたわけですよね。ほかの候補地も含めていろんな議論をされていて、でき上がるという段にそれをぽっと取り込まれて、教育委員会がある意味いい迷惑をこうむったのではないかなと思うんですけども。しかし、あの中で議論されたのはやっぱり、あの制約された敷地の中で中学校をどういうふうにつくるかといったらば、南北の校地だと。しかも、校舎からグラウンドが見えまじるとかいう配置には相当の問題がありましたし、それから、教科教室型ということに関してかなりこだわりを見た、全国でもそんなに成功例がないというやつを果敢に取り組もうとしたという、その努力はあったとするんですけども、やっぱり理解を得られなかったことがある。

そんなことを総合的に見たときに、それが失敗の本質、ああいう議会での議決になったのではないかなというふうに思うんですけども、その点に関しまして、市長はまだ模索を続けているという段階だということなんですけれども、何かコメントがあったらいただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 中学校については、文教ガーデンシティをやるために中学校を取り込んだのではなくて、平成20年、私が市長になった年に既に教育振興審議会でお諮りいただいているんですね。その中で学校再編成。もう統廃合と言わずに、絶対に統廃合とは言わずに再編成という形をとって、今、伊豆市に仮に学校がないとしたらどういう学校をつくりますかということで、平成20年度末に既に整理していただいた中に中学校の件があったわけです。

ね。

あるところで、やっぱり天城中が1クラスになる、いずれ中伊豆中も1クラスになる。そして、いろんなお考えはあると思いますが、子供さんたちは部活重視でどんどん外に行く子がふえている中で、少し順番を入れかえて中学校を整備をするということで、これは教育委員会のほうで検討していただいた結果であって、平成26年、平成27年に出た話ではなくて、もう平成20年からずっと中学校のことは最も大きな課題の一つとして続いているわけです。

そこで、今、議員御指摘のあったように、確かに議員からも御指摘がありましたし、タウンミーティングの中でも、それぞれの事業はいいけれども、文教ガーデンシティだから反対なんだということはありませんでした。議員からもその御指摘を私も直接伺いました。それぞれの事業はいいんだという方もあった。それから、校舎はだめだから反対だよという方もありました。それから、小中一貫校だという御意見もありました。ほかに反対理由は、ちょっと財政があったかどうか記憶がないんですが、それぞれ反対理由があった中で、一つ一つの事業は今戻りつつあるわけです。今、戻っていないのは拠点公園だけなんですけれども、それを一体、いわゆる個々の事業ですね、教育と病院という機能だけを戻せという議会の御意見なのか、要するに魅力ある中心地をつくることは賛成なのか、校舎さえ変えればいいのか。それは今、議会の御意向を確認できていないので、議員の皆さんの賛成いただけない理由を今、模索し続けているという意味で私は申し上げているわけです。

そこで、もうそんなに時間はありませんので、今、検討している土地は農地ですから、何とか、ほかに必要な事業があるのか、ニーズの多い公園を検討するのか、あるいは極めて大きな課題である防災についてもう一回俎上に上げていただくのか。そこについては、やはり私からは計画としてなかなか出しにくいところがありますので、内容について議員の皆さんの中で意見集約が図られればなと期待をしているところです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） 2番、はい。

それでは、2番、半年後に迫った市長選への対応について、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 半年後に行われる伊豆市長選挙ということですが、私はまだ何も考えておりませんので、市民の皆さん、それから後援会の皆さんと御相談をしながら。やはり市民の皆さんの御意見がないことには、私は判断いたしかねますので、現在、そういう状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） あと半年に迫っているわけですね。それで、今の御答弁ですと、何

も考えていないということは、何も考えていないか、態度保留。態度保留というか何も考えていないということなんだろうと思うんですけども、それは出るかもしれないし、出ないかもしれないということですよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどの御質問にあったとおり、私は最も3期の中で集大成と考えていた文教ガーデンシティ事業を否決された市長ですから、その前提に立って、市民の皆さんからもう一度頑張れと言われるのか、もうかわれと言うのか、やはり市民の皆さんのお声を聞きながら考えさせていただければと。現時点では決めておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） この質問に関しては、再質問を何度も繰り返すような性質のものではないと思っているんですけども、やらせてもらっちゃっていますが、最初申し上げましたように、3期12年ということに関してどのようにお考えかなということなんですね。これは世の中、今ちょっと言われにくくなっているんですけども、4期目になるといわゆる多選批判ということが起きてくるんですよ。しかし、その逆もあるんですよ。やっぱりこの市長にやってもらわなきゃ困るという住民の強烈なその支持があれば。それで今、こんな大きな仕事をしていて、これを途中で投げ出すというのはいかがなものかと、ぜひこの人にやってもらおうというようなことがある場合は、その多選批判というようなことにはつながらないんですけども、一般的には、一般的には3期12年が一つの区切りであって、4期目に突入というのは多選批判というようなことを言われているんですが、その多選批判のもういわゆる第一関門ですよ。もう、もっと5選、6選、7選って、どんどんやっちゃう人もいるわけですけども、そのことに関してどのように考えますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） どこからが多選なのか、私、わかりませんが、しかし11年やってみて、やはり2期目の途中から公職がふえた。言ってみれば、やはり全国市長会の役員になると情報が全く変わってきますので、それから、一市長が発言するのと全国市長会の場で意見を言うのと全く違うものですから、国の中核に直接意見を言えるので、やはりさすがに1期目だと難しいだろうなという、逆に今振り返って考えています。

では、3期をもってやめるべきかというところは、一つの大きな、一般的には3期区切りの方が多いのかもしれません。

先ほど申し上げましたとおり、今、改めて復活して進んでいる事業がある中で、市民の皆さんがここまではやれとおっしゃるのか、もうかわれとおっしゃるのか、やはり主権者である市民の皆さんの意見を。私、これまで後援会は定期的にやっていますけれども、より広い

市民の皆さんに市長のあり方というものはこれまで直接伺っておりませんので、市民の皆さんの声を拝聴しながら考えていきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

山口議員。

○2番（山口 繁君） 2期目を1期目と見立てて3期やるというような、そういうふうに関こえたような気もしないでもないですけども、ぜひいろんな形で関係する皆さんと連携をとっていただいて、態度をはっきりしていただけたらいいかなと思います。

以上で終わります。

○議長（三田忠男君） これで山口繁議員の質問を終了いたします。

ここで25分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時12分

再開 午後 2時23分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 永岡康司君

○議長（三田忠男君） 次に、10番、永岡康司議員。

〔10番 永岡康司君登壇〕

○10番（永岡康司君） 10番、永岡康司です。

発言通告書により、市長に質問いたします。

（1）伊豆市の人口減少問題と給付型奨学金制度について。

現在、大学等への進学率の上昇や景気低迷などの社会情勢を反映して、奨学金の貸し付け規模は年々拡大傾向にあります。

代表的な奨学金としては、日本学生支援機構奨学金ですが、同機構の平成29年3月現在の調査によると、学生数に対する奨学金の貸し付け割合は、平成17年度で4人に1人、27年度で2.6人に1人、現在では2人に1人の人が利用しているようになりました。また、労働者福祉中央協議会「奨学金に関するアンケート調査結果」では、利用者のうち34歳以下は何と2人に1人が、若い層ほど利用者が多い現状が見られるそうです。同調査によると、借入金総額の平均は312万9,000円、月々の返済額は平均で1万7,000円で、返済期間の平均は14.1年ということで、23歳で卒業した人は37歳までに年間毎年20万円以上の返済が続く計算になります。

当然かもしれませんが、返済の負担感についても、「苦しい」と回答した人は40%弱、中でも非正規労働者の場合は半数以上、56%が「苦しい」と回答しております。

このように、労働者自身の収入が減少する中で、奨学金の滞納が社会問題となっている。

国としても、この厳しい現状にある子供たちに、返済の要らない給付型奨学金制度を17年度から創設しました。18年度には約2万人を対象に2万円から4万円を支給しています。また、2020年度以降導入を目指している高等教育無償化制度では、返済が不要な制度で、生活費や授業料の減免の拡充をあわせて、政府は学業に専念できる環境づくりを整えようとしているようです。

静岡県では、医師不足を対象として静岡県医学修学研修資金制度を創設し、月20万円、最大6年で1,440万円を貸与し、研修終了後、貸与期間の1.5倍、最長で9年ですけれども、9年以上を県内指定の医療機関に勤務すると返済が免除となります。平成31年3月現在、1,088人がこの制度を利用して、返還免除のために238人が県内で勤務しているようです。

国や県、各市町でもいろいろ施策を打ち出している中で、伊豆市としても、人口減少、少子化等が進む現在、大学等に進学した人、静岡県外に転出した伊豆市出身者のUターンまたはOターンを推進するための施策を考えなければならない時期に来ていると思います。

前回の答弁の中から市長に伺います。

①給付型奨学金制度については、大変厳しい財政状況の中で財源確保が難しいと言われていましたが、どのくらいの財源の確保を難しいと考えているのでしょうか。

②県内でも導入する自治体はまだ少ない。だからできない。伊豆市独自の施策は考えられませんか。

3番、1人の人に毎月何万円もの奨学金補助金を出すのは、教育の観点から施策化は難しいと言われていましたが、私は毎月数千円の奨学金を想定していましたが、市長が毎月何万円の補助金とした根拠はどこにあるのでしょうか。

④この制度を奨学金の補助だと考えるのではなく、人口減少対策、少子化対策、慢性的な各産業の後継者や労働力不足、あわせてOターンによる後継者の確保等を必要と考えますが、いかがでしょうか。

大きな(2)番。

ふじさん駿河湾フェリーの今後の観光振興の進め方について。

清水港と土肥港を結ぶ駿河湾フェリーの運営が、民間から県と駿河湾沿岸の6市町、静岡市、伊豆市、下田市、南伊豆町、松崎町、西伊豆町でつくる一般社団法人ふじさん駿河湾フェリーとして設立、難波副知事が理事長に就任し、6月1日、第1便が入港、伊豆市を初め、西海岸の地元関係者によって盛大な迎えをしました。

この事業は地域に多大な経済効果をもたらす事業であり、当面の目標である年間輸送人員20万人達成に向け、関係の県、各市町、関係団体と連携して事業推進に取り組んでいくと言われています。市長の考えを伺います。

①目標20万人に達するための方策はありますか。

②応援する団体等の今後の事業の進め方は。

③伊豆市としての誘客運動やイベント等の考えは。

④西海岸遊歩道を整備して、駿河湾と富士山の眺望を楽しみながらの宿泊、これは年間を通しての事業ですけれども、など考えはいかがでしょうか。

以上、よろしくお願いします。

○議長（三田忠男君） ただいまの永岡康司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） まず、人口減少問題と奨学金についてお答え申し上げます。

先ほどの御質問でもありましたけれども、人口減少対策はやはり大きな課題でございます。まずは教育のほうに力を入れてきたつもりでございます。今、高校生の通学費補助をしているんですが、実は、もう定年退職されましたけれども、当時の土肥高校の校長先生から大変強い要望を二、三度いただきまして、その実情を考えて、義務教育ではないのでかなり考えたんですけれども、やはり伊豆市では必要だろうということで、高校生までの通学費補助を導入いたしました。それから、幼児教育の2人目が半額、3人目から無償等々、今の若い方々は、正直言ってこの30年間、給与所得が伸びていませんので、やはり非常に厳しい経済状況にあることは承知をしております。

その中で、大学生をどうするかについては、これ、なかなか難しいところで、私も母子家庭でしたから、高校の学費はバイトで稼ぎ、大学は学費の要らない大学に行きという自分のことを思い出すと、家庭環境が苦しいから進学を諦めるというのは何ともかわいそうだな、そのことは十分に理解をしているつもりです。

ただ、その中で、給付型の奨学金制度について、財源については後ほど総務部長から説明をさせますが、県の医科大学のように目的に沿った制度ができるだろうかとというところが少し市長としては気になるところです。伊豆総合高校、土肥キャンパスを含む、観光で十分な所得を稼げる人材育成制度がまだ確立していない中で、土肥にももちろん製造業はありますけれども、例えば修善寺温泉とか土肥地区ですと圧倒的に観光事業者が多いものですから、そういった方々の生涯所得が上がるような教育と連動して給付制度ができれば、かなり有効だと思うんですが、一般的な大学進学でどういったことができるのかについて、市長のほうでは制度設計で少し悩ましいところがあるのではないかと考えております。

それから、財源については、総務部長のほうから説明をさせてください。

私から、幾らかという御指摘もありましたけれども、すみません、一体大学生に幾らぐらい出したら効果があるんだろうかと、ちょっと数字的にはわからないんですけれども、また今後の議論で検討させていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私からは、1点目の財源の確保が難しいという前回の答弁に対してなんですが、現在、市では貸し付け型の奨学金をやっております。それは市のほうで基金をつくって、基金から貸し付けをして、返還で戻ってきたらもう一回基金に戻してという、

いわゆるぐるぐるこう回しているわけです。それが仮に給付型の奨学金となりますと、一回貸しても戻ってこないわけですから、何かしらの、では相当大きな財源が必要になるということと、教育委員会のほうで今やっております奨学金、大体年間だと160万円程度とちょっと伺っておりますので、仮にその160万円を給付型にした場合、当然給付型となりますと、もっと、条件にもよりますけれども利用者の方が当然ふえてくるだろうと。そうしますと、では果たして財源として幾ら必要なのか。また、それがもう恒久的になりますので、1人の方に奨学金を貸して、大学へ行くと4年間、帰ってきて、仮に7年間の……。

〔発言する人あり〕

○総務部長（伊郷伸之君） 7年間じゃないですね。それをもう給付しちゃうわけですから。そうすると、果たしてでは何人分の何年間かという、ちょっと想定できないような財源が必要になると。そういう趣旨で財源的に難しいという答弁をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） 伊豆市の奨学金については、もう再三、教育委員会のほうからも聞いていまして、2万円プラスこれ無利子ですよ。何回も、これは5万円に増額できないのかという話はしたけれども、一切考えておりませんという答弁ですから、今回はあえて教育委員会に今、質問をしないでおります。

昨年の12月に同じ問題を取り上げて、市長の答弁をちょっと読ませていただきますと、給付型奨学金制度については、大変厳しい財政状況の中で財源確保が難しく、県内でも導入する自治体、まだ少ないと聞いております。Uターン促進施策として独自に返還補助金制度を実施している自治体もあるようですが、まだ少ない、例が少ない。毎回質問しますけれども、いつも財源がない、ほかの市町もやっていない、もう市長の口癖のように前例がない、この3つを必ず今まで答弁で聞いてきました。財源がないの、本当に財源がないのかなと、今、部長さんも言われたんですけども、本当に財源がないのかな。

では、伊豆市の事業ってどんな事業があるのかなと思って、今、調べてみましたら、ことしの4月から、31年、ひとり親のための移住に係る補助金制度というのが新たにこれ制度としてつくりましたよね。これは市の単独事業なんですよ。一般会計から出ている予算で。ちょっとこの制度を見ますと、基幹産業の旅館業に働き手不足解消のための補助金制度。これは東京23区からIターンで来た父子家庭、母子家庭に対する補助金。父子家庭も母子家庭も含める補助金ですよ。これが引っ越し手当、引っ越し補助金が10万円、それから敷金、礼金、仲介手数料15万円、部屋代2年間で最高2万円と48万円と。父子家庭、母子家庭が2人来たときに、73万円の補助金を伊豆市が単独で出すんですよ。これはすばらしい制度ですよ。これは土肥の旅館業さんに勤めていただき、何人勤めてくれるかわからないんですけども、3家族が来ても240万円のお金が伊豆市から出ていくわけですね。財源がないと言いつつもこの制度、すごいなと思うんです。

それで、当初、ことしの予算というのは700万円組んでいまして、もう事業をやっているかと思ったら、東京事務所、具体的には、ひとり親家族サポートコンシェルジュ、それから窓口を夏ごろまでに設定して、秋ごろまでには観光事業、市民など構成するひとり親応援市民会議を開くという、秋までにはそのシステムをつくるということで、今、動いていると思うんですけども、これはもう立ち上がっているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） ひとり親のプロジェクトにつきましては、現在、永岡議員がおっしゃったとおりでございます。

現在、いろんな形でコンシェルジュを養成するために、いろんなところの勉強をさせていただいています。まだ現在は立ち上がっている状況ではございません。早急に立ち上げたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） この手当なんですけれども、引っ越し手当10万円、これは引っ越しセンターとか何かの業者ですよ。それから敷金、礼金、これはアパートの持ち主の敷金、礼金。それから仲介手数料と不動産屋に支払う敷金、礼金ですよ。賃貸補助金、家賃補助金がアパート2年で2万円ずつ、48万円。これ、すごい事業だと思うんですけどもね。財政不足の中でこれだけの事業をやるといというのは、物すごく総合戦略課の担当者の皆さんは御努力なさったんじゃないかなと思ってはいるんですけども。

これに対して、この勤める企業に対しての補助金なのか、それともこの2人に対する、2人とは限らないんですけども、対する補助金があるというようなことを聞いていますけれども、ちょっとそこら辺、産業部長、お願いします。産業部長、ごめんなさい、こっち。総合政策部長、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 今回の補助金につきましては、先ほど議員おっしゃったとおり、伊豆市独自のものとございます。そのほかに、静岡県、もともと国の制度の中で静岡県が選択しまして、静岡県に移住であるとか就業した場合に静岡県のほうから補助金が出るという制度がございます。これにつきましては、東京23区の在住者または東京圏在住で23区へ通勤していた方が静岡県を選定して移住してきて、最終的に中小企業等に就職した場合には100万円を補助するという制度は、伊豆市の制度とはまた別にあります。

○議長（三田忠男君） 再質問。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） この中小企業というのは、旅館業にも含まれるんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） これは何でもいいということではございません。最終的には、中小企業が手を挙げていただきまして、静岡県で認められれば、そういう企業に該当するということになると思いますので、旅館でもそういうのは該当すると考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） この政策だけちょっととりますけれども、この父子家庭、母子家庭、要するに、ひとり親と子供1人について73万円の補助をするわけですよ。東京都内23区からこの土肥地区へ勤めた場合に。旅館業、土肥地区へ勤めた場合に73万円やる。なおかつ、認定されれば100万円のまた個人に補助があるということ。そうすると、170万円ぐらいの補助が2人のためにつくということです。すごい制度と思いませんか。こんなに金があるのかなと思って。伊豆市には金がない、金がないと言いながらも、子供に対して73万円を補助しなきゃならない。こんなに金がない中で、この事業ってすごいことだなと僕は感心します。それはそれで、決してこの施策を否定するものではないし、土肥の旅館さんも、もう人がいなくて苦勞しているのは重々わかっていますので、2人、3人、4人、5人と来れば、10人来たって740万円はかかるんですから、伊豆市の負担が、物すごい金額になるんですけれども、雇用があれば旅館も助かるのかなと思っています。

ちょっと数字を上げてみますけれども、財源のことをずっとやっていますので、子供を3人育てて中学を卒業するまでの子育て支援補助金というのがあるんですけれども、この補助金ってすごいお金が子供手当として出るんですよ、1軒のうちに。第1子、第2子を中学卒業するまでに、各子供に208万5,000円の補助金が出るんです。第3子については、265万2,500円の補助金が出るんです。そうすると、3人の子供を中学まで育てると、679万5,000円、これ補助が出るんです。すごいお金と思いませんか。これは国の補助金もありますからいいんですけれども、こんなに補助金が出るんですよ。

そして、もう一つ、伊豆市の事業として地域づくり推進事業。これは30年度の決算で1億800万円、地域づくり資金として2,387万7,000円。その中で、若者交流資金が324万円、にぎわいづくりは150万円、コミュニティ施設整備事業1,750万円。ことしの予算は若者交流支援事業が324万が330万、にぎわいづくりは150万円が170万円、地域づくり交付金が30年度は3,293万9,000円。これ7つの校区が地域づくり交付金を受けていますけれども、ことし令和元年の予算が4,376万円、1,000万円の増。移住定住促進事業4,292万円。これは市内の移動の人たちが29件、要するに湯ヶ島の人が修善寺へ来た、修善寺の人が中伊豆へ行った、その人たちが29件、105人の人が伊豆市内で動いているということ。これにも補助金が100万円。市外から移住してきた人。これが12件。恐らく、うちを建てたら1,200万円の補助金が出ている。

僕は、この給付型奨学金が数千万円のお金を求めているわけではないんです。100万円か200万円のお金が当初予算としてつけてもらいたい、ずっとやっています。僕は平成26年からずっと、これで質問4回目なんです。財政が厳しい中で確保が難しい。そうではなくて、この予算、100万円から200万円の予算、どうしたら捻出できるかということを考えていただきたい。市長、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） くれぐれも誤解いただきたくないのは、人口対策で反対しているわけではございませんので、今言った議員の、その大学に対する奨学金という制度ですね。

さっきちょっと申し上げましたのは、この間まで新聞の連載記事に出ていましたけれども、自治医科大学という大学があって、あれ全国知事会の要求で自治医という地方勤務のお医者さんを養成した。そのミニチュア版が、いわゆる静岡県でやっている医師確保のための医科大学への奨学金制度。つまり、そこは焦点がお医者さんに当たっているわけですね。

したがって、奨学金ということ考えたときに、そういう制度であれば、さっき観光と申し上げましたけれども、例えば観光ビジネス学科のようなところであって、そこで自分が学んで土肥の旅館に戻ってくる、あるいは農林大学校に行つて勉強して、シイタケとワサビをやるようなパターンは、こちらでシイタケとかワサビの後継者がいないようなことであれば、そういったこともあるんだろうと。

今回は移住対策という、Uターン対策ということですので、例えば伊豆の子供たちが東京へ行って、大学へ行って、帰ってきて、地場産業ではなくて、例えば東京の、あるいは三島市の会社に通う。その方々が帰ってきてのという制度ですから、そうすると、今議員から詳細な御指摘のありましたいわゆる移住対策、Uターンで引っ越してくる、家を買う、あるいはアパートを借りる政策のほうが、効果、大学の授業料を出すということは、変な話、伊豆の地場産業でなければ、三島市の会社に勤めているその会社に対する貢献度を上げるということであつて、移住対策という観点から見たら、今ある制度、あるいはどこか拡充する必要があるかもしれませんが、伊豆市に戻ってくるというところに焦点を当てたほうが、今ある制度で足りないのかなという気がするんです。

大学も法学部かもしれないし、経済学部かもしれないし、文学部かもしれないし、そこに焦点を当てる必要性を、すみません、私、まだ一つちょっと理解し切れていないところがあるんですが。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） 僕も、最初は奨学金補助金制度、給付型奨学金制度でずっとやって、2回ぐらいやったんですけども、もうこれからの人口対策にこれ必要だなという形で、人口対策を絡めながらの奨学金制度、給付型奨学金制度を絡めてきました。

財源がないというのはよく口癖のように言われていますけれども、もう前にいられる幹部の方たちも財源がない、それから職員も財源がない、だからできない。一般市民の方たちも、ああ、伊豆市はだめだよ、財源がないから何も言ってもだめだよという言葉も聞かれる。これでは、伊豆市、本当に衰退しますよね。何とか財源を捻出して事業を進めていくのが基本ではないかと僕は思っているんですよ。財源がない。それはもう財源がないのは逃げ口上ですよ、みんな職員の方たちの。だから、財源があってやる、やるのなら仕事が忙しくてしょうがないやということになっちゃうんでしょうけれども。

では、次ですね。

この伊豆市独自の政策として給付型奨学金を捉えることはできないかと思うんですけれども、他の市町では余りやることが少ないなと思っているんですけれども、今、皆さんの前にこのような……、この冊子が皆さんのところへ行っていると思うんです。こういう冊子がある、これは、U-Turn Your Life、Uターンしてあなたの生活を助けましょうという施策で、ちょっとこれは隣のまちの施策なんです。このコンセプトをちょっと読ませていただきます。

我が市に新しい人の流れをつくりますというコンセプトの中で、若者のUターン促進事業として、当市の人口減少を背景に、進学や就職を機に首都圏に流出する若者に対して、当市への回帰を呼び起こすため、県外に住む当市出身の若者のUターン就職を促します。事業内容としては、企業の紹介、Uターン就職の優位性を記載した冊子の配布、奨学金を返済する若者に対しての補助を実施しますということで、今、先ほど、ひとり親定住促進事業の中で伊豆市は700万円を予算を組んで、これから移住定住を促進しようということなんですけれども、この市は、支援補助金を203万1,000円、初年度、一般財源、やっぱりこれも一般財源なんですけれども、Uターン補助金203万1,000円。その内訳が、この冊子をつくるのに3,000部つくって、3,000部つくる予算が95万1,000円。Uターン促進支援補助金が30名を予定して108万円です。30名。地元へ帰ってきてもらうために108万円の予算をつけました。

では、幾らかかったかといいますと、3,000部つくって地域内外の高校生、それから大学生に配布して、応募された方が27名。これが97万2,000円。これは月3,000円の補助なんです。年間3万6,000円。その補助金を受けるために27人の人たちが、地元から出ていった人がこっちへ帰ってきてくれているんです。23歳、24歳。23かどうかわかりませんが、22歳、23、24歳ぐらいの方たちが27名も帰ってきている。

では、ことし、令和元年度の予算はというと、やっぱり203万1,000円なんです。なので、同じですかと言ったら、もう冊子をつくる必要はないから、その予算を子供に回すんだと。そうすると、ことし、20名の募集をかけたんだ。まだ結果はわかりませんが、203万1,000円は、去年の27人とことしの20人、47人分の予算ですよということで。そうすると、3年目はもうちょっとふえていくかもしれませんが、これを7年間補助していくということなんです。

7年間補助するということは、140名の方が7年間に帰ってきて、7年間たつと大体30歳

前後になりますので、家庭を持って子供も授かることがあるかもしれない。そうすると、100がそれからどんどん人口がふえていくのではないかなと思うんですけれども、市長、この施策、お金がかかると思うんですか、かかりませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 再三申し上げているとおり、私が今ちょっと必ずしも十分に理解していない財源はちょっとこちらに置いて、制度のほうなんです。結局、伊豆の子が奨学金をもらって例えば東京の大学に行く。この伊豆の国市さんの制度は、それは帰ってくるわけですね。帰ってきて、1年以上卒業して伊豆の国市に住んで仕事をしていると、奨学金の返済に市が支援するということですよ。ということは、大学は既に卒業していて、それまでは奨学金をもらっている学生が対象なので、つまり大学の授業料がきつから支援ではなくて、その子供たちが帰ってくる時の財政措置ですから、今、我々がやろうとしている状況によっては拡充する余地もあるかもしれない、その移住対策ではいけなくて、奨学金の返還でなきゃいけない理由が実はわからなくて、そこで大学の奨学金の貸与された奨学金の返還のほうのほかの移住政策より効果があるところの、すみません、そこがちょっと実態がわからなくて。4年間大学を卒業して伊豆市に帰ってきて、就職先見つけて、こちらで住んでいる子供たちに我々は補助制度があって、その補助制度が学費の返還でなければいけないという、そこだけなんです、私がよくわからないのは。すみません。議員のおっしゃっている人口減少対策とか移住対策に反対なのではなくて、その学費の返還のところを焦点を当てているところが、今やっている移住政策ではいけないのかなと、そこがちょっとわからないんですが。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） そうですね。市長はもう前からそのような感じで、ずっと奨学金の返済に対して補助金を充てるのはどうかというのは、再三、市長はずっと、それは4回とも、今回もそうですね。それはちょっと語弊があるようなことを言って。

それは、僕はこの隣のまちの奨学金制度。要するに、伊豆市へ帰ってください、うちへ帰ってきてください。先ほど、子供さんに育てて六百何万円という形を伊豆市もこれだけお金を投資して育てて、何とかその何人かの子供が伊豆市へ帰ってきてくださいよ。でも、さっき僕が言っているUターン政策というのは、これは初めて僕がきょうつけた名前なんですけれども、家庭が、自分の出身地のうちがあって、それをまた卒業して戻ってくる後継者のことを言っているんです、僕は。Uターンは、土肥の人が帰って来て中伊豆へ住むかというのがUターンでしょうけれども、僕の言っているのは、今の空き家対策は長男が帰ってこないから、後継者が帰ってこないから空き家対策なの。だから、Uターンというのは、もとのところへ戻ってきてくださいよというのが僕の趣旨でUターンという名前をつけた。そのための対策というのも僕はあってもいいのかなと思う。そのための空き家対策。

要するに、後継者が帰ってこないために、跡継ぎの帰らぬ空き家がふえていくのではないかなど。ましてや、土肥とか、小下田、八木沢、大久保、みんな長男が帰ってこない。帰ってきて生活できないから帰ってこないんですけれども、それが全部、今、空き家なんです。僕はもう長男として帰ってきてうちを継いでいますけれども、子供は外へ行っていますので、さあ、お母さん、どうしようかという心配をする。これはどこの家庭もそうではないかと思うんですけれども。こっちの修善寺のほうへ出てこられる方は就職はしやすいから、伊豆市以外のところでも就職はありますけれども、土肥、八木沢、小下田は就職がないもので、長男が帰ってこない。そうすると、もう平均60歳を超えているような地区になっていますので、何かやっぱり地元に戻ってきてほしいという施策をしてもらいたいです。

市長、その〇ターンという言葉でどんな感じを持ちますか。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） すみません、ちょっと私が御質問を誤解しているかどうかの確認をしていたものですから、ちょっと時間をいただきました。

議員が今、御指摘されているのは、伊豆市から出ていった子供が伊豆市のどこかに戻ってくるのではなくて、ちゃんと地元に戻るよにということ、その施策として今提言されているということですよ。その目的は全然おかしくないし、それは必要だと思っています。ただ、そのいわゆる議員が御指摘の〇ターンというものをどういう政策でつくり上げたら一番効果的なものかについては、少し検討させてください。

さっきから私、反対しているわけではなくて、大学の教育費に焦点を当てているところが、ほかの出身の子供たちがここに帰ってきて、ここで就職する、あるいはここでアパートを借りる、あるいはここで家を建てる政策と効果としてどこが違うのか、ちょっと私のみ込めないところがあるものですから。ただ、一般的に、あくまで、すみません、私〇ターンといった単語を知らなかったの、一般的には〇ターンというのは、逆に戻ってきた子がまたもう一回出ちゃうことを言うんだそうで、それとは違う〇ターンですよ。自宅に戻るという意味ですよ。その目的はわかりますので、その政策については、少しこの奨学金支援も含めてちょっと検討をさせていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） 恐らく僕と市長とは考え方が違って、市長は奨学金の補助についてはいかなものかとずっとおっしゃる。だけれども、僕は奨学金の補助をして、地元に戻ってきて、地元から三島市へ出ようと、伊東市のほうへ働きに行こうと、それは構わない。

これにも言っていますよね。企業案内、一番最後のページにも、伊豆の国市から、伊豆の国市と言っちゃいましたけれども、伊豆の国市から通勤可能な企業を紹介するだとか、車で三島市、沼津市まで何分かかかるだとか、電車で何分かかかる、全部そこまで紹介して、東京都

庁へ勤めると初任給が18万2,700円、伊豆の国市へ勤めると17万8,200円。多少低いんですけども、もろもろの経費を引いたら、東京都へ住んでいる人のこづかいは1万9,700円、伊豆の国市へ帰ってくると5万8,000円のこづかいが残りますよ。これだけ伊豆の国市へ帰ってくると特になるんですよということを言っているんですよ。

それで、もう次のページへいくと、6人だか7人の方が、伊豆の国市へ帰ってきました、こんないいところですよという紹介。伊豆の国市の近郊の企業の魅力まで紹介して、ぜひ帰ってください。順天堂病院もありますよ、伊豆箱根もありますよ、T O S E Iもありますよとか。静岡銀行や東海バス、電業社、森永乳業、横浜ゴムだって三島市にあります。そういったものをみんな紹介して、ぜひ近くに工場がありますから伊豆の国市へ帰ってくださいと。そこまで言っているんですよ。

市長、もう奨学金の補助じゃなくて、帰ってくるための補助金という考えを捉えていただきたいと思いますけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁。求めるんですか。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今の御質問に対する答弁は、先ほどと同じになりますが、議員御指摘の目的は十分わかりますので、その目的を達成するために、奨学金の返還を含めてどういう制度がいいかについて検討させてください。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） 僕はこれ26年の12月の議会で、初めてこの給付型奨学金制度を取り上げました。そのときに教育長に言ったのは、奨学金額を今の2万円を5万円にしてくれませんか、それから人口減少、若者定住促進のための、伊豆市に住民登録をした既卒者を奨学金の一部または全部を補助してくれませんかということを初めて質問しました。そのときの答弁が、教育長は、伊豆市としては全く考えていませんと。2万円で給付料が……。西井さんではないですよ、前の教育長ですから。全く考えていませんと、今の2万円の無利子の2万円で十分ですと。そして、あわせて奨学金を使って学校に行ってください。

そうすると、伊豆市の奨学金と支援金の奨学金を借りると、396万円の借金をしなきゃならない。400万円近くの借金をしなきゃならないんですよ、両方の制度を使うと。そうすると、この子供たちはずっと借金を返済しなきゃならない。すごく大変なことで、伊豆市には帰ってこれません。東京へ勤めて、いいところへ勤めて給料をもらって、結婚して、マンションを買って、マンション地獄に追われて、ずっと東京から離れないというのが現状ではないかと僕は思うんですね。ですから、よく知事が言うのは、都会の蟻地獄というのがそのことではないかなと思う。都会から絶対抜け出せない制度になっているんですって、今は。

ですから、そういうことのないようにしていただきたいのと、教育部長の答弁が同時にありまして、給付型奨学金制度について、「財政的には困難と考えますが、伊豆市として人口

増に対してよい提案と考え、有効な手段となり得るため、今後、財政当局及び教育委員会としても協議していければなと思っております」という答弁があつているんですよ、市長。認めてくれているんですよ、教育委員会としては。認めてくれないのは市長だけなんですけれども。市長、何とか認めて、しつこいようなんですけれども認めてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど2回の答弁と同じになりますが、議員御指摘の目的は十分理解しておりますので、奨学金の支援を含めて、含めてですね、検討をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） 市長、最後の、これは4番目のことになるんですけれども、この制度を奨学金の補助だけと捉えるのではなく、人口減少対策、少子化対策、慢性的な各産業の後継者や労働力不足、Oターンによる後継者の確保を必要と考えますということで、今も質問しましたので、そのOターンについてもそうなんですけれども、今、長男、後継者ですから長男とは限らずに、後継者を育成することも市としては大事ではないのかなというのが、僕のOターン政策の一つの狙いです。

前回の答弁の中で、市長、こういうことを言っているんですけれども、農業を勉強する、あるいは重機を資格を取る、あるいは家を介護の資格を取る、そうすると、必ずしも奨学金よりも就職してくれたときの、今ちょっと始めていますアパートの補助とか、あるいは資格を取るための補助とか、そのほうが多分施策として効果的ではないのかというのが、前回の答弁の中で言われているんですね。よくわからないのは、要するに子供たちに来たら資格を取らせてやるのがいい施策なのかなということをお願いするんですけれども、そこら辺は、市長はこのときの答弁、御存じでしょうか。帰ってきた人に対しては資格補助をとるといふ、資格を取るための補助金を出すというのが施策としては適当ではないのかなということをお願いしているんですけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど、医学部の学生の奨学金と対比して申し上げたんですけれども、生産性、生産性というのは、会社の社長から見たら売り上げですけれども、市長から見ると、生産性って市民の皆さんの給料なんですよ。市民の皆さんの給料が上がってもらわないと、なかなか生活が安定しない。

そこで、例えば市内にあるあるオーベルジュですと、やっぱり日本でナンバーツーのソムリエもいたり、外国語で案内できるスタッフがいたり、そうすると所得当然高いわけですね。そういったスキルをどこでつけられるのか。資格の問題ではなくて、自分の所得を上げるための人材育成の手段として、さっき一例を申し上げたんですけれども、例えば高校から大学

まで観光ビジネスコースで自分の能力を高めてから観光施設に就職するとか、あるいは、しっかり勉強した上でうちの特産であるシイタケとかワサビに従事して生産量を上げるとか、そういった自分の所得を上げるという意味の投資であって、資格を取れば別にそれで補助金を出せるんだという目的ではなくて、あくまでも伊豆市に住んでいて所得を上げるための施策としてどれが効果的であろうかということで考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） わかりました。

資格を取って就職することによって所得が上がることは、僕も間違いないと思います。ただ、資格を取る子供たちが帰ってこないことには、この施策はできないんじゃないかなど。帰ってきて初めて資格を取るための補助金が出るんであって、とにかく帰ってきて、どこへ勤めようと、三島市へ勤めようと、沼津市へ勤めようと、裾野市へ勤めようと、どこへ勤めようと伊豆市へ来てくださいという僕らの僕の願いが、それをずっと前から4回も質問しています。

これができなければ、もう恐らくこの質問は最後になると思うんですけども、市長に一つお願いがあります。先ほど言いました北海道の東川町の3つのないというの。前例がない、他のまちではやっていない、財源がない、あれ……。この3つのないというのは、もう禁句になっているということで、僕がもう一つつけ加えたいのは、前例がない、他のまちではやっていない、財源がない、あとはやる気がない、この4つを市長に言って、質問を終わります。時間がないんで、ああ、いいか。では、次の答弁をお願いします。

○議長（三田忠男君） ふじさんフェリーですね。

答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 駿河湾フェリーについてですが、去年から県と3市3町でやっているわけですが、御承知のとおり6月、7月は梅雨で、それから、私は山の子育ちなのでわからなかったんですが、8月に台風10号が、遠いときにうねりって来るんですね。あんなに台風が遠かったのに駿河湾のうねりがひどくて、まさか1週間も欠航になるというのは、ちょっと山の子の私には予期できませんで、大変残念な結果になっております。

ただ、気象条件で厳しいこと的前提の上に立って、さらに中期的、長期的にどうするかということですので、これはマイナスである程度のみこんでしまって、これからしっかり進めていけばと思っております。県と関係市町で、まだどうすればさらによくなるかを検討しておりますので、このマイナスを補うくらい頑張ればと思っております。

2つの観点から市長として考えておりますのは、1つは、やっぱり市民サービスとしての足。駿河湾フェリーは伊勢の鳥羽のフェリーとは違って、圧倒的に観光ニーズが多いんですが、土肥を含む西海岸の皆さんにとっては、一番近い都市は清水なんですね。車のない方が

ずっとバスと電車を乗り継いでサントムーンに行くよりも、フェリーで1時間乗っちゃえば、清水に行けばショッピングセンターもあり、港も映画館もあり、食堂もあり、一番近い都市機能があるわけですから、その70分先にある都市機能を、静岡市の都市機能を伊豆半島西海岸の住民の皆さんのために活用させていただくという視点は、行政として必要なんだろうと思います。今、県とも検討を準備に入っております、土肥を含め、皆さんがそういう使い方をするための駐車場整備には着手したいと思っておりますので、その観点が1つ。

もう一つは、純粋に観光施設として、今、伊豆縦貫道は無料なんですけど、中央道は100円を2回いただいているんですけども、そこが安いものですから、どうしても交通手段として比較するとフェリーが高くなる。したがって、観光施設として楽しい70分を過ごしていただくためのフェリーというものを今、県と一緒に組んでいるわけです。

さらに加えてお願いできるとすれば、単品でフェリーの活用のための例えばふるさと納税とか、その他のサービスって、正直言って効果がどれくらいかなという疑念もあるわけです。伊豆市の場合には、やっぱり圧倒的な魅力は宿泊ですので、できましたら、土肥に限らないんですけども、伊豆市内の旅館、ホテルとフェリーと金山とかゴルフ場のようなレジャーとをセットで組み合わせていただければ、ふるさと納税としての返礼の付加価値が高まるのではないかと。そういった新しい商品開発、商品開発というとおかしいんですけど、納税ですから商品ではないんですけども、そういった新しい試みに入らせていただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

永岡議員。

○10番（永岡康司君） そうですね。今、市長が言われたとおり、ふるさと納税のことを言われました。僕もそれについては今、質問しようかと思ったんですけども、ふるさと納税、これは3万円に対して片道切符をふるさと納税で応援するというのがこの事業なんです。約8,000少し、8,500円ぐらいかかるのかな、片道。3万円で8,000円だから、あとは伊豆市で3万円補助金を出すことによって、片道切符をふるさと納税としてやっている。これは静岡市と伊豆市だけなんです。西伊豆町に聞いたら、西伊豆町はやっていませんということ。

このふるさと納税のもっと活性化をして、今、ここにドリームパス券というのがあるんですね。これは、ドリームパス券というのは、券を買うんですけども、清水から土肥へカーフェリーで来て、土肥から下田まで東海バスに乗って回る。どこでおりても構わない。下田から伊東まで伊豆急へ乗って、このドリームパス券が3,700円なんです。2泊3日使えるんです。そうすると、2泊3日、伊豆市内を回って歩くというドリームパス券があるんですね。

もう一つは、山葵の道ということで……

○議長（三田忠男君） 永岡議員、時間が来てしまっています。

○10番（永岡康司君） はい、わかっています。最後ですから。

もう一つの航路としては、山葵路ルート、土肥港から湯ヶ島へ行って、湯ヶ島から河津町を通過して下田まで、この料金が3,900円。それから富士見ルートは、修善寺を通過して三島駅まで乗っかって2,700円、これ2泊3日。こういう夢のドリームパス券というのがあるので、こういう券を使って、ふるさと納税で、例えば1万円でしたら3,700円ぐらいの補助金ならいいのかなど。1万5,000円でこういう補助金もいいのかなということを提案して、簡単ですけれども、このカーフェリーについては終わります。

以上で終わります。

○議長（三田忠男君） これで永岡康司議員の質問を終了いたします。

ここで25分まで休憩いたします。

休憩 午後 3時14分

再開 午後 3時24分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 杉 山 武 司 君

○議長（三田忠男君） 本日、最後の一般質問者になります。

7番、杉山武司議員。

〔7番 杉山武司君登壇〕

○7番（杉山武司君） 7番、杉山武司です。通告書に従いまして、2点質問いたします。答弁は、いずれも市長に求めます。

1点目、伊豆市公文書管理条例の制定に向けて。

静岡県が、いよいよ公文書管理規程の明確化に向け、見直しに着手しました。森友、加計学園問題などで、国の公文書管理のあり方が問われたことが要因となっております。

なぜ、文書管理が必要なのか、一般的に考えると、住民が情報開示請求を求めたときに、不開示の決定が下された場合に、果たして文書が存在するのか、はたまたしないのかが一番大きな問題です。文書は作成したが見つからなかった場合と、初めから文書を作成していなかったことでは、全く意味が違います。さらには、論外ですが、開示を予想して文書を作成しないこともあり得ますし、また開示請求を受ける前に、意図的に文書を破棄してしまうことも考えられます。

静岡県行政経営推進委員会は、平成30年12月26日に、県の公文書のあり方についての会合を持ちました。その席上、県は公文書管理条例の制定や文書管理規則改正の公文書管理の対応策を示し、事案の意思決定の過程を検証できるように、課長等が共有する前の段階の文書を「公文書」と定義の範囲を広げるとしました。

議論を重ね、行政経営推進委員会は、平成31年3月27日に平成30年度の意見書を知事に提

出しました。その意見書では、文書管理に関して、県政への信頼・関心の向上から、県民参加への取り組みとして、「公文書を県民共有の財産として捉え、費用対効果や県民の利便性が高い保存や公開の仕組みを構築し、県政への信頼や関心の向上、その先の県民参加につなげることを目的とする」としています。

公文書管理のあり方では、「公文書を管理・保存する目的、必要性、基本理念を明確にするとともに、職員の恣意的判断が入らない管理・保存基準を定める。さらに公文書の電子化を進め、管理・保存に必要なコスト等のダウンサイジングや県民や職員が閲覧しやすい環境整備を整えること」との意見を述べています。

これらの経緯を経て、令和元年7月18日、県では公文書管理条例の制定に向けて、「静岡県公文書管理の在り方検討委員会」第1回会合を開き、今年度中に4回の会合を開き、来年度中の制定を目指すとしています。

伊豆市の文書管理の場合、文書管理規程は令達文書の訓令にとどまっています。訓令とは一般的に、市長、その他の執行機関の長が所属の機関、または職員に対して命令するもので、法的な根拠を有しないとされています。伊豆市の訓令の解釈は、「所管の機関又は職員に対する職務執行上の基本的事項について命令するもの」と定めていますが、条例や規則といった地方自治法に基づいたものではありません。

公文書管理を組織内の内部規程とせず、議会の議決を経た条例として制定し、可視化した文書管理とすることが、行政の透明性と住民への説明責任を果たすことにつながります。

公文書管理条例を定めた先進的な市町の条例に定められている「実施機関における経緯も含めた意思決定に至る過程並びに実施機関の実績が検証できる文書を作成する」といった内容が、伊豆市の文書管理規程には定められていません。

公文書管理は、民主主義の根幹であるはずですが、重要な行政の意思決定の経過が不透明。これでは市民が行政機関の必要な情報の開示を受けようとしても、情報不足となり、現在の伊豆市の文書管理規程の運用では不十分と言えます。

行政機関の意思決定の透明性をもって説明責任とする行政の責務をどのように捉えているのか伺います。

2点目です。

伊豆市地域防災計画について。

伊豆市地域防災計画は、災害対策基本法の規定に基づき、伊豆市民の生命、身体及び財産を災害から保護し、災害時における社会秩序の維持と公共の福祉の確保を図るため、伊豆市の地域に係る防災対策の大綱を定めています。

その大綱では、伊豆市及び行政区域内の防災関係機関並びに公共的団体、その他防災上重要な施設の管理者は、それぞれの所管事務、または業務を通じて、伊豆市の地域にかかわる防災に寄与するものとして、伊豆市はもとより、国の出先機関や静岡県を初めとする指定機関、それぞれが防災に対して処理すべき事務、または業務を定めています。

さらに、災害発生前の災害予防計画や、発生後の災害対応応急計画、復旧・復興期等の対策の措置を詳細に定めています。

地域防災計画は、毎年見直されています。防災計画の共通対策編第2章第17節1では、応急仮設住宅（応急建設住宅）について、市は応急仮設住宅の用地に関し、洪水、高潮、土砂災害等の危険性を十分に配慮しつつ、建設可能な用地を把握し、配置計画を作成するなど、あらかじめ供給体制を整備するものと定めています。

さらに、第3章第13節2の中で、仮設住宅建設用地の配慮については、飲料水、交通、教育等の便を考慮し、選定するものとする。市の所有地に適地がなく、私有地に建設する場合は、所有者と市の賃貸借契約締結後に工事地着手するものと定めています。

近年、三大都市圏を中心に取り組みが進んでいるのが、防災協力農地です。平成30年3月31日現在、69の自治体が農地の所有者と協定を結んでいます。

防災農地とは、農家が所有する農地を農家や農家の同意を得たJAが、自治体と「災害が発生したとき、その農地を防災空間、仮設住宅建設用地等として利用する内容の協定」を自主的に締結するものです。

協定の内容の主なものは、次のとおりで、①農地を避難空間として利用、②仮設住宅建設用地や復旧用資材置き場として利用、③として、農産物を住民に優先的に供給をすることで、災害時に限定するとしています。

静岡県を中心とした東海地域で、南海トラフ巨大地震があす起こっても不思議ではないと言われる中、さまざまな対策がとられていますが、残念なことに、伊豆市を初めとして、静岡県内で防災協力農地の取り組みが見られません。

このことを踏まえ、伊豆市の地域防災対策の取り組みの現状を伺います。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山武司議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 公文書管理についてお答え申し上げます。

公文書は、市民への説明責任を果たす上でも重要なものであり、事務執行の意思決定に当たって、公文書を作成しなければならないのは、もちろん当然のことでございます。特に、市行政の意思決定に影響のあるものについては、その意思決定に至る過程についても、必要に応じて公文書を作成しなければならないものと自覚をしております。

しかし、他方、このような意思決定に係るプロセスに関するものについては、どのようなケースを記録として残すかについての基準がまだ明確になっておりません。

この状況の詳細については、総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 続いて、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 公文書についてでございますが、静岡県の公文書のあり方についての会議で、公文書の定義につきまして、「意思決定のプロセスを検証できるよう、公文書

の範囲を従来よりも広げる」とされております。具体的には、意思決定を行う協議文書につきましては、上司や同僚と共有した段階から公文書として位置づけるという方向で検討中と伺っております。伊豆市におきましても、情報公開条例の中でも定めております公文書の範囲をどう定義するのか、また組織的に用いるとはどの範囲なのかと、このようなことについて、国や県、また近隣市町などの基準を参考にしながら、例規の見直しを進めてまいりたいと考えております。

また、もう一点、現在の伊豆市の文書管理規程、こちらが自治法に基づく条例規則ではないということで、議員のほうから法的根拠を有しないということでございますが、現在、訓令として定めております文書管理規程、こちらの拘束力、こちらは市の内部規定ということでございますが、当然職員には、職務執行上の命令と同じでございますので、職員はこの命令に従う義務がございます。ですが、御指摘の条例化ということでございますが、今後規則化も含めて、その必要性を県や周りの市町の状況も踏まえて、さらに検討させていただきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 私は、平成30年第1回定例会において、公文書についての考え方等、公文書条例の制定について一般質問をいたしました。さらに、同年の第3回定例会では、規程の見直しについての質問もさせていただきました。以前の質問と答弁を整理した上で、改めて質問をいたしたいと思っております。

平成30年第1回定例会の一般質問の答弁で、総務部長はこう申しております。「公文書管理条例の制定につきましては、今後の公文書管理全般の中期的な課題として検討してまいります」。また市長は、「これまで正直な話、市長として優先順位を高くして公文書の管理を議論しなさい、検討しなさいという指示を出しておりませんでしたので、改めて将来の公文書のあり方について、検討の時間を頂戴したいと思っております」と答弁しています。さらに、同年の第3回定例会の政策の意思決定過程の質問で、市長は、意思決定過程の市民の皆様への明らかな仕方については、きょうも答弁しましたがけれども、ちょっと検討課題にさせていただきたいと思っておりますとの答弁もしております。

あれから1年6カ月と1年ぐらいたちましたけれども、この中期的な課題としての検討と、検討の時間を頂戴したい、ちょっと検討課題にさせていただきたい、これらの答弁の中の「検討」の言葉なんですけれども、辞書によりますと、物事を詳しく調べ考えとされています。そして、その検討の結果、必要、重要なものと判断された場合については、次のステップへ進むのが物事の通例ですけれども、伊豆市では、この文書管理規程のあり方については、どこの部署でどこまで詰められ進んでいるのかを伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 私が市長として課題認識を持っておりますのは、条例化、規程化というところは、議員御存じのとおり、まさに国では、法律化、省令化、政令化と、執行義務は当然同じなんです。その影響の及ぼす範囲内の違いですので、条例化する必要があれば条例にしますし、職員は等しく執行義務がありますから、そこは内容によって、条例化する必要性があるかどうかということになると思うんですが、市長として今感じておりますのは、1つは管理です。膨大な紙資料があつて、これだけ施設が多い伊豆市の中で、どこか施設を解体するたびにどこに置くかのような、こういった紙ベースの管理をどうするかということが、今喫緊の課題だと一つは認識しています。その結果、どこにあるかわからないということになり得ますので、やっぱり電子データでしっかり整理して持つておくための体制変換というのもあつて、そうすると、過去の資料をどうするかという、まず管理の問題が一つあります。もう一つは、今も訴訟になっているんですけども、情報公開の中で、やはりその契約部分です。これが一体どこまで情報公開として開示すべきなのかと。これは、今まで11年半ほど市長をやつてきて、通常の住民の皆様の中から、これがわからないと私たちの生活に影響があるというか、不安というよりも。やはり訴訟になっているケースが多いものですから、市長という立場で見た場合も、公文書管理のやっぱり契約の部分について、企業の情報管理等の中で、どういうバランスをとるかというのが、今課題として認識しているところです。

議員御指摘の公文書管理のそもそも論については、総務部長から説明をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 平成30年の2回の御質問の中で、私、「検討していきます」という答弁をさせていただいております。それは、当然国のほうも、当時国のガイドラインを見直しまして、いろいろ公文書について見直しをしておりました。それを受けて、静岡県でも検討していくという流れを受けて、伊豆市としても、当然国を見つつ、やはり、静岡県という市の一つ上の組織が、どういう動きをしていくのかというのを見きわめながら検討させていただきたいというふうにお答えさせていただきました。

現在、先ほど私、申しましたとおり、1つには、公文書の定義、この範囲について、やはり静岡県でも、国のガイドライン同様に若干見直すというようなことでございますので、市としても当然、定義、公文書の範囲をどうするかと。もう一つは、組織的に用いるというのは具体的にはどうなのかというのを少し県のほうを参考にさせていただきたいということで、検討させていただきたいという答弁をさせていただきました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 検討という言葉があちこち出てくるんですけども、いい意味で解釈すれば、前向きに検討しているよというふうにとられるんですけども、今までの答弁です

と、何も進んでいないというふうにとられるんです。この検討するとか、研究するとか、参考にするとか、協議をするとかという言葉、北海道の芽室町ですとか、福島町ですとか、広尾町ですか、それとか青森県の佐井村なんかでは、一般質問の追跡システムというシステムをつくっているんです。これを要するに、伊豆市議会でやった場合について、どういうふうに答弁するかっていうのは、今後の問題になると思うんですけども、検討するという言葉はもう使えなくなっちゃうんです。最後まで行きますから、もう何回も何回も。それを議会の仲間で、それを規定としてつくる方法もありますけれども、それはそれとして、今回はちょっと違いますけれども。

市長も我々議員も、任期というものがあるんです。文書管理についての質問というのは、最初の質問は、任期の残りが2年、そして2回目は1年半の質問でした。我々の持つ時間は有限であります。限られた時間を有効に市民のために使うというのが、我々に与えられた使命だと思っているんですけども、本当に残された時間はわずかですけども、これを未来の市民に対する説明責任を果たすためにどうするかということが、私たちに求められている責任だと思うんですけども、その辺のところをどう考えますか。伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私の答弁の中での検討、検討という言葉ですが、実際に先ほど申しましたとおり、国がガイドラインを見直した、また県も検討しているということで、じゃ、伊豆市の文書管理規程や情報公開条例での規定を見直したときに、先ほど言いましたとおり、国や県の動きを今把握している状況と、伊豆市の文書管理規程で、やはりこういうところに問題があるんじゃないかという課題も把握をしつつあります。ですので、ただ言葉尻に検討ということではなくて、実際に問題も把握しつつございますので、そこは前向きに検討というか、苦慮しますけれども、実際に動いているということで、御理解を願いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 少し整理してみまじょうか。

条例というのは、地方自治体はその自治権に基づいて、憲法94条、それから地方自治法の14条と16条などの規定に基づいて、法令の範囲内で議会の議決において制定することができるというふうにされています。加えて、地方自治法の第14条の第3項では、罰則規定も設けることができるとされているんです。これに対して、訓令である規程というのは、法律的な根拠はない。市の基本的なルールを定めたものであって、内部的なルールにすぎないんです。そして、このルールは、要するに議会で議決を得たものではないもんですから、市長の判断によって簡単に変えることができるんです。変えたことが、要するに後になってわかる。議論がされないと。そういうところが内部的なルールとしての規程になっちゃっているということで、これが要するに、総務部長は情報開示条例があるから、それで担保されていますよ

と言うけれども、それでは不十分だと私は考えます。その制度について、市民の知らないところで、どんどんどんどん中身が変わってしまうということでは、本当に大きな間違いが起こる要素の一つでもあるというふうに思っています。

平成30年の第1回定例会で、総務部長はこういうふうに答えていますけれども、「文書の位置づけ、市民の財産という位置づけについては、情報開示条例の制度があり、この条例は市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにして、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるよう、市政に対する市民の理解と信頼と深める、そういう目的で情報公開条例を定めております」と答弁しております。

加えた中で、ここからが大事なんですけども、「この情報公開条例のもととなる公文書が、まさしく行政に対して市民の理解と信頼の位置づけとなるものだが」って。まず公文書の重要とされるものは、情報公開条例でも規定されておりますと。だから片方、情報公開条例でやっているからいいんだよと言っているながら、後で出てきますけれども、その分、その文言、まず公文書の重要性というのは情報公開条例でも規定されておりますと述べられていて、情報公開条例では片手落ちだということがわかっているんです、総務部長は。なぜならば、情報公開条例の答弁の前の文言、言葉なんですけれども、「情報公開条例のもととなる公文書は、まさしく行政に対して市民の理解と信頼の位置づけになるもので」ということを言っているんです。公文書がまさしく行政に対しての市民の理解と信頼の位置づけとなるものとわかっておられると私は解釈するんです。ならば、なぜ文書を作成する、保存する側の条例の制定に向けた動きをしないんですかということをお聞きしているわけです。お答え願います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、条例化の一番の重要なところというのは、議員おっしゃるとおり、公文書の考え方や定義などを議会にお諮りして条例化することによって、伊豆市のルールになるということだと思います。現在の文書管理規程の中では、執行部側である程度考え方を定めることができるんじゃないかという趣旨だと思います。

公文書の定義につきましては、まず条例としては情報公開条例で定義づけていると。その内容につきましては、国の公文書管理法の定義とは変わらないところです。ただ、細かい運用のところ、じゃ、組織的に用いるというのはどういうことなのかとか、そのあたりは国もガイドラインで示しているところがございます。

もう一つ、当然訓令ですので、文書管理規程に違反して罰則があるかということ、罰則規定はございません。ただ、当初申したとおり、これは職務命令になりますので、たとえ訓令であっても職員は従う義務があります。その義務に違反して、何かしら多大な迷惑をかけた場合は、懲戒処分という制度もございますので、この訓令の文書管理規程に違反したから何もないということではなく、それは多大な市民等への迷惑、信用失墜等につながるものであれば、懲戒の対象になるというものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 静岡県がそういう動きを始めたってことですので、静岡県が制定すると、静岡県の各市町もそれにならって条例化を進めていく方向に進むのではないかなというふうに、よいほうに理解をいたします。

次に移りますけれども、公の施設の指定管理者について伺います。

指定管理業務というものは、地方自治体の一部の業務と考えます。ならば、指定管理者について、その業務に関する文書、そしてその文書の管理を対象として考えますけれども、そこはどのように捉えていますか。あわせて、今まで指定管理者にかかわる文書の管理はなされているのか伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 指定管理者とのやりとりでございますが、指定管理の手続条例の中で報告義務を課してございます。当然その報告させるものについては、市のほうでも精査する必要があると。ただ指定管理が、営業といいますか、団体企業の経営に関することをどういう文書をとるべきかということろまで踏み込んで取り決めはしてございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 指定管理についても、要するに公文書というような位置づけでやっているところもありますものですから、それを参考に、今後指定管理についての文書の保管、保存についても、条例を定めるときにはそれに盛り込んでいただきたいというふうに思っています。

じゃ、次に移りますけれども、前年度の決算成果説明資料の文書法規事務事業の中で、ちょっと文書管理が徹底されていない事務環境がありますよという報告がなされていて、そして、要するに平成30年度の決算成果説明書では、文書の管理が実施されなかった別館の文書についての管理体制を徹底したという報告がなされていますけれども、何が悪くてどういうふうに直したのか、ちょっと説明をしていただきたいなというふうに思っています。よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 市の文書管理、いわゆる事務室内での保管から文書庫等への保存、これについては総務課のスタッフが年に1回、各課を回って、現地調査といいますか、指導をしているところです。

今回の成果のところに記述されておりますのは、いわゆる旧保健所の別館の関係でございます。別館につきましても、当然年に1回、文書管理のほうの指導はしていたところなんです。こちら本庁でいえば、生きいきプラザのほうへ文書を保存しているんですが、そのルールが別館ではうまく統一できていなかったと。それを昨年度、本庁でやっているように、文書保存箱を整理して、総務課にまず引き継ぐと。そのときに目録をつくって、それをパソコン上で入力しておく、という文書がどこの棚に入っているかというのが検索できると。今までそれが徹底されていなかったものですから、平成30年度にその指導をして引き継ぎをさせたと。

ただ、まだ一点、永年保存についてはまだ少し残っておりますので、通常の3年、5年、10年保存について指導したということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 平成30年の第3回定例会で、市の文書の保存先というものを質問させていただきました。そうしたところ、生きいきプラザの地下というか、1階のところと、本庁のこの下にと。中伊豆の支所でも2階に保存してありますよというような回答をいただきましたけれども、いずれも空調設備が整っていないということでした。紙の文書が水損被害を受けた場合には、要するに48時間以内の救助が必要とされると。そうしないと紙ですから、見られなくなっちゃうというようなことがあるそうです。現実的には、人命やその他の業務が優先されて、文書というのは後回しにされてしまいますけれども、それは当然だと思っておりますけれども。

文書レスキューという言葉が、日本でその活動が始まったのは、1995年の阪神・淡路大震災だと言われております。2006年7月に、熊本県天草市の旧河浦町役場が冠水しまして、歴史公文書の約2,100箱が被害を受けたというふうにされています。翌日から救助が開始されたんですけれども、夏という季節柄もあって、カビの発生がひどくて、要するになかなか文書救助のトライアージができなかったとされています。なぜできなかったかということ、歴史文書にもかかわらず、評価選別も目録作成もできていなかったということで、そういうことでした。そして2011年の東日本大震災でも、釜石市や陸前高田市を初めとして、多くの自治体でも膨大な公文書が水害をうけましたけれども、この公文書の管理というのは、津波や洪水だけにとどまらず、消防の消火水であるとか、消火設備の誤作動などで公文書の水被害が起きます。現在の管理状況はいかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 今、議員おっしゃったとおり、前回の答弁と状況は変わってございません。生きいきプラザや中伊豆支所の2階等に保存しております。また空調等の設備も、あれ以来進んでいないわけでございます。仮に、永年保存についてマイクロフィルム化した

場合どうなのかと。マイクロフィルムという資料は残るんですが、やはり文書としての保存はできなくなってしまう。これは文書に限らず、防災用品なんかもそうなんですが、非常に今、伊豆市、いろんな施設はあるんですが、文書庫とか、いろんな書庫以外のところが不足しているのが実情です。ただ、今ある別館、本庁、生きプラ、中伊豆支所、天城支所等々の限られたスペースの中で文書を保存しているというのが現状でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 本定例会に上程されている議案第49号、修善寺総合会館で水漏れがありましたけれども、今生きいきプラザとか、本庁の地下ということなんですけれども、これら保管されているところに、そういった漏水のおそれがある配管の位置というものは確認されているでしょうか、伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 別館はわからないんですが、本庁の地下は、耐火書庫といいますが、なっておりますので、そういう水漏れ配管のおそれはないと思っております。また生きいきプラザは、逆に水漏れするような配管はないと思いますが、あそこは下からの水気といえますか、湿気があるものですから、ちょっとそちらのほうは気になるところでございます。以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

〔「地域防災計画でよろしいですか」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） それでは答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 地域防災対策についての御質問ですが、議員が最後に焦点を絞られました防災協力農地について、まずお答え申し上げます。

市では、農地を災害が発生したときに利用するための協定・登録・覚書等を結ぶところまでは行っておりません。復旧用資材置き場用地や応急仮設住宅用地などについては、市有地をその候補地としております。

この必要性は重々感じているんですけれども、特に広い土地が必要なケースとしては、災害廃棄物の集積、それから仮設住宅の建設地、それから自衛隊、警察、ボランティア等の外から支援に来られる方々の集積地、あるいは宿泊地、こういったものにかかなりの広い面積が必要になります。

伊豆市は、天城ふるさと広場のように広い公共用地もあるんですが、1本のアクセス道路というのが多くて、その施設そのものを使えるかどうかともわからない中で、比較的広い場所にある農地を使う必要性というものは感じております。

ただ、これを事前に指定しておくことは、なかなか幾つかの課題がございまして、現状は

協定を結ぶような地主さんとの交渉までには至っておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 一番最初の質問でも申し上げたんですけれども、南海トラフ地震というのは、要するにいつ起きても不思議ではないと言われている中で、こう言って文書を作成しておきながら進めていないというのは、ちょっとどうかなとは思っています。

配置計画というのはあるんですけれども、その配置計画の中の配置図というのはもう作成してあるんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 大きく仮設住宅ということでよろしいでしょうか。

市のほうの計画では、先ほど市長、申ししていたとおり、今市有地、いわゆる公共施設用地の中で、建設部のほうで計画をしていただいております。大きく6カ所になっております。申しますと、1つは狩野川記念公園、2つ目が牧之郷のコミュニティー広場、3つ目が中伊豆の八岳グラウンド、4点目が中伊豆のふれあいプラザ、5カ所目が狩野ドームの駐車場、最後土肥で小土肥の農村公園、この6カ所を一応仮設住宅用地として計画してございます。合計で232戸の計画となっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 今の答弁ですと、狩野川記念公園ですとか、牧之郷のあそこのグラウンドという話なんですけれども、第2種の中にあります洪水等の危険性を十分に配慮せよという言葉があるんですけれども、あそこは大丈夫なんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） これは、南海トラフの地震時の仮設住宅ということで、狩野川記念公園を計画してございます。狩野川記念公園自体の浸水域については、ちょっと今即答はできないんですが、あくまでも大規模地震災害での仮設住宅として位置づけているものでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 仮設住宅建設用地の配慮ということが次の章にあるんですけれども、飲料水、交通、教育等という言葉が出てくるんですけれども、飲料水は多分大丈夫だと思うんですが、交通、教育等という言葉がある中で、教育に配慮した場所を選定するということになっているんですけれども、そこはいかがなんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） この考え方については、建設部の白鳥理事にも補足の答弁をさせますが、まさにそういった観点から、狩野川記念公園と牧之郷コミュニティー広場のようなところは、仮設の建設候補地としては、必ずしも期待できないのではないかとということがあって、議会でも何回も申し上げましたけれども、3つの川が合わさる上流側、つまり加殿、日向より上流側ということで御提案申し上げたわけです。

そして、そのときには、最大のリスクである津波のときに、土肥の皆さんをどこで支援するか。その要素、今議員から御指摘あったように、交通とか買い物とか教育をどのように考えるかという視点で考えるべきものでございまして、その基本的な考え方について、理事から少し補足をさせます。

○議長（三田忠男君） 白鳥理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 伊豆市のほうで設定したのは、やっぱり小規模な災害を想定していて、なるべく市街地に近い1次避難地と言えるような公園、また2次避難地と言えるようなちょっと広々とした広場等に仮設住宅を設置する。これはすぐにそれを設置するためには、やっぱり民地だとか、農地だといろいろ制限がかかっていないようなところということで考えております。おおむね足りなくなってくると、今度その災害の規模で長期間かかる場合について学校用地を考えます。

南海トラフ等の巨大地震につきましても、東北のほうの知見も踏まえて、大規模な災害があると、それについては、自衛隊等広域的な避難地まで避難してもらって、大規模な都市、支援する都市に近いところに仮設住宅を設置するわけです。

したがって、伊豆市の場合においては、土肥のオレンジゾーンというので、ほとんど土肥地区には仮設住宅用地がないものですから、当時の文教ガーデンに設定したときの考え方でいきますと、学校教育に近く、市街地に近く、なおかつ病院にも近く、2年にわたる仮設住宅用地としての適地として、土地として、文教のガーデンシティの土地が最適であろうと考えられて設定されていたはずでございます。

このように、初めてオレンジゾーンの設定をした伊豆市においては、それに見合う避難地、健やかに教育や病院やいろいろな心配もなく仮設住宅に暮らしてもらえる用地として、近いところのほうがいいわけですがけれども、復興だとか、そういった災害等の期間に結構な期間がかかりますので、その期間、住んでいただける用地として、災害のおそれがない日向の土地に、その仮設住宅として、広域な避難地、防災拠点を設定するという考え方の中で、文教ガーデンシティが設定されているものと考えられております。

それで、今現在、大都市においても、そういった南海トラフ等の大きな地震に伴う広々とした広域な仮設住宅が全て確保されているわけではなく、三大都市圏においては、でもそれは、避難の数がものすごいものですから、市街地の中に近い農地というのがまた限られてい

る。こういった、静岡県のようにすぐ近くに広域的な農地だとか空き地があるわけでもないものですから、それらについては、トラブルがないように、事前に農家の方々と協定を結んで、行っていたりするのが必要だと。それは、公園だとかそういった用地ではとても足りないからということで行っている施策だと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 現在、有志の議員で防災公園の勉強会を行っているんですけども、実現には相当な時間を要するというふうに思っております。

さらに、伊豆市の面積というのは364平方キロという広大な面積を有して、人口がまばらに展開している広域分散型社会というものを形成しているんです。加えて、南海トラフの巨大地震というものは静岡県の広範囲に及ぶので、ここの伊豆半島も相当な範囲に被害が及ぶというふうにされています。

その中で、ほぼ中心に位置する伊豆市という中で、近隣の市町から避難してくる方もあると思うんです。そうしたところ、一、二カ所の防災公園では、とても賄いきれないと考えます。

ですから、今から事前に農家の方々に協力を仰いで、防災協力農地というものをまず県下の先駆けとして、伊豆市がトップで取り組んで行きませんかというような提案です。いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 農地を事前に指定しておくことについては、私も一度検討させました。今、理事からもありましたように、三大都市圏では市街化区域の中の農地もあるんでしょうか、そういった手続が進んだところもあるようですが、県の専門の部署とも相談したんですが、やっぱり事前に農地を指定しておくというのは、そう易しいものでもないようです。平時にどのような補償をするのかしないのか、周辺の人たちにどのような理解をいただくのか、しかも青地農地ですから、ほかに市の適切な土地がある中で、農地を優先的に使うのかどうかを、平時において事前に指定しておくのは、必ずしも易しいことではないようです。だからといってやらないということではなくて、この事前指定の可能性については、市長としてはこれからも検討させていただきたいとは思っています。

そこで、あくまでも一例ですけども、先般、議員の皆さんも北海道を視察されたとのことですが、私が厚真町の町長から伺った中で、やっぱり驚きだったのは、そこは3町が主たる被災地だったんです。厚真、安平、むかわという。そして断層型の地震ですから、周辺の室蘭とか苫小牧が、千歳が、札幌が、そんなに大きな被害ではなかったのに、周りで支えていただけたけれども、南海の場合には、静岡県中部西部がものすごい被害を受けて、伊豆は

そんなに主力が応援に来るところではない中で、今議員から御指摘あったように、うちから南の皆さんは、むしろうちから北に期待するわけです。どのようなバックアップをしながら土肥の人たちを支えるかという観点が一つと、もう一つ、厚真町長さんが英断をされたのは、ものすごく反対が多い中で、学校教育の再開を速やかにやったそうです。これが、まだそんな状況ではないという中で、やはり子どもたちは学校に行くことによって元気を取り戻した。そして、子どもたちが声を出しても騒いでも大丈夫な時間を長くとった。これはやはり、私たちもどこで大きな災害を受けた子どもたちの教育を速やかに、暫定的ながら再開させるのか、これはとても大きな視点だと思いましたので、ぜひ参考にさせていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 平時のときに対策をとっていくということが、非常に大切なことではなかろうかというふうに思っています。

というのは、要するに、いざ災害があったときに、それに対応する人材が確保できるかということが非常に危惧されるわけです。避難者への支援ですとか、避難場所の支援ですとか、いろんなところで市の職員というのは対応に追われてしまいます。じゃ、誰が仮設住宅の用地を探すのかと。市有地がもし確保できればいいんですけども、できなかった場合のときの対応というのは、大変なことになってしまうわけです。

ですから、先ほど言いましたけれども、広範囲に被害が及びますから、近隣の市町も来るかも知れない。そういう対応のために、事前にそういう農家さんと協議を重ねて契約をしておくというのが、要するに求められるのではないかというふうに思っていますけれども、前向きに考えていただければいいかと思います。

それで、次に進みますけれども、災害予防計画に防災ヘリコプターの整備の定めがあります。防災ヘリポートの活用にあつため、市はヘリコプターの離着陸が可能な用地を指定し、確実に使用できるように努めるというふうにしています。その上で、伊豆市にはヘリコプターの離着陸が可能な用地として、防災ヘリコプターですけれども、20カ所を指定しているとありますけれども、昨年、第1回定例会で、時の防災官が、ドクターヘリのランデブーポイントは消防防災レポートを含み39カ所あるというふうに言っているんです。この20カ所と39カ所、どこが違うんでしょうか。私はヘリコプターが離着陸できれば、単純に考えると同数であるというふうに思うんですけども、両者の考えはどうなっているか、何が違うのか、伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、ドクターヘリコプターの、いわゆるランデブーポイント、救急車両とヘリコプターが合流できる場所、39カ所でございますが、こちらは消防署とドクターヘリの運行会社、現地を確認後、使用可能な場所としております。こちらドクターヘ

りのヘリポートにつきましては、いわゆる航空法の適用外、捜索・救助のための航空機ということで適用外となっておりますので、ヘリポートのいわゆる基準を満たしていない離発着も、機長の判断で可能となっております。

また、防災ヘリコプターのヘリポートの箇所でございますが、防災計画上の文書では20カ所となっておりますが、申しわけございません。資料編の表があるんですが、そちらでは21カ所となっておりますので、こちら文書の文言の数字については、今年度の見直しで調整をさせていただきます。こちらは防災ヘリコプターとして、臨時に着陸可能な場所として21カ所を指定してございます。

ただ、このランデブーポイントの39カ所と21カ所、これは17カ所がダブっているというか、兼用されております。防災ヘリポートの21カ所の中の17カ所が、ランデブーポイントの39カ所に含まれているということでございますので、全く別々に60カ所あるというわけではございません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 数字がいろいろ出てきますものですから、わからなくなってしまうんです。こういったものを整理しておきたいなというふうに思って質問させていただきました。

最後の質問ですけれども、防災なのかどうなのか、ちょっとわからないんですけれども、一番最後につくった小下田のヘリポートというのは、これは防災のヘリポートなのか、消防のランデブーポイントなのか、それとも両方を兼ねているのか、ちょっとお聞きしたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 防災計画の資料編の中の表に記載がございまして。こちらは、防災ヘリコプターのヘリポート、小下田広場として記載をしております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 再質問の再質問になっちゃうけど。

前に聞いたときに、どうも防災ヘリではなくて、ドクターヘリのヘリポートということ伺ったと思うんですけれども、そこら辺のところは変わってしまったんですか。もともとそうなんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 小下田のふじみ幼稚園を地元の旅館さんが買収するときに、小下田の皆さんから要望があったのが、あそこのゲートボール場を確保したいという声だったんです。

私が逆に提案として、この地域の皆さんに必要なのは、ゲートボール場というのもわかりますけれども、しかし、より必要なのはドクターヘリのヘリポートであって、恐縮ですが、ゲートボールは別の場所でもできるのではないのでしょうかということで提案申し上げたんです。それを整備するときに、機体はそんなに大きく、自衛隊の大型機と中型機ほどは違いませんので、防災ヘリポートでも使える、ドクターヘリも使えるということで整備をしたのが経緯でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山武司議員。

○7番（杉山武司君） 総務部長、それでよろしいですか。

さっき、総務部長の答弁は、ちょっと市長の答弁と違ったんですけれども。そのところ整合性をちゃんと整えていただきたいなと思いますけれども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど、防災計画の資料編の中ではそういう整理をしておりますので、今年度の見直しに合わせてもう一回整理をさせていただいて、小下田の、一応小型のヘリコプター用となっておりますので、もう一回そこは整理をさせていただきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） これで杉山武司議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問2日目につきましては、明日9月4日、午前9時半から行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午後 4時17分

令和元年伊豆市議会 9 月定例会

(第 3 号 9 月 4 日)

令和元年伊豆市議会 9月定例会

議事日程(第3号)

令和元年9月4日(水曜日)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	堀江 啓一君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	右原 千賀子君	産業部長	滝川 正樹君
建設部長	山田 博治君	建設部理事	白鳥 正彦君
教育部長	金刺 重哉君	会計管理者	城所 章正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	永沼 健一
主査	鈴木 恵美子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日も昨日に引き続き、多数の皆さんの傍聴をいただきました。まことにありがとうございます。

ただいまから令和元年伊豆市議会9月定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） それでは、昨日に引き続き一般質問を行います。

本日は、発言順序6番の小長谷順二議員から発言順序10番の小長谷朗夫議員まで行います。これより順次質問を許します。

◇ 小長谷 順 二 君

○議長（三田忠男君） 最初に、11番、小長谷順二議員。

〔11番 小長谷順二君登壇〕

○11番（小長谷順二君） おはようございます。11番、小長谷順二です。

本日は、傍聴席がいっぱいになるほどの大勢の皆様に傍聴にお越しいただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、通告してある3件について質問をさせていただきます。答弁を市長に求めます。

1件目、お試し住宅の活用。

地方移住を希望する都市住民と全国の地方自治体とのマッチングを行う認定NPO法人ふるさと回帰支援センターは、来場者を対象に地方移住に関するアンケートを毎年実施しております。2018年の移住希望地ランキングは、昨年3位だった静岡県が2位に順位を上げました。このランキング2位の静岡県伊豆地域でも、東伊豆町や南伊豆町などは移住・定住ポータルサイトを立ち上げ、積極的に移住・定住施策に取り組んでいます。静岡県公式の移住・定住情報サイト「ゆとりすと静岡」にも掲載され、本年3月からスタートした土肥地区の旧土木事務所官舎をリニューアルした2世帯が体験居住できるお試し住宅の活用等について、以下の質問をいたします。「頭」という字が間違っていました。訂正をお願いいたします。

1、受け付けスタートから約半年間の活用実績。

2、お試し住宅のPRについて。

3、移住相談の対応状況。

4、市内の空き家物件の状況。

5、移住体験ツアーの「伊豆市の暮らし方」の今後の展開。

2件目、サテライトオフィス誘致。

サテライトオフィスは、企業として人材の確保、固定費の削減、時間の効率化、生産性の向上、業務持続維持のバックアップ拠点のメリットなどが挙げられ、地域にとっても雇用の増加、移住の促進、消費の活発化、空き家や空き店舗の活用など地域活性化につながると考えられており、全国各地に広がりを見せています。

伊豆市でも昨年4月に東京のIT企業がサテライトオフィス第1号を小土肥の古民家開設いたしました。当市の企業誘致の取り組みとしては、金融機関、大学、高校、企業団体等が集まって誘致のための情報ディスカッション「伊豆市IT企業等誘致研究会」、NPOサプライズによる静大生を対象に企業誘致の方策を提案する伊豆で地域づくりの実習や、IT企業を誘致する「伊豆市サテライトオフィス体験・交流ツアー」などを開催しています。

平成30年度予算で可決したICT企業誘致推進事業で閉園した旧狩野幼稚園をサテライトオフィスに改修し、進出企業の募集を行う事業の進捗状況や空き家等の活用の取り組みについて伺います。

3件目、森林の維持管理。

林野庁の報告によると、我が国の森林の所有形態は零細であり、8割の森林所有者は森林の経営意欲が低く、その中で7割の所有者は主伐の意向すらないというのが現状のようです。

森林の持つ機能は木材の生産のみならず、水源の涵養機能、災害、土砂流出の防止、二酸化炭素の吸収、地球温暖化の防止など、さまざまな公益的な使命を持っています。かつて森林は木材の供給源として、また、まき、炭の供給の入会地として経済的な価値、私有財産としての価値は極めて高かったわけですが、そのような価値は現在では極めて限定的になっています。

森林は他の土地と同様に所有権の対象となることから、森林を管理する権限と責務はその所有者にあり、森林所有者がその保有する森林の手入れを放棄したり適切な整備及び保全を怠ったりすれば、森林の公益的機能は大幅に低下し、地域住民はもとより国民経済全体に大きな支障を及ぼすおそれがあります。今後、少子高齢化など後継者不足で、森林の維持管理について公的役割、責任の分担がふえていくのではないのでしょうか。これらの課題に対して、行政としてどのように向き合っていくのか伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷順二議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

私からお試し住宅の目的について再度確認をさせていただき、そして、御質問の詳細については担当する部長から答弁をさせます。

再三、議会でも申し上げておりますとおり、伊豆市は外に出ていく人口流出が多い一方で、移住希望者もたくさんいらっしゃるわけです。その移住を希望される方々は、世代にかかわらずそれが30代の子育て世代であれ、仕事を退職されたシニアの皆さんであれ、基本的には一戸建ての家で、そして借家で、かつ、できれば農地も欲しいという方が圧倒的に多いんです。やはり田舎暮らしの典型を試してみたい。ですから、こちらに来て、アパート住まいで駐車場だけということは御要望がないんです。ただ、その際に、すぐを買うだけの勇気はないので、一定期間借家をしてほしい、そのさらに入り口のところで1週間ほど経験してみませんかというのがこのお試し住宅の目的であって、したがって、その約1週間の間にできるだけこの伊豆の中で具体的にどのような生活になるのかということを経験していただくということを目的としております。それを踏まえた上で、効果分について部長から説明をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） それでは、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） おはようございます。

それでは、私のほうからお試し住宅の活用実績等について御説明させていただきます。

まず、受け付けスタートから約半年間過ぎたわけでございますが、3月から8月までの半年間で7件の活用実績がありました。利用者の内訳としますと、神奈川県と兵庫県在住の方が2件、東京都、埼玉県、千葉県在住の方がそれぞれ1件となっております。この中で、既に神奈川県在住の方につきましては移住につながっておるということでございます。

続きまして、お試し住宅のPRについてでございますが、市のホームページ、若者交流施設9 i z u内の伊豆市移住情報センターのSNSなどで紹介をし、議員がおっしゃいます「ゆとりすと静岡」のホームページでも紹介しております。また、東京都有楽町にありますふるさと回帰支援センター内にもございます静岡県移住相談センターにもチラシを配下させていただいておる状況でございます。

続きまして、移住相談の状況でございますが、お試し住宅を御利用いただく場合の流れといたしまして、利用開始日の冒頭でオリエンテーションと伊豆市の概要説明をさせていただきます。土肥地区の教育施設や公園、商業施設等を公用車で案内をし、この間、1時間から2時間かけて利用者の質問に答えたり意向を確認しております。その段階が第1段階の移住相談となります。そして、利用の最終日には、生活体験を含む活動報告書とアンケートを提出していただいておりますので、その内容についても意見交換をさせていただいている状況でございます。

続きまして、市内の空き家物件の状況についてでございますが、現在、空き家物件の登録件数はちょっと少なく2件でございます。ただ、市内宅建業者に相談があった物件につきましても、空き家バンク等への登録を促すなど、宅建業者と協力して件数をふやしていきたいと考えているところでございます。

なお、移住希望者から住宅に関する相談や問い合わせ等をいただいた場合につきましては、

市内宅建業者等の保有する状況につきまして、情報を常に共有させていただいているという状況でございます。

最後になりますが、移住体験ツアーの「伊豆市の暮らし方」の今後の展開についてでございますが、昨年までのツアーにつきましては、市の現状や支援制度等の説明及び公共施設や病院、スーパー、空き物件等の現地見学を行っていました。今年度からは、新たにお試し住宅の見学も加え、移住体験ツアーだけではなかなかわからなかった生活体験を利用させていただいております。また、体験ツアー参加者が事前に確認したい場所等があれば、その場所を現地見学で臨機応変に対応できるような状況にしているところでございます。今後も同様な構成、方式で今2回実施しておりますが、移住につながっていけばいいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） それでは、再質問をさせていただきます。

本年6月定例会で市長の行政報告、移住・定住事業については2件の利用実績があり、5日以上滞在され、市内居住の意向を持っており、物件を探している状況という報告がありました。このお試し住宅には、移住・定住施策として期待をしています。

活用実績は7件ということですが、事後アンケートがどんなものかということと、あと体験について半年間という短い期間ではありますが、もう一度確認をさせてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） アンケートの内容でございますが、移住したいと思っ
ていたりとか、あと伊豆市のなぜそういう形で移住を検討しているかとか、あとは今回のお試し住宅
の中で不安に思ったことは何であるかとか、移住するに当たりましてどのような支援を望む
か、あるいはお試し住宅に対しての要望、その他もろもろ今回体験したものについての感想
等をいただいております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） わかりました。

それでは、お試し住宅のPRなんですけれども、これも非常に大切だと思っております。
南伊豆町の移住ポータルサイトでは、お試し住宅、移住イベント、移住者のインタビュー、
動画ギャラリー、支援制度、よくある質問など、町のホームページとは切り離して公開を
しています。お試し住宅のPRのために伊豆市でも移住ポータルサイトを設置してはと考
えていますが、そのことについての見解を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 現在、伊豆市のホームページ等で移住のことにつきましてはPRしているところでございます。なかなか見る方からそこにたどり着くまでに時間がかかるとか、内容が充実されないということで聞いております。

現在、今年度予算をとらせていただきました。現在、業者に委託しまして新たなホームページというかポータルサイトですか、それをつくるような形で現在進めているところでございます。ですから、それをホームページとは切り離して独自につくりまして、最終的にはホームページ等にリンクできるような形で移住についてはPRしていきたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そうですね、今、ポータルサイトの設置も考えているということで伺いましたが、伊豆市でも移住・定住を推進するために移住してきた方の了解と協力をいただきまして、移住の目的であるとか移住後の生活の体験談なんかもポータルサイトに掲載したり冊子なんかの媒体に掲載することによってPRを行うことができると考えています。そして、お試し住宅の最新の空き室状況、今、7件ということでそんなに多くはないんですけども、東伊豆町なんかは月ごとにバツとか丸という形で空き室状況を確認できるシステムをつくっているんです。伊豆市でも旅館のようにインターネットに入れたらすぐにそこがいっぱいになるようなシステムではなくて、連絡をいただいた方に今月の空き室状況はこんなですよというようなことも検討していただきたいと思うんですけれども、その辺についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それにつきましては、今現在、いろんな地区でポータルサイトをつくりまして、いろんなPRをしていると思います。議員おっしゃったとおり、東伊豆町であるとか南伊豆町であるとかそういうところでやっておりますので、それらもいろいろな形で参考にさせていただきながら、市独自の考えだけではなくていろんな方の意見を聞いて、見やすいような形、利用する人が利用しやすいような形でホームページというかそれをつくっていききたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 南伊豆町のお試し住宅の参考までに意見をちょっと言いたいと思います。

南伊豆町のお試し住宅は、まず短期としてどんなところか知っていただくために足を運んでもらう、これが1泊から約1カ月ほどだそうです。中期、よさそうなら何カ月間か滞在してみても生活について考える、これが1カ月から約1年、長期、気に入ったら実際に暮らして

みて生活環境を確かめる、これが1年から数年ということで行っているそうです。

当市の今後の展開なんですけど、このお試し住宅はきっかけづくりになりますので、そこで最終的に先ほど市長が言ったように決定するというのはなかなかハードルが高いと思っておりまして、賃貸物件等で少し滞在をしていただいて、その滞在中に気に入った空き家であるとか古民家、あるいは農地が併設しているとかというのを自分の目で見ていただいて、最終的に移住に至るといって総合プロデュースみたいなものと考えていかないと、なかなか施設をつくっただけですぐに移住につながるとは考えられないんですけども、総合プロデュースの必要性について考えを伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） やはり、移住されてくる方がどういう考えを持って移住されてくるかというのは一番重要だと思います。市としても受け入れ体制をどうするかということで、移住されている方が例えば地域の中の交流を望むのか、あるいはやはり全然違って交流を望まないで静かに暮らしたいとかいろんな考え方があると思いますので、その辺を考えながら今言いました南伊豆町のそういう段階的なものというんですか、そういうのも必要なのかなと思います。ただ、今回移住された方につきましては、来ていただいてすぐに気に入っていただいて伊豆市内に住んだという状況もありますので、それぞれいろんな形で考えながらこれから検討させていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） それぞれ移住してくる方の気持ちとか考え方もありますけれども、総合的にプロデュースできるような形ができればいいかなとは思っております。

昨日か、山口議員の質問でもありましたけれども、移住・定住の窓口というのは現在は総合戦略課地域づくりスタッフで対応しています。小山町ではユニークなおやまで暮らそう課、そして先日研修でお邪魔しました北海道の東川町では、市民サービスの窓口で移住・定住課が担当し、ワンストップで対応して実績を上げているというお話を伺っています。総合プロデュースができる専門知識のある移住相談員の配置や先輩移住者が移住相談を行える環境づくりについて考えていったほうがいいんじゃないかと思っておりますが、この辺についての考え方を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 今の伊豆市の相談体制でございますけれども、総合戦略課のほうで対応しています。ちょうど1階に入ってきた右奥に地域づくりスタッフがいて、そちらのほうで対応しているという状況でございます。ただ、今、ひとり親の移住の関係で、ことしある程度コンシェルジュを要請しながらやっていこうという話の中では、それは今給

合戦略課の地下のほうのスタッフでやっているという状況でばらばらの状況がありますので、その辺を含めまして相談体制というのはやっぱり考えていかなきゃいけないかなと思っています。

ただ、伊豆市につきましては、今現在駅前にあります9 i z uがありますけれども、伊豆市の移住情報センターとしてそちらのほうを活用していただいております。ですから、そちらと伊豆市の庁舎と連携をとりながら、常に相談体制については整えている状況でございます。そちらにいます相談員につきましては、伊豆市の定住ツアーであるとか東京での移住説明会であるとか、そういうところにも行っている職員がいますので、伊豆市の移住に関する情報というのはその方がいろんな形で知っているという状況がありますので、そういう方と共用というんですか、連携を深めながら新たなワンストップとまでは行くかどうかはわかりませんが、来た方が困らないような体制はつくっていきたいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 9 i z uと連携をしながらということなんですけれど、やはり職員というのは異動があるではないですか。そうするとせっかく専門的知識を得た職員もいずれどこかの課に異動してしまうと、なかなかその辺で人によってやはりこういうのというのは対応状況が違うと思いますので、その辺がしっかりと引き継ぎできるように行っていただきたいと思っております。

静岡県公式移住・定住サイト「ゆとりすと静岡」、先ほど答弁でもありましたけれども、このサイトからの活用状況とどんなような実績があったのか伺いたいと思います、承知していれば。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 「ゆとりすと静岡」につきましては、特に伊豆市ということではなくて、静岡県に移住されたいという方が見るサイトということになっております。ただ、その中で今年度の8月でいいますと、「ゆとりすと」のトップページの訪問数が1,395件になっております。その中で、そのうち伊豆市に来ていただいたのが57名という形の情報を得ています。そこに来た方につきましては、最終的にそこで情報を得ることができましたので、伊豆市に問い合わせをするなり、先ほどの9 i z uの中の移住センターに問い合わせをするなりして、移住のほうに結びつけるような形での政策をとっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そうすると、「ゆとりすと」、市とかともうまく連携しながらやりとりをしていて、それなりに成果が上がっているというような認識でよろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○11番（小長谷順二君） わかりました。

今後、このお試し住宅を体験して移住に前向きになった方、1件の成功例があるということなんですけれども、提供できる空き家物件の手配というのがなかなか難しいとは思っているんですけれども、伊豆市に住みたいよといったときに紹介できる物件の手配の状況について、改めて伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 空き家ということになると思いますけれども、空き家につきましては当然危険な空き家もありますし、有効に使える空き家もあると思います。先般、やっぱり区長会でも区長様をお願いしまして、その辺の空き家情報につきましてはことしだけではありませんけれども、毎年区長さんから情報をいただいているような状況でございます。やはり、空き家というのは市内にかなり多く広がっておりますので、その辺を区長様をお願いするだけでなく何か新しい方法を、市のほうの職員がなかなか現地を見るというのもそれだけの余裕はございませんけれども、何かそういう形で空き家を調べることにしましては手段を考えていきたいなと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 不動産屋さんとも連携しているということだったんですけれども、私のところにも、土肥なんですけれども、土肥に空き家がないかねと聞かれるんですけれども、土肥の不動産屋さんのホームページに物件があるもので、そこを見てと言うしかないんですよ。その辺の物件数というのもアパートがあったり1軒物もあるんですけれども、なかなか少ない状況の中で、それでもせっかくお試し住宅を気に入っていただいて住みたいよというときに、いや、実は提供する家がないんですよというのは非常に困ります。空き家バンクの登録というのも今現在2件、中伊豆地区でということで、ほとんどないに等しいぐらいなんで、空き家物件の登録をふやす施策として先進地ではリフォームのための補助制度であるとか、家財を処分する補助制度を創設して、空き家バンクの登録を推進しているところもありますけれども、当然、予算が必要になってきますが、この辺の考えがあるのかなのかについて伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 本当に古い物件をリフォームしてどう住んでいただくかというのは本当に大きな課題だと思っています。やはり県内でも東伊豆町であるとか南伊豆町であるとか、そのような形でリフォーム物件に対しての補助をしているというのは聞いております。今後、その辺をちょっと勉強をさせていただきたいなと考えています。先般、やっぱ

り伊豆市の先ほどのお試し住宅に住まわれた方もそんな制度はないですかという形では聞かれていますので、その辺の相談はされておりますので、やはりどこまでできるかわからないんですけども、ちょっとその辺のことは研究をさせていただきたいと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そうですね、これから区にも入って空き家の提供をお願いしたいというような答弁も昨日ありましたけれども、やはり大家さんというか家主としては荷物が全部置いてあって、これをどけてというとやはりハードルが高いと思いますので、そういう補助制度みたいなものがあれば空き家バンクに登録しようということにもつながってくるのではないかとことを思っておりますので、その辺も検討していただきたいと思っております。

それで、移住ツアーのことなんですけれども、平成28年12月の私のテレワークの一般質問で市長の答弁なんですけれども、極めて現実的に考えていることでデュアルライフ、要するに首都圏とここ、両方で生活をする、地方にいきなり移住してくださいというのは正直言ってハードルが高いので、私は北海道や九州ではできない。首都圏から近いがゆえのデュアルライフとかデュアルビジネス、そういった手法で導入することは伊豆市としてはかなり確率が高いと思っているというふうに答弁をいたしました。移住体験ツアーの中でデュアルライフをPRして、そういう方を限定的に対象者を募集していくということも考えられますが、その辺についてのお考えを伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先般、環境省の地域循環共生圏の中で一緒に勉強会をやったテーマがワーケーションでした。ワーケーションというのは、まさに今議員が御指摘いただいたデュアルライフのさらに入り口みたいなところで、例えば首都圏の企業の方々が2泊3日とかで仕事をしながらの旅行に来ていたということなんです。いわゆる合宿みたいなもので、集中的にそこで仕事をして、そして空き時間に温泉に入ったり海で遊んだりゴルフをやったりということを繰り返すことによって拠点を伊豆半島にもつくっていただく、それがサテライトオフィスなり、そして東京に行ったりこちらに来たりというデュアルライフにつながっていく、そういう形に持っていければと思っています。そこまで到達する進み方として、小土肥にあるサテライトオフィスのように紹介したらすぐにできる場合も大変ありがたいんですが、入り口としてワーケーションのような新しい事業を組み入れて、幾つかのルートで日本語に直訳すると二重生活あるいは何て言うんでしょう、二拠点生活ということになるんですが、いわゆるデュアルライフと呼ばれている生活拠点と仕事の拠点を2カ所持つというのは、やっぱり首都圏から2時間の伊豆半島にとってはとても魅力のある事業だと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ぜひ、対象者を絞ってそういう体験ツアーみたいなものにも取り入れられたらと思っております。

また、東川町の話に戻りますけれども、東川町ではお試し住宅を体験し、その地域の方とのコミュニケーションがとれ、ぜひあなたが住んでいるこの近くに移り住みたいというケースが多いそうです。北海道は開拓地ということで、もともと移住者の集まりなんでこの辺はスムーズにできているのかなと考えていますが、地域色が強い当市では、なれるまでに当然時間もかかると思いますし、手招きしておいて実際に移住してきたら冷たくされたなんていうことがないように対応していかなくてはならない、受け入れ側の対応もです。

今後、移住してきた方とのコミュニケーションづくりが必要だと思いますが、いろんなパターンがあるわけですよ。近所づき合いをしたい方もいますし、そうではなくてひっそり暮らしたい方もあるんで、なかなかターゲットを絞りにくいとは思うんですけども、受け入れ体制の対応について当市としてはどのように考えているのか、ただとりあえず伊豆へ来てねと言っているのか、その後まで少しずつ考えていかなければならないと思うんですけども、その辺についての見解を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 移住・定住政策でやはり重要なのは、当然、来ていただくということも重要なんですけれども、それで住み着いていただく、それからその後伊豆市から出ていってしまったらやはり元も子もないと思いますので、その辺の受け入れと、あとどうするかというのが大事だと思います。現在、先ほども言いました移住情報センター9 i z u にありますけれども、そちらのほうで伊豆市内に越してきた方につきましては、定期的にランチミーティング的なものでいろんな情報を集めているところがございます。その方たちの意見を聞きながら、これからの住んでいただく方についての伊豆市に住み着いていただくための対応というのでも考えていきたいと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ちょっと地元ネタなんですけれども、八木沢地区では外国人を含む移住者との触れ合い活動というのを実は行っています。農業委員会と称して一杯やりながら農業の話であるとか地元のこと、それぞれさまざまなコミュニケーションづくりに励んでいるということです。少子高齢化の中、新しい人のつながりができるということは、移住者だけではなくて地域にとっても当然メリットがあるわけですから、このような取り組みが各地で自然とできるような環境づくりも必要かと思いますが、改めて、今データをとっているということなんですけれども、こんなグループみたいなのができたら住んできた方がずっと伊豆市に定住してくれるのではないかなというようなことがもしあれば伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） なかなか入ってきてくれる方と受け入れる側、その辺の人と人との関係をどう築くかということがやっぱり大事なのかと思いますので、先ほども言いました伊豆市に定住している方であるとか、今、地域おこし協力隊という形で多くの方が伊豆市のほうに来ていただいています、3年間という限定の中で。最終的には住み着いていただくということが大前提でございますが、そういう人たちの伊豆市に対する意見であるとか、住んでみてどうだったとかという意見を参考にしながら、これからそれについては考えていきたいと思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 各地でお試し住宅、これをきっかけに移住を決定したという声を全国各地で聞いております。お試し住宅に興味を持っていただき、次のステップとして数カ月間滞在していただいて、その間にその地域が気に入って、人間関係もできて移住につながると。このお試し住宅をきっかけに中期、長期的なお試し住宅施策を検討していただき、移住・定住の推進に力を注いでいただきたいと思っております。

それでは、次、お願いします。

○議長（三田忠男君） サテライトオフィス誘致ですね。

それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） サテライトオフィスについて、産業部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） おはようございます。

それでは、私のほうからサテライトオフィスの進捗状況について御説明をさせていただきます。

昨年度、旧狩野幼稚園の各教室の区画を生かし、4つの企業が入居できるサテライトオフィスを狩野ベースとして改修をいたしました。各事務所の広さですが、約66平米が2部屋、約74平米が2部屋、計4部屋となっております。この事務所のほか、施設内に共有スペースとして入居した企業同士のコミュニケーションの場として多目的に使えるミーティングルームを備えております。

現在、入居に向けた施設の管理運営について規則等の整備を進めており、この秋を目途に企業の公募を行う予定でございます。

なお、この狩野ベースへの入居期間は原則3年とし、その後は空き家等を活用し、引き続き市内にとどまっていただけのような支援をしていくことで、IT企業等の市内への集積、また雇用の場の確保による産業振興を図ることを目指しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 企業誘致を行うメリットというのは、税制の改正、若者の意識の変化、世界的に見たコスト面での競争力上昇を考慮すると、今後、日本の地方自治体が企業誘致を行うことは、自治体、企業、労働者それぞれにメリットがあると考えられています。

平成30年度の決算にもなるんですけれども、この旧狩野幼稚園の改修工事2,332万9,000円、これが完成したのはいつごろなのでしょう。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 平成30年度末でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 狩野ベースということで、秋から募集を始めていくということですのでけれども、ICT企業進出支援策業務委託899万円、これの内容について、改めてちょっと確認をさせてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） こちらにつきましては、実際にこの狩野ベースに企業がサテライトオフィスとして進出というか、利用いただいた場合のいろんな支援策、施設そのものの管理もありますし、その企業への支援をしていきたいと。入居した企業への支援をしていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） なかなかサテライトオフィスというのも人気で、全国で広がっているようですけれども、IT企業もいろいろあって、ちょっと保養所みたいな感覚で来て、また東京に戻ってしまうなんていうようなこともあると聞いていますので、その辺の条件とか設定というのが非常に大事になってくると思いますので、先進事例をうまく見ながら、伊豆市にあったサテライトオフィスの誘致に取り組んでいただきたいと思います。

公募を9月から行うということなんですけれども、そもそも興味を示しているような企業の情報みたいなものはあるのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） これから公募をかけていく中で、やはりサテライトオフィスの事業というのはもう全国的に自治体で実施しておりますので、ただ、伊豆市はサテライトオフ

イスを整備しましたというアナウンスだけではなかなか入ってくるというか、興味を示していただける企業は少ないのではないかと。議員先ほどもお話もありました小土肥に1件、今、進出いただいている企業もあります。こういったIT企業というのは、いずれにしても単独というより仲間内というか業界でいろいろ情報交換をしたりということがあるというふうに聞いておりますので、実際に今伊豆市に進出いただいた企業であるとか、市内に民間の企業施設がございますので、そういった方々との情報交換をしながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） またこの施設のPRについてなんですけれども、PR方法、具体的にはどのように考えているのか伺いたと思います。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） すみません、繰り返してしまっていますが、まず第一義的にはやはり自治体間の競争に勝ち抜いて、伊豆市をPRしていかなければならないと。これは先ほどお話ししたとおり、ホームページ、その他いろいろな情報ツールを使って発信をしていくわけですが、それだけではやはりなかなか伊豆市を選んでいただく魅力には通じてこないのかなというふうに考えておりますので、やはりそこは先進事例として実際に来ていただいた企業の皆さん、先ほど言われた業界の研究会であるとか情報交換の場、こういった場を積極的に活用して、実際に伊豆市に来て生の声を企業から発信していただくことで伊豆市の魅力を発信して、何とか公募に応募していただける企業が1件でも多くなるように進めていきたいというふうに思っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） そこが一番難しいところなんですけれども、せっかく整備して閑古鳥が鳴くようではなかなかやはり問題があると思いますので、その辺のPRについても頑張ってくださいと思います。

それで、1つちょっと意見を言わせていただきたいんですけれども、こういう公共施設を利用して新しいものをつくるに当たって、公共施設の跡地が、結局今まで幼稚園で使っていたときはきれいに整備されているんですけれども、ずっと放っておくと草なんかが生えてくるのではないですか。地域の皆さんから、何かこういう草がぼうぼうになったきにどうすればいいのというのは狩野幼稚園跡地だけではなく、土肥小学校グラウンドなんかでもそういうことが起きているんですけれども、この管理というのはいくこの部署でやっているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 公共施設の管理については基本的に行政財産でありますので、行政財産についてはそれぞれ所管する担当部署のほうで行っております。

また、普通財産と言われるものについては、総務部のほうで担当しているということです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） これから施設も完成してPRをしていくということですので、ぜひ周りの環境の整備も行って、こんなところだったらうちの企業も進出したいというようなお手入れをしていただきたいと思っております。

先ほど話が出ましたが、東京のIT企業、アースリンクが小土肥の古民家にサテライトオフィスを開設したそもそもの経緯というのをもう一度改めて確認させてください。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） まず、このアースリンクさんにつきましては、国の地方創生推進交付金を活用したIT企業誘致促進事業の一環として取り組んだもので、実証実験という形で当初進出いただいたものですが、それが実証実験が実を結びまして、事業終了後も定着というか小土肥にサテライトオフィスを開設をしていただいたというところでございます。

経緯でございますが、進出意向のある企業の発掘、ニーズの把握、また物件の選定、紹介、交渉などの実際の誘致に至るまでにはさまざまなプロセスが実際にはございます。まずはそういったプロセスを伊豆市として身をもって経験し、課題の抽出、ノウハウを身につけることが必要であるということで国の地方創生交付金を使って始めたものでございます。

サテライトオフィスに関するニーズ調査、意向調査を進める中で、伊豆市へサテライトオフィス開設に興味を持ったこのアースリンクさんがありましたので、そちらに実証実験への参加、これを交渉いたしまして同意をいただきました。その後、このアースリンクさんのニーズに合った物件の模索、家主さんとの交渉、それから企業物件の紹介なども幾度となく繰り返し、地域、周りの小土肥の地区の地域との調整も進めて、最終的に小土肥の古民家にサテライトオフィスを開設いただいたということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 非常に努力に努力を重ねて第1号ができたという解釈でよろしいですね。

〔発言する人なし〕

○11番（小長谷順二君） はい、わかりました。

現地の職員も採用するというので定着をしてくれているので、そういう施設が増えていけばいいなというふうに感じております。

徳島県の美波町の話なんですけれども、人口が7,000人ほどの町ですが、2012年から行政と住民が一体となって地域振興策を推進し、2017年時点で企業誘致は徳島県最多の17社、関

連移住者は70名以上に及ぶということです。同町によれば、誘致の大きな要因となっているのが地元のイベント、日和佐八幡神社秋祭り、視察ツアーを行う中で、この祭りを通じて人々が交流して一体感を感じる要素を紹介しているそうです。これは株式会社あわえと美波町の観光協会が共同で開催しているそうですので、伊豆市にも先日花火大会もあったんですけども、いろんなイベントがあるんで、交流ツアーのときにこういうイベントに合わせるなんていうことも参考に見たらと思っているんですけども、この辺についてはいかがお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） すみません、御意見ありがとうございます。

確かに、これから先ほど申し上げたとおり、サテライトオフィスの公募をしていきます。公募期間に当然に現地を見たいという声もあろうかと思えます。その時期が今議員が御提案いただいたような地元のお祭りであるとか、伊豆市としての環境、そういったものを身をもって体験いただくというのは非常に重要なことでもありますし、それが伊豆市の魅力を感じていただけることになろうかと思えます。ちょっと時期的にそういったイベント等に限らず、例えば、伊豆市の場合はやはり観光というものとか温泉というものも目玉になっておりますので、こういったものを体験いただくというようなことはしていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 平成26年2月に徳島県の神山町を会派で視察をしたことがあります。古民家を改修したサテライトオフィスを拝見して、同行したメンバーですね、議員は我が地域にもというふうに思ったはずだと思います。伊豆市でも光ファイバー網が整備され、ICT企業誘致の実現に向けて取り組みが行われております。

そして、神山町に進出した企業の皆さんの共通の動機というのをちょっと知ったんですけども、新しい働き方を模索してきたこと、生産性を高める探求をしていること、神山町の環境や人、そこで活動する組織の思いやビジョンに共感し、みずからの組織も含め、その可能性にわくわくした期待感を抱けたことということだそうです。ぜひ、成功事例を参考にさせていただきたいと思っております。

静岡県中部地域局では、中部地域の市町と連携し、地域の空き家等にサテライトオフィスを誘致するという事業を行っています。1泊2日で静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、川根本町の候補地を実際に訪れ、周囲の環境や地域の様子を見学するというものです。候補地見学会で現地を見学した後に、希望する候補地で1カ月程度現地に滞在し、実際に業務を行い、支障がないか確認する。滞在費、通信費、レンタカー費用等の一部は静岡県が負担するというものだそうです。中部だけではなくて、伊豆地域でもぜひこのような事業を静岡県と連携しながら行っていただきたいと思っておりますが、これについての見解を伺いたいと思いま

す。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今、議員、以前会派で神山町を視察されたということですので、それも含めてサテライトオフィス誘致が成功しているのが、私が承知している範囲での幾つかの成功例の理由というのが感じられて、多分、現地でごらんになったと思いますけれども、徳島県にサテライトオフィスを移して大阪に戻った会社もかなりあるんです。美波町とか神山町のようなところは、神山町の場合にはクリエイターを中心にいろんな方々がそこに集まって、そしてお互いにコラボしたり、集積の利をうまく活用していたり、あるいは地域の皆さんがもう自分たちが欲しいところ、この店、この家でパン屋さんをやってくださいとかそういう地元のニーズ型もうまく折り合って、つまり複合的にうまくいっている例が一つです。ですから、大阪に戻らずに割としっかり活況を呈していて、規模は大分違いますけれども、うち、伊豆市で横瀬で民間でつくっていただいたドットツリーなんかは規模はかなり小さいながらも入居している皆さんのコラボレーションが進んでいるという意味ではそういう形態なんだと思います。

もう一つ、和歌山県の白浜町、これは私は行っていませんけれども、そこが今、今度は次の段階での成功例になっていて、ここは大阪にも東京にも遠いんですけれども、聞いてみると空港なんです。ですから、羽田から、あるいは地方の主要都市から和歌山空港へのアクセスが1時間で済む、つまり2時間も新幹線も乗らなくても済むという利便性と地域の快適な生活空間とかをうまく合わせているんだそうです。

そういった成功例を考えてみますと、伊豆市の場合には新幹線もしくは車でおおむね首都圏から2時間ですから、首都圏への利便性はかなり改善されていますので、そうすると今度は、来ていただける方に対する生産性の向上のための環境整備というのは課題になるんだろうと思うんです。その観点から、今、議員の御指摘のあった県の政策も含めて、それから伊豆市の伊豆半島の周辺の市町とも連携をとりながら、やはり伊豆半島として、余り伊豆市としてだけとか西伊豆町だけとかいうよりも、伊豆半島としてやったほうが成功確率が高いと思うんです。ですから、観光メインであることは基盤産業としてはそのとおりなんです、伊豆半島の市町、そして県と連携をして立地のよさを生かした上で、生産性を高めるための環境整備というのが恐らくこれからの焦点になるんだろうと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） ぜひ、単独ではなくて連携しながら、県とも連携しながら行っていただきたいと思います。

最後のこのコーナーの質問なんですけれども、製造業というのはなかなか伊豆市では難しいと思いますので、やはりIT企業に絞ったということは可能性が高いと思っております。国の制度なんかは活用しながら、サテライトオフィスにふさわしい物件、要するに小土地肥地

区で成功したように行政も動いて、そういう物件に当たりをつけていくということも今後必要になってくるのかなと思いますけれども、その辺についての考え、見解を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、議員おっしゃっていただいたとおり、まずは光ファイバー等の整備が終わっておりますので、当然、IT企業という言葉で我々も御説明をしておるんですけれども、それに限らず、先端企業、いわゆる情報網を使って今はコンピューターシステム等が遠隔でできる、それがサテライトオフィスのメリットかと思っておりますので、これはIT企業にかかわらずそういった最先端の企業を広く公募していきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） その神山のように、一見、古い民家なんですけれども、中に入ったら最新機材がどんと入っているような、そういう物件を探すというのなかなか先ほどのお試し住宅もそうなんですけれども、難しいと思いますけれども空きはたくさんありますので、ぜひ空き家対策等を含めてこの事業を進めていただきたいと思っております。

それでは、最後の森林のほうをお願いします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 森林の維持管理について答弁申し上げます。

以前、私は全国市長会の林政問題研究会という会の座長を3年ほど務めたんですが、そのとき、ぜひ頑張らせていただきますと申し上げた理由は、やっぱり山がお金になると日本の地方は大変活気づくわけです。かつては御承知のとおり、本当に山がお金だったわけです。まきもでき、炭もでき、それからシイタケもワサビも換金作物としてとても収入源だった。ところが、今は山が負担になっているんですが、今の利用間伐で見ますと1ヘクタール100万円程度、大体米と同じぐらいの収益までは戻っているんです。これをどうやってもっと上げるかのところで、そのころ、数年前までは柱材がメインでしたから、柱材だけではそこまでのお金にならないだろうから、柱材にするもの、合板にするもの、それから周りの皮とか枝とか根っこかをできればバイオマス発電のように、かつて日本人が鯨を全部使ったと同じように木を全部使えるようにできないだろうかということで、その勉強会の座長を仰せつかったわけです。

その後、どんどん環境はよくなって行って、今、伊豆市、恐らく伊豆半島の場合には、ほとんどの木はそのまま富士市の野田合板のほうにA材からB材まで平均的に1万円程度で引き取っていただいておりますので、材木としての売り先は野田さんで相当助かっています。

収益としてはそれでかなり上がっているんですが、それだけでは山の管理までとても追いつかないということで、ことしからまさに森林環境譲与税が入ったわけです。これは全国町村会のほうで本当に長い間頑張っていたいただいて、そこに後で市長会が乗っかって、森林環境税が実現したわけですから、伊豆市でことし約1,600万円、最終的には毎年6,000万円の財源が森林の整備だけで入ってきますので、これはもう何としても有効に活用させていただきたい。そして、山の価値を高めるとともに、防災とか生活環境、自然環境保全のためにこの貴重な財源をしっかりと使いながら、収益も上げながら、かついただいた税でしっかりと山を整備していきたい、このように考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 今回の森林の維持管理、とりわけ少子化、担い手不足と市況低迷の中で、山をどのように維持していくのかという点で質問させていただきます。

まず、土地利用として森林が82.7%の当市なんですけれども、国有林と民有林、その中には県有林であるとか財産区、市有林もあるんですけれども、その割合について伺います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今、伊豆市の森林、直近のデータでございますが、森林面積が約3万ヘクタールでございます。議員御質問の国有林と民有林の割合ですが、この3万ヘクタールのうち約27%が国有林、残りの73%が民有林となっております。この73%の内訳でございますが、県有林が約1%、それから伊豆市の山、市有林が17%、それから財産区有林、財産区の持っている山が約2%で、残りが私有林ですが54%という割合になっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 山の維持管理というのが顕著にあらわれてきているんですけれども、分収林とか共有林の話なんです、数十年前までは人足等で定期的に山に入って下刈りや枝打ちを行っていたようですが、現在では当番制で山見を行う地区もだんだん減り始めて、地区の財産区の山がどこにあるのかわからないという地域も出ているそうです。伊豆市では伊豆市森林整備計画を策定しましたので、その計画について何点か伺いたいと思います。

まず、森林整備計画第3、森林施業の合理化に関する基本方針の中で、森林の経営に関して、意欲と実行力を有した林業事業体や地域の中核となる森林所有者が、周辺の森林所有者らの森林の経営も受託していくというふうになっておりますが、まず現状について伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 伊豆市の森林整備計画の位置づけの中でございますが、森林整備

を効率的に進めるためには、やはり一定の面的にまとまった施業が必要となります。このために、林業事業体です、森林組合や民間の林業事業体が森林所有者にまず働きかけを行って、森林経営計画というものを策定します。こういった取りまとめをして、施業の受託を森林所有から受けて林業事業体を実施しているという現状でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 森林組合や林業事業体等の関係機関と連携し、小流域内の森林所有者間の調整及び合意形成を図り、森林施業の共同化を推進するとありますが、これは少しずつ広がりを見せているのでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 広がっているという回答でございます。先ほど申し上げました森林経営計画の件数ですけれども、ここ5年間、平成25年度で4件だったものが平成30年度では21件というふうになっておりますので、これは広がっているというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 効果的な木材生産を図るために、森林技術者や森林施業プランナー等の人材を育成していく、また雇用環境の改善や労働安全の向上に関する取り組みを支援するとともに森林事業者の定着を図るとありますが、森林施業プランナーの育成状況と森林従事者の定着状況について伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 森林施業プランナーの育成は、各林業事業体の中に森林プランナーというものがおりますので、その育成にはそれぞれの林業事業体の中で取り組んでおります。現在、市内の林業事業体におきましても数名の森林施業プランナーがいらっしゃいます。先ほど申し上げましたとおり、森林所有者の折衝であるとか森林経営計画の策定の活動をしていただいております。この森林施業プランナーと林業従事者、ここ4年間でちょっと私が持っているデータでは13名ふえているというふうに伺っており、労働力と雇用の確保につながっているという認識を持っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 先ほどお話をさせていただきましたが、自分の地区の山がどこにあるかわからない人が、例えばそういう組合さんが来て、そろそろ切りどきだからということで丁寧に説明をしてくれるといいと思うんですよ。わからないと何かそのままうほったらかしになっちゃうといろいろ大変な問題がありますので、この森林整備計画も一歩ずつ進んでいるということですので、ぜひさらに推進していただきたいと思っております。

静岡県では、林齢の平準化と木材の増産を図るために、利用間伐だけでなく全て刈って新しく植える主伐・再造林が必要となり、低コストで収益を確保できる主伐・再造林を令和3年までに500ヘクタール施業する目標を設定しているというふうに伺っております。

以前、分収林の皆伐で丸裸になった山があります。その下の林道には、大雨が降ると落石が起こり行政で対応する、植栽しても鹿に食べられてしまって、森林の再生もなかなかままならない状況ということです。皆伐を認めなければこのような問題は起きなかった、木材を売り、少しの収入を得るためにたくさんの税金をかけるのは本末転倒だとお叱りを受けたことがあります。林野庁でも資源高度利用型施業という新たな補助制度で森の木を全部刈る作業に補助金を出すということだそうです。維持管理に手を焼いている共有林、分収林を有する団体や私有林の持ち主がこの補助金を活用して山を丸裸にした場合、先ほど述べたような問題が起こる可能性もありますので、この辺についての見解を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） ただいまの御質問の主伐・再造林、低コストでの要は皆伐です、先ほど市長が申し上げましたとおり、これまでは利用間伐ということで、皆伐、全部切るということは伊豆市の山でも今議員御指摘のところ以外には余りなかったんですけども、今、国の施策としてそういった主伐・再造林に対する補助制度を国も設けております。県も目標を掲げております。

こういった中で、やはり主伐というのは基本的には山を通じた経済活動ということにはなろうかと思うんですけども、一転、それを行ったことによって災害とかということを誘発するということもあります。ただ、こういった施策をしていかないと、先ほど議員が御指摘になったような樹齢の平準化というのはなかなか将来に向かってできないということと、木については杉、ヒノキの人工林というのはやはり基本的には50年かかります。非常に長いスパンで先を見通していかないと、今後伊豆市の50年後の山の状況も予想しながら、想像しながら進めていかなければならなくなりますと、現時点では主伐・再造林ということ、それと手が届かないところは間伐で手入れをしていくということ、これを両輪としてやっていかなければやはり山を守っていけないとか公益的機能を維持していけないのかなというふうに思っておりますので、主伐・再造林についてはやはりその再造林のところ非常に問題でありまして、植栽も必要ですが、伊豆市の場合ですと、鳥獣被害による防護にかかるコストも当然にかかってきますので、こういったところに先ほど市長が申し上げました森林環境譲与税、また県で行っている森の力再生事業、こういった事業を組み合わせながら利用間伐と主伐・再造林というこの2種類の方法を適地を見ながらやっていくべきではないかなというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 答弁ありがとうございました。

そういう下に林道が通っているような場合、場所によっては保安林に指定することによって勝手に伐採できなくなるような仕組みもできるというようなこともちょっと伺っているんですけども、保安林の指定について、ちょっと改めてどういう条件なのか教えていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 保安林の指定については、基本的に県知事の指定でございますので、その要件というのはすみません、今ちょっと詳しいことはわかりかねるんですけども、今、議員御指摘いただいたように、保安林であれば大規模な皆伐というのは制限されます。できないということですので、すみません、明確な御回答ができなくて申しわけないんですけども、その要件についてはちょっと調べさせていただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 保安林については、固定資産税も免除になるなんていうことですので、ちょっと危なっかしいところはある程度木を残しておくのも必要なのかなと思っております。

北海道や長崎など、外国人による日本の農地、水源地を含む森林の買収が激化をしているということです。過疎化、無人化が進んだ日本人にとっては無価値になっている森林などですが、外国人にとっては極めて割安で、特に中国、香港系が積極的に動いており、投資目的で購入しているケースが大多数だと伺っております。持っけていても価値のない山だったら、いっそ売り払ってもと考える方も当然出てくると思いますけれども、水源を含むさまざまな問題が発生するおそれもあり、今後、これらの課題にも対応する必要があります。この件について、伊豆市の状況であるとか、全体の見解を伺いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） ただいまの外資系による森林の所有ということにつきまして、実例として伊豆市の中でそういったものはちょっと私どもの耳には入っておりません。ただ、森林である以上は土地の取引に該当しますので、これを規制するというのがなかなか今行政の中でできることは、というかできないという認識をしておりますが、今、議員御指摘のような問題というのは全国規模での問題でもあろうかと、これは伊豆市に限った話ではないと思いますので、全国市長会等を通じて国のほうにも働きかけていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷順二議員。

○11番（小長谷順二君） 最後です。

現在、後継者がいない山主は自分の代で林業を終わらせたいという願望があり、主伐で今の木を全部現金化しようという発想も生まれ、跡地に手間暇かけて再生林を行う意欲というのは当然利益が薄れるので、なくなってくるのではないのでしょうか。先ほどの答弁でもありましたが、森林環境譲与税を活用して、森林組合や民間の林業事業者による森林整備等の実施に期待をしております。しかし、長期的な視点で持続的に林業経営を行える仕組みづくりも必要と考えますが、この辺について、最後、市長、見解をお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） やはり、私は山の価値を高めることにしっかり取り組んでいきたいと思っています。中山間地にとって、山って私たちにとって生命の泉ですから、ただ、その中で主伐の後の再生林の仕方というのは一様ではなくてもよいのではないかと。私も高校のころ、自分の山を皆さんの仲間の山をやったんですけれども、今思うとあんな急傾斜に杉を植えるかみたいところに植えた記憶があるんですよ。まさに先ほど分収林で問題になった土肥のあそこ、あれ中村でしたっけ、もそうですけれども、自然の広葉樹を含めた自然の山に戻すやり方、例えば、厚真町で皆さん写真で見られたとおり、すごくえぐれているところも、造林するところと吹きつけで自然の山に戻すところと分けるんだそうです。したがって、全部ポット苗で再生林をするのではなくて、自然の山に戻すところ、それから将来切りやすく、出しやすく、やはり杉、ヒノキで価値を高めるところというものをしっかり分けて、その上で市の施策と森の力、それから森林環境譲与税、そういった財源をしっかりと組み合わせながら、適正に山を整備していければと思います。その中で、公共的団体である田方森林組合については、やはりスキルの育成も含めて市と一緒にしっかり取り組んでいただきたいと期待をしています。

○議長（三田忠男君） これで小長谷順二議員の質問を終了いたします。

ここで10時55分まで休憩いたします。

休憩 午前10時38分

再開 午前10時54分

○議長（三田忠男君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 星 谷 和 馬 君

○議長（三田忠男君） 次に、3番、星谷和馬議員。

[3番 星谷和馬君登壇]

○3番（星谷和馬君） 3番、星谷和馬です。一般質問をさせていただきます。

議会報告会を振り返って。

伊豆市の最大の課題は人口減少対策です。国の統計調査によると、伊豆市の人口は2045年に1万5,149人と半減し、高齢者の比率は60%にも達します。この数字に大変なショックと危機感を感じ、本年度の議会報告会みんなで語る会のテーマは、「人口減少に伴う伊豆市の未来像」とさせていただきました。5月20日から24日、4地区で議会報告会を開催いたしました。市民の方々から、議会や市政に対したくさんの貴重な御意見、御提案をいただきました。参考になることは、ぜひ市政に反映させていただき、私の所見とあわせて質問をいたします。

2045年に伊豆市の山間地域です。集落、農地、山林、どのようになると思われますか。また、どのような対策を考えておりますか。

2番です。市街地、住宅、商業、工業はどのようになるとお思いでしょうか。また、どのような対策を考えておられますか。

3番です。交通インフラです。バス、タクシーはどのようになると思われますか。また、どのような対策を考えていますか。

4、地域産業です。旅館、ホテル、観光施設、工業はどのようになると思われますか。また、どのような対策を考えていますか。

5です。伊豆市の財政は、市税は減少し国・県からの交付金も減少が予想されます。対策をどのように考えておられますか。

6番です。土肥地区は参加者が31名で最も多かったです。熱く語り、地域愛を感じました。その一部です。

1、港を拡張して大型クルーズ船が入港できるようにする。2番です。観光産業の発展なくして人口減少はとめられない。市長はどのように思われますか。

そして修善寺橋です。

狩野川台風後、建設され築60年、老朽化、片側一車線と狭く大変いつも渋滞をしております。拡張、かけかえなど何らかの検討、対策はなされていますか。

狩野川大橋です。

狩野川台風の後建設され築60年です。これも老朽化、歩道が大変狭く、大変危険です。狩野川水系で最も危険度の高い橋のようです。御存じでしょうか。何らかの対策、検討はなされておりますか。

住宅地の造成について。

牧之郷地区計画に続く新たな住宅地を造成する計画はありますか。

○議長（三田忠男君） ただいまの星谷和馬議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議会報告会を振り返ってという御質問に対して、まず私から全体を通

して答弁申し上げます。さらに詳細について御質問がございましたら、各部長から説明をさせたいと思います。

伊豆市の将来像ですけれども、ほかの御質問あるいは議案を通じても再三申し上げてきましたとおり、やはり1時間に4本ないし5本ある都市交通である修善寺駅、ここが拠点として使わないという施策はないと思っております。修善寺駅からおおむね1キロ以内に高校、中学校、小学校、2つのこども園、そして赤十字病院と幾つかのクリニック、図書館、こういった機能が集約されているところは、伊豆市においてはほかにありません。

したがって、ここにしっかり人口もとめ置く、そして市民の皆さんが共通的に使える都市機能を集約して、駅周辺にしっかり拠点をつくる、そして中伊豆と土肥にあっては、それぞれの生活拠点、八幡、それから土肥においては、そこで生活ができる生活拠点を整備していく。天城湯ヶ島地区はなかなか、いわゆる地理的な拠点が無いものですから、地域振興拠点としては月ヶ瀬インター周辺を活用していきながら、生活に必要な行政サービスは、どうしても線上に並ばざるを得ないのが現状なんですけれども、いずれにせよ市の中心拠点をしっかり形成するとともに、それぞれの生活拠点を整備していく、これが今考えている市の形です。その将来像において、では地域の活力はどのようになっていくかについては、おおむね2つの方向が考えられるのではないかと、こう思っております。

1つは、他の市町を例に挙げて恐縮ですけれども、わかりやすいという意味で同じ観光地である箱根町、箱根はもうすばらしい、圧倒的な経済力で、宿泊客数が400万人ぐらいでしょうか、財政力指数も1.7ぐらいあると思います。ただ人口減少は非常に激しくて、学校もどんどん減っています。町の職員さんも多くは小田原に住んで、小田原から通っている。つまり人口が小田原、あるいは一部三島や御殿場に流れているんだけど、町の経済力は物すごく、これはある意味皮肉なことなんですけど、通常集落がなくなることによって非日常性が高まって、観光地としての魅力が高まって経済力はすごいというのが、一つの箱根の姿。それから、それとは違って観光客もふえているし人口もふえているのが軽井沢町。これは別荘もふえていますし、観光客もふえていて、そして人口もふえているというのが軽井沢のような方向です。

私が2つの方向と申し上げたのは、そのように人口が減りながらも経済は活性化できるのか、経済は活性化しながら人口もとめ置くことができるのか、そのどの方向に進むかというのが、どこかを目指して進んでいるわけではなく、可能な限り一定規模の人口は確保すべきと思いますが、それだけは行政だけで決めることができませんので、それぞれの地域の皆さんが今住んでいらっしゃる場所をどのように考えられるかということとあわせて、方向性としては2つあるんだろうなと考えております。

その中で3番、4番、6番については観光にも大きくかかわることでございまして、観光振興は、やはり基盤産業としてしっかりやっていく。それは宿泊施設である旅館、ホテルの支援ではなくて、観光のお客様がいらっしゃるによって行政サービスを維持できる、こ

れは再三申し上げているとおりです。

一例を申し上げますと、先日大変ありがたい話がございまして、東急さんがおいでになったんですけれども、JRと東急と組んで、I z u k o という乗り放題のシステムですね。ですからJRで来て伊豆急に乗って、それから東海バス、それから伊豆箱根鉄道も、いわゆるこういうカードのフリーパスではなくて、スマホに入れておくと、それで東海バスの端末を入れなくても運転手さんに見せればいい、そうすると2日間ほど乗り放題になる。今は東急系ですから伊豆急沿線ですけれども、この12月だったと思いますけれども、ことしじゅうにはワイドに広げて、東海バスと伊豆箱根さんにも広がるんだそうです。あくまで試行として社会実験的にそれを導入してみると。来年はそれを西に広げる計画があるんだそうです。東海バスとフェリーとあわせて、例えば修善寺駅から東海バスに乗って、そして土肥でおいて、それからフェリーに乗って静岡に行って帰るというパターンも来年はやってみるそうです。

これは、市民の皆さんにとってもそういう路線が残ることによって、東海バスの収益が上がるわけですから、そういった組み合わせで私たちの生活に必要な路線バスも残す確率が高まるという意味で、まさに観光の活力を市民の行政サービスにつなげる可能性が高まるわけです。

それから、最後に土肥の件なんですけれども、観光産業の発展なくして人口減少、そのとおりであって、だから観光産業がそのまま人口減少に私たちが結びつけられるかどうかというところが一つのポイントで、先ほどほかのまちの例を挙げさせていただきました。

それから土肥港の整備については、これは県のほうで既に長期的な計画はつくっているんですが、ただ、それは今、海に突き出しているフェリー埠頭を横に整備する計画というか構想というのはあるんですが、それでは波とかうねりの加減を抑えることができないんだそうで、今の欠航数はそんなに改善しないんだそうです。実際にかなり投資するとすれば、通り崎そのものを防波堤として別の場所に整備することは、立地的にはあるのかもしれませんが、相当大きなお金がかかりますので、それは土肥港の整備については、津波対策も含めて県と議論をさせていただくということになるかと思えます。

そして、それと関連をして5番目の財政ですけれども、今、日本の国の財政の問題は将来投資が行われないということです。30年ほど前までは日本の1人当たりGDPはスイスと並んで一、二を争っていた。私はもうはっきり覚えているんですけれども、世界のどこに行っても日本は金持ちだと言われた。今、何と世界でもう30位くらいです。落ちる一方です。それはそうです。若い人たちのための将来投資をほとんど行ってこなかった。今、全国市長会では、何と十数年前に廃止をされた道路特定財源を復活しろという声まで出始めています。将来投資のための財源をどのように確保していくかということが大きな焦点であって、その中で国の財政、県の財政、市の財政が決まっていますので、私は将来投資のための財政をしっかりと確保するという国の方向性には期待をしていて、その中で伊豆市の市民が減っていく中で、申しわけないんですが、市民の皆さんには我慢していただく事業、それから勇気を

持って将来のために投資をする事業、そういったバランスがこれからとても大切な要素になっていくと考えております。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

星谷和馬議員。

○3番（星谷和馬君） 市長に議会報告会の去る8月27日に提出させていただきました。ごらんになったと思われませんが、今感想を述べていただきましたけれども、率直なる感想を一言、二言で結構ですから、おっしゃっていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） あの間でも申し上げましたが、すみません、私が一番やはり痛切に感じたのは、皆さんが苦勞されたと思います、参加者が少なくて。行政と同じように、やはり市民への説明会あるいは議会報告会あるいは市長の地区懇談会等々もう何十回も開催してまいりましたけれども、どのように、ふだんの活動としてどのように市民の皆さんに接し、市民の皆さんの意見を吸い上げるかということをややはりあわせてやらないと、議会の皆さんもせつかく果敢にやっていただきながら、やはり参加者に苦勞されたということ、申しわけないんですが、内容もさることながら、まず感じた次第でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 問題はいろいろあった中で、これ次年度の事業計画作成に当たりまして参考になった意見も当然たくさんあろうかと思えます。そこで、特に私から見て目を引いたのは2点ございます。1点目は婚活の推進です。独身者が余りにも多い、伊豆市だけでなく日本全国に。これ切なる意見ですよ。これについては市長、どのようにお考えを持っておりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 伊豆市では結婚相談を目的とした事業は2つあります。それは結婚相談の会がやっていたしている事業と、それから実は事業費ゼロなんですけれども、i-リーグという地域の皆さんのサポーターに大変御尽力をいただいていた事業を市の事業としてやっております。i-リーグという事業が最初は大変活況でした。登録者数が2,000近くあって、多くの方は静岡市とか三島市とか伊豆の国市さん、つまり余り地元で恐らくやりたくないんですね。それからもう一つは、結婚結婚の雰囲気をつくらなくて、とにかく伊豆市内で1日楽しんでいただくということに焦点を当てて、大分そこは一時期参加者が多かったんですが、なかなかうまく続いておりません。サポーターの皆さんにも御苦勞をおかけしておりますし、やはり女性の参加が減ってまいりました。したがって、この2つの事業を今ある事業をもう一度効果ならしめる、あるいはそのほかの施策があり得るのか、ここは大変悩ま

しいところですよ。今の若い皆さんは、余り積極的にそういった場に出てパートナーを見つけようという感じがしないのも事実でございます、大変苦勞をしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） この問題はたくさんあったんですよね、皆さんの中に。それで自分が言ったわけです。昨年、行政視察に行ったときに豊後高田市では婚活をあっせんして、成立すると10万円あっせんする方に支給する、それがいいか悪いかは別として、そういう事業をやっているわけです。そしてもう一つは、昔はおじいちゃんもおばあちゃんもたくさん世話役の方がいらっしやいました。でも今は残念ながらいろいろな問題があつて、そういう世話役がいなくなっちゃったというのが現実です。ですから、市としてもできる限りやはり、いろいろあるかと思うんですけれども、やはりサポートしてやらないと、なかなか草食が多いですから、その辺はサポートしてやってほしいと思います。

それともう1点ございます。これは市長も御存じだと思うんですけども、家を建てたいけれども家を建てる場所がないということも結構多かったんですよね。それについて市長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） その問題は大変大きな課題の一つでしたので、都市計画を見直させていただきました。都市計画の見直し、これから今度は区域の拡大もあるんですが、やはり中心地である修善寺における線引きの廃止というのは大きな一つの転換点だろうと思います。それによって選択肢はかなり広がったものと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） これ確かに都市計画の見直しで、すごい線引きの見直しをしたということは、これ修善寺としてはとてもいいことで、なかなかできそうでできないことを市長はやったということ、これはよかつたなと僕は思っておりますけれども、問題は、宅地を建てたくても家を建てる場所がない、そのことによって30代、40代の若年層の方が隣の町に行っちゃう。隣のまちというのは、御存じのとおりある大きい工場がありましたから、あの工場を部分的に閉鎖することによって倉庫だとか駐車場だったところとか、そういうところに宅地分譲ができたんですよね。特殊ですけども。だけれども伊豆市においては、これが余りにもなさすぎるから若年層が行ってしまつて、出生数も減つた。これはもう明らかなんですよ。

それで昨日、人口問題と関連するんですけども、山口議員が市長選について一言述べましたんですけども、僕は人口という捉え方から少し質問させていただきますけれども、市長は市民の皆様、後援会の皆様と相談しながら決めたいとおっしゃっていました。これは当

然自分では4選に立候補するんだなというように100%確信しました。これはこれでいいんですけれども、それぞれの考え方ですから。ですけれども、私は、ならばやはり人口減少対策を第一に考えてほしい。これを怠ると、ちょっと問題があるじゃないか。例えばやはり具体的に、もう具体的にですよね、ここまで来ると。点ではなく面、例えば加殿とか熊坂とか八幡に宅地造成を市みずからします、人口減少対策防ぎますと言ってもいいと思うんです。そして、市長としてもやはり夢を、ビジョンを熱く語っていただきたいなと思っているんですけれども、その辺は市長、人口問題に絡むんですけれども、いかがでしょうか、答えていただければ参考になります。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今の人口問題の中で、特に住宅地についての御質問ですので、その観点から申し上げますと、今、牧之郷での地区計画は、市が全て創成するのではなくて、計画をつくって、そして民間活力で開発していただく方向、これが進む方向で期待をしています。まだたくさん事業が来ているわけではありませんけれども、これまでの牧之郷の推移を見ておきますと、やはり線引きは廃止をした、あるいはある場所に宅地が整備なされたということで、かなりの数の家がふえておりますので、これは政策誘導でかなり効果が上がるのではないかと。もう一つ、これは子育て世代だけではなくて、逆に年を召されれば召されるほど便利なところに戻ることもありますので、やはり修善寺駅、日赤周辺にどのように住みやすいまちをつくっていくか、それによって、その土地の価値をいかに高めていくか、これはまだこれからの施策になりますけれども、そういったものを合わせて整備することが大事だろうと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 当然4選に立候補するですから、僕の確信ですけれども、そうするとやはり人口対策を第一に考えてほしい。そうしないと結構大変な関ヶ原になるような気がします。

次にいきます。

この山間地域の集落ですよね。これはとても見るに忍びがたいほど空き家、廃墟が点々としてくると思われれます。また、今までは定年が60歳だったのが今では65歳、人によっては70歳の方も働いております。そうしますと、その方々が生まれ育った田舎、ふるさとに帰ってくる方が帰れなくなる、そういうことがとても予想されるわけです。そして、いろいろ複合的に重なる、山間地域というのは家と農地が一体ですよね。ならば、これをどのような施策にするのか、取り入れるのか、対策を練るといことが求められているわけです。そして日本全国でもいろいろな施策をしております。

そこで、伊豆市独自としてはどのような策を自信を持って施策しておるのでしょうか、その

辺をお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） これからの伊豆市の施策についてお答えいたします。

山間集落につきましては、当然今、市長が話したような牧之郷計画とかそれ以外のところとして旧町の中心市街地については、生活の利便性を高める地域生活地区としてコンパクトなまちをつくりたいと考えております。それはなぜかと言いますと、そういったその山間に住んでいる人たちにとって、やはり一番身近な中心のところにあるスーパーやそういった生活拠点、これがなくなってしまうと本当にもっと、例えばほかのまちへ出ていかなければならない事態になりますので、現在、山間に住んでいる方々はそのまま住み続けられるように、その利便性となる旧町の中心については、これ以上その生活利便施設といいます、スーパーだとかそういったものが減らないような施策を打っていきたいと考えています。

一方、コンパクトなまちの主体の中で、それを結ぶネットワークについては、先ほど伊豆縦貫だとかいろいろな観光産業も含めて、これから整備される国の事業や県の事業等がありますので、それにあわせて、その街道筋については沿道地区として、例えば伊豆縦貫ができたことによって土地利用が変わってしまうことがないように、やはり同じような業態、工場等やそういった商業施設が維持できるような政策を打っていきたいと。とにかく山間については、そのままの形が人口が減っても維持できるような施策を打っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 山間地域は市街地と違って、黙っていると減るという可能性はいっぱいあるんですね。僕の生まれたところは、とても山間地域のところです。僕は今65歳ですから、65年前のときに僕の生まれたところは50世帯でした。そして今も50世帯あるわけです。ところが家族構成が違うんですね。昔はおじいちゃんからお父さんから子供から孫で7人も8人もいた。ところが現在は、現実として高齢者が2人しかいないという方が結構いらっしゃるわけです。そうすると、今世帯は守っていただけるんだけど、あと20年したら、残念ながら子供はいない、後継者もないということで空き家だらけになるということは全く想像できるんですね。ですから、その空き家を農地と一体なんですけれども、どのように半減させないか、これがやはり市としても、不動産屋さんのあっせん業務もあるでしょうけれども、市としてもやはり窓口を並べ、うまいぐあいにサポートしなければいけないと思うんですね。

当然人口が減れば買い物なんかも、スーパーなんかももしかすると店を閉める場合もあります。病院も伊豆市には大きい2次医療がありますけれども、そういう点はいいんですけれ

ども、黙っていると、今言ったとおりの家や農地も廃墟、それに基づいて田んぼ、畑も恐らくペンペン草、樹木も入って、これで終わりですよね。ですから、それをどのようにしたらいいかということが、やはり大きな根本の施策なんですよね。それをちょっと今、理事のほうからは明確ではなかったんですけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 都市計画のほうでは、どうしても都市計画がこれから拡大する中心の拠点づくりに政策が集中しております。そういった山間の家々のほうについては農業林業政策のほうが担っていきまして、実際のところ農業、林業のところでは空き家が出るのは、その1次産業の弱体化といいますか、効率的じゃなくなったことにも起因しています。ただ1次産業は1次産業でワサビ田とか力のある産業、まだこれから未来のある産業がありますので、それを高めていったり、水田からの土地利用転換となりますが、そういったものをすることによって観光物産みたいな野菜を安く売るとか、そういったことにより活性化している集落もありますので、1次産業のほうではそういう政策を打っていただいて、都市計画としては、そういった空き家に対して1次産業以外の投資的な、先ほどのサテライトオフィスみたいな政策等で空き家を活用できたらという政策を行っていきたいというのが流れになると思います。

どちらにしてもこれ以上人口を減らさないための施策を多目的、いろいろな多方面のほうから打っていく施策を、農業、林業等と連携しながらやっていくというのが都市計画拡大に課せられた使命とっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 確かに農家の生きる道というのはワサビ、もう漠然と見ているとワサビ田、そしてシイタケがごく一部、あとはありそうでないんですよね、伊豆市は。そうすると理事は都市計画のほうからの観点で説明をしていただいたんですけれども、農林水産業からの観点からいくと、ちょっとずれがあると思います。ですから、僕は生まれも育ちも本当の田舎で育ったものですから、今の状態からいくと半分になっちゃうということなんですよね。これを何とかしてほしいということで、空き家バンクだとか市の窓口だとかであっせんしたりしていただけるということならば、家も農地もある程度保つことができるんですよね。それを伺っているんですけれども何か具体的にありますか、なければ結構です。

○議長（三田忠男君） 建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 私の田舎も口坂本という井川郡でしたので、実際私ももう戻りませんので、よくそこら辺はわかっております。ただ、当然農業、林業の施策となりますが、観光産業と組むことによって、6次産業といいますか、生き残るという手もあります。中伊

豆ワイナリーみたいなものだとか、また野菜等々で新しい耕作をすることによって地域のジビエみたいな料理と組み合わせてレストランに供給するとか、売り手となる相手は首都圏となりますが、地理的優勢といえば伊豆縦貫ができて首都圏と距離が近くなる、また観光地に近いというこの利点がありますので、それを生かすことによって地域の1次産業は生き残ることはできると思います。ただ、それは水田からのいろいろな転換を、今までその耕作になれ親しんだ人、また林業もそうですが、そういった方々に対してまちづくりを考えてもらって転換をしてもらうというのは非常に大きな課題なものですから、それらについて都市計画としてはいろいろな方策を提案して、土地利用転換を促していきたいと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 今、理事のほうから答えていただきましたけれども、やはりこれからどうしても伊豆市全体の人口というのは低くなっていくものだと考えております。その中で、やはり今現在限界集落というのも発生してくる可能性というのは出てくると思うんです。その中でやはり現在動いています地域づくり協議会というものがありますので、それらあたりが、やはり地域全体の主役になっていただいて田畑であるとか景観を守るとか、そういう形で進んでいくのかなと思います。

ただそうは言っても、今いる方だけではなくて、現在も地域おこし協力隊で外からの人も入ってきています。これからまち・ひと・しごとの戦略ということで、第2次の計画をつくっているわけですが、その中でうたわわれています関係人口というものもあります。関係人口というのは伊豆市に興味を持っていただいて、ある程度伊豆市の中に来ていただいた中で地域づくりを応援していただくとか、地域のコミュニティを支えていただくとかという役割を担っていくような形になると思いますので、そういう方たちを含めながら、残っている方と外から来る方をあわせて地域のコミュニティであるとか、まちを守っていければと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 理事は農業ビジネスの話をしましたよね。農業ビジネスというのは、やはりある程度の規模とか、本当にやる気のある人だとか、専業農家の方の言えることですよ。だけれども田舎の山間地域というのは現実違うんですよ。そこから小さな田んぼと畑があって、ある程度の需給があって、そして働きにしているサラリーマンですよ、そういう方々が大体メインなんです。このメインが伊豆市の場合は山間地域に余りにも多過ぎるということなんですよ。だから農業ビジネスというのはとても大事で、6次産業というのは、これから当然主役になると思います。それで対策としては、戦略部長が細かく述べていただきました。それによって、少しは田舎が廃墟にならないで、限界集落には少しなるかもしれないけれども、ある程度歯どめができるかなという形ですから、その辺はきめ細か

く、窓口は一体となってしていただきたいと思います。

そして次は、昨年、農業法人の進出があるとか言っていましたよね。それで現実に進出した企業はあるんでしょうか、どうでしょうか、伺います。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 昨年のころということですが、今、現在私どもが承知している中では2社、農業法人として進出ということをお伺いしております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 2社進出、決定じゃなくて進出ですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 市内で農業を開始した企業が2社でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） では規模とか従業員の雇用とかというのは、具体的にわかりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） すみません、ちょっと細かい資料を持ち合わせておりませんので、後ほどまた御提示したいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 農業法人でも伊豆市に進出していただける、それはもうとても嬉しいことだから、やはり窓口をしっかりと、進出した企業のサポートをしていただきたいと思います。

それで、製造業の企業は自力があるんだけど、農業法人という、日本の企業というのはまだ弱いんですね。弱体なんですよ。だから市としてはやはりサポートをある程度よろしくをお願いします。

それで、先ほど小長谷順二議員が林業のことを話しました。それで僕は聞いていて、市長が1ヘクタール1万円の売却ができるとおっしゃったんだけど、これちょっとどういうことですか、よくわからなかったんですが。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 1ヘクタールの山で、もちろん使えるところを利用間伐すると、その木材の売り上げが100万円程度入ると。大体今、米で80万円ぐらいじゃないでしょうか、1ヘクタールで。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 戦後、やはり国策として山にヒノキを植えなさい、杉を植えなさいということで、国策としてやりましたよね。その結果、御存じのとおり花粉症が発生したということで、これは国のやったことですから市は関係ありませんけれども。それで、昔は林業も木を売却すれば利益になった、収益になった。ところが今、市長がおっしゃったんですけども、売れるいい場所ならいいんですよ。ところが悪い場所とか、比較的難しい場所は、逆にお金を取られるということを御存じですか。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） これ条件が悪いところは逆にお金を取られるというのは、所有者が支払うという意味でございますね。先ほどの小長谷議員の御質問の中でもございましたが、基本的には森林施業プランナーというものが今は林業事業体が山主さんのところへ伺って、やはりそろばんをはじくと言うとあれですけども、木の状況、現場の状況を見ながら木材の価値、価格を見て、それに伴う施業の費用をそろばんをはじくといえますか、それもお示しして同意をいただいたところで施業しているということですので、赤字になると言いますか、そういったところはなかなか実際には手をつけられていないというのが現状でございます。そのために県の森の力再生事業というような事業を活用して、そういった手の入らないところにも手を入れていくということを実施しているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） これ実は実例なの。自分の山がちょうど65年なの。そして聞いたら、場所が悪いからと言われました。

次に市街化住宅です。市街地というのは、当然コンパクトにまとめられております。さっきも白鳥理事が言ったとおりね。ですから、場所的にも地理的にも全て機能として整っている、都市機能が全てにわたって一番いい状況です。けれども、この市街地といえども、やはり空き家はこれから出るわけですよ、当然。ですから、不動産会社とか民間企業がもちろんあっせんすると同時に、やはり市としてもそれなりの対策をしなければいけないと思うんです。

それで商工会とかと連動するんですけども、これから市として、農地のほうは、山間地域のところは人口の減少とやはり集落の限界は予想されるでしょうけれども、市街地というのは持続可能なんですよね。持続可能にするためには、市としてはどのように考えていらっしゃいますか、お答えをお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 当然今の修善寺でいいますと、従来の市街化区域、市街地、用

途地域内については、先ほど基盤整備も整ってあれなもんですから、未利用地をなくすように定住促進を図る、あっせんしていくと。市街地の中にもやはり道路だとかそういった公園とかないようなところについては、駅前も含めてですけれども、いろいろ足りない部分について、やはりそういった施策を図っていかなければならないかなと思っております。市街化の周辺のところで、それが十分整ってまだなお足りないとなれば、先ほど市街化地すぐの近接した農地を地域計画等で住宅開発をしていくということの施策になり、それが牧之郷の地区となっていると思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 理事はわりかし土地計画でいろいろ、住宅とか何かで積極的な発言をしていただけるから、今の状況でいくと伊豆市の人口は2045年に半減するということは、ちょっと考えられなくて、もっといい数字になるような気がします。自分としてはとてもよかったと。

それで、これ商工会が問題になるんですけれども、伊豆市の商工会というのは平成18年度に4町が合併しまして、平成18年は1,359件あったそうです。そして、ことしの平成31年3月末では957件、実に402件も減りました。これ答えられないけれども、何か誰かありますか。

○議長（三田忠男君） 建設部理事。

○建設部理事（白鳥正彦君） 今そのことが一番本当に問題だと思います。修善寺の中心市街地は、どちらかというと業務系に特化したまちづくりをしております。当然修善寺温泉は温泉場という観光地ですし、中心の駅前ですので。ところがそういったところについて、どんどん魅力がなくなっていく。これは都市間競争に負けて、三島だとか沼津が抜け出てしまう。業務系はもうあつと言う間にそれが出てきちゃうもんですから、それらについては、やはり駅前の利便性とかそういった、いろいろここにいていただけるような政策を打たなければならない。それで何よりも必要なのが、業務系の産業にとっては、やはり自分が投資して、そこにやったところの地価が下がれば、早目に売って逃げるということをします。だから、まちが中心市街地の地価が上がるというのを強い意思を示すことによって持ち続けることが可能です。やはり業務は自分が住むというよりは、もう銀行から担保で借りてどんどん下がる土地からはどんどん逃げないと成り立たない業態でございますので、やはりビルにしても何にしても地価をとめる、魅力を高めるということは重要な施策だと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 所管の産業部長はいかがですか。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほど商工会の会員の数が400になっていると、さまざまな問題があろうかと思えます。やはりここにも後継者不足というところも実際にはあろうかと思えますし、何よりも人口が減っていく中で、やはり商売として成り立たないというような実情があるのではないかなとは考えております。

そのために商工振興というのも当然我々産業部に課せられた重要な施策でございますので、新たに創業していただくというようなところへの支援等も引き続きこちらは継続して行っていきたくと思いますが、やはり根本的な問題として、この商工の中でも会員がいろいろあるかと思えます。商店もありますし製造業もございますし、工業もあります、一般の商店もありますので、さまざまな要因の中で、ちょっと私どもまだつかみ切れていない、この数が減るとというのが、店が確実に減ったのか会員数が減ったのかがちょっとわからないところもありますので、そういったところのこの数字の持つ意味も正確に把握した上で、対策を講じていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） ならば正確に言いましょうか、数字を言います。平成18年の4町合併したときの商工業者数というのは1,899件なんです。そして、ことしの3月31日には1,457の商工業者です。だから実に442件、これ商工会で直接聞いた数字ですから間違いございません。そして問題なのは、商工業の中で商工会に入っている加入率が最近すごく激減しているんですね。加入率が平成18年には71.6%だった、それが平成31年3月には65.6%になったんです。実に6%も減ったんですよ。ですから商売とかいろいろ商いをしながらでも商工会に入らない方がいらっしゃるんです。これって、難しいから答えは求めませんけれども、やはりそれはなぜかという、僕は個人的に言う問題があるから言いませんけれども、やはり商工会の魅力が薄れるということですよ。言っちゃってはずかったかな。

それで、この商工業者が減るという原因は、もう皆さん市もちゃんと把握しているはずで、白鳥理事も。これは売り上げが低下する、それに伴って収益も低下する、そして道路事情の変化もします。そして後継者、後継ぎがない、そして何よりも人口が減少する。確かに伊豆市は観光業者がたくさんいらして潤っているはずなただけけれども、絶対的な人口減少によって、やはり商工業者というのは成り立たない。そして、業務用の大きいところは収益が低下すれば、もう行っちゃいますからね。だけれども商店の人はそうはいかないですね。生まれも育ちもここでやったら、死に物狂いで頑張っています、皆さん。ですから、それなりのできる限りのことは、市が直接お金を出すことはできませんけれども、間接的にやはりサポートしていただきたい。そうしないと全ての業種にわたって人口減少が起こるんですけども、買い物の商店とかカフェだとか飲食店だとか、そういうところはやはり連動して減らないように施策をしてもらわないと困るんですよ。

それで1つ変わりますけれども、伊豆市の表玄関というのは国道136号線というのは熊坂であって狩野川公園ですよ。それで、この狩野川公園を例えば道の駅にするとかという構想は皆さん考えられますか、どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 道の駅につきましては、やはりある程度間隔というんですか、駅と駅との距離というのは選定要件にもなっています。今現在伊豆の国市に、伊豆のへそにあります。今回月ヶ瀬にできます。ちょうど天城峠のところに昭和の森がありますけれども、それがちょうどいい間隔で並んでいるというのがありますので、選定要件の中でもどこにつくっていいというか、ある程度道の駅の距離感というんですか、そういうものもありますので、現在、狩野川公園については考えておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） そういう条例、距離的なことまで僕は知りませんでしたけれども、距離的な条件があるというならば、そうなのかなという気は、残念ながらします。でも、これは昔、二十数年前に狩野川公園を、道の駅という名前はその当時なかったんですけども、つくろうかという案はあったんです。売店を広げて、昔修善寺だったけれども、修善寺町を活性化させるためにあそこへつくろうという案があったんです。だからまんざらではないんですよね。距離的なことまではわからなかったんですけども、構想としては、自分としてはとてもいいと思う。商店とか商工業者を潤すということに関してはとてもいいことだと思ったんですけども、やはり現実的に距離感があるから、再度ですけれども、無理なんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 今議員おっしゃるとおり、本当に立地的には交通量も多くていいところだと思いますけれども、さまざまな道の駅間の影響であるとか、やはりそういうものを考えていくと、現実的にはちょっと無理なのかと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 次に交通インフラです。交通インフラというのは現実、今でも交通維持が難しい状況ですよね。市の補助金制度によって成り立っているわけです。ところが将来の人口減少になった場合に、このインフラが保てるかどうかということがとても心配なんですよね。これについて誰が答えるのか、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 交通インフラをどう維持していくかというのは、本当に最大の課題だと思います。今年度につきましても中伊豆路線につきましては便数が半減という形で、地域にとっては大変痛い状況であると思います。

その中で、どうして減っていくかというのは、やはり利用する方が少ないというのがありますので、その辺の利用者を、やはり車を持っている方もいらっしゃいますけれども、たまには乗っていただくとか、そういう利用の方向、そういうものをふやしていく。また、伊豆

市としては大きな観光地になっておりますので、観光に来られる方に利用していただく。先ほど市長が言いましたとおり、I z u k o でしたっけ、そんなようなお金を払ってフリーに乗るような利用券みたいなものを出すということを聞いておりますので、そういった形で利用をふやしていくというのが現実なのかなと思います。

ただ、そうはいいましてやはり交通施策につきましては、地域の中のお年寄りが利用するのがなかなか難しくなってくるというのは、今はそれぞれ運転される方がいらっしゃいますけれども、これから少なくなっていくので、その方法としましては、今当然実証実験という形で天城地区と中伊豆地区とでやりまして利用者の増加を図りましたけれども、なかなか思うような成果が出ていません。ただ、これからますますそういう形で交通を利用して、買い物に行く方であるとか、そういう方が必要になってくると思いますので、そのときにはやはり地域で協力してコミュニティの自動車を運転するとか、あるいはそれがN P O になるのか市かわかりませんが、そういった形で新たな交通施策というものを地域の人と話しながら決めていく必要があるかと考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 維持するための一つの案で、きのうテレビで介護施設のバスが1週間に一遍でしたか、買い物とか病院に行かせると、静岡市でしたけれども、これも一つの案で、ああと思った。それと同時に、例えば前にも議員で聞いたんですけども、湯ヶ島の病院さん、あの方のバスが利用していただいているというのも現実で聞いております。ですから、その辺に何かヒントがあるような気がします。市が余りに補助金だらけの政策で維持するのもわかりますけれども、財政の減る中で補助金をいっぱい出して維持するのが果たしていいのかどうなのかということも気になります。ですから、その辺のヒントのあるところをうまく利用というか考えていただければ、一つの参考意見になると思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） その辺のところは本当に難しい問題で、例えば湯ヶ島のある病院が、そういう送り迎えをしてくれるという形で本当に利用者にとってはありがたい話だと思うんですけども、逆にそれで交通機関を利用しなくなっちゃって、利用する人が減になっていって便が減るということもありますので、そこら辺を本当に、何がいいかというのは難しい問題だと思うんですね。ですから、そういうのはやはり我々行政だけではなくて地域の方といろいろな形で話し合いを持ちながら、交通インフラというものを守っていく必要があるかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 最悪のことは企業が、バス会社にしてもタクシー会社にしても収益の低

下によって路線を廃止する、これは普通ですけれども、それと同時に企業が精算、それが一番心配なんですよね。そうすると全て終わりですからね。その辺も考えた上で、2045年というのはその辺を考えていただいて政策をしっかりとやってほしいと思う。お願いします。

それで地域産業です。雇用ですから絶対に守ると同時に、旅館、ホテル、観光施設、工業、これは民間ですから自助努力がもう絶対に必要なことは言うまでもありません。昨年、行政視察で九州の黒川温泉というところに行ってまいりました。その当時第一委員会で。そのときに、黒川温泉は町を挙げて振興対策をやっておると、町長さんがみずからおっしゃった。それと同時に、個々で対応するのではなく町全体で対応しようということをやりました。これは面ですね。点ならば、一部は例えば町の掃除ひとつとっても、地域住民全部でしょう。基本だけれども、やっているようで、どこのまちもやっていないところが結構あると思うんです。ですから、修善寺温泉でも湯ヶ島でも土肥でも人がいないとか、自分の範囲じゃないとかというのではなくて、もう少し地域のことを考えて、地域社会を考えるのだったら、やはり地域全体で自分のまちを考えなければいけないなというふうに感じたんです。

それで今、補足でちょっと質問ですけれども、今伊豆市に進出してくる企業というのは、ホテル、旅館でも結構ですから、ここ数年打診とか何かあるでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それは進出企業というのがいろいろな意味で、大きなくくりの中で製造も含めてなのか、ちょっと宿泊というかホテル、旅館という意味であるのかちょっと不明ではございますが、ホテル、旅館の中でオーナーさんがかわるといようなことはありますけれども、新たに今の時点で進出というのは、ちょっと伺っておりません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） ペンションをつくっていることは存じております。あちらさんの方がオーナーになる、株を多く取得する、そして従業員を雇用する、廃業にならないで経営者がかわって雇用されることはいいと思うんですけれども、現実としては旅館、ホテル、観光施設というのは、進出希望というのは現在はないということですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 今持っている情報の中では、旅館、ホテルに関しての新たな進出というのは、私の中ではございません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 伊豆市は修善寺にしても土肥にしても魅力的なところがいっぱいあるんだから、どうせホテルにしても旅館にしても進出があってもいいような気がしますけれど

も、企業だから収益を考えることが第一ですから、収益を考えたときに採算ベースに乗らないということで進出をやめたんでしょうね。

それでもう一つ聞きたいことは、今度虹の郷が9月にグランドオープンしますよね。当然それに関して招待が市長はあるんですけども、議員の方というのは何人いらっしゃるかわかりますか、把握しておりますか。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） すみません、指定管理者が行うものであって、今議員御指摘のとおり招待をされるということでありましてけれども、正確かどうかちょっと申しわけございませんが、議長以下、総務経済委員長、それから修善寺の地元の議員さんということは伺っております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） 指定管理の決めることですから、僕は言うことではありませんけれども、修善寺の議員ぐらいは声かけてもいいと思うよね。

以上終わります。

それで、次に財政のところに入ります。財政は、僕は去年の一般質問でも財政の使い道について一般質問しました。それは、限られた予算の中で人口減少対策を一番に最優先にしていきたい、そして低い事業は撤退、削減すべきだと言いました。それで昨年度の歳出が195億円ですよ。歳入は少し多くても自主財源は36.5%、この歳出金額、とても膨大な金額なんですね。これいろいろ事業が重なって195億という数字になったんですけども、この数字に対してどのように捉えておりますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） そこが私が先ほど申し上げましたところで、このまま何もしなければ、要するに若い人たちが魅力あるまちだと思わないまちであれば、当然通常の行政サービスを維持する、それはそれでももちろん必要なんですけれども、それだけではやはりじり貧になること、そこは企業経営と同じだと思います。そこで今、伊豆市は一般会計と特別会計を合わせて243億円だと思いますが、起債残高を抱えています。そのうち170億円が国の負担、70億円が市民負担ということですけども、そこは財政調整基金が70億円余りありますので、そこで将来負担が、去年であれば0.9、ことしであれば15点幾つということになっているわけです。

したがって、私たちは43億円の税収、標準財政規模100億円、それを承知の上で今、新市建設の途上にありますから、その将来に向けての投資のところについては国の支援、県の支援もいただきながら、しっかりいいものをつくらせていただきたいというのが、まさに今途上にあるわけです。それが1つは修善寺駅整備であり、し尿処理の整備であり、それから、これからごみ焼却場の整備である。それから、願わくば教育環境の整備であり、そういった

これからの市民、生活していく市民のために必要な付加価値を高める事業においては、国の支援をしっかりと活用しながら、そして市民の負担を抑えながらいいものをつくり、将来のために投資をさせていただきたい。今、新市建設途中ですから、伊豆市負担がありますので、伊豆市の負担に国県の補助合わせて規模が200億円近くなっている、まさにそういう現状であることを御理解いただきたいと思います。

○議長（三田忠男君） 星谷議員、3件、件名が残っておりますので、時間配分をよろしくお願いいたします。

星谷議員。

○3番（星谷和馬君） まずは、当然次の議題が無理ですから答えだけ。次期に一般質問させてもらいますけれども、これごみ処理施設と新中学校の建設について、これからできるでしょう。そうすると固定費がもっと重なるんですね。固定費が重なったときに、この最終金額は190億円からもっとシミュレーションしていただいているんですけども、もっと支出が膨大ですね。そして問題は、隣の伊豆の国市よりも昨年度の予算、歳入に対しても歳出に対しても我々伊豆市のほうが多いんです。隣の伊豆の国市が歳出も歳入も少ない、そして隣の市は50.4%の自主財源です。やはりこれからそういうところを見て、確かにこの間の健全判断比率もありました。実質公債費の比率が6.4、将来負担が15.8%、これは伊豆の国市よりもいいんですね、我々の数字のほうが。そうすると、これを見たときに果たして本当なのかなと、からくりがどうなのかなというようなことをちょっと疑問に思っちゃったんですけども、またこれは後に考えて質問させていただきたいと思います。

時間が来ましたので以上で終了します。

○議長（三田忠男君） 残りの答弁のみ答えてください。

市長。

○市長（菊地 豊君） ちょっと最後の固定経費がふえるという御意見がございましたので、固定経費は今の2ごみ焼却場を維持するほうが、それから中学校3校維持して建てかえるほうが固定経費がかかりますので、そこは誤解なきように、4つのごみ焼却場を一つにする、3つの中学校を一つにする事業ですから、今のほうが固定経費がかからないということはありませんので、そこはぜひ誤解なきようお願いしたいと思います。

橋の件については建設部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 修善寺橋につきまして、修善寺橋は昭和34年に建設されまして築60年の橋となりました。議員御指摘のとおり、この老朽化や周辺を含めた渋滞対策など修善寺橋を取り巻くさまざまな問題は、これまでも県とともに検討をしまりました。県からの回答では、かけかえや拡幅の予定は持っておらず、現橋を5年ごとに点検を実施し、点検結果により必要な補修を実施し、延命させていくと伺っております。

また、渋滞対策につきましては、今年度中伊豆方面から修善寺橋に向かっていきまして、

修善寺駅の北口に入る交差点のところ右折帯の整備を実施しました。また、駅周辺における広域通過交通の迂回に向けた誘導案内看板を設置しまして、修善寺道路への交通誘導等の対策などを実施し、渋滞緩和を促す対策を行っております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、狩野川大橋。

市長。

○市長（菊地 豊君） これも建設部長に答弁させます。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 狩野川大橋につきまして、狩野川大橋も昭和34年に建設されて築60年の橋となりました。修善寺橋同様に県からの回答では、かけかえや拡幅の予定は持っておりませんという話で、現橋では5年ごとの点検を実施し、必要な補修の実施により延命させていくと伺っております。

議員御指摘の狩野川水系で最も危険度の高い橋とのことですが、平成27年度の点検時に修繕が必要と判断されたと伺っておりますが、最も危険度の高い橋ではないと伺っております。

また、検討、対策ですが、平成27年度の点検結果に基づきまして、今年度と来年度で修繕工事が実施される予定と伺っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 最後に、住宅地の造成。

市長。

○市長（菊地 豊君） 建設部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 建設部長。

○建設部長（山田博治君） 住宅地の造成につきまして、まず牧之郷地区計画につきましては、平成29年3月の都市計画見直しに伴い線引きを廃止したことによる無秩序な開発を整除し、開発のルールづくりをすることを目的に地元の皆様と協議を重ねて決めた計画になります。

新たな住宅地造成の計画があるかとの御質問ですが、伊豆市が主体となって計画しているものは現在ありません。

以上です。

○議長（三田忠男君） これで星谷和馬議員の質問を終了いたします。

ここで昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午後 0時00分

再開 午後 0時59分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩を閉じ会議を再開いたします。

◇ 杉 山 誠 君

○議長（三田忠男君） 午後の1番で、14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

すみません。最初に通告書の内容について一つ修正させてください。

2件目の高齢者の移動手段確保の質問で、最初の文章に「1980年」とありますけれども「1989年」の間違いでしたので、修正をお願いします。

それでは、通告に従い4件の項目について一般質問を行います。答弁は市長に求めます。

初めに、地域住民と多様なかかわりを持つ関係人口の拡大による地域おこしについて伺います。

関係人口とは、主に首都圏に住みながら、特定の地域に対して短期滞在やボランティア、特産品購入など、さまざまな形で継続的にかかわる人々を示します。従来の地域おこしでは居住する定住人口や観光に訪れた観光人口が指標とされ、それらをふやす取り組みが行われてきました。しかし、国内人口全体が減少する中で、定住人口をふやすことには限界があります。当市においても、人口をふやすというより人口減少に歯どめをかけることに力が注がれてきたと思います。さらに、観光人口がふえても直接的な地域の担い手にはなりにくいとされています。

一方、若者のライフスタイルが多様化し、地方やシェアハウスなど関心が広がっているほか、会員制交流サイトSNSなど、人とかかわる手段も変化しています。こうした中で、他者と関係性を持つこと自体に価値を置く傾向が強まっているとされています。

さらに、こうした地域との関係性の深化が、最終的に移住に至っているケースも多く見られます。政府も6月、地方創生第2期の方向性を示す、まち・ひと・しごと創生基本方針を閣議決定し、地方への新しい人の流れをつくるため、関係人口の創出、拡大に取り組むことを打ち出しています。

当市としても国のモデル事業や先進事例を学び、若者が地域とかかわりを持つことを支援する仕組みづくりを進めてはいかがでしょうか。

次に、高齢者の移動手段確保に向けて、安全運転支援装置普及のための支援策について伺います。

1989年に約109万人だった75歳以上の運転免許証保有者は、2018年には約1,130万人と、30年間で約10倍にふえています。これに伴い高齢ドライバーによる交通事故もふえ、警察庁の統計によると75歳以上の高齢者が2018年に起こした死亡事故は、運転免許証を保有する10万人当たりの換算で8.2件、75歳未満の約2.4倍になります。事故原因の内訳は、運転操作の誤りが全体の30%を占め、このうちブレーキとアクセルの踏み間違いに起因する死亡事故の割合は、75歳未満が全体の1.1%であるのに対して、75歳以上は5.4%に達しています。

こうした中、免許証を自主返納する高齢者がふえています。一方でマイカーが日常生活に欠かせない高齢者も多くいます。特に、公共交通機関による移動手段が乏しい本市においては、運転免許証を返納しては生活が成り立たない人が数多くいます。

現在、新車については自動ブレーキを搭載している車両は8割近いとのことですが、既に販売されている自動車の半数が自動ブレーキを搭載した新車に入れかわるには10年近くかかるとされています。さらに、高齢者にとって車の買い換えは経済的負担が大きな障害となり、買い換えは容易ではありません。

一方、アクセルとブレーキの踏み間違いによる痛ましい事故が相次いでいる中で、後づけ可能な安全運転支援装置の開発、改良も進められています。この後づけ安全運転支援装置について、東京都では7月31日より70歳以上のドライバーを対象に、急発進防止装置設置費用の9割を補助しており、豊島区では残り1割を区が補助しています。

自家用車に頼らざるを得ない本市の現状に鑑み、また、悲惨な交通事故を防ぐ意味からも、補助金制度を設けて後づけ安全運転支援装置の普及を進めてはいかがでしょうか。

次に、ひとり暮らし高齢者等の安否確認手段の充実について伺います。

ひとり暮らしの高齢者が増加する中、体調の異変を周囲に知らせることができずに重篤化し、誰にもみとられずに亡くなるケースがあります。いわゆる孤独死と言われるものです。この独居死の死因調査では、倒れてから数時間以上、長いケースでは数日にわたって生きていたと考えられる事例も少なからずあるとのこと。

本市では、緊急通報システムの貸し出しが行われていますが、今の緊急通報システムでは体調の急変時にボタンを押すことは困難です。このため、人感センサー等の機器を使った毎日の見守りシステムを提供している事業者もありますので、ひとり暮らし高齢者の日常の不安を和らげ、離れて暮らす家族の安心にもつながるように、緊急通報システムの見直しを考えてはいかがでしょうか。

最後に、中伊豆交流センターの今後について伺います。

本年4月1日から、中伊豆交流センター内の交流室、休憩室、相談室、給湯室が耐震性能が低いとの理由で貸し出しが休止されています。これまで、白岩の湯を利用後、休憩室等を利用してゆっくり休憩していたものができなくなり、市外や地域外から訪れていた白岩の湯の利用者も急減しているとのこと。地域住民からは、地域の衰退感がますます増大しているとの声も聞きます。

利用の少ない公共施設の整理統合はやむを得ないとは思いますが、それによって地域の衰退感が進行することには抵抗があります。以前は中伊豆地区の中心拠点ともされたこの場所ですが、住民交流センターの位置づけをどう考えるでしょうか。

以上、よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） ただいまの杉山誠議員の質問に対し、答弁を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答えを申し上げます。

これまで伊豆市では、地域内交流としては伊豆総合高校の総合学習と連携したワークショップや地域のフィールドワークといった取り組みを行い、また、地域外交流として大妻女子大学や千葉大学といった大学生との連携や、グリーンツーリズムなどを行ってまいりました。議員御指摘のとおり、国の地方創生第2期では地方への新しい人の流れをつくるため、関係人口の創出、拡大に向けた取り組みを進めることが示されておりますので、今までの流れをしっかりと継承しながら新たに先進事例等を学び、生かしていきたいと考えております。

これから、第2期伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略について作成してまいります。関係人口の創出の具体的な取り組みについては、産業、教育、金融、労働、報道各団体関係者、そして子育て世代等の市民代表の委員からなる伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略検討会議に諮りながら、その検討の中で今後調整してまいります。

伊豆市を訪れた人、伊豆市にかかわってくれた人が伊豆市のよいところを知り、ファンになってくれるような魅力のある取り組みを、若者と地域とのかかわりに視点を置きながら検討したいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 昨日も、きょう午前中も多くの議員から出されておりましたけれども人口減少対策、伊豆市にとって重要課題であると認識しております。

まず、これまでの移住・定住対策ですけれども、若者の定住促進補助金であるとかお試し住宅、このようにどちらかといえば環境を整えることに重点を置かれてきたように思います。知恵を絞りながら移住・定住を促す施策を講じること、これは当然必要であると思ひますし、これまでの一定の効果を上げてきたことは確かと確認しておりますけれども、その一方で移住の意志が強い人は既に移住を果たしており、移住人口は枯渇状態にあるとか、日本の国内人口が減少する中で移住合戦とか人の奪い合い的な施策は、ほかの自治体でも同じような施策が繰り返されて、自治体間での消耗戦になるのではないかというような意見もあるのですけれども、このことについてはどういうふうにお考えになるでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員御指摘のとおり、単に人口の取り合いだと、もう本当に我々もいろんな施策で、いわゆる無料化合戦のような、お互いの体力を消耗し合うような政策はもう慎むべきであるという声が、県の市長会、全国の市長会でも出始めています。

そういった中で、活力を維持するために交流人口というのは一つの有効な手段だと思ひますし、先ほど1回目の答弁で申し上げた以外にも、議員さん御存じだと思ひますけれども、戸田峠の森林整備とか恋人岬の花木園の整備だとかに、企業にも御参画いただいております。

し、先般別件で地方創生担当大臣に伺ったときも、実は伊豆市だったら企業版ふるさと納税をもっと使えるんじゃないのかというアドバイスもいただきました。ただ、その時点では企業版ふるさと納税が使い勝手がちょっとよくなかったものですから、その案件については進まなかったんですが、伊豆半島の立地のよさを生かしていわゆる関係人口と呼ばれているものの地域の活力への活用の仕方というのは、もっともっと検討すべきだと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） そこで、関係人口ということになるんですけども、一人の人間が居住地だけではなくて他地域にも担い手として貢献できれば、奪い合い的な思考を乗り越えることができるということで考えられております。

これ身近な例なんですけれども、これが関係人口といえるかどうかわかりませんが、地元の大東地区では毎年若者が中心となってフェスタ大東というイベントが行われています。主催者は地元の若者なんですけれども、地元に住んでいない大東地区出身の若者も運営スタッフとして大勢加わっています。また、それぞれの友人関係のある市外の団体も踊りなどで盛り上げてくれています。ことしは特に、例年盛り上がっているんですけども、子供や若い女性、そして地域のお年寄りも大勢会場に訪れて大いに盛り上がっていました。1年に1度の催しとはいえ、本当に地域愛に満ちた若者のつながりが感じられる催しでありました。

関係人口が特に若者に広まっている理由として、地方には自分たちがかかわることで、少しでも地域社会に貢献できたり、何かを変えることができる部分、つまりかかわり代があることが挙げられています。

伊豆市まち・ひと・しごと創生総合戦略では、伊豆市の地方創生について、第2期で目指すものとして引き続き人口減少に特化した施策を最優先としています。その中の移住・定住の取り組みとして、地域としての受け皿の醸成というものが挙げられています。

関係人口はあくまでも移住を目的とするものではありませんが、総務省の有識者会議、これからの移住・交流施策のあり方に関する検討会の座長を務める明治大学の小田切徳美教授は、移住・定住の動向を見ると多くの場合、最初は移住に無関心な人も特産品の購入、ふるさと納税、頻繁な訪問、二地域居住と、あたかも階段を上がっていくように地域との関係性が深まり、最終的に移住に至っているとして、地域は多様な若者が価値を置くかかわり方をどう提供できるかが大切。そのためには、まずどんなかかわり方が求められているかを知り、それに合ったかかわり方のメニューを網羅的かつ同時進行的に見せることが重要。その上で、若者が地域とのかかわりを持つことを支援する仕組み、つながりサポート機能と呼ばれているそうですけれども、これを強化する必要があると言われております。

このことについて、支援する仕組み、つながりサポート、これにさきの答弁で市長からもいろいろ具体的なことが挙げられましたけれども、これからそれをさらに続けていくためにこの仕組みづくり、今答弁にありましたけれども、今後の方向性としてどういった取り組み

を強化していくでしょうか。お伺いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） まず、私から申し上げて、それから状況によっては総合政策部長に補足させますが、小田切先生は本当に地方創生、地方振興について大変現場に基づいた貴重なアドバイス、助言をしてくださっていて、私も相当いろいろ読ませていただきました。本当に勉強になります。

そこで、数日前にメディアはどれだったか忘れたんですけども、私がかつて勤務しました青森のねぶた祭というものが、物すごく外国人でにぎわっているものを見て、あれだけ大きなお祭りに参加できることが楽しいんだそうです。見るのではなくて参加をしに行くということが、それが物すごく外国人の観光客増を誘っているようで。規模感は少し違いますが、今、議員の地元で紹介をしていただいたフェスタ大東、それから私が記憶している中では修善寺温泉の日枝神社のお祭りもたしか担ぎ手がいなくなった後で、外から若い人に入ってもらってもう一回担げるようになったと記憶をしております。

そこで、その進め方ですが、個人的な体験になって恐縮なんですけど、自分が狩野城の会の立ち上げに携わったときに、中伊豆の協働の会を勉強させていただいたんです。そういう経験があったので、コミュニティーFMでそういう経験を共有していただこうと思ったわけです。ですから、例えば、フェスタ大東はどういう経緯で始めて、誰が頑張って、どういう人たちが来ているというのを電波に乗っけて市内に発信してもらおう。あるいは、温泉場のお祭りであれば同じように電波に乗っけて、そして地域の皆さんで共有していただけないだろうかと思っています。

もう一つ、実は9 i z uも、そういう若者が交流する場としてつくったものですから、そういう既に立ち上げた組織とかツールを使って、お互いの先行例とかうまくいった経験など、あるいは失敗した経験などを情報共有していただければ、前に進むための動力になるのではないかと思います。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） やはり関係人口を築いていくためには、伊豆市のほうの支援の体制というのが重要になってくるかと思っています。

東日本大震災等がありまして、やはり緊急でありましたから、そちらのほうにボランティアが多く行ったという話は聞いておりますが、その後どう続けていくかというのは、やはりそこで支えてくれる人、人と人がどうかかわりを持つかというのが重要であるということを伺っております。

そんな形で、これから第2次の総合戦略を進めていきます。その中でやっぱり産業関係であるとか教育関係であるとか金融機関であるとか、そういう人たちといろんな話し合いをしながら、この働きを決めていきたいなということで考えております。

小田切先生の話が出ましたけれども、小田切先生は関係人口の先にあるのは、にぎやかな過疎がつくる都市農村共生社会だということを言っていますので、それを目指してやっていきたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） そのつながりができて初めて、今問題になっているふるさと納税、その返礼品競争、これも本来の目的に立ち返ることができると思います。

このふるさと納税なんですけれども、出身地や応援したい自治体に寄附すると税制優遇を受けられるというのが本来の目的なんですけれども、より多くの寄附を集めようとして豪華返礼品を贈る自治体間の競争が激化して、今問題になっています。返礼品競争に当然乗って、返礼品が欲しい寄附者の、両方ともそういった商品に関心が集まる傾向があったんですけれども、こうした風潮から脱却して寄附先への応援、感謝といった制度本来の趣旨を重視した取り組みもふえているそうです。

福井県など全国約70団体でつくるふるさと納税の健全な発展を目指す自治体連合というのがあるそうなんですけれども。福井県、恐竜の骨のよく出るところで恐竜の化石発掘体験とか、また山形市では芋煮会への参加など、体験型の返礼プログラムをPRする共同キャンペーンを実施して、実際に地元を訪れて魅力を感じてもらおうという取り組みをしているそうなんですけれども。

このふるさと納税、伊豆市では、関係人口の階段の一つでありますけれども、そのふるさと納税についてこれからどのように進めていく計画でしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） ふるさと納税につきましては、伊豆市では若干ではございますが毎年ふえている状況がございます。ただ、今年度から国も、総務省のほうでも返礼品について相当の地場産品とか地元のものに限るといような制約も受けてございます。まだまだ伊豆市では、今、議員おっしゃられたような体験型とか、そういういわゆるソフトにかかわるような返礼品の開発までには十分至っておりません。今、産業振興協議会などにも協力をいただきまして、新しい返礼品の開発、当然これは必要かと認識してございますので、しっかり全国的にもおくれをとらないような商品の開発のほうを進めてまいりたいと思っています。以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） おくれをとらないような商品というのは、豪華という意味じゃなくて、先ほど申しあげましたような関係人口の増加に寄与できるようなという意味で受けとめてよろしいでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 先ほど申された体験型もそうなのですが、今、2年前から地域づくり協議会を対象にして、寄附したところのどういう事業に使うかというので、地域づくり協議会を設立しているところには地域づくり協議会を指定していただく。指定していただいた折には、交付金の上乗せをしております。それは本当に出身であれ、出身者じゃない人にとっても、本当に地域を応援するという趣旨で地域づくり協議会のほうを指定していただいているわけです。

特に最初に立ち上がった土肥地区などでは、地域づくり協議会の方が出身者に働きをかけて、なおかつふるさと納税を使って地域を応援していただくような呼びかけもしていると聞いておりますので、そういう輪が広がっていけば、直接それが関係人口に影響するかどうかわからないんですが、本当にピンポイントで地域を応援するような納税、それが進んでいくのではないかと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） それでは、あと午前中、市長からお話がありましたけれどもワーケーション。今、企業の有給休暇の消化というのが働き方改革の中で求められていまして、企業としては有給休暇を消化していただきながら、観光地でリフレッシュしながら仕事の効率を上げていただくということで、考え方として休みの日まで仕事を持ち込むのかという考えもありますけれども、そこはやはり発想の転換で、非常に効率よく仕事ができるということと、仕事をしながら余暇も過ごせるということで、今注目されているということなんですけれども。

伊豆市の場合、本当に昔から文人墨客が訪れて、そういった修善寺温泉にしても湯ヶ島温泉にしても、ゆかりのあるところでもありますので、仕事の的にも非常にいい環境にあると思うんです。そんな中で、定期的に通っていただく中で、地域とのつながりができて、そういったこれからの関係人口ということにつながっていくということも考えられるんですけれども、このワーケーション、小山町とか下田市で既に取り組みを始めているんですけれども、伊豆市はどういうお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先行例があることは承知しておりまして、伊豆半島どこでもそれ可能性のある中で伊豆市もという声もありましたし、進めてまいりたいと思います。

実は、きょう、先ほど課題になったサテライトオフィスも、その方が当初おっしゃっていたのは、東京で夜中かけてくたくたになって5日間やる仕事が、こちらだと3日だとできるというような発言をされたのを記憶しているんですけれども、やはり環境のいいところで効

率を深めて、あるいは集中的に仕事をして、それ以外の時間休んでいただくことは結果的に企業にとってはとても生産性向上には役に立つということで、ぜひこの立地のよさを生かして進めていきたいと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） あと、昨日の山口議員、そして午前中の小長谷順二議員、多くの議員から移住・定住ということで課題とされていたんですけれども、縦割りの弊害。いろんな分野に分かれているものですから、このことについて質問を予定していたんですけれども、最初の答弁、まち・ひと・しごと創生戦略検討会議というものが伊豆市では立ち上がるということなんですけれども、そういった検討会議、これが移住・定住も含めて今課題となっている縦割り行政の弊害の解消につながっていくということを期待したいんですけれども、今後そういう弊害が起こらないように一本化したつながりの支援ということ。こういうものが本当に必要だと思うんですけれども、もう少し詳しく教えていただけますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） まち・ひと・しごと創生会議につきましては、前回もお話しをしましたけれども、ことしで最終年度という形になっております。今年度を締めくくる中でいろんな形の反省であるとかこれからの方向を見出しているわけなんですけれども、その中で先ほど市長が言いましたとおり、産業、教育、金融、労働、報道等、あとその各種団体とは別に子育て世代とかそういう方にも参加いただいて、いろんな方面から見た形で人口の減少というものを考えていきたいと考えておりますので、その方々から各方面からの率直な意見をいただきまして、これからの人口減少対策を行っていききたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） そこで、会議はそれでわかりましたけれども、あとはその対応窓口。実際にかかわりの人たちに対する対応、そして移住・定住を求める人たちに対する対応の窓口、この職員、これを人がかわると今までせっかく階段を上ってきた移住希望者であれ、そういったかかわりを持ってきた人たちが、そこで戸惑ってしまうということがありますので、この対応窓口の一本化というのは考えておいででしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 当然、各教育であるとか産業であるとか移住であるとか、そういう形でそれぞれの各課はありますけれども、なるべく今も総合戦略部のほうで一つの窓口になるような形で進めているのは事実でございます。なかなかそれが見えてこないというのものもあるかもしれません。

その中で、人がかわるといのがありますので、午前中も答弁させていただきましたけれども、駅前にある移住センターがありますけれども、そちらのほうでは長い間それに携わってきている職員の方もいらっしゃいますので、そういう方を中心にこれからも例えば人がかわったとしてもある程度対応できるような方向で進めていきたいと思ひます。

それで、その中でことし、ひとり親の政策をやっておりますけれども、コンシェルジュを育成するという形で、実際、職員になるわけでございますけれども、そういった形でコンシェルジュにつきましてもある程度、本当に全てに対応できるような、どこまでできるかわかりませんが、そういう職員の養成という、そういうのをつくっていきたく思ひます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 先ほどの小田切教授も、せつかく階段を上る気持ちが芽生えても、担当職員がかわり連続的な対応ができないということが問題であるので、首長直属のコーディネーターを設置するなど各課をまたいで対応する体制が必要だということを言われていすので、その辺のところをさらにしっかりと整えて関係人口の拡大、また人口減少対策に進めていっていただきたいと思ひます。

次、お願いします。

○議長（三田忠男君） 2番目ですね。

答弁願ひます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 高齢の方の車の運転については、大変私も気になるところでございまして、私も通勤のときにかなりあちこちぶつけたのかなと思われるような軽トラとか軽自動車を拝見すると、失礼ながらナンバーを記憶して、健康福祉部でどういふ状況かなとか、やっぱり大変気になることが多々あります。何とか大きな事故につながらないように、しっかり抑制をしていただきながら、かつ生活の足を何らかの形で確保できるようにと思ひ次第です。

その中で、新しい技術によってより安全な対策が図れるということが視野に入りつつございすので、その詳細については担当する部長から答弁をさせていただきたいと思ひます。

○議長（三田忠男君） それでは、担当部長ですか。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 杉山議員の安全運転支援装置普及のための支援策をという問い合わせにつきまして、高齢者による痛ましい事故が各地で多発してはいますが、この状況を劇的に解決する対策は難しく、現状では多方面からの方策を講じながら、高齢者にとっても高齢者以外の人にとっても安全で安心できる環境を、行政だけでなく多くの分野の関係者が協力してつくり出していかなければならないと思ひます。

静岡県の上長会を通じて令和2年の県予算に関する要望書として、自動ブレーキ等先進安全自動車の購入に対する補助制度や、アクセルとブレーキの踏み間違いによる急発進を防ぐ装置取り付け費用の補助制度などの創設について要望しているところがございます。

行政としてもできることを検討しながら、必要な事業については前向きに検討したいと思います。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 県予算に要望というお話がありましたけれども、後づけ安全運転装置取り付け費用、およそ5万円前後、今販売されているのが。それで、ワンペダル式というのがあるんですけども、これは絶対アクセルと踏み間違えない、アクセルを踏み込むのではなくて横に押すということで、アクセルの急発進ということはないんですけども、これだと約20万円かかるということで、それでも池袋や福岡市で起きた暴走死亡事故などの後、注文が殺到しているそうです。

補助金制度を検討するときに当然予算の組み立て必要ですけども、仮に補助金を考えるとして、当市で70歳以上の運転者数の把握、こういうデータはあるのか。また、過去の事故統計などがあれば教えていただきたいのですが。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、高齢者の運転免許の保有者数ですが、すみません、65歳以上という数字なんですけど、伊豆市では現在7,237名です。伊豆市全体では2万1,156ですので、約3分の1程度の方が65歳以上ということがございます。

また、高齢者の事故、こちらも65歳以上の方が起因した事故でございます。昨年度のまず1年間の伊豆市全体で、こちら人身事故になりますが、174件、そのうち65歳以上の高齢者が起因した事故が51件で、全体の約29%を高齢者の方が関係しているということがございます。ちなみに、今年度に入りまして4月から7月まででございますが、伊豆市全体で54件、高齢者が起因したのが13件、24%、やはり30%弱ぐらいの方が高齢者の起因事故となっております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 死亡事故はないということによろしいですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 伊豆市の方での死亡事故は、すみません、把握してございません。

ないと記憶してございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） ニュースにもならないものですから、それほど思うんですけれども、やはりアクセルとブレーキの踏み間違いというのは本当に重大事故につながりますので、またそんな中で自動ブレーキ、便利な装置はあるんですけれども、なかなか乗りかえは進まないということで、後づけ安全装置はこの踏み間違いによる重大事故防止にすごく効果があることが確認されているんですけれども。

特に伊豆市においては、移動手段が自家用車に頼らざるを得ない現状、公共交通の検討もされていますけれども、すぐにはできません。当然、これから先、公共交通の充実であるとか、免許証を返納した高齢者の方の移動手段を考えていかなければいけないんですけれども。

当座、今すぐできる対策として、東京都が70歳以上の免許証保有者に補助制度を設けたというのは事故が起こって間もなくなんですよね。最初は8月から予定していたそうですけれども、急遽いろんな申し入れもありまして7月31日からそれを実施したということで、来年8月31日までの時限措置となっています。その後は効果を見ながら検討するそうなんですけれども、緊急措置的な対応をしているということで、やはり事故が起きる前にその措置ができれば。

できればではなくて、できればやるべきだと思うんですけれども、当市として何らかのそういう安全運転支援装置の紹介であるとか、本当にできれば補助金を設けていただいて、インセンティブを高めていただければいいんですけれども。事故が起きる前にとにかく急いでそういう対策を講じようということが必要だと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 今年度になりまして、老人クラブやサロンとかで参加された方、少なく290人の方なんですけれども、アンケート調査をした結果、やはり運転に不安を感じているという高齢者の方が大勢いらっしゃいました。その中でも気になったところでは、やはり高齢者の方自身も安全に取り組んで自分で時間や範囲を決めて運転する、だから必要最低限という形で安全運転を確保しながら地域での生活をしていくというふうに取り組んでいるものと思います。

安全運転支援装置の普及を進めるということは、高齢者が社会とかかわる期間を少しでも長くすることにつながることでと思いますので、可能な限り住みなれた地域で安心して暮らすことにつながっていくという、高齢者福祉の目指しているところでもございますので、県の動きを見ながら、市としても考えていきたいところだと思っています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 県の動きというのは来年度なんですよ。やはり、東京都ではないですけども、1年遅ければそれだけそういった不幸な事故が起こりかねないという中で、もう少し取り組み、このことに対する考え方、緊急性があるんじゃないかということを考えていただきたいと思うんですけども、再度の質問になりますけれどもいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 先ほど議員がおっしゃったように、やはりこの装置がなかなか高額であったりするようなどころもございますので、財政のほうとも相談しながら考えていきたいと思えます。すみません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 20万円と言ったのはワンペダル式なんですけれども、これは改造費用がすごく、改造の手間がかかるんですけども、具体的な自動車用品の量販店、あの有名なある会社2社、そしてトヨタ、ダイハツ、これはメーカーで後づけの安全運転支援装置を取りつけ販売しているそうです。その費用が4万円から6万円、およそ5万円前後ということなものですから、個人負担しても、それだけの自覚がある人であればつけられない金額ではないと思うんです。自動車の買いかえとなるとさらに費用のかかる問題ですので、やはり安全を考えて、もし伊豆市が財政上の問題ですぐに支援できないとしたら、そういったものを普及するための啓発、こういったものも効果があるんじゃないかと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議員がおっしゃるように、まず初めに啓発から進めていきたいと思えます。包括支援センター、ケースワーカーさんを含めて、医療機関、介護業者、そういう関係機関にも働きかけながら、まず初めにそういう物があるということで普及に努めてまいりたいと思えます。

以上です。

〔「次の質問」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） ひとり暮らしですね。

それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） ひとり暮らしの高齢の方の安否確認についてなんですけれども、これも以前、日赤の志賀院長と話を伺ったら、こういうケースの場合がどれくらいあって、どのように実情を把握されているか、なかなか消防署から具体的な数字が入手できないんだそうで、先生もきっと問題があるだろうと、どうしたらいいだろうかというようなことで、かな

り深刻にお考えでした。我々やはり行政も、駿東伊豆消防やあるいは地元の病院としっかり連携をとって、より具体的、効果的に何ができるかというのを本当に施策として、より具体化する社会的状況なんだろうと思います。

きのうの御質問にもありましたけれども、センサー等の新しい技術をかなり導入できる状況にもありやと考えておりますので、より地方で必要としているシステムを導入できればと思います。

詳細について健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 現在伊豆市では、65歳以上のひとり暮らしの方や日中一時的に障害者の方のみとなる方が、不慮の事故や体調の急変などの不安を軽減するために、緊急通報システムの設置事業を実施しております。平成30年度末現在で30の方がこのシステムを利用しておまして、昨年度の緊急通報の実績では12件の通報がございました。そのうちの2件は救急要請であり、1件が救急搬送を行いました。

緊急通報システムは緊急時にボタンを押すという方法になっていまして、緊急に間に合わない方もまれにいらっしゃるかもしれません。緊急ボタンの欠点を補う面では、人感センサーは有効な器具であると思っています。今年度も現在委託している業者に人感センサーについて調査確認をしているところですが、対象者の急変を察知するいろいろな方法が今はあるようで、導入に向けて利用される方の利便性や費用面を検討しながら、一人でも多くの方の助けになるよう検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 今、緊急通報装置の利用実績を伺いましたけれども、通報があった場合、どのような対処方法をしているのでしょうか。もう少し詳しく教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） まずシステムとボタンとが別になっていて、それはNTTの電話回線を使っておりますので、ボタンを押した時にシステム会社のほうにつながるようになります。そうすると、システム会社のほうから声かけが行われて、何かありましたかというようなことで、そこで回答がないと、そのシステム会社が委託してあります緊急出動業者に連絡が行く。もしそうでなければ、3人ほどの登録、知り合いですとか近所の方ですとかという利用者の方に3人までの登録をしていただいておりますので、順にその方たちに連絡が行って出向くというような方法をとっております。

それで、利用の確認のために1日1回、回線の確認をするような方法になっています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 今伺ったお話ですと、システムとしては本人がボタンを押しさえすれば、かなり手当てがされるということ伺いましたから、緊急に具合が悪くなった人がボタンを押せない状況になったとき、これをいかにフォローするかだと思うんですよ。

人感センサーというお話もありましたけれども、通常そこで暮らしている人が必ず1日のうちに使用するもの、例えば水道の蛇口であるとか、トイレのドアであるとか、1日1回必ず通過するところに人感センサーを設ければ、そこを通らない場合に何かあったんじゃないかということも感知されるわけなんですけれども。それで、今、答弁にありましたように声かけ、電話回線を通じて声かけ、どうしましたかということ。

そういうシステムにセンサーを加えた事業者というのは実際の実例というようなものも伺っていますので、もう一步踏み込んで、自分でボタンを押せない状況になったときに通報がされるシステム、これをいろんな事業者があると思いますけれども、研究していただいて一歩前へ進めていただきたいと思いますと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 私のほうでも人感センサーの種類というのが今本当に多くありまして、必ず通るところをピンポイントでセンサーをつけておくとか、このボタンと併用に使うとか、いろいろな方法があるようなんです。その方法につきましても、24時間やはりそのセンサーに反応しない場合には声かけをすとかというような方法をとっております。

今現在も費用面についたり、利用される方の利便性について確認しながら、また人感センサーに結びつける方向でいきたいとは考えておりますので、検討をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） ぜひお願いしたいと思うんですけれども、実際に誰にも知られずに、みとられずに亡くなったという方、自分も何人かそういう話を伺っているんですけれども、当市におけるそういう孤独死の現状というのはどんなでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 昨年3件ほどそういう方がおりましたので、やはりそういうふうなこと。先ほどの通報ですけれども、通報での対応というのは、間違えて押してしまったという方がすごく多くて救急搬送された方は1人だったんですけれども、この方についてはその後お元気になられたというふうなことは聞いております。

昨年度お亡くなりになられたというのは3件ほど事例を聞いています。お亡くなりになっ

ていて、その方はこの緊急通報システムとかそういうものを利用なさっていなかった方もいらっしゃいましたので、そういう悲しい結果になったということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） そうすると孤独死を防ぐ対策として、多くの方にシステムを利用させていただくということと、もう一つ自分で通報ができない状態になったときでも知らせることができるシステム、こういったものについてぜひ取り組んでいただきたいと思うんですけども。

あと、ほかにも機械に頼るだけでなく、見守りであるとか新聞の置かれた状態が続いているとか。そういういったいような郵便配達とか新聞配達とか、そういう方たちとの協定とか。

そういうものを結ばれて見守り体制を伊豆市でも行っていると思うんですけども、その状況について教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 伊豆市では平成23年度以降に議員もおっしゃいました市内の新聞店さんやそれから保険会社さん、それで郵便局については防災課との協定になりますが、あと宅配業者さんや一部の銀行、金融機関、それから食材の宅配業者さん、それからコンビニさんなどとの協定を結ばせていただいて、日ごろの業務の中で支障のない範囲での見守りをお願いしているところでございます。

昨年度は23件の通報をいただきました。やはり外出時に、ほとんどが新聞店からだったんですけども、3日以上新聞がたまりますと通報していただくというふうにしてあるんですけども、その中にはほとんどが旅行に出かけたりするのに、それとか入院するとかということで、新聞をとめ忘れたとか取り忘れとかというようなことで、1件の事例は倒れていたということで、その後警察のほうと連絡をとって中に入ったというようなことにも結びついてはおりますが、この方については残念な結果になってしまっています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 残念な結果もあったということですが、中に入る手段、家に鍵がかかっている場合、なかなか入れないと思うので、職員でも入れないんですけども、その場合、今あちこちで合い鍵を預かる事業が行われています。

例えばなんですが、これはネーミングがよかったもので紹介させていただきたいんですけども、石狩市で社会福祉協議会が行っているんですけども、愛の合鍵預かり事業ということで、事前に自宅の鍵を預かって、様子がおかしいと思われるときに鍵を使って家屋内に

入り安否を確認する仕組みということで、当然御本人と預かりに当たっての同意をいただく。こういう状態のときに使わせていただきますよということで、預かり証をお渡しして、御本人の前で鍵を封筒に入れて封印をするそうです。このことによって、封を破らない限り鍵を使用できない状態にする。それを保管して心配なときにそれを使って入るんですけども、当然その家に入るについても、緊急時に限るいろんな想定をして同意を得ているということなんです。

そういった事業、ちょっと緊急性が疑われるような場合に役立つと思うんですけども、こういうことも考えてみたらいかがかなと思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 伊豆市の在宅医療推進協議会とそういう高齢者の地域で暮らすという地域福祉についての話し合う場がございますので、包括支援センター、社会福祉協議会を含めまして話し合っていきたい、検討していきたいと思います。

○議長（三田忠男君） それでは、中伊豆交流センターの今後について。

答弁を求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） 中伊豆交流センターについては、今大変悩ましい、地域の皆さんにはちょっと御不便をおかけしているところでございます。

あそこの隣の、今子供たちがやっている野球場を整備したときに、ちょうどそのころ耐震の問題が出てまいりまして、耐震強化に約1億円かかるのをどうしようかと非常に検討した記憶がございます。その時点では、平屋ですので大きな地震が起こったときに、べしゃっと全部倒壊して建物が全部潰されてなくなることは、非常にケースとして考えにくいだろうということで、引き続き使える範囲内で使っていただくということにしたんですが、やはり不特定多数が入るかどうかというところなんです。体育館のような運動に限定する、市民に限定であれば、またそれは変わってくるようなんですが、不特定多数に入っていた公の施設としてどうかという、県の基準に合わせて考えたときに、今このような措置をしている状況でございます。

状況はそういうことで市長としては非常に悩ましいんですが、さらに御質問の詳細については健康福祉部長に続けて答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 中伊豆交流センターは昭和54年に建設され、その後平成11年4月に中伊豆町の保健福祉センターとして、旧の保健センター棟を改修し、その後老人憩いの家として運営してまいりましたが、耐震診断の結果、浴室棟以外の本館、それから旧の保健センター棟は耐震不足であることが判明し、今年度の4月から浴室棟以外を休園させていただいているところでございます。

今後、長期にわたって使っていく場合には、本館の耐震改修だけでも総額で約1億円を超えるというような見積額ともなっておりますので、またさらには、送水モーターやボイラーは耐用年数を大幅に超えており、温泉管については40年を経過しているなどの設備の維持管理も大きな負担となっていくと思われまます。

そして、昨年度策定されました伊豆市公共施設の再配置方針では、今後10年間をめどに現状を維持しながら継続するということになっておりますので、10年間に限って継続して補修をしながら使っていくというような判定になっています。

高齢者のロコトレ体操も交流センターで行っていましたが、中伊豆体育館で今実施しておりますので、今後も中伊豆体育館等を含めた今地域にある施設を使いながら、お年寄りが集える、活動できるように考えていきたいと思っています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） ことしの決算の説明の中に、中伊豆交流センター、ひとづくり及び地域コミュニティの機能の強化を図ることを目的としているとうたわれているんですけども、4月1日以降その機能は失われている状態だと認識していらっしゃいますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 今耐震補強が十分でないために、温泉施設だけを使わせていただいております。利用客のほうも温泉施設だけに限ってですけども、最初4月当初は減ってきてはいたんですけども、回復して去年並みの利用数になっています。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 私も利用者が激減しているというお話を伺ったものですから、施設を訪ねて利用者数とかそういったものの統計をいただきました。確かに今部長が言われたように当初は減っておりますけれども、回復していますけれども、やはり今まで使われていた休憩室等が使えないということで、特にこの場所はひとり暮らしの高齢者にとって入浴もさることながら、交流の場として休憩室等で重宝されていたということです。大野地区からも高齢者がタクシー券を利用して、数人がグループで毎月訪れていた。そんな利用状況を伺いました。

やはり耐震性がないものですから、公共に提供するということは問題があるんですけども、今設置目的が失われたという状況の中で、このままでどんどん皆さんに諦めてくださいと言うしかない状況というのは、何としてもやっぱり地域の衰退感という意味からもよくないと思うんですよ。

10年間使い続けるということですが、今実際には、通路を含めて建物全体が耐震化
ないわけですので、このまま使い続ける、10年間今のまま使い続けるという方針、それはこ
の現状でよしとお思いでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 昨年度市の公共施設の再配置の方針を決める中で、この交流セン
ターについてもいろいろ議論をされました。

先ほど健康福祉部長が当面10年間は使い続けるということなんですが、一応方針の中では
当面は継続しますと。この10年間の間にしっかり施設のあり方について検討していきますと
いうことで、現状のまま10年間を使い続けるということではなくて、まずはこの10年間の間
でしっかり協議しましょうという趣旨でございます。

ただ、今、浴室棟以外は耐震がないということですので、近くに民間のお風呂もあるわけ
ですので、それらも含めてこの施設のあり方については協議していきましょうという、そう
いう方針でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 確かに施設の厳しい状況は理解できます。そんな中で特に中伊豆地
区なんですけれども、公共施設が一つ、二つとなくなって行って、伊豆市から私たちの地域
は見放されている、取り残されているという声が多く聞かれる状況の中で、やはりそれはし
っかりと補完する取り組み、これも必要だと思うんです。確かに一つの施設がそういった老
朽化によって機能を失っていくという状況はありますけれども、そういった交流施設、交流
の場、そういうものの代替施設、これも同時に考えていかなきゃいけないと思うんですけれ
ども、その辺のところいかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 中伊豆交流センターの維持存続について、非常に正直言って難しい課
題だと私たちが考えているのは源泉を持っていないで、すみません、私これ昔検討した記憶
なんです、たしか配湯管が正確に確認できていなかったと思うんです。そういった、源泉
が川の向こうにあって、かなり長い距離お湯を送って、それを正確な情報がわからない施設
をこれからどの程度、経費が必要なんだろうと考えると、これを更新しますというのは相当
やっぱり勇気が要る事業だと感じた記憶がございます。

この白岩地区周辺で、できれば単独で市がやるというよりも、何か今、総務部長から近く
に民間でやっている温泉があるということでしたけれども、何か新しい事業の中で市も一緒
にできるような事業があればより望ましいと思うんですが、そういった少し視野を広げて、
代替機能をどのように補完していくかを検討させていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

杉山誠議員。

○14番（杉山 誠君） 浴室棟は耐震があるということですから維持できるのかなと思っていて、耐震化がないその他の施設を解体して代替施設ということも考えたんですけども、今伺ったお話だとそれもなかなか難しいというお話です。ですので、今後地域のコミュニティーを補完するような取り組み、これをぜひ進めていただきたいと思います。

以上で終わります。

○議長（三田忠男君） これで杉山誠議員の質問を終了いたします。

ここで、15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2時04分

再開 午後 2時15分

○議長（三田忠男君） それでは休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 木 村 建 一 君

○議長（三田忠男君） 次の一般質問者、16番、木村建一議員。

[16番 木村建一君登壇]

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

3点にわたってお尋ねします。

第1に、子育て支援で子育てしやすい伊豆市のために。

①です。伊豆市は人口減少危機宣言、少子化対策を掲げていても、その願いにはほど遠い現実があります。その中でも、全自治体の約1割に当たる176市区町村は、3年連続で人口がふえています。この事例から学び、生かす施策を考えていますか。

2つ目です。医療保険制度の視点からではなくて、人口減少や少子化の対応策として子供の均等割額の減免措置について前議会に続いてお尋ねします。医療保険制度に違いがあるとはいえ、国民健康保険だけ子供に保険料負担を求めるのはいかがかと思います。せめて、第2子、第3子の均等割減免に取り組みませんか。

3点目です。教育費の中の教材費、修学旅行費についてお尋ねします。なぜ、保護者負担なのか。教育費は無償とする憲法を伊豆市の教育に反映させるために、公費負担を検討しませんか。

大きな2点目です。

焼却可能な災害廃棄物処理に、広域処理の選択肢はないのですか。

市長は、地震津波によって発生する伊豆市の焼却可能な災害ごみ6,723トン全てを自己完結での処理を選択していますが、広域処理の選択肢はないのかお尋ねします。

最後です。3点目、その後の東京ラスク工場拡張計画は進んでいますか。

1つ目、工場拡張の事業計画は、どこまで進んでいるのでしょうか。

2つ目、「市の意向と東京ラスクが工場拡大、拡張したいというタイミングが一致した」など一連のやりとりを確認できる記録文書は存在していますか。

よろしく願いいたします。以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの木村建一議員の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

私は、伊豆市の新しい政策が全てその日本で最初ではなくても、先進事例、成功モデルはどんどん勉強して参考にすればいいと思っていますので、御指摘の成功例から学ぶというのは、基本姿勢はそのとおりだと思います。

ただ、この3年連続で人口がふえている先行市、静岡県では長泉町なんです。では長泉町と同じ環境にあるかということですよ。三島駅の横にあって、東名、新東名、東駿河湾環状道路に囲まれて県立がんセンターがあって。さすがに我々はそこと同じレベルで競争するのではなくて、やはり伊豆市なりに住みやすいまち、伊豆市に合った住みやすいまちという、この点については、やっぱり議員みずからの道を模索するしかないのではないのかな。

あと、もちろん施策で、進んでいる施策はいっぱい勉強する必要があると思いますが、かなり環境が違うと思います。その点も含めて、それぞれ担当する部長から答弁をさせていただきます。

○議長（三田忠男君） 続いて教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、私のほうから③のことについてお答えします。

日本国憲法第26条第2項で「義務教育は、これを無償とする」と規定されていますが、この規定に係る最高裁判所の判例において「授業料不徴収と解するのが相当である」とされており。

また、この憲法の規定を受けて、文部科学省では、教育基本法第5条及び学校教育法第6条のただし書きにおいて、義務教育については授業料を徴収しない旨を規定しています。

現行では、「義務教育の無償とは、授業料を徴収しない意味である」とものと考えられています。

一方で、「無償の範囲」を定義する際に、日本国憲法では、親は子供に普通教育を受けさせることを義務としているので、親の教育にかかる負担についても、できるだけ軽減するよう配慮や努力することが望ましいとも判例で示されています。

当市におきましても、こうしたことから「教材費」や「修学旅行費」につきましても、保護者に御負担をいただいておりますが、経済的理由により負担が困難な御家庭には、就学支

援として援助費を市で負担させていただいております。

なお、「義務教育諸学校の教科用図書の無償に関する法律」及び「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」により、小中学校、義務教育学校の全学年で教科用無償教科書が無償給与されております。

○議長（三田忠男君） それでは、市長部局の補完として総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、人口増加市町村の具体的なちよっと分析をさせていただきました。

全自治体の約1割に当たる176市区町村において3年連続で人口がふえております。その内訳を見ますと、東京圏の自治体が74、名古屋圏の自治体が20、大阪圏の自治体が15、計109自治体が3大都市圏であり、全体の62%を占めていることがわかります。また、人口20万人以上の中核市、または中核市近隣の自治体が42、これらを含めると全体で85%になります。

このことが示しているのは、やはり交通インフラと就業先が整っている大都市及び地方都市近郊などで通勤圏内という条件が大きな要因となっていると考えられます。

増加傾向にある自治体の具体的な取り組みを見ますと、自治体規模の差はありますが、土地区画整理等による住宅地供給や企業誘致等の施策が都市近郊に多く見られ、育児奨学金や子育て支援金といった給付型の支援施策が地方部の自治体に見られることが傾向がありました。

その他、保育施設や医療費助成といった子育て環境の充実といった取り組みにつきましては、既に伊豆市でも取り組んでいます。今後は、よい事例を学ばせていただきながら、伊豆市に住みたいと思っただけのような有効な施策を、先ほど市長が言いました伊豆市なりの政策とあわせて、引き続き検討したいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 国民健康保険について、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 市民部といたしまして、国民健康保険特別会計の財政の均衡化を図る観点から申し上げますと、均等割減免分の財源につきましては、子育て世帯以外の国保加入者に求めることとなります。また、均等割減免により、子供の被保険者のいる世帯であることだけをもって減免をするということとなりますと、均等割減免により負担のふえる国保被保険者の理解を得る必要もあります。

現在、国民健康保険施行令に基づきまして、基準以下の所得の世帯にかかわる均等割につきましては、既に7割、5割、2割を減免する制度も講じられていることから、一定の配慮がなされているものというふう感じております。

また、平成30年度から始まりました国民健康保険制度の都道府県広域化、「静岡県と県内各市町が一体となって、国民健康保険財政を安定的に運営する」ものでございます。「被保険者の負担の公平性から、将来的には県内どの地域に住んでいても、所得水準、世帯構成が同じであれば、保険税も同じであることを目指す」ということしております。現時点で、

県内各市町の保険税独自減免が実施されていないという状況を勘案しますと、伊豆市として市独自の減免制度を設けることは慎重に判断すべきものでありまして、現状におきましては国保広域化の趣旨にそぐわないものというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問はありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 他事例から行きます。

今、総合政策部長答弁なされたように、通勤圏の問題、企業誘致のこと、それから、いろいろ子育てに支援にすることが、やっぱり大きな、人口ふえているということでは、確かにそのとおりですね。そのところは認識を一致するんですけども、そうすると首都圏ばかりかといって、一例挙げますよ。この中に多分調べてあるからわかると思うんですけども。

島根県に隠岐諸島というのがあります。その中の知夫村という村があつて、御存じのとおり調べたかわからんけれども、2019年1月1日の人口が635人です。だけれども、ここも2016年から2018年まで45人ふえているんですよ。前回、前々回と、市長と財政力があるとかないとかという話だったんだけど、ここも財政力は0.08ですよ。伊豆市は0.52ありますね。いわゆる財政力指数についてだつて、ここは84.9%です。そういうことですね。だから、財政力があるからとかないからとかということで、子育て支援が充実するか充実しないということではないと思うんです。私はそういう意味で、いろんなところでもう一度どうして進んでいるのかということ、確かに市長の言われるように伊豆市に合った独自性というのは当然必要なんだけど、どんな政治姿勢でその子育てをしているのかということ、私はずっとも学んでいただきたい。

ちょっと突っ込んでいうことでお尋ねします。さんざん人口危機宣言が今議会で論議されましたけれども、こうにも言っていますね、ずっと、いろんな、市長が平成21年6月時点だけれども、私たちがそれぞれの地域のよさを再度見つめ直して、これを総合力として発揮すれば、私はこのまま人口減少が不可避のものではなくて、必ずこれを食いとめる。そして元気のある伊豆市をつくり上げることはできるものと確信しております。あらゆる施策をそこに集中してまいります。あらゆる施策ですよ、ここで言っているのは。そういうふうなことも10年前にいわゆる議会で述べた、市民に約束したのだから今どうなっているんですかといったときに、なかなか人口減少がとどまらない、そうするとほかから来ていますと、当然移住も大事なんだけれども、いかにここに生まれ育った子供たちが、伊豆市がどれだけ大事にするかというそういう政策をどう持つのかということです。

それで、より具体的にお尋ねしましょう。なぜふえないのか。ちょっとすみません、伊豆の国市と比べてということと言われていましたから、私もずっと調べてきたんだけど、その前にもあったもんですけども。すみません、まち・ひと・しごと創生本部が運用して

いる産業の強みとか、人の流れとか、人口動態等々、統計的にいわゆる可視化、見える化しているというんですよ、国は。RESASということで分析しているんですけども、どなたかおわかりの方いらっしゃったらちょっと概念だけを聞かせてください。すみません、突然で、これ伊豆の国市、伊豆市の関係にちょっとつながりますから、そういうデータというのは、RESASがあるということは御存じでしょうか。

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） 答弁……

○16番（木村建一君） いいですね。

○議長（三田忠男君） よろしいですか。

○16番（木村建一君） わからなかったら、いや無理して、調べていないからだめだとか、すみません、いいですか、議長。

○議長（三田忠男君） お願いします。

○16番（木村建一君） いらっしゃらない。いいですね。いらっしゃらないことですから。

その中で、今回だけではないですね、市長が、人口が減ったとか何か言っているのは。去年の3月議会でも、第1回の議会でも、伊豆の国市に出ていく人たちに対してどうすれば伊豆市、生まれ故郷に残っていただけるかというこの課題は、引き続き最も大きな課題であると考えております。こう言っています。どのような課題がこの1年間で把握できましたでしょうか。お答えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 移住ではなくて、転出防止ということなんですが、もう木村議員もこれはもう何年もここでお互い質問しているんですけども、もう議員も、特に天城、中伊豆中の保護者の皆さんが中学校統合してくださいというのは御存じですよ。私その後、2年前からずっと話伺っていると、中学校統合だけであれば9割以上の保護者はみんなそれを望んでいるという、これ議員にも多分お耳に入っていると思うんです。

それからもう一つ、やはりシンボリックに言えばリバーサイドパーク、毎年毎年出ていて、ことしのこども課でとってくれた子ども子育てアンケートでも公園、毎年出ているわけです。まさにリバーサイドパークのような公園が欲しいと、そういうのを私たちは積み上げて、積み上げてつくってきた政策ですから、その問題認識としては、私は共有されていると思うんですけども。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） そこまで言われると、ちょっとまた振り返らなくちゃならない。ということは、今言われた文教ガーデン云々というのは、二、三年前ですよ、計画だと。

すみません、人口危機宣言を発したのは10年前ですよ。それから残念ながら子供たちの数

は、平成21年164人から始まって、平成24年に140人になって、また平成25年少し、ここだけ170にふえたんだけど、平成26年からまた140人台に落ちこちて、今120人台ですよ。人口危機宣言を発する前からずっと減っているではないですか。文教がどうのこうのと、そのリバーサイドパークがどうのこうのという問題ではないです。その前から減っているんだから、だから伊豆の国市に出ていきます、出ていきますと。ではどのように出ていっているのか具体的に話してください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 人口減少ずっと進んでいるわけですね。出生数も傾向として減り続けているわけです。そこで、10年前のことも20年前のことも問題ではなくて、今の子供さんの保護者の意見を伺ったら、議員も御指摘のとおり、今残念ながら、大変残念ながら天城小の6年生が天城中の1年生に行くときに7人、8人出ているわけですね。

先般も、実はもう中伊豆町の女の子からとにかく雨漏り何とかしてくださいと、一日も早く、場所は変わってもいいですからあの雨漏りを何とかしてくださいと言われていたわけですが、直接。その声は議員も御存じだと思うんです。ですから、私たちは今の子育て世代の皆さんの御意見を踏まえて政策をつくると、ああいうふうになったということをお願いしているわけであって、それをもって子育て世代にとってよい環境づくりをしようと思っているわけです、今でも。そこは、私は課題が共有されていると思っているんですけども。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 1年前に言われた、その伊豆の国市に何で行くのという課題ですねと聞いたから、私お尋ねしているのは、では具体的に何人転出して、転入いるからそこは別に私は全然問題外だと言っているわけではないの。転出することをいかにとどめるかということで、伊豆の国市に出ていくというのが特徴ですねと言っているんだから、では転出者、転出傾向は、何人出て行って、特に市長もきのう言われたんですけども、20代、30代の人が出ていくんですよと言っているんだから、では何人出て行って、その中に20代、30代が何人出ているんですかということ具体的に事実をお尋ねしているんです。答えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 伊豆市、伊豆の国市の人の出入りでございますけれども、平成28年度につきましては、伊豆市のほうへの転入が103名でございます。転出が134名。平成29年度につきましては、転入が92名、転出が136名でございます。昨年度平成30年につきましては、転入が95名、転出が116名という状況になっています。ちょっと年度別のデータ、私今持っていませんので、また。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 20代、30代が抜けているんです。ここは深刻でしたよ。私もそういう意味では、いい意味で深刻に考えていますよ。市長、そのようにお話になったんだから、では20代、30代何人ですか、その中で。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは前にも議会で御説明しましたけれども、コーホート図という図があるんですね。これは国勢調査に基づく5年ごとのたしか統計だだと思いますが、今私の手元にありませんけれども、それは数字としてございますので、後ほど情報提供させていただきます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 今回だけではないですよ、市長、言っているのは。伊豆の国市になぜ行くんだらうねという、誰もそう思うんですよね、ええ、隣に何で行くのということ誰も思うんですよ。だから今、入り口の問題としてその具体的な事実をどうですかと、きちっとそのところ把握していかない限り、ただ単に伊豆の国市に、伊豆の国市に、では半分以上が行っているのか、いやそうではない、3分の1の方わかりますか。20代、30代が行っているというんだから、全然記憶にないですか、市長。市長ですよ。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） やはり中学校卒業時に、高校なんかの通学を考えると、伊豆の国市に転出するというのは聞いております。そんな関係でやはり子供世帯持っている方が多く交通とか、そういうお金のかかることに対して、出ていくという傾向があると考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） やっぱり正確にきちっと伊豆の国市に出ていく、困るねということは私も共通しているんだから、市長もちゃんとその点は、ただ単に出ていく、出ていくではなくて、では一体全体どのくらいの人たちがほかのところへ転出行って、伊豆市外に転出行って、そのうち伊豆の国市に何人行っているのか。その中で、今一番心配するその20代、30代というのは何人行っているんでしょうねということは具体的な事実を分析して、そして、それに基づいて何で行くんだらうねということが、この間1年間だったんだから、では1年たったら、いや文教だって、それは余りにもひど過ぎますよ。何せ人口危機宣言が10年前からずっと宣言しているんだから。つい最近でしょう、文教がどうのこうのとか、それからリバーサイドパークがどうのこうのって、その前から減少傾向というのは残念ながらずっと続いているんだから。わずか3年の枠で分析するのではなくて、10年間分析した上で、なおか

つこの子供たちに中学校つくっていく期待を持たせたら、急にそこがなくなっちゃったから、がたっと落ちこちているんだったら、二、三年前から人口がさらに20代、30代が向こうに出ていくんだったら、私も、あ、それが原因なのかなと思うんだけど、ずっと見てたってそうではないですよ。

具体的に言ってみましょう。RESASというのは、全部年齢ごとに、何人、どこに何人、ごめんなさい。2018年のデータだけ見ると、225人が転出したという、国が出しているデータですからね。ということは多分伊豆市から出しているんでしょう。それで、225人出て、そのうちの20代が157人、30歳代が43人、200人出ていっているんですよ。225人のうち200人出て、ではそのうち伊豆の国市に、ごめん、出ていった数は225人ですから、そのうちの伊豆の国市に何人出たのかなといったら27人ですよ。1割ですよ。ではその中で、20代、30代何人といったら、伊豆の国市に出ていった20代の方は9人ですよ。30代は4人と、だから一番気にしている、その2018年のデータによるとずっと出ていますけれども。13人が伊豆市から伊豆の国市に出ていった、出ていったって失礼ですよ、住所移動しましたよということなんです。だから、こういうのを具体的に見て、そしてどうして出ていくのかなということ、ただ単に、簡単にリバーサイドパークだとか、中学校だとか、中学校の雨漏りがするからってそんな問題ではないです。

さらに、ちょっと聞いていきましょう。なぜ少子化になるのかという、これ全国規模ですから、伊豆市単独の具体的な事実は、残念ながら分析しろといったって、それだけのデータは当然ないと思うもんだから、私はやっぱり頼るべきは内閣府の少子化対策ですよ。それしかないんだもん、具体的になぜ子供たちが少なくなるんですかと。少子化対策白書、理想の子供本当は2人以上持ちたいんだけど、現実には持てませんと、全国規模ですよ。理想の数を持たない理由、一番多いのが子育てや教育にお金がかかり過ぎるから、これは56.3%、その次は高年齢や産むのやだと並んでいるんだけど、全国的に見てたって、子育て、教育にお金がかかり過ぎるといのが、今の若者の一番の子供を持ちたくても持てないという最大の原因ではないですか。違いますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほどRESASの2018年データ、この議会では御報告していなかったでしょうか。地方創生戦略会議だったでしょうか。

平成28年度は大分転出超過が抑えられてきましたので、それはどの政策によるものなのかわかりませんが、平成28年度はかなり改善をしました。ゼロにはなっておりませんが、それでその傾向は議員、恐らくその前のRESASの情報もお持ちだと思いますが、やっぱり40人、50人ぐらいの規模で伊豆の国市に、それから函南、三島に出ていったわけですね。それをその全国で見た場合に、子育て世帯の所得が下がっている、それはそのとおりなんです。

伊豆市に焦点を置いたときに、その文教ガーデンシティ事業が理由なのではなくて、再三申し上げているとおり、平成20年の人口減少危機宣言を出してから、産業政策とか教育政策とかいろいろやっていく中で、教育環境の改善も大きな事業の一つに当たってきたわけです。

それは、もう一つは私が持ち出したわけではなくて、毎回毎回こども園に行くとき必ず公園だということを申し上げてきたわけではないですか、何度も何度も議会で。ですから、それで十分だと言っているのではなくて、せめて親御さんが今一番高いニーズで要望している政策を入れて、入れてですよ、そしてあわせて、より住むまちとしてのブランド化をしなければとめられないということで、一つシンボリックな事業をつくったのであって、文教ガーデンシティやれば全部成功していたとか、あれが3年前から組んだとかそういうことではなくて、今の議論は人口全体ではありませんから、子育て世代に限った政策についてはそういう内容ですねという、そこは共有されていますねということを申し上げているわけです。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） ちょっとすみません、先ほど転出についていろんな理由があるという話なんですけれども、転出するときとか転入するときに窓口のほうで、ある程度アンケート調査をしております。ちょっと私今そのデータを持っておりませんが、そういう形での分析をしながら、いろんな形の施策には結びつけております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） ぜひ、総合政策部長、その窓口で当然プライバシーかかるから、それは無理かもしれないけれども、全体としてどうしてですかということは多分お尋ねになって、一回もそこでなぜ出ていくのか聞いたことないもん、一回も。ただ出ていく、出ていく、心配だって、それでは不安ですよ、やっぱり。これ以上よしましょう。公園の問題については後ほど、いろんな意見がありますから、一概に伊豆の国のあるその公園をつくってくれというばかりではないですよ、保護者の方々は。

ちょっと聞きましょう。今20歳代、30歳代の、女性と限りたくはないんだけど、何を思いながら今子育てを小学校、幼稚園児、保育園児か、こうやっているかということ、高校、大学行くまでのそういう自分の子供が1人、2人、3人いたときに、将来どのくらい教育にお金がかかるのかなということをいつも気にしているんですよ。それで、何百万かかりますよ、2人いたら、では1,000万円なのかな、どうしようかな、ではここにおいて、その今の夫婦いたら夫婦の給料でそれを保証できるかなと不安なんですよ。それにあるならば、特にバスの通学かからないような伊豆の国市に行ったほうが利便性はあるし、交通の便もあるし、食事、いろんな自分たちが生活できるのに、向こうのほうがやっぱり過ごしやすいよねという、伊豆市から出ざるを得ないということなんですよ。

ただし、出られる人はまだある意味では、余りこれは、幸せだとは言わない、でもそこま

でも思いながらも自分の家があって、財産あって、ここにずっと残っていくという、大きくなっても、残っていくという人たちの今の若者の姿を見たときに、私はやっぱり財政的な支援を、これが全てとは言いませんよ。全てとは解決するとは思わない。でもこれだけの財政状況、やっぱり若者は厳しい中なんだから、皆さんから集めた税金の一部を子育て支援に回すという気持ちで、きょうも質問しているんです。

具体的にお尋ねしますね。

市民部長は結構ですから、別に僕は国保財政のことで聞いているわけではなく、最初から言っているにもかかわらず答えるからおかしくなっちゃう、どんな打ち合わせしているのかさっぱりわからないですよ。こちらが望んでいることちゃんと答えてください。

だから、市民部長は別にいじめているわけじゃないよ、あなたに答弁を求めているわけではないんだから今回は。だから市長に聞きます。

先ほど、前も言ったんだけど、医療費の均等割というのは高齢者支援分も含めて、赤ちゃんが生まれたら年間2万9,800円払うんですよね。だから今回具体的に聞いて全部とは言わない、前、軽減策しませんかというような話もしたんだけど、第2子、第3子、せめてそここのところを保障していく、支援していきたいなという気持ちもないんですか。子育て支援ですよ、財政的支援、先ほど言ったように国保に入ったら、あなた赤ちゃん生まれておめでとうねと2万9,800円くださいということですよ。社会保険はそれはない。

やっぱりこれは制度として、国の制度でつくっているんだけど、伊豆市は少子化対策でやろうとしているんだから、せめてこここのところは何割からでも負担してあげようと、状況、手段見て、いろいろ調べたら第1子、第2子は負担どおり払ってもらおうと、第3子だけは何とか減免、第3子だけしか減免できないよという自治体なんです。いろんな対策を私はそういう意味では国保に入っていらっしゃる方、子供全部で500人ですよ。1番目、2番目、3番目どのくらいいるかわからないんだけど、そういう検討すると、気持ちにもなりませんか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これもかつて何度も申し上げてきたんですけれども、子育て世代の所得が下がっていますから、この30年間で、そこは社会的な課題として国民全体で負担しなければいけないとは恐らく共通認識なんです。その中で、学費、教育費及び子育て費用のどこが伊豆市がフリーかというところは、しっかりやっているわけです。

先ほど教育長から普通教育の無償化の定義、これは確定された定義の話があったと思いますけれども、例えばこの子供医療費にせよ、あるいは教材費にせよ、修学旅行にせよ、伊豆の国市の子であっても柿木の子であっても市山の子であっても、医療費、修学旅行の費用、教材費、同じですよ。同じ教材使えば同じ費用ですよ。違うんですか。同じ教材使っても別の費用なんですか。

[発言する人あり]

○市長（菊地 豊君） 同じ教材を使えば私は同じ費用だと思うんですが、ところが伊豆市の子供たちだけは3万円までとっていただくんです、通学費を。自分が選べないのに。行政が学校の場所を決めてほかの費用は共通か無償、ところが通学費だけは隣の子はただで遠い子は3万円だったわけですね。ですから、これを3人子供がいれば9万円、9年間で81万円、これは憲法には書いていないけれども、余りにもこれは子供たちが不利だということで、私はいち早く中学生、高校生、小学生の通学費は行政負担にしたわけです。これは不公平の観点から入れたわけです。

もう一つは政策的に、今まさに議員から御指摘があったように、義務教育ではないけれども、高校生が不利で引っ越しているので、これは政策的に高校生の通学費の補助も始めたわけです。

ところが、今御下問の子供医療費も含む国保とか医療費については、今全国でこういったものは全国共通にすべきだという声のほうは圧倒的に強いんです。国保の広域化の中で、どこかが安くする、どこかが高くするという議論はありません。私はやはりこういったものはナショナルミニマムでしっかり同じ制度を、今は都道府県ごとになっていますけれども、やはりこれは、私は個人的には国保は、私は国で統一してナショナルミニマムでどこでも同じ制度というのが望ましいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 時間がなくなっちゃうな。

お尋ねします。前は、その一般論として全国的に一緒にやったほうが良いというふうになった、3月議会と6月議会の答弁違って来たんだけど、より具体的にお尋ねしますね。

伊豆市は、平成28年度に出生数をふやすため、政府の施策よりも進んだ保育料の改定を実施していますよね。御存じですよね。なぜここだけ進めているんですか。ほかの自治体やっていないのに、年齢制限は、ここはちゃんと国の言うとおりにほかのところ基本的にやっているんだ、ここは第1子の年齢を払ったんですよ、ほかの自治体の政策と違う、より進んだ政策をここはやっているんです。なぜやっているんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） これは総合的に考えた結果なんです、私は当初、幼児教育は行政主導で整理するつもりはなかったんです。小学校はやっぱり一定の規模が必要ですから、教育委員会が計画されたとおり、やはり12の小学校では複式化がありましたらきついだらうと、ところが保育園、こども園は多分近くのほうがいいんだらうと、そこで無理に統合させることは考えていなかったんですね。

ところが、親御さんはやはり小学校が一緒なら、御存じだと思いますけれども、湯ヶ島幼

稚園のお子さんたちも大量に狩野幼稚園に出たことがありますよね。それを考えて原保の保育園でも結局お子さんが2人になったときに、親御さんから行政が決めてください、私たちの子供にとって一番いいほうにしてくださいというその親御さんの流れの中で、幼児教育もこども園にして統合してきた流れの中で、したがって、もともとは幼児教育は近くがいいと思っていたところが、親御さんの送り迎えがやっぱりかなりの今距離負担を強いているわけです。その中で、その距離負担の軽減策もあるかもしれないけれども、市長としては全体として子育て費用、幼児教育のところの子育て費用、親御さんに負担をかけている部分を別の形で軽減しよう、それだけではありませんけれども、そういった総合的な関係の考えの中でそのような政策をとらせていただきました。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） そういうこと言わないで、教育費は後で教育長に聞きますから。

今聞いているのは、ほかの自治体と同じように足並みをそろえるべきだとして、国保の均等割はよしましょうね、賛成なんだけれども、ほかがやっていないからということではないですか。だから聞いたの。ほかのところやっていない、国基準よりもこの保育料無償化については第1子目の年齢制限はなぜとったのかと聞いている。そういうことだけですよ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 医療費と違って、幼児教育ですよ。

[発言する人あり]

○市長（菊地 豊君） いや、違う、幼児教育と医療費は明らかに支出目的が違うと思いますけれども、幼児教育をやっぱりよりよいものにしようと考えてきたわけです。ただ、その結果、私が考えていたことと違って、親御さんは近くに保育園があれば、近くに幼稚園があればではなくて、やっぱりほかの子供と同じように行かせてくださいという動きを見た中で、今までより負担をふやしてしまったところをどのような形で全体として負担を軽減してあげるかということも考えて、それまで幼児教育と小学校との連携はとても評価をされていました。それから最初に民営化されたこども園の園長先生からも伊豆市の幼児教育はとてもいいと評価をされました。

その中で、幼児教育の魅力を高めるという政策もありましたけれども、市長というのはいろんな状況を考えながらやりますので、そういった状況の中で総合的な判断をしたということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 常に論点ずれるから、もうやりません。

次、教育長にお尋ねします。

義務教育費は、これ無償とするというのは、その無償とする範囲というのは教科書中心ですね。ほかは違うんです。では、具体的にお尋ねします。

学校教育法第5条に、学校の設置者は、その設置する学校を管理し、法令に特別の定めのあるものを除いては、その経費を負担すると、こうなっているんですね。いいですか、その法律は。いわゆる設置者負担主義なんです、ここはね。そうすると、学習指導要領に基づいて、これは教育活動に必要なものなのか、必要なものではないのかということで、学習指導要領にもついて決めているんです。学習指導要領に基づいて各学校は教科書以外の副教材等々については、多分申請していると思うんですね、教育委員会に、これは必要ですと。これは学習指導要領というのは、教育活動にとって必要だからということで文科省が定めているのではないですか。それは、だけれども、お金をいただきますよ、保護者からというのが意味がわからない。お答えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） ちょっとだけ訂正させてもらおうと、憲法の無償の部分は、先ほど木村議員は教科書と言いましたが、そうではなくて、あそこでは授業料を徴収しないという部分の無料です。それから、設置者負担についての解釈は、基本的に学校で先生方の給料とか、それからパソコンだとか、教育をするに当たって必要なものというのがあるけれども、これは設置者が負担するですよという意味でのものと考えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 学習指導要領に基づいて、今の教科書だけでは、なかなか子供たちの理解が進まないから副教材をやっているんですね、いろんな。それは学習指導要領に基づいてやっているのではないですか。学習指導要領の大もととはどこといったら、文科省がこれは必要ですよとあって、その中で教科書をそれぞれが選んでいるわけですよ。それぞれ伊豆市は伊豆市の副教材を選んでいる。その中でも学校によっていろいろ違いはあるかもしれないけれども、いわゆる地方自治体の教育委員会はそれぞれ独自性を持ってやっているから、当然副教材の値段が違っているんですね。

ただ、今言った設置者負担主義という立場をもうちょっと前に捉えたときに、副教材もやっぱりこれは保護者負担があるべきだというふうにお考えですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 子供たちが自分の分として勉強に使う教科書以外の部分については、保護者負担であるというふうにご考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 次行かなくちゃ。

だから、学習指導要領というのは文科省が出しているではないですか。それを文科省が出しているのに、その文科省が子供たちの教育にとって必要なんだから、教材をそろえましょうねということを行っているわけではない、それに基づいて、結果的に教育委員会がこの本とこの本は必要ですよと言っていつているわけだ、そこまでいいの。ではそのお金は誰が払うのといったら今保護者ではないですか。もっと前向きに、子供たちの教育費も相当かかっているんですよ。ある年度の小学校1年生の、え、こんなにかけているんだと思ったんだけど、49人クラスの学校だけれども、1人当たり約1万8,000円出しているんですよ。学級費というか学校費だけで。これ以外に個人で買いなさいよというのがいろいろある。

いかに教育費は、お金が保護者に負担をかけているかという実態が私はわかってきたんだけど、それでもやっぱり今までどおり義務教育、言いましたね、義務教育は保護者が義務なんだからお金払いません、いや、それちょっと違うんじゃないかと思うんだけど、どうなんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 僕が最初に答弁したのは、木村さんの質問の中に、憲法に書かれて無償としているから無償にしませんかという質問をしているから、それは違いますよと最高裁判所が判例を使って説明をさせていただきました。

そうではなくて、木村さんが一番言いたい子育て支援のために教材費や修学旅行も何とかしませんかという発想ならば、思いは大変よくわかります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） その思いを込めて、いかがですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 子育てをしやすい伊豆市にするための支援って、もっとまだまだいっぱいあると思うんです。それをここだけを抜き出しにしてどうするかとやっていくと、次は給食費、次は何とかがっていつちゃうから、そうではなくて、もっとお金のことだけではなくて、いろんなことを含めて全体で検討していくということならば、これらも入れながら、さっき言ったように、これを安くする理屈があるとか、今、親は教材費とか修学旅行等で値段はほぼ伊豆市の平均が1万6,000円、7,000円ぐらいです、年間。そういうことを含めて検討することならばいいのではないのかな、でも結果としてどうなるかは別としても、このここだけを取り出してというと、また自治体の競争のようなものになってしまうから、総合的に見て伊豆市の状況を踏まえてということならば、考えてみる価値はあるのではないかと思います。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） 2番目ですね、焼却可能な。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 議員がここで、伊豆市の焼却可能な災害ごみ全てを自己完結の処理を選択していると御指摘ですが、これはひょっとしたら誤解されていないかという危惧があるんですけども、施設を整備するときには計画基準をつくるわけですね。例えば今国交省が狩野川の改修をやっていますけれども、50年に1回の大雨に耐えられる設計にしますよという設計基準ですね。そのとおり雨がふるわけではなくて、もっと少ないかもしれないし、もっと多いかもしれないし。

それと同じように、我々が新しいごみの焼却場をつくるときに、東海、東南海地震の津波でも起こって、被害が起こるような最大のリスクにおいて、そして東海、東南海が起これば県内の中部、西部はかなりひどい状況になりますから、広域での局地で伊豆市がどこかに助けてもらえる状況に限らない、産業廃棄物処理事業者も全力で伊豆半島に来てくれるとは限らない、そんな状況でも何とか3年かけて処理できる設計にしましょうということなんですね、これは。

そのとおりやるかやらないかは、また別問題であって、今回私が報告しましたように、厚真町周辺3町のように、あそこの断層型であれば周りから助けをもらうこと当然できるわけで、逆に広域で連携しなさいと法律の趣旨にも書いているんですが、伊豆市、伊豆の国市だけは広域で支援することなく、支援してもらうことだけをやりますというのは、それはやっぱりあり得ない。伊豆半島南側が局地的な被害を受けて、うちが御支援する必要だって当然あるかもしれない。逆にうちがかなり強度な北伊豆地震のような強度な被害を受けて、南とか駿東をお願いすることがあるかもしれない。そういった、それはもう起こったときのケースバイケースで、最も効果的で迅速にできるものをするべきなんですが、設計の基準として我々はこれを選択をしたということです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） わかりました。

件数はちょっと横に置いておいて、すみません、だからお尋ねしているんです。

災害が起こったときには、どういうふうにして法律決めているか、災害対策基本法、それからもう一つ、廃棄物の処理法、この2つに基づいてやっているんですけども、確かに市長よく言われるように災害廃棄物は一般廃棄物ですから、別に特別な第3のものがあるわけではない。確かによく市長が言われる、これは実際に処理責任があるんですよ。当然のことなんですよね。ここに起きたいろんなことをやるのは、病気になるないように、災害起きないように、災害によって何か伝染病起きないようにということは地方自治体の責任で、そこは当然なんだけれども、しかしながら、ここに静岡県が多分これを見たって廃棄物処理計画と

というのが平成29年4月改定になったんだけど、静岡県の役割というのがここに書いてあって、市町に処理責任がある。しかしながら、被災の状況によって市町単独での処理が困難な場合は、県は情報提供を連絡調整に加えて、地方自治法に基づき事務委託、地方自治法、自治権があるんだから伊豆市は伊豆市の、ただし、これは自治事務委託を災害廃棄物処理する場合がありますよと、ほかの自治体にも県にもお願いする場合がありますよって法律にも、もう時間ないから、2つの法律にもそのように書かれてあるんですよ。基本はそうです。

だけれども、他の市町村等に対して合意を求めることもできますよということで、災害対策基本法が述べられている。だからお尋ねしているんです。今回の処理能力がこれは組合議会でやるんだけど、やる前はこちらから提案しているわけですよ、幾ら幾らの災害廃棄物が必要だと、このくらいはどおりだろうと、それは伊豆市長として、その伊豆市に出た災害廃棄物は全て基本的にはこちらで処理するという考えですか。この考えは、何せ基本的な考え方を聞いているんです。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先ほど申し上げましたとおり、これは設計の基準であって、そのとおりどんな状況であっても自分で全部やりますと言っているわけではないんです。法律に書いてあるとおり、広域でやりなさい、そこで気になるのが広域でうちは引き受けないけれども、うちはお願いだけはできるという前提での議論だから、私いつも、それはいいですよ、そうですね。ですから、うちは南側とか、あるいは沼津、三島周辺が局地被害を起こったときにうちも引き受けること必要ですよ。通常のごみを燃やしながら、伊豆市が伊豆の国市のような施設が健全なときに、周りからも引き受ける覚悟があるから広域連携できるわけですよ。それはよろしいですよ。助けてもらうだけではないということはいいいですよ。

次に県ですが、県は焼却施設を持っていませんので、いざとなったら仮設をつくるんですが、では仮設を伊豆半島のどこかに県が仮設焼却炉をつくって、県が事務委託でやるまでうちは何もできない、それはやはり私は市民の公益にとって望ましくないと思います。まして観光地である伊豆市は、なるべく早く教育を戻し、なるべく早く産業を戻しということにすることが、市民にとっての責任であり公益だと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 六千何百トンというのは、結局3年かけてこれだけたまりますよ、たまるでしょうということですよ、わからないんだから。だけれども、これは基本的な、いわゆるどれだけの容量の建物をつくるかどうかということになっちゃうんだけど、基本的にそれをつくるに当たっては、災害廃棄物はこちらで処理しましょうねということですよ。今言ったように、私のところはほかからは来るなど、私は頼むけれども、それは違うんですよ、法律論から言ったら。ただ、今言ったように災害廃棄物が出ましたよと、それ

は今の計画だと南海トラフが起きた、想定したときにはこちらで処理しましょうねという計画に今やっているということですよ。そういう考え方だということですね。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 違います。

設計の基準として、周りに広域でもお願いできない、もう産業廃棄物処理事業者にどこかに集中してお願いできないときであっても、そういったワーストケースでも3年間で、これあくまで見積もりですよ。あくまで見積もりの量は、何とか3年間かけてもできる基準で設計をしましょうということであって、その周りで支援していただく余地が残っていて、産廃業者も健全なときに二次置場から産廃業者にお願いするとか、引き受けていただけたら一部お願いするとか、そういったことは当然あり得る話で、それは災害の起こり方によって最も効果的に効率的な処理の仕方でもらっていただく、これは設計の基準ですから。でも設計の基準の中に災害対応を含めない、発電を含めないというのはあり得ないと思います。

きょうの新聞ごらんになったと思いますけれども、今もう電源確保が北海道では物すごい焦点になっている中で、発電設備、災害対応能力、これを入れておくことはもう間違いなく市民の皆さんにとって、極めて重要な公益だと思います。

○議長（三田忠男君） 補完説明はありますか。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 今、市長のほうからケースバイケースというようなことを申し上げておりますけれども、先ほど木村議員もおっしゃったように、災害廃棄物については一般廃棄物である、一般廃棄物については市区町村が処理責任を負うという部分はおっしゃっておりで、まず市区町村が災害廃棄物を処理するというところでございます。

また、環境省等が発行しております災害廃棄物の対策指針、これは昨年ですか、平成30年3月に改定されております。その中におきましても、「災害廃棄物の処理主体は市区町村である」というふうに明記されております。

その災害廃棄物の処理についてという部分で、地域に存在する資機材、人材、廃棄物処理施設や最終処分場を最大限活用し、極力、自区域内において災害廃棄物の処理に努めるということでございます。

途中省略させていただきますが、自区区域内での処理が困難と判断される場合については、市区町村は都道府県内の他の市区町村等の施設での処理に向けた調整を都道府県に要請することができるというふうな記載になっております。

そのほかでも、いろんな計画でおきましてもこのような文言がございまして、極力、自区区域内で処理を行うことを基本として災害廃棄物は処理すべきものということで認識しております。

今回の新ごみ処理施設の、先ほど市長が設計に当たっての数値という言い方をしております

すが、その部分で議員おっしゃった6,722トンか3トンでございますが、それを3年間で処理をするという計画で、その中で、この6,722というのは第4次被害想定の中のレベル1を想定しております。南海トラフとかそういった部分の大きな大災害ではございません。最も伊豆市が第4次被害想定の中でもレベル1という軽い部分の数字でございます。

〔「次、お願いします」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 3番ですか。

東京ラスク、答弁をお願いします。

市長。

○市長（菊地 豊君） 総務部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、3点目のその後の東京ラスクの計画の推進状況ということでございますが、現在の状況でございますが、東京ラスクでは、旧保健福祉センターの調理室と小会議室をラスクづくり教室として、また、健診ホールを来客の方や地域の方も利用できる主に子供用のプレイルームとして活用されています。

また、工場拡張予定の多目的室についてですが、こちらは一部壁を取り外し、まず先行してベーカリーカフェとマルシェルームとしてまず整備を行い、その後、チョコレート関連の製造工房として拡張すると伺っております。

2点目の、拡張したいというタイミングが一致したやりとりの記録でございますが、平成28年4月冒頭に一部前倒しをさせていただきたいということをお申しました。この6月時点で、それまでの6月時点までの天城湯ヶ島支所移転の経緯と概要をまとめた記録に、そちらは記載はございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 平成29年1月、2月に、こういうプロジェクト説明会となって、工場増設のためのレストランつくったりとかあったんですが、これはやるんですか、やらないんですか、どうなっている、というのは、最後に言っておきましょうね。

市長、こういうことをお話なされているんですよ。東京ラスクは工場誘致だと、商業施設だと、一応商業施設、2年後には、2年後というのはもうなっているんだけど、月ヶ瀬インターできるわけですから、このチャンスに商業施設を拡大しないという選択肢は、私は一般的には行政のあり方として、そういったチャンスを活用しながらという選択肢は行政としてはないだろうということで、したがって、東京ラスクの工場拡張がここに来るんですよという約束をされているんですよ。

向こうの都合はいいです。市長の姿勢として、こういう要求を常に今やろうとしていると、いつやるんですかという話をしたいということですか。前は、何か必要があればやりますと

いう話もされていたんですけれども、どうですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） やっぱりビジネスの皆さん、物すごくその行動が早くて、これ東京ラスクに限らずですけれども、どんどん進めるところから進められている事業の状況をほかのところでも市内で散見をしています。少し時間がかかればすぐほかのところで投資をし、その中で、大変残念ながら今ほかの事業も進めているようで、タイミングが私が当初した想定と合っていないところもあります。ただ、いずれにせよ、東京ラスクには、この天城湯ヶ島地区の湯ヶ島温泉と下田方向の分岐点として、商業施設として発展することを期待しておりますので、引き続き経営者さんとはしっかり前向いて話をさせていただきたいと思います。タイミングは少しずれているところはございます。

○議長（三田忠男君） これで木村建一議員の質問を終了いたします。

ここで3時半まで休憩いたします。

休憩 午後 3時18分

再開 午後 3時28分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◇ 小長谷 朗 夫 君

○議長（三田忠男君） 本日最後の一般質問になります。

12番、小長谷朗夫議員。

〔12番 小長谷朗夫君登壇〕

○12番（小長谷朗夫君） 12番、小長谷朗夫です。

先ほど、木村議員とのやりとりを聞いていて、圧倒されましたので、ちょっと戦意を失っておりますが、やらせていただきます。ため息はうんと体にいいんですって。今までだめだよって言っていたけれども、体にいいっていうから、皆さんお疲れのときには、はあっとため息を出すと、ちょっとエネルギーが湧いてきますのでよろしく願いいたします。

それでは、通告書に従いまして一般質問させていただきます。

一般質問等の答弁内容とその後ということでやらせていただきます。

一般質問は、日常の議員活動の結晶であって議員一人一人が何を考え、何をどうしたいのか確認や提案・主張などの大切な場であり、毎回興味深く拝聴しているところです。もう少し述べさせていただければ、ある議会では関心の深さから複数の議員が同内容の質問をしたり、新たな課題の提案だったり、伊豆市民のために、それこそ多岐にわたる内容のやりとりが毎回行われています。

しかし、自分自身の反省も込めて申し上げれば、責任を持って質問しているのですが、そのことがその後どうなったか最後まで確認追求、検証しなかったことが多かった気がいたします。

昨今、評価に関しましては、他業種で「PDCAサイクル」の手法で評価をし、次（来期、来年度）に進む業種も多いと聞いています。学校教育でも来年度の教育課程編成のため、これに似た手法で推進しています。今回はこのC（チェック）をその後の検証とし、過去に教育委員会に質問した幾つかの事案について、その後をお尋ねいたします。

①番として、「ジビエと学校給食」、献立導入と現状を伺います。

これにつきましては、平成27年6月議会、前議員室野英子氏の質問をもとにやらせていただきます。

②伊豆市3中学校基本方針に基づいた中学校統合の進捗状況について伺います。

これは、昨年の9月議会で質問させていただきました。その中で、特に「新たな地」と今年度の業務内容についての関係の中でお尋ねします。

2つ目に、その当時は平成37年というお話ですが、今でいうと令和7年4月までの不登校対策の現状と改善策ということでお尋ねいたします。

③番として、通学路のブロック塀等危険箇所の把握と改善策についてお尋ねします。

これにつきましては、やはり昨年度の9月議会で質問させていただいております。

④といたしまして、普通教室設置のエアコン利用で特別なルールはあるのか。非常に具体的な質問をさせていただきました。

これにつきましては、本年の3月議会、それから7月17日に行われました全員協議会での報告等を含めて質問させていただきます。

最後、⑤番としまして、美術館基本構想に基づいた建設推進について、昨年度末から今日までの進捗などについてお尋ねいたします。

以上でございます。よろしくお願いたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの小長谷朗夫議員の質問に対し、答弁を求めます。

教育長。

〔教育長 西井伸美君登壇〕

○教育長（西井伸美君） それでは、私のほうから①から⑤まで答弁させていただきます。

平成27年6月議会では、「鹿肉の給食での導入の検討について」ということで質問をいただきました。

イズシカ問屋の鹿肉は、衛生上も安全で安心して使用できる食材であることや、鹿肉自体が高たんぱく、低カロリー、鉄分などの栄養価も高い食材であることから、その当時から地場食材として学校給食への導入を検討してきました。

その結果、平成27年度に1回、平成28年度に2回、平成29年度に1回、平成30年度に1回、コロケの具として使用しました。

なじみの給食メニューであるコロッケにすることで、食べやすく、児童生徒には大好評で、年に一、二回は使用してきました。

一方で、昨年来、市内の地域によっては「鹿肉」を食べない習慣がある地域があることや、アレルギー対応給食面談時にも「家で口にしたことのない食材を給食で食べてアレルギー反応を起こすのではないかと心配である」という話があったことから、今年度は鹿肉の食材使用は見送っております。

次に、新中学校の推移について、1つ目の「新たな地」についてですが、教育委員会ではことし2月「新中学校の整備方針に基づく校地について」方針を示し、その中で、基本方針や整備方針実現のため、「修善寺日向地区」を校地の候補とする。また、修善寺中学校の校地についても候補として、どちらもメリット・デメリットを含め、引き続き検討することとしました。

並行して、3月には広く市民からの御意見をいただくため、「基本方針」を全戸配布をいたしました。

今年度の業務内容についてですが、ことしの7月17日の全員協議会でも御説明しましたが、「新たな校地」を日向地区の農地とすることと、現修善寺地区を候補地とした場合の基本構想策定に向けた調査・検討作業が主な内容となっております。

進捗状況ですが、現在、基本構想作成業務を行ってくれる業者の選定中です。近々プロポーザルにて業者選定を行う予定となっております。

候補地を具体的に織り込むことができれば「伊豆市修善寺・中伊豆・天城地区の中学校の基本方針」を具現化することを想定した候補地によるメリット・デメリットの検討を行い、本年度中に候補地を決定してまいりたいと考えております。

2つ目の令和7年4月までの不登校対策の現状と改善策。

現在、伊豆市教育委員会では、不登校の対策として不登校生徒児童への学校復帰に向けた取り組みのほか、「初期対応と不登校の未然防止」に重点を置いて取り組んでおります。

初期対応については、児童生徒の休みが続いた場合には、教師が家庭に電話で様子を聞くだけでなく、家庭訪問をして話を伺うなどの対応でその原因を確認し、初期の段階から全教職員が共通課題として情報共有し丁寧に対応しております。

今後、新中学校の開校までも、引き続き「新規不登校を出さない取り組み」により、不登校者数が一人でも少なくなるよう家庭や関係機関と連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ブロック塀の問題ですが、通学途中におけるブロック塀等の危険箇所の把握については、大阪で起きた事件を受けて、教職員の協力をいただいて早急 to 実施し、各学校で危険箇所を認識するとともに、教育委員会にも情報をいただいております。

ただ、改善策となりますと、当該ブロック塀の全てが民地、いわゆる個人所有のもので、公的に緊急でどうするというのもできません。

建設部でも広報を通じ、危険なブロック塀の改修に関する補助制度を周知していただきましたので、今後も危険と思われるブロック塀などに対して、地区委員さんなどを通じ、改修のお願いなどをしていかなければならないと考えております。

次に、エアコンについてですが、今夏休みに設置した普通教室のエアコンの利用ルールですが、運用に当たって「伊豆市立小中義務教育学校空調設備運用指針」を策定しました。

指針は、「学校環境衛生基準」をもとに作成しましたが、例えば夏季はその日が天気予報等で30℃以上になると見込まれる日に稼働させ、設定の目安の室温は28℃とすることや、教室移動で教室をあける場合も2時間以上のときは切る、1時間のときは稼働させたままにしておく、また、全部のエアコンを稼働させるときには、一度に全部のスイッチを入れず、階ごとに15分から20分ずつ離しながら稼働させていくなど、児童生徒の体調管理を優先しつつ、使用電気の節電にも配慮した指針となっております。

昨今は、朝から猛暑となり、暑くなってからエアコンをしたのでは児童生徒の体調にも影響が出ますので、エアコン自体にも負担がかかり消費電力がはね上がります。先ほど申したように、暑くなりそうな日は、朝からでも稼働させていくようなルールをつくりました。

最後に美術館関係ですが、平成29年1月の伊豆市美術館基本構想答申書を踏まえ、平成30年2月に美術館建設推進委員会を設置し、昨年度末までに9回、本年度においては1回開催しております。

協議内容は建設候補地とあわせ、近隣や県外の美術館の運営状況等、建設後の美術館の運営について、さまざまな手法を含め地域の文化振興、観光振興、地域の活性化にも寄与し、維持管理にかかる市の負担について、市民や議会の皆様にも御理解いただけるよう建設規模、必要な機能、管理体制、財源対策、開館後の利用者推計等により長期的な財政負担等、建設推進委員会ではさまざまな視点で課題を検討し、対策について御検討をいただいているところであります。

本年度は6月に第10回建設推進委員会を開催しました。

委員会の内容及び本年度の業務については、教育部長より答弁させます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 続いて教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、私のほうからは最後の美術館の建設地に向けた最新の状況をもう少し具体的に御案内申し上げます。

これまでも先ほど言いましたけれども、10回の委員会を開催してまいりました。委員さんからさまざまな御意見をいただいたり、一般質問等でもいただいた御意見等はこの委員会等にも報告しながら検討を行っております。

建設場所、基本計画、基本設計を決定するに当たりましては、何より文化財保存のための機能——これは耐火、耐震、防災でございますが——が必須とされております。推進委員会ではこうした点を踏まえ、地域特性の把握、ターゲット、それから観光客の動き、近隣類似

施設との相乗効果、民間活力導入等のデータ収集を行い、数値等でわかりやすく、市民にも御理解いただけるような明確な資料による検討が必要であるという認識でございます。

本年度は、市民の方だけでなく来訪者の方にも喜ばれる美術館のあるべき姿について、建設適地や建設構想、概算事業費、後々のランニングコスト等の試算や採算性を初めとしまして、市民の文化の醸成やら課題の解決、整理に向けた取り組みを行う予定でございます。

具体的には、これから委員会で検閲、精査をしますけれども、採算性調査、いわゆる実現可能性調査というものを外部の専門家の方にも入っていただいて、検討してはどうかという意見が出ております。

経緯としましては、本年度、先ほど教育長が申しましたとおり、具体的な資料づくり、こういったものを専門家の方にも入っていただくなり手法の検討等を行っております。

今、委員会の中では、この委員会とは別に内部組織を立ち上げて、もう少し専門的な立場で検討してはどうかという御意見でありますとか、例えば土肥で行っています防災まちづくりの計画づくりの手法、こういったものも含めて検討したらどうかという意見も出ております。

また、今月20日には、最近、ことしの1月にリニューアルオープンいたしました南アルプス市の美術館、同じぐらいの規模でございますので、どういう運営手法で成り立っているかということについても検討するという状況が最新の状況でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 昨日から拝聴してまして、例えば西島議員、永岡議員、杉山武司議員、要するに御自分が過去において質問したことをここで検証するということでやられてきたような気がいたします。ですから、私もその立場に立って5つの点で検証したいなというふうに思っているんですが、私なりに評価しますと、キーワードは要するに今後検討しますという行政の最後の言葉だったような気がいたします。だから、検討します、どういふふうに検討したのかということをごここで明らかにしたいというのが私の気持ちなんです。

きょう、私の前に4名の議員が質問したんですが、もの見事にきょうの答弁は誰一人検討しますという言葉使っていないんですね。何かきのうを過ぎてあったのかななんてちょっと邪推もしたりもしていますが、どの部長さんも、市長初め、今後検討しますと、あ、ここは出てくる言葉だろうなと思ったんだけど、ありませんでした。ぜひ今後もそんなふうに進められるといいんじゃないかなと思います。

その上で質問をいたします。

1つ目のジビエと学校給食という点なんです、先ほど教育長のほうから、早速その当該年度平成27年からもう始めていただいたということで、1回、2回、1回、昨年が1回、ことしはゼロだということなんです、年に平均すると1点幾つ幾つになるんだろう

けれども、おおむね1回ですよ。この年に1回の給食献立の導入が精いっぱいなのか、それとも違う理由があって抑えているのか、その辺ちょっとお考えがあったらお聞かせ願いたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 正式な形で聞いたわけではないんですが、やはり保護者の中には我が子にそれを食べさせることへの心配、その理屈的な意味があつての心配ではなくて、気持ち的なもので心配だという声もまたややある、かといって先ほど言いましたように、決して悪いものではなくということでも1回、2回はやっていたんですが、中に、特に今年度ゼロにした大きな理由は、食べないという習慣がある地域がこの伊豆市の中にあるというふうなことを栄養士さんが聞いて、そこでちょっと困ってしまったということです。

○議長（三田忠男君） 再質問。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 食べない地域があつてということで、私安心したんです。なぜかといいますと、市内くまなく回ったわけではないんですが、いかがですかというふうに聞いたときに、恐ろしいですね、回ってまわってこういうこと、なぜかという、鹿は神様の使いだと、奈良公園見ればわかるんですが、だから神様の使いを食べるといのはとんでもないというそういう話だと思ふんです。だけれども、今、教育長の話聞いていて、そういう地域、要するに野菜なんかでもありますよね、これは食べてはいけないなんていうところが。私の母の実家は門野原なんですが、神道が多いもので、要するに何でしたか、この豆、これ食べないんですよ。だから私小さいときから食べたことなかった。それは何でかといったらそういう風習だったというから、ああそうなのと、だからあるにはあるんです。

だけれども、やっぱりこの1回ということはどうかなと思うんですが、なぜかといいますと、教育長おっしゃったように、この平成27年のときの室野氏は3点のことについてやってくれませんかとお願いをしたんですね。

それで1つが、低カロリー、高たんぱく、低脂肪、鉄分、ミネラルが豊富で、しかも、ここが大事なんですね、アレルギー疾患の原因になるアレルゲンの含有量も低くすぐれた食品であると、それで当時の教育部長もすぐれた食材であることは間違いのないと言っているんですよ。だから大変すぐれた食品であると。

それで2つ目に、子供たちがもう随分昔から糖尿病の予備軍と言われて久しいんですが、それも予防になりますよと、これが室野氏が訴えた2つ目なんです。

それで3つ目に、何よりも丹波姫もみじ、要するに鹿肉の名前です。ブランド名なんですよ。それから郡上八幡の鹿肉、もう一つ、我がイズシカ問屋の鹿肉がこれ日本の三大鹿肉だと。このブランドの鹿肉を食べない手はないだろう、普及させない手はないだろうということで室野氏は言ったわけですよ。

そういうことを考えていくと、年に1回というのは、いささかちょっと寂しいような気がしますけれども、もう一度お尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） おっしゃるとおり、その回数が少なかったり、本年度実施しないというのは食材に原因があるわけではなく、大変いい食材だということは私も聞かせてもらったらわかりましたし、そこが原因だもんで回数減らしますよ、ことしはということではなくて、どちらかというと保護者の心理的な面への配慮ということだものですから、この後はその保護者への心理的な面をクリアするような形で、時にはデータでもってその安全性だとか何かも含めて、心理的にそういうものが少しずつでもなくなっていくなれば、回数をふやしたり実施したりという方向は考えていきたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 行政は縦割りだとよく言われるんですが、イズシカ問屋はことし設立されて8年目なんですってね。そしてその中で、企業ではないけれども、赤か黒かといったらまだ赤の段階だと、赤字があると、要するに経営するときに、早い話がですよ、簡単に言ってしまうと。だから伊豆市挙げて、鹿のこの肉を普及させるのは関係部局がこぞってそれにできる範囲の協力がなければだめだなと私は思います。ですから、では教育委員会は何ができるかといったら、やっぱり小さいときから子供のときから鹿肉になれさせる。平成27年のときにも言っていましたけれども、きょう鹿肉を食べてきて家へ帰ってきたときに、「お母さん、きょう鹿肉だったんだよ」と、そういうことがだんだん小さなことかもわかんないけれども、広がっていくことが、やはり普及の一つだと思うんです。

ぜひ、そういう意味で、それでつい最近、そういう意味でここに私新聞記事持っているんですが、8月の10、11に熊坂の地域づくり協議会、ここにあるイベントをやって交流会をやって、その中に鹿肉のバーベキューを振る舞っているんです。なぜ地域づくり協議会の人たちは、そこに集まった60人の児童にそういうことをなされたかということ、やっぱりおいしいから食べてというのものもあるかもしれないけれども、やはり普及していこうという気持ちがきつとあったんではないかなと私は善意にとります。

それから、8月23日には菰高のジオ駅弁、これも大きく新聞に載っていました。この中の具にも伊豆産の鹿が入っているんです。やっぱりこれもいろんな栄養価値を考えた上での結果だと思うんですよね。

ですから、もうぜひそういう地域があったら根気よく説得するといったらおかしいんですが、理解していただくような算段をぜひとってほしいと思います。

では、2番目にいきます。

2つ目に、3中学校の基本方針に基づいた中学校の統合の進捗状態ということでお尋ねい

たしました。今年度の主要事業の工程表を見ると、地区説明会というのが入っていますよね。入っていませんか。2019年ですよね、ことしは。その中の2番目の用地関係というところに、事業説明、地権者説明、地区説明会（意見反映）とある、これは生きていますか、まだ。大丈夫なんですか。それでいいのなら質問したいんですけども。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 先ほど申した校地の選定の候補が2カ所ありますので、そのそれぞれのメリット・デメリットというのが明らかになったならば、説明会をやりたいと思っています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） だから、やるんですよね、今後ね。

その中で、ちょっとお尋ねいたします。

候補が2つあるわけですよね。それで1つは修中を使うということで、それで今回の一般質問の中でも、もう2年も2年半もたった文教のことがまだ取り沙汰されて、ああだこうだというのをやっているんですけども、私は私なりのもう頭の中で消化しているんです。そういうつもりでいます。だから、あのときに、なぜ修中が使えないかということを経済委員会はきちっと述べたのではないですか。述べましたよね、こう理由を挙げて。だから、まだ修中を使っていたきたいという人が伊豆市の中にいらっしゃるかもわからないけれども、その辺はきちっと、前回文教のときに述べたことは、では今回のこととどういう、関係がないわけではないでしょう。その辺ちょっと聞かせてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 述べました。何回も質問されましたので、何回も回答しました。

ただ、若干学級数が減っているという変化はあの当時とはあります。だけれども、大まかなことに関して言うなら、それほど変わりはありません。でも、私たちが今回メリット・デメリット等を調査をお願いすると言っているのは、やはりあのとき私は説明しましたが、それに対して賛成かどうか、例えば一つは議員の皆さんの賛成の数はとっていません、それについての。ですから、そこはどうか。

それから、市民の中からも、ある地区だとは聞いていますが、やはり修中がいいという声があるというふうに聞いています。それを最後に説得するには、私というか、教育委員会で話し合った考えだけでなく、第三者的なところでの調査が欲しいということで今回やっているわけです。ですから、皆さんがいいよもう日向でと選べれば、また一つ考え直したいなどは思いますが。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 私の認識は、その辺はクリアしているのではないかなと自分勝手に思っています。それは私の認識ですから、ほかの議員の皆さんどうだかわかりません。

要はあのとき、まとめていえば何で教育長がお答えしたかという、今提案している中学校のニーズをあの修中では不可能であると、そのためにはこうこうこういう理由ですよということで説明してくれたわけではないですか。ではそのしかるべくそれを調べる何か委託か何かするんですか。どういうことが出てくるかという、そう大したことが期待できるのかといったら、今まで説明したことにちょっとプラスアルファぐらいではないのかなという気がするんです。

だから、何を言いたいかという、ことし1年で要するに場所を決めたいわけではないですか、今年度中に、来年の3月31日までに。そういう予定ですよ。そうするとそこで修中を勘定に入れてそこを改めてやって、そしてそれを皆さんに提示してこうですというのは、私は時間の無駄ではないかなとそんなふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） ですから、教育委員会としてもそうしたいので、教育委員会の方針としては新たな地がいいですねというのは、そこを話し合った上であの文言を入れました。なるほどそうだなと皆さんが言ってくれて、ではもうそうしましょう、調べることはないよ、比べるなよということでしたなら、それで全然教育委員会は困りません。あそこに書いた新たな地というのは、教育委員会としての方針はそうですよということを示しているものだから。ただ、その確証を得られない以上は丁寧なステップを踏んでいかなきゃいけないということも、またもう一つはあるわけです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） もう一つ振り返ってみますと、基本方針は出しましたよね。では基本方針の新たな地を優先してということは、複数あることとどう関係するんですか。新たな地なんだから、少なくとも修中は新たな地ではないですよ。だって、天城中の子供、中伊豆中の子供は新たな地かもわかんないけれども、修中の子は新たな地ではないではないですか。細かく言えばね。だから、新たな地ということで基本方針に明確に書かれているならば、私はそのことに邁進していったほうがいいのではないかなというふうに思います。いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） あれはいろんな方の意見を聞いている部分もあるんですが、それを踏まえた上で、あくまでも教育委員会の方針で、それはあの文言を入れたのはその方針に対

して御意見があるんならば、書かないと御意見をもらえないから、あえて、教育委員会で話し合った結果、一番いいなと思うのは新たな地なもんで書きました。

そして、意見があるかなと思ったら意見は1件もありません、そのことの文言に対して。でも、最終的に言わないから、では全ての市民がオーケーなんだと言い切る自信もありません。だから、そのところで僕ら自身も迷っているけれども、迷ったときの選択肢としては丁寧なほうでいくしかないんだなどは考えているわけです。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） きのうちからも話題になっている時間どおりできないと困りますので、このことについてはここで終わりにしますが、次にいきますが、要は教育委員会が示した今後の主要作業工程案というのを2019年度の令和元年に書かれたものを、やっぱりきちっと来年の3月31日までぜひやってほしいなというふうに思います。よろしく願いいたします。

では次に行きます。

不登校対策になります。その基本方針に基づくんですが、今きょう現在、伊豆市管内の不登校ってどのぐらいいますか。もし数がわかるなら教えていただきます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今年度ですね。

〔「はい」と言う人あり〕

○教育長（西井伸美君） 令和元年度の8月1日現在、小学校で義務教育学校の前期課程も含めますが4名、中学校は先ほどの後期も含めますが14名、合計18名でございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 昨年の9月議会の折に、教育長のほうから小学校が10名で中学校が28名だと、そしてその後、従来どおりの指導をしながらも新たな不登校を出さない、先ほど説明があったことですよね。各学校、教育委員会ともに協力していきますと。

その結果、10、28が本年の3月議会の折には、2人、20人に減ったんですよ。これ大変皆さん努力したんだろうと想像がつかます。それで今お話を聞きましたら、小が4、中が14ということで、また、小学校ちょっとふえちゃったんだけど、中学校に至っては6人も減ったというそういう数字ですよ。卒業生がいたのかどうかその辺はよくわからないんですが、いずれにしても数のトータルでいくと少なくなっている。これは非常に指導が行き渡ったのではないかなと思います。

先ほど、新たに不登校を出さないということで、いろんなことを各学校がやっているというのは重々わかるんですが、今現実に不登校になっているこの4名と14名、この子たちの指

導をどうやっているかということをちょっとお尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今現在不登校になっている子供たちについても、昨年からはほぼ引き続き同じメンバーであると思われます。

そこで、ここについても担任等が定期的に家庭訪問をしたり、それから保護者と話をしたり、また、学校の中で検討委員会、そこにはお母さん、お父さんに来てもらったり、スクールソーシャルワーカーも入ってもらったりしながら、この後どうしようかという方針を常に立てながらやっているところであります。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 前回の議会のときに、この子供たちをどうしますかということで、適応指導の教室をつくったらいかがですかと言ったら、教育長のほうが3校が統合したときに修善寺地区、中伊豆地区、天城地区に、もしできたらつくりたいですねというお話があったと思います。それは6年後、7年後の話ですよ。だけれども、今現実に小学校4人、中学校14人のお子さんが不登校で悶々として家の中で生活しているんだと思います。この子供たちをやっぱり3校の統合でこういうように黒線の中の私は一部だと思っているんです。

だから、ぜひこの子供たちを救ってあげてほしいというのが私の切なる希望なんです。ということはどういうことかと言ったら、やっぱり一堂に集めるということはなかなかできません。どこの適応指導教室見ても出席率半分ですよ。だから、18名なら七、八名来てくれればいいかなというのが現実です。そういうものを7年後、6年後ではなくて、これから考えていくということはできないでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） この前お話しました、それぞれの地区に適応指導教室ということについては、新中学校の開校と同時にそこもやりますよではなくて、もう場所が見つかって、そしてそこで対応ができそう、それからやってくれる人も見つかり次第、1年でも2年でも前倒しでやりたいと考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） やっぱり詳しく聞かなきゃダメなんですよ。そういう答弁だったら全く納得すると思います。ぜひ、よろしく願いいたします。

それでは、3番目行きます。

通学路のブロック塀の危険箇所の把握と改善策ということで、やはり平成30年の9月議会でお尋ねしました。そのときに、これは教育長が言ったように、大阪の北部地震のときの高

槻市立寿栄小学校の4年生の女の子が不幸にして亡くなったという大変痛ましい事故があったわけですね。これを教訓に一斉に全国にばーっと調べなさいということでやって、そのときに教育長のほうから中伊豆小のプールの脇ですか、そのブロック塀ですか、それともう一つ天城中にもありますよということで、要するに教育委員会範疇の公の施設でいうところの3カ所だと。これは全国のどこを見ても割かし早いんですね、だって自分たちのテリトリーですから、やらなきゃいけないわけです。

ところが、何が大事かといったら、やっぱり通学路にどの程度の危険箇所があるかということですよ。要するに個人の所有物でそれは全くそのとおりで、ただ、例えばA小学校の何とか班はここを通っていて大変危険なブロック塀があるという、そういうところのそれこそ僕に言わせてみれば場所と、どの程度のブロック塀があるかという把握は必要ではないかなと思います。撤去しているとか何とかではなくて、そういうのはなされているんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） あのときに、学校の先生方の協力を得ながら、それぞれの学校でブロック塀の危険箇所を把握しました。今現在、学校もですし、教育委員会も把握しております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 昭和56年に建築基準法が改正された前につくられたブロック塀というのは、かなりあるのではないかなと思います。要するに2.2メートル以内なのか、3.4メートルおきに支え壁があるのかとか、細かい点もたくさんあるではないですか。そういうところの危険場所として、やはりぜひ学校の協力を得て集約していただいたらいいのではないかなと思います。

ちなみに、私のところの通学路のところに、ちょうど議長の後ろにある両側サイドの青い目地ありますね。このぐらいのところで前回の地震のときに、モルタルがぶかぶかになって2カ所建設課にお願いして取ってもらいました。だから、中の芯がむき出しになっているんですが、そのほうが安全であると。そして、今回この大阪北部地震のときに残りのもう一つあるんです。それも何となくぶかぶかだなということで、お願いして早速取ってもらいました。だから、やはり取れるところはすぐにそうやってできますので、個人との相談ですが、ぜひやってほしいなと思います。

日本の国は、いずれにしても何でもかんでも対症療法ですね。法隆寺の壁画が焼けたときに、文化財の防火デーをつくったわけではないですか。もうずっとあの時代からずっと今日までみんなそうですよね。だから、天津の中学生のいじめが原因で自殺したのも、要するにいじめ対策防止推進法ができたわけですよ。だから、ぜひそういうことで伊豆市からそういうことで、とうとい命を失わせるようなことはないというぐらいにやっていただいて、今

もう残るのはあと通学路の危険場所だけですから、ぜひ集約のほうをお願いいたします。

それでは4番目行きます。

普通教室のエアコンですが、先ほど教育長から細かく話をしてくれました。

最初に一つだけちょっと質問します。要するに指針、担任裁量ではだめなのかということをお聞きします。担任裁量では、要するに指針をつくったわけですね。30度以上で28度以上の設定でと、それで2時間以上でするときは切りますよ、1時間の場合いいよと、そうですね、だってあれはかけたときにうんと電力がかかるわけですから、かけっぱなしのほうがいいわけですね。そういうことなく担任の判断だとか、そういうことでやらせるということはないんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 今回のことも含めて、学校全体が同じ方向でやったほうが同じ使い方ができる、そして僕らが見てこのルールは全く厳しいものではないと考えています。本当に、ただ一斉にスイッチを入れられちゃうと、朝おはようございますと朝教室行って、みんなが一斉にいれられちゃうとぼーんと上がって、それが基本料金になっちゃうもんですから、せめて朝一の場合は15分おきぐらいの階でそろえましょうというような学校全体のルールとしてやっていきたいな、そういう意味ではこれ僕らがつくったルールも業者と何時間も何時間も話し合っただけで、こうしたほうが電力はいいですよと聞いていったら、1時間ぐらいなら切らないほうがいいとかというように子供にとってもいいルールになってきたな、だからそういう意味ではみんなで一緒になってやっていきたいなとは考えています。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 7月中に設置された中学3年生と1年生から3年生まで、それから8月23日までに残りがつけたわけですね。それで災害といたらおかしいんですけども、7月中は7月25日が梅雨明けでそれまで寒かったですよね。だからエアコンをつけるというのは余りなかったような気がいたします。ところがこれ9月に入って残暑大変厳しくて、やっぱりつけたいわけですよ。

そして、ある学校の先生にお尋ねしました。どうですかと、そうしたら先ほど教育長が今言った、一斉にスイッチを入れたときに電力量がもたないもんで飛んじゃうと、そういう学校もあるみたいです。そういう学校というのはどういう学校かといったら、伊豆市の中でも比較的大きな学校、要するに普通教室がたくさんある学校、そういうところは時間差でやっているということなんです、そこを仮にですよ、一斉につけても大丈夫のようなことはできないんでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育長。

○教育長（西井伸美君） 専門家でないから専門的には答えられません、私が最後に勤めた大仁中でもそういうふうに言われてきました。やはりそこは一番はねたところは基本料金になるんだと、それをずっと1年間払ってきて、次に下がってくれば今度はそこが基本料金になるけれどもということで、やはり一斉にやらないほうがいいよということ。

それから、さっき、そんなことありません、全部電源が飛んじやうなんてことは。例えば一番大きい修善寺中学だって大丈夫です。そうではなくて、はね上がるからやめてねと言っているだけで、多分その先生勘違いしていると思います。そんな一斉に入れたら飛んじやうような、ちょうどキュービクルは新しくみんなしましたから、そんな心配のあるようなものは設置していません。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） そんなことありませんと、気合いを入れて教育長がそこだけは公言していましたので、それを信じていきますけれども、いずれにしても余り細かいルールをつくっちゃうと使い勝手がよくないでしょうということが私の言い分なんです。やっぱり教室にあるものというのは担任が一番よく知っていて、担任だっておばかさんではないわけですから、きちっとその辺は常識を持ってやっているわけですから。

ただ、電気料の問題だけを問われちゃうと、ちょっと何とも言いようがないなというそういう感じがいたします。ぜひ、使い勝手のいいような方法で使わせてあげたほうがいいんじゃないかなと思います。

それでは最後の5番目に行きます。

美術館の基本構想に基づいた建設推進についてということでお尋ねします。

これも昨年の12月議会において、星谷議員の美術館建設についてということで質問がなされました。そのときに星谷議員のほうから、私なりに要約すると、建設場所、面積、建設費、ランニングコスト等の質問がありました。それで最終的にはコスト削減を図ってくださいというお願いで、ここで終わりました。

そのときの答弁内容と今後のことで、幾つかちょっとお尋ねします。

昨年この質問の時点で7回の委員会をやりましたと、それから今回は6月でトータルすると10回になるということは年が明けて2回ほどあって、それで新年度になって1回足しているから10回になるんだとそう思います。私も何回ぐらいもう委員会なされたんですかとお尋ねしようと思いましたがけれども、そちら側のほうの答弁の中にありましたからそれは割愛いたします。それでその中で、いろんな美術館を見学に行っているというのはこれもわかりました。それでその結果でこうだと。

教育部長がお話した、これも将来と確定するのはこの数字ではないけれども、その時点では年間5万人を見込んでいるというお話があったんです。この5万人というのはどういう根拠なんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） こちらの数字につきましては、準備委員会だったか建設委員会だったか定かではありませんけれども、修善寺のある事業所様、これは入場カウントができるような施設でございまして、この方がこの出した数字を基本的に5万人という数字をはじかせていただいたというものでございます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 時間がないから、これともう一つだけ聞いて終わりにしますが、私は5万人というのはちょっと過大評価過ぎるなと思います。というのは、なぜかという平成22年まで伊豆市は日本画展を10年近くずっとやってきたんですね。資料館を全て美術館に変えて、年間30点から35点の日本画を掲示して、全国から楽しみにしていた人が見に来てくれました。

それで、そのときに資料館の年間入館者の半分がこの1カ月の日本画展だったんです。それで、どのぐらい入ったかといったら1,700人ぐらいですよ、それでも。私の記憶だとね、たしか、日本画だけでね。そうすると、特別展等も企画なさってやると思うんだけど、なかなか5万人集めるというのが大変だなというふうなのが私の率直な考えです。

ですから、これは確定ではないんだから今後そんなことも加味して今後決定して、上方修正ができるぐらいの人数がちょうどいいんじゃないかなと思いますけれども、お願いいたします。どうぞ。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） 御指摘ありがとうございます。

郷土資料館の数字もおっしゃるとおりでございました。

今回やっぱりその採算性調査というものを専門家の方に聞いて、この場合にはということで今の国のほうでもエビデンス、要するに証拠に基づいた政策というのがかなり普及しております。当然今回もこのことについて、ちゃんとした専門家によるデータの収集からデータの分析、本当にマーケティングからプロデュースから、後々の維持管理も含めたそういったものをこれからしっかりと検討してまいりたいということで考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 最後の質問になります。

広さが1,000平米ぐらいと言いましたよね。僕はこれはそのとおりだと思います。そのぐらいが身の丈に合っているのではないかなと自分は思っております。

ただし、学芸員を初め、10名から十二、三名というふうに発言があったんだけど、これはどうなんだろうということなんですけれども、この人数についてもちょっとお尋ねします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それは前回視察に行ったときの小布施でありますとか、池田町でありますとか、そちらのものを参考に、特に上原美術館は充実しておりますけれども、そんなことも含めて御回答申し上げましたが、果たしてどれだけの人数が必要なのか、その維持管理がどうなのかということも含めて、企画の段階から検討してまいりたいと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

小長谷朗夫議員。

○12番（小長谷朗夫君） 多分昨年の12月議会でも、星谷議員もこういうところのコストダウンというのを念頭にあって質問したと思います。私も多過ぎると思います、はっきり言って。ぜひ、そんなことで御検討願います。

終わります。

○議長（三田忠男君） これで小長谷朗夫議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

一般質問3日目、最後につきましては、明日9月5日午前9時半から行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

散会 午後 4時21分

令和元年伊豆市議会 9 月定例会

(第 4 号 9 月 5 日)

令和元年伊豆市議会 9月定例会

議事日程(第4号)

令和元年9月5日(木曜日)午前9時30分開議

日程第 1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(16名)

1番	波多野 靖明君	2番	山口 繁君
3番	星谷 和馬君	4番	間野 みどり君
5番	鈴木 正人君	6番	下山 祥二君
7番	杉山 武司君	8番	三田 忠男君
9番	青木 靖君	10番	永岡 康司君
11番	小長谷 順二君	12番	小長谷 朗夫君
13番	西島 信也君	14番	杉山 誠君
15番	森 良雄君	16番	木村 建一君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地 豊君	副市長	本多 伸治君
教育長	西井 伸美君	総合政策部長	堀江 啓一君
総務部長	伊郷 伸之君	市民部長	梅原 敏男君
健康福祉部長	右原 千賀子君	産業部長	滝川 正樹君
建設部長	山田 博治君	建設部理事	白鳥 正彦君
教育部長	金刺 重哉君	会計管理者	城所 章正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田 茂治	次長	永沼 健一
主査	鈴木 恵美子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

ただいまから令和元年伊豆市議会9月定例会を再開いたします。

本日の出席議員は16名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

直ちに本日の会議を開きます。

◎一般質問

○議長（三田忠男君） それでは、昨日に引き続き一般質問を行います。

本日は、発言順序11番の波多野靖明議員の質問となります。

それでは、これより質問を許可いたします。

◇ 波多野 靖 明 君

○議長（三田忠男君） 1番、波多野靖明議員。

〔1番 波多野靖明君登壇〕

○1番（波多野靖明君） おはようございます。

発言通告書に基づき、市長に質問いたします。

件名1、デジタルサイネージの利用について。

時代はアナログからデジタルへ移り、デジタルはさらに新しい時代に進んでいこうとしています。そんな中、駅構内やイベント会場、街中の店舗等でデジタルサイネージを身近に見かけるようになってきています。1つの画面で多くの情報を表示することができ、新しい広告の形としても注目を集め始めている電子看板のデジタルサイネージ、伊豆市に訪れた多くの観光客への案内看板、また、市民へ地域情報、有事の際の防災情報をお届けする広報の一つとして準備していく必要があると思いますが、いかがでしょうか。

件名2、マイナンバーカードの普及促進について。

8月20日の静岡新聞朝刊の3面には「全公務員に個人番号カード」と大きな見出しがあり、今年度末までに、国、地方の全ての公務員にマイナンバーカードの取得を促すという記事が掲載されておりました。平成30年12月議会でもマイナンバーカードの普及について一般質問をさせていただきましたが、その後、伊豆市として何か進捗があったのかお聞きいたします。

件名3、終活について。

平成30年の9月に、伊豆市の終活制度について一般質問をさせていただきました。そのとき、終活ノート、エンディングノートの活用を提案させていただきました。その後、伊豆市において、終活制度に関する取り組みはどのように進んでいるのかお聞きいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの波多野靖明議員の質問に対し、答弁を求めます。
市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 皆さん、おはようございます。

お答え申し上げます。

まず、デジタルサイネージについて。

デジタルサイネージは、いわゆる電子看板で、紙ベースよりも情報量が多く発信でき、動画を表示できたり、夜でも見やすいなど大変有効な情報発信手段であると考えています。現在、公的なデジタルサイネージは、東京2020大会に関する情報発信を目的として、市役所本庁1階ロビーと修善寺駅構内に1基ずつ設置しています。

また、公共交通の情報案内として、修善寺駅構内や土肥港フェリー待合室に1基ずつ設置するなど、いずれも設置場所の特性と視聴者のターゲットを絞り込んだ情報発信を行っており、それぞれが目的達成のために有意義に活用されていると認識しております。私もなるべく公共交通、バスを利用するようにしていますが、修善寺駅で非常に見やすくなったと思います。

現在、新しくできる道の駅「伊豆月ヶ瀬」にもデジタルサイネージを設置する予定になっています。当然、観光客をターゲットにした観光情報を主に発信していく予定ですが、子育てプロモーションビデオや自転車まちづくりプロモーションビデオなども発信し、伊豆市への移住や定住に興味を抱いていただけるような発信方法も検討をしているところです。

いずれにしても、今後の設置拡充については、費用対効果を踏まえながら検討してまいります。

○議長（三田忠男君） それでは、再質問ありますか。

波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） 市長、今はほとんどがデジタルサイネージはネットワークにつながっております。そして、伊豆市は光ケーブルの普及率がほぼ100%に近いと聞いています。そのネットワークを生かして、今、先ほど2020大会に向けたデジタルサイネージを市役所につけたりしていますが、特にその2020大会では、多言語、外国語を表示することで大会成功の大きな役割を果たすことになると思います。そして、観光で来る皆様へのおもてなしにもつながるツールになると考えますが、市長、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） ただいま議員御指摘のとおりでございます。今の現状をちょっと御説明させていただきますと、オリンピックにつきましては、2カ所情報発信しております。基本的には動画であるとか、カウントダウンリレー等でやっておりますが、今、御指摘の多言語表示というのは、ちょっとまだ対応していないというのが現状でございます。御指摘い

ただいたとおり、操作につきましては、私どもの事務所のほうで遠隔でできるものですから、そういったものも入れていきたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） そしてですね、あの、観光客のほうはいろいろこれからやっていただけそうな気がしますので、今度は市民ですね。市民には、やはり防災の整備だとか強化においてかなり役立つと思うんです。いざというときには、例えば、先日、本日もありますが、議員有志で耳の不自由な聾啞の方たちとお話しがあります。そういう聾啞の方たちにも、例えば障害のある方たちにもしっかりと情報が行き届いて、しっかりと避難勧告、避難ができる、そういうものになると思うんですけれども、市長、防災の面ではどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 防災に関しては、リアルタイムでそのいろんな外のいろんな音に影響されずに、視覚で、目で確認できるということと、今、議員おっしゃられたように、リアルタイムでネットワークにつながっていれば発信できるということで大変有効かと思えます。特に、修善寺駅など観光客の方がいらっしゃった場合の情報なども的確に伝えることができるのかなと思えます。

ただ、ある程度場所が限られてきますので、全部の市民の方がそれを見るということにはなかなか難しいですけれども、避難所であったりそういう人が集まるようなところには大変有効かと思えます。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） やはり場所というのは限られてくると思います。やはり誰もいないようなところに設置しても効果はないので、例えばこれは市役所の本庁だったり、観光客が多く来る例えば修善寺の総合会館付近、または近くのコンビニエンスストアの駐車場をお借りするような、そういうような考えも私はございます。

そして、例えば地域にある掲示板、例えば自分が知っているところだと、例えばごみの集積場のすぐ隣に掲示板があったりするんですけれども、そういうものを広報の発信場所だったり、いろいろそういう防災の情報発信の場にしていただくということも考えられると思います。そうした場合は、例えば市役所で全部を管轄するというのは難しいかもしれませんが、例えば地域とうまく連携して、そういうものの表示、情報発信というものもあり得ると思うんですけれども、その辺はどうお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 今の御質問を伺っていて、やはり新しい技術の活用の一つだなと考えた次第です。今デジタル情報のやり取りですから、恐らく今市で使っております防災アプリとの連携も技術的には可能でしょうし、リアルタイムの情報を発災直後は市民も観光客も同じ情報が必要だと思いますので、そういった技術の活用の仕方について、ぜひ検討させていただければと思います。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） ありがとうございます。

いつも前向きに検討していただけてるので安心しております。

実は、私、以前商工会の青年部でいろいろとイベントをやって、しかもほかのイベントなんかもお手伝いをいろいろさせていただいて、かかわってきたことがございます。そのとき、人を集める集客には、とても苦労したことを思い出します。

現在も市内で商工会の青年部には限りませんが、若い方たち、またはさまざまな立場の方もイベントを元気に盛り上げようと頑張ってくれております。しかし、集客にはとても苦労しているようなことを聞いております。そんな皆様のお役にも立つとは思いますが、そういうところでは、やはり駅だとか、例えばイベントに向けて、そういう小さなイベントでも大きなイベントでも、情報発信が必要だと思いますが、その辺はどのようにお考えでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） まさにおっしゃるとおりで、これまでの紙媒体によるポスターというのはやはり情報の発信としては限りがあります。そういった意味で、このデジタルサイネージで適宜適切に、人目のつくところでなければこれは意味はないと思っておりますが、観光情報も含めて、そして地域のイベントも含めて、適地にこういったデジタルサイネージという媒体を設置するのは非常に有効であるというふうに考えておりますし、そういったことで今、御苦労されている集客とかイベントで人を集めるのに苦労されているということであれば、そういった情報発信としては非常に有効であるというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 私、6月12日に千葉の幕張メッセで開かれたデジタルサイネージジャパンという展示イベントがありましたので、そちらのほうに見学に行かせていただきました。その際の写真を今回は資料として皆様に、議長の許可を得て配付をさせていただきました。その写真がこちらになるんです。これ、わかりやすいように、液晶というか、モニターの枠を映してありますが、多分モニターの枠がなければ実際にこの場に行ったような臨場感というのがとても味わうことができます。このぐらい、本当に、大画面になると大型トラック1台分ぐらいの画面まであります。そして、そこに風景が映し出されると、まるでその

場にいるかのような臨場感が味わうことができます。例えば、この臨場感を使って、伊豆への集客、例えばこれ伊豆市に限らずなんですけれども、伊豆への集客につなげたいと思います。

その2週間後、6月23日には、たまたま横浜中華街に行くことがございました。そして、伊豆半島のアンテナショップがございますので、そこに少し立ち寄らせていただきました。そのアンテナショップ、2階には食堂がございます。そのスペースを利用して、例えば伊豆の美しい海だとか山だとか、自然を感じていただけるような場所として活用してみたいかがかと思いますが、市長、どのように感じますでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） デジタルサイネージについては、伊豆市内において来客いただく観光客の方に情報発信するのはもちろん、やはり観光が基幹産業である伊豆市にとっては、やはり首都圏、中京圏、関西圏等々も含めて、そちらに住んでいる方に伊豆市を今、議員の御指摘のとおり、リアルな臨場感を持って紹介するというのは非常に効果的なことであると思います。プロモーションということになるかと思いますが、アンテナショップも含め、いろいろなイベントへの参加も含めて首都圏へいろいろ働きかけてはいるんですけれども、イベントだけではなくてこうした別ツールを使った誘客というのは進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 本当にこの映像というのは、昔、昔はといたら、一昔前は、もう3Dがあって映像が飛び出すというような臨場感、楽しみを味わえたものがありますが、今は本当に4K、8Kでオリンピックに向けていろいろと技術が進んでいますが、そういうものが確立されてきて、本当に映像がきれいなので、もうそれだけでその場にいるというような臨場感というのが本当に味わえるんです。今、デジタルサイネージというのは、新しいメディアとしても確立されつつあるんじゃないかと私は思っております。

ぜひ伊豆のすばらしい風景、自然を日本中、また世界中に広めていただきたいと思います。次へお願いいたします。

○議長（三田忠男君） それでは、2番目、マイナンバーについてのお答えを願います。答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） マイナンバーについては、市民部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 波多野議員から平成30年12月議会におきまして、マイナンバーに係る御質問をお受けしておりますが、それ以降も交付率向上を目指しまして、広報伊豆、コ

コミュニティFM I S、また市内のコンビニ店にも御協力をいただいてポスターの掲出等、市民の皆さんにマイナンバーカードの取得のお願いを行ってきております。また、本庁から距離のある土肥地区の皆さんを対象といたしまして、ことしの1月でございますが、2日間、土肥支所に出向いて、交付事務を行っております。

また、年度末の週休日に窓口を2日間開いた際にも、交付事務を行いまして、市民の皆さんの負担軽減に努めております。

マイナンバーカードの普及促進については、議員がおっしゃるとおり、今回新聞報道にもありましたように、全公務員に個人番号カードを年度内取得義務化という、国も計画実現に向けて動き出しております。市役所におきましても、まずは職員ということで、職員に対して取得の普及促進に努めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野靖明議員。

○1番（波多野靖明君） いろいろと試行錯誤していただいたとは思いますが、その後の普及率というのは変化があったかお聞きいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） データ、国のほうの部分で申しますと、令和元年7月1日現在、全国が13.5、静岡県においては12.4、伊豆市におきましては、7月31日末の数字でございます。伊豆市におきましては10.74%という結果になっております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） なかなか普及というのは、メリットが余り感じられないので難しいのかなというのは自分も正直思っております。

ただし、この間の新聞、9月2日、静岡新聞朝刊の一面の記事では、マイナンバーカードを取得して、専用サイトでID登録をして、スマホの決済アプリに入金すると、ポイントを国がつけるというサービスも今後は検討するということが出ておりました。さらに、その翌日の3日には、新聞ですけれども、マイナンバーカードを健康保険証としての利用を普及させるための基金を設置することやカード読み取り機の医療機関、それらへの購入補助、購入の助成も決めていると記事が出ておりました。

マイナンバーカードというのは、なかなかメリットというのを探するのは難しいと思うんですけれども、そういう医療機関が例えば先に進めていただいたり、後はやはり地方の公務員の皆様がまずは自分たちが取得して、またそれを周りに普及してもらおうということでもかなり進むと思うんですけれども、市長、このマイナンバーカードの大きなメリットというのは何か御存じというか、考えたりしたことありますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 自分はもちろん取得しているんですが、ではこれ何に使えるかという
と、その選択肢が、要するに効果、利用価値のところはやっぱり一つ広がらない原因なん
だろうなと私自身も思います。

御存じのとおり、かなり民族が入り混じっているヨーロッパでは、身分証明書は必ず必要
ですし、日本は身分証明書をあまり必要としてこなかった、あるいは運転免許証とか保険証
でそれを代替してきた社会の中で、では、今まで我々が日常生活の中で使ってきた運転免許
証と保険証と銀行のカードをここに入れられるかとなると、恐らく多くの日本の国民の皆さ
ん、不安をむしろ感じるんじゃないかという気もするんです。

そうすると、比較的安心して使える保険証ということに多分政府はなったんだろうと思
います。そういった着実に使える範囲を広げることで、市民の皆さんに利便性を感じていただ
くという今の進め方をまずは着実に進めるしかないのかなと。ここにいろんな情報を入れて、
1枚で、まさにいろんなことが使えるというところまではなかなかいかないのではないかと
いう気がいたします。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） そうですね。やはり海外というのは、いろいろな多国籍の方たちが
多いので、このマイナンバーカードというか、言い方は違うと思いますが、こういう
ような個人番号というものがかなり進んでいると。日本は、後出しじゃんけんというか結構
後発だったものですから、逆にそういうセキュリティというのはかなりしっかりしている
というような話を聞いたことがございます。

メリットとしていろいろ考えられるんですけども、私が調べたところでは、やはり住民
票の住民登録番号、年金の基礎年金番号、健康保険証の保険者番号、あとは税金の整理番号、
運転免許証もそうですよね。そういうようなものというのは全て、全部違う番号で区切られ
ていると。そうすると、例えば役所間での情報共有、例えば伊豆の国市だとか三島、沼津市
のほうから伊豆市に例えば転入したいよというときにも、1つの番号で書類を全部取得する
ことができるということで、今までは番号が全部違いますので、1つ1つ別の役所から別の
書類を取得しなくてはいけないというところ、そういう不便さが解消されるというメリット
がございます。

そして、そういうことを例えば社会保障とか税の分野において統一の番号ができますので、
これは役所の皆様が一番簡素化というか、楽になるというか、手順が簡素化されてメリット
が大きいのかな。あとは引っ越しだとかそういう際に使われるようなメリットだと思います。

ただ、ほかにもマイナンバーカードを持つことによってマイナポータルというものが開設
されるそうです。そうすると、自分に合った例えば必要な情報、予防接種だとか受給できる
手当、年金、介護などの情報というものがしっかりと把握できると。そして、以前報道なん

かで問題になった、例えば年金の不正受給だとか、いろいろな手当の不正受給なんかも防げますし、しっかりと受け取らなければいけない人がしっかりと、例えば年金だとかそういう手当を受け取ることができる。

いろいろ全国市長会でも今防災は大きなお話があるということでしたけれども、東日本大震災では、被災の3県で1万5,000人以上の方がお亡くなりになりました。そしてそのうちの高齢者、60歳以上の高齢者というものも1万人以上で、その半数以上、死者の66%近くというものを、高齢者が占めていたと。

その教訓から、例えば災害時なんかにも被災された方の情報がしっかりと行政のほうを受け取ることができ、そして個人の例えば健康状態、健康保険だとか介護保険の利用状況も確認できますし、持病とか障害の把握ができるようになる。そうすると、要支援者のリストというものがすぐに、迅速に、正確につくれるということにもなりますので、ぜひ防災を考える面でもしっかりとこれは伊豆市としても考えていかなければいけないと私は思っています。

何か、市民部長、コメントがあればお願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） マイナンバーカードの取得につきましては、先ほど市長が申したとおり、全ての個人の情報が1枚に入るといふ部分、そういった部分を含めると情報漏洩とかそういった部分を危惧される方もいらっしゃるというふうには感じております。

ただ、そういったシステム的に構築できる部分、いろんな分野でのシステムを1つの部分で統合できるという部分、そこら辺の情報環境をしっかりと管理できるようなシステム、そこら辺を国のほうでしっかりと構築していただくのがまず先決だというふうに感じております。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 世の中、結構キャッシュレス化ということでいろいろ、例えばスマートフォンだとかこういうもので管理できるようになっていますので、そういうところでもしっかりとしたセキュリティ、みんなが安心できるようなセキュリティがあってこそ使えるのかなとは思いますが、そういうところも例えば国の制度に伊豆市もうまいこと乗っかって進めていっていただければいいなと思います。

次の質問に移ってください。

○議長（三田忠男君） 3の終活について。

それでは、答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 終活については、以前、伊豆赤十字病院で勤務していただいた若い自治医大の先生が県に戻られるときに、随分このことを強調されておりました、やっぱり若い

先生方は伊豆市の赤十字病院に来られると、毎年何百人ものお年寄りに直接接して、彼はエンディングノートのことをいろいろ説明してくれたんですが、こういった自分の最期をしっかりと向き合うということの大切さを強調されたことを思い出しています。私自身もその話を聞いてからエンディングノートを書こうと思って、まだ1ページも書いていないんですが、みずからも試しつつ、市民の皆さんと一緒に考えればと思っています。

詳細については、健康福祉部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 伊豆市の一人暮らしの高齢者の方がお亡くなりになった場合、関係者からの情報やその方の戸籍から親族を調査して、できる限り親族の方に対応していただくようにしておりますが、御兄弟も高齢であったり、身内との関係が希薄になって拒否されたりする、そんな場合には、最終的に市として対応しているのが現状でございます。

また、医療機関に救急搬送された方や施設入所されている方の終末医療についての対応に苦慮するという現場の声も聞いております。

このような状況から、議員より昨年9月に質問があった後、ことしは伊豆市在宅医療連携推進協議会の取り組みの一つとして、みずから自分らしく過ごす人生の終末期を考える会議というものを数回開催しまして、終活についての話し合いを進めているところでございます。

高齢者を支える関係機関や高齢者を含む地域の関係者とともに、一人暮らしの方ばかりでなく、自分の意志を伝え、残された家族や周囲の方が困らないように、何を書き残し、どのように伝えておいたらいのかということをやよりよい支援の方法について話し合いを今重ねている状況でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 実は、私が以前質問したその年の年末だったか、12月ですね。埼玉県の川上町というところで、2018年の12月号に7ページにわたってエンディングノートを組み込んだそうです。伊豆市も広報伊豆で、例えば1ページずつでも組み込んでみるということは考えてみたら、例えば皆さんにこの終末期の医療だとか、しっかりと終活をするという、考えてもらうこともできると思うんですけども、いかがでしょうか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 伊豆市では、平成22年にこの多分、皆さん見覚えがあると思う一家に1つはあると思いますが、この救急医療情報キットというのをお配りさせていただいて、その中には今自分のかかりつけの病院ですとか薬ですとかというものを書いて冷蔵庫に入れて、冷蔵庫にマグネットになったシールを貼っておくというふうになっていて、そして救急隊がもしかけつけたときに冷蔵庫を見ると、これが貼ってあればその方の情報が冷

蔵庫の中にこれが入っているなというふうなことで役立ててほしいということをつくったわけです。1万個以上を各家庭にお配りしてあるようですが、今回この御質問に当たって消防署等にちょっと聞いてみたんですけれども、なかなかこれがあって助けられたという事案は残念ながらなかったの、まだまだ啓発が行き届いていないのかなというふうに反省しているところでございます。

なので、今後はこれに含めた先ほどのエンディングノートではないんですけれども、終末のその方が延命治療を望むのかどうかとか、そういうことも含めたもう少しこの時点では考えられなかった内容も含めたものがこの中にまた入れて、なおかつ冷蔵庫に保管しということをつくりながら、啓発というところに重点を置きながら考えていきたいなというふうに考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） 緊急医療情報キット、我が家にもございます。冷蔵庫の中に入れると、ペットボトルが1つ入らなくなるので、冷蔵庫の上に置いてあるんです。ただ、そうすると地震のときには倒れてしまうので、例えば冷蔵庫だと結構、今磁石とありましたけれども、例えば磁石をつけたような緊急医療情報キットのケースにするとか、例えばそれ専用の車のジュースのカップホルダーみたいなものを例えば冷蔵庫につけたりとかして、それを使いやすくしていただければ、例えば静岡県でやってくれたものを伊豆市で配付していると思うんですけれども、その伊豆市バージョンみたいなものをつくっていただければ、皆様にも普及がかなり進むというか認識もしていただけるんじゃないかなと思っています。

やはり終活というのは、いざ何か起きたときに、自分の医療情報だとかいろいろ保険、そういうものがどこに閉まったかわからない、誰が伝えてくれるのかもわからないということがございますので、そういうところはもしできたら進めていただきたいなと思っております。

さらに言うと、実は終末期と言っても、年配の方だけのものではないと私は思っています。毎年伊豆市から健康診断に行ってくださいという情報が来て、しばらく行かないので葉書も来たりするんですけれども、やはり年配だから書くのではなく、比較的若い、働き盛りの現役世代も急な病気等で入院したりしますと、自分の保険の請求先だとか、あとは病院への対応というのかなり遅れをとりますし、家族の方もいろいろと後手後手に回ってしまって大変、自分の家族にも迷惑をかけてしまうんじゃないかということもよく考えます。ですので、そういうところは本当にその年配の方だけじゃなくて、働き盛りの現役世代の方たちにもしっかりと伝わるようなものを今後は考えていただきたいと思います。

そういうことについて、また何かあれば、お願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 議員お話しされたことまさしく終末のこのエンディングノートのことを考えたときに、まさしく年配の方ばかりではないなということは感じたわけです。今回も自分らしく過ごす人生の終末期を考える会議の中では、例えば葬祭業者さんはもちろんです。それから、遺品の整理士さんですとか、それから遺品の査定士さん、それから生命保険会社の方、金融機関の方など、それから弁護士さんや消防署、警察の方などからも意見、話を聞きながら、どういうところが必要なのかということ話し合いの中では盛り込んだ中でまとめていこうということで、一つ一つ話を進めています。

○議長（三田忠男君） 市長。

○市長（菊地 豊君） 今、議員から最後に御指摘のあった年齢にかかわらずというのはそのとおりだと思ひまして、私自身も父が46歳のときに、ある朝突然亡くなって困ったこともありますし、うちの職員にも大変ながら40歳、46歳の職員が突然亡くなるということがあって、御家族が大変苦労されたと思ひますので、確かにこのようなことは年齢にかかわらずということが一つの新しい課題なんだろうと思ひます。

それから、もう一つ、少し数字を申し上げますが、かなり前に個人的に聞いた話なので、数字の裏づけはありませんが、あくまで参考として申し上げたいのですけれども、知人に医者がいて、外科医からホスピスにかわったんです。今ターミナルケアで、首都圏で勤務しているんですが、彼が当時、私が市長になる前ですから十数年前なんですが、まだ医療費が30兆円のころです。そのターミナルケアだけで9兆円かかっているという話だったんです。延命処置しているわけですね。ほぼ例外なく、ご家族にあなたの場合はどうですかということ、私は嫌です。私は嫌ですけど、うちの父はこれを続けてください。私は嫌ですけど、うちの母はこれを続けてくださいという方が物すごく多かったんだそうです。そうすると、逆に言えば、その方々の意思が事前にわかっていたら、子供さんと同じように、私はそれは望みませんということもかなり多かったのではないかと。そのために膨大な、御本人が望まれていないことのために膨大な医療費を使っている可能性があるわけです。それを考えますと、やはり私は自分が健康で判断力があるうちに意思を示しておくというのは、社会的にも必要な課題なんだろうと思ひます。数字はすみません、正確ではないんですが、あくまで御参考として申し上げました。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。

波多野議員。

○1番（波多野靖明君） まさしく、やはりなかなか終末期というのは、考えたくもないけれども、人間の死亡率というのは100%ですので、いつか亡くなります。そうしたときに、その人を最後にしっかりと送ることのできるように、また、命を助ける場合にもいろいろ、しっかりと活用できるものだと思ひますので、進めていただきたいと思います。

そして、以前、この終活を質問したときにも話をさせていただきましたが、やはり土地とか建物というものも、自分の家族がどこに土地を持っていて、建物を持っているかわからな

いというお話をしたことがあるんです。先日、小長谷順二議員から森林の維持管理についての質問がございました。その中でもやはり森林を持っている方たちで実はどこが自分の土地なのか、後継者が把握していない。だけれども、税金だけは毎年払っているんだよと、そんな話を聞きました。やはりそういうことがかなり結構あるようなので、そういう関係でも終活というか、この終活ノートだとかエンディングノートというのは、いろんなところに活用ができると思います。今、中伊豆のほうも道路が1日2万台も通る道路だから広げてもらいたいみたいな話がありますけれども、そういうときにもやはり1つでもわからない土地があったりしますと、そこで例えば道路を拡幅するにしても行き詰ってしまうこともありますので、そういうところでもしっかりと進めていただきたいと思います。

以上です。終わります。

○議長（三田忠男君） これで波多野靖明議員の質問を終了いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次の会議は9月10日、午前9時30分から開会し、議案質疑を行います。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午前10時09分

令和元年伊豆市議会 9 月定例会

(第 5 号 9 月 10 日)

令和元年伊豆市議会 9 月定例会

議 事 日 程 (第 5 号)

令和元年 9 月 1 0 日 (火曜日) 午前 9 時 3 0 分開議

- | | | |
|---------|-----------|---------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 1 4 号 | 平成 3 0 年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 議案第 1 5 号 | 平成 3 0 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第 1 6 号 | 平成 3 0 年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第 1 7 号 | 平成 3 0 年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第 1 8 号 | 平成 3 0 年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 1 9 号 | 平成 3 0 年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 2 0 号 | 平成 3 0 年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第 2 1 号 | 平成 3 0 年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第 2 2 号 | 平成 3 0 年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 3 号 | 平成 3 0 年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 4 号 | 平成 3 0 年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 5 号 | 平成 3 0 年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 3 | 議案第 2 6 号 | 平成 3 0 年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 2 7 号 | 平成 3 0 年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 1 5 | 議案第 2 8 号 | 平成 3 0 年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 日程第16 議案第29号 平成30年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第30号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第31号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）
- 日程第19 議案第32号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程第20 議案第33号 令和元年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第21 議案第34号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第22 議案第35号 財産の取得について
- 日程第23 議案第36号 駿東伊豆消防組規約の一部変更について
- 日程第24 議案第37号 伊豆市表彰条例の一部改正について
- 日程第25 議案第38号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第39号 伊豆市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第40号 伊豆市消防団条例の一部改正について
- 日程第28 議案第41号 伊豆市財産区管理会条例の一部改正について
- 日程第29 議案第42号 伊豆市給水条例の一部改正について
- 日程第30 議案第43号 伊豆市印鑑条例の一部改正について
- 日程第31 議案第44号 伊豆市介護給付費準備基金条例の一部改正について
- 日程第32 議案第45号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第33 議案第46号 伊豆市立認定こども園条例の一部改正について
- 日程第34 議案第47号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議案第48号 伊豆市児童発達支援センター条例の制定について
- 日程第36 議案第49号 市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について
- 日程第37 議案第50号 市道路線の認定について
- 日程第38 議案第51号 市道路線の廃止について
- 日程第39 議案第52号 市道路線の変更について

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（16名）

1番 波多野 靖 明 君

2番 山 口 繁 君

3番 星 谷 和 馬 君

4番 間 野 みどり 君

5番	鈴木正人君	6番	下山祥二君
7番	杉山武司君	8番	三田忠男君
9番	青木靖君	10番	永岡康司君
11番	小長谷順二君	12番	小長谷朗夫君
13番	西島信也君	14番	杉山誠君
15番	森良雄君	16番	木村建一君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市長	菊地豊君	副市長	本多伸治君
教育長	西井伸美君	総合政策部長	堀江啓一君
総務部長	伊郷伸之君	市民部長	梅原敏男君
健康福祉部長	右原千賀子君	産業部長	滝川正樹君
建設部長	山田博治君	建設部理事	白鳥正彦君
教育部長	金刺重哉君	会計管理者	城所章正君

職務のため出席した者の職氏名

事務局長	浅田茂治	次長	永沼健一
主査	鈴木恵美子		

開議 午前 9時33分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより令和元年伊豆市議会9月定例会5日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第14号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案第14号 平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

質疑に入る前に、私は、予算、3月議会と9月議会には必ずこれを持ってくるんです。説明資料は決算資料の倍ぐらいの説明が欲しいと言っているんですけども、やっぱりなかなかそうはいかないようで説明が不十分なところがあるんじゃないかと指摘しておきたい。

もう一つ指摘しておきたいのは、決算書と説明資料を見るのに説明資料のほうには款項目をページごとにつけておいてくれないと、いちいち、中には款項目が載っていないページがあるんです。そうすると、前後を見ないと決算書から説明資料へいくのに非常に苦勞する。議員の皆さん、どうですか。見ていない人は苦勞しないだろうけれども、見ている人は苦勞するはずですよ。

私の質問書には、決算書と説明資料のページ数、両方書かざるを得なくなってくる。決算書を見て款項目節がわかれば、どこに書いてあるか、説明書、すぐ移行できるんです。それをぜひ、何度も言っているんです。予算の議会と、3月議会と9月議会には言っているんです。長年やっているんで。

それから、今、総務部長から説明ありましたが、なぜこういうミスが起こるのかという原因究明してください。毎回同じようなことをやっているんです。私は、恐らく手打ちで数字入れているんじゃないかというふうに考えます。何でコンピューターが入っているのに、エクセルシートが入っているのにエクセルシートを使って資料をつくらないんですか。

それとも、もしエクセルシートを使ってやっているんだったら、今言った総務部長の説明は、いや、これを計画したプログラムミスということになるわけです。残念ながら、どうもいつも同じようなミスを繰り返している。ぜひ、どうも当局側は働き方改革には乗り気ではないようですけれども、働き方改革はあらゆる面で……

○議長（三田忠男君） 森議員、そろそろ本題に、お願いいたします。

○15番（森 良雄君） 何言っている。本題に入れないから言っているんじゃないの。

○議長（三田忠男君） 入ってください。

○15番（森 良雄君） 君はいつもあれだよ。

○議長（三田忠男君） 通告にありませんので、今の質問。

○15番（森 良雄君） 人の話の腰を折る。

本題に入る前に、皆さん、前向きな話やらないんですか。本題に入れないから言っているだ。

この発言報告書も同様なんです。山口さんをお願いしたいけれども、ぜひ今まで改革したことをこれでいいのかどうか見直ししてくださいよ。私は、議会改革は……

○議長（三田忠男君） 質疑の時間ですので質疑をお願いいたします。

○15番（森 良雄君） 全て改革になっていない。

○議長（三田忠男君） 森議員。

○15番（森 良雄君） はい、何ですか。

○議長（三田忠男君） 質疑に入ってください。

○15番（森 良雄君） 質疑に入りますよ。

議長がせかせますもので、質疑に入ります。

それでは、平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について。

これだって入れないんです。皆さんのお手元の質疑書には何て書いてありますか。伊豆市が抜けちゃっていますよ。全部書きかえてくれたんだね、当局が。これじゃ困ります。

それでは、2款1項1目3職員研修、これも節が説明資料の中でよくわかりませんけれども、63ページ、資料は2ページ、3職員研修、19大学院派遣職員研修負担金45万円の内訳、研修成果、研修生の現在の状況について伺いたい。

2款1項8目地域づくり推進事業、19地域づくり交付金3,293万9,223円、活動状況、交付金の使用状況、監査結果について。監査されているのかどうなのか。

4款2項1目4広域処理施設整備事業3,457万200円、負担金の内容、執行状況について。

皆さんは、一部事務組合については議会では議論しないというふうになっていると思いますけれども、これが入札価格93億5,000万円、荏原環境プラント株式会社が落札しているんです。まだ発表されていないようですけれども、どうもそのようになるでしょう。設計価格93億6,000万円、予定価格93億6,000万円、いつも言っているように、森良雄のニュースでござらんになっていればわかるように、設計価格イコール予定価格イコール入札価格、これが伊

豆市の入札です。建設事業の落札です。落札率、森良雄に言わせれば100%だと言っていますけれども、実に99.89%ですよ、これ。議員の皆さんどう思いますか。議会では議論できないというのが皆さんの解釈のようですけれども、どこにそんな決まりがあるんですか。どこにもないですよ、そんな決まり。第2委員会でちゃんと……

○議長（三田忠男君） 森議員、整備事業の質疑ですので、入札の質疑ではございませんので、次、お願いします。

○15番（森 良雄君） 今、全国の皆さん、これ聞いていますか。伊豆市の議会。

広域処理整備事業というのは、これ新しいごみ焼却場のことでしょうか。そうですね、議員の皆さん。この新しいごみ焼却場の入札の実態がこれなんです。いいですよ。ちゃんと説明してください。私は地方自治法のどこにも……

○議長（三田忠男君） これは去年の決算ですので、入札は今年度のことですから、ちょっと議題外だと思えますけれども、森議員、いかがですか。

○15番（森 良雄君） 議題外、それ議員の皆さん、決めてください。

○議長（三田忠男君） 森さんも議員ですので、お願いします。

○15番（森 良雄君） 議題外って、あなた、第2委員会の委員長でしょう。福祉の。所管の委員会の委員長でしょう。そんなこと言っていていいのか。

〔「決算です、決算」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） 決算ですよ。使っているじゃないですか、金を。3,457万200円。

○議長（三田忠男君） 森議員。

○15番（森 良雄君） 続いて、6款2項2目食肉加工センター管理運営事業2,027万5,452円、運営状況、減容化施設の稼働状況、この3目と4目の違いと書いたんですけども、説明資料で何言っているのかさっぱりわからない。

次、7款1項3目観光振興事業、観光ハイキングガイド養成事業補助金35万円、金額が少ないですけども、説明資料のほうを見ると何を言っているのかさっぱりわかりません。事業の内容、業者の内容、数字についての説明を求めます。

次、都市計画推進事業1,309万3,500円、業務委託料の委託先、委託業者の内容、目的、牧之郷の皆さんの合意状況を伺いたい。

5款狭隘道路整備事業151万8,265円、狭隘道路とはどんな道路なのか。私、いつも言っているように、沖ノ原1号線なんていうのは何も手つかずです。今回、初めて説明資料のほうに狭隘道路の説明らしきものが説明されております。その辺の数字の内容について伺いたいと思います。

全国の皆さん、ぜひこの議論を注目していただきたい。

以上です。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁を願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、各部長よろしくお願ひいたします。

まず、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、職員研修事業の45万円の内訳でございますが、こちらは東洋大学の大学院への授業料等への負担金となります。

また、研修成果につきましては、昨年9月に東洋大学大学院の公民連携選考の修士課程を修了し、修士の学位を取得しております。

現在の状況につきましては、総務部財務課の財産管理スタッフとして勤務しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） それでは、私のほうから地域づくり交付金について説明させていただきます。

地域づくり交付金につきましては、地域住民による地域課題の解決及び地域の個性を生かしたまちづくりを推進することを目的として設立されています7団体の地域づくり協議会に対して交付を行っております。各協議会とも、その地域の特性に合わせた活動を行っており、交付金が有効に活用されていると考えております。

協議会の主な事業についてでございますが、湯ヶ島地区地域づくり協議会においては、鉢窪山遊歩道の整備及び山頂展望デッキの設置など富士の見える遊歩道の整備や地域の方が集うサロンの運営等を行っております。

また、西豆地区地域づくり協議会においては、地域の交流拠点づくり及びコミュニティづくりとして、芝生化して整備した旧土肥南小学校のグラウンドを活用したコミュニティイベントの開催や一時避難所への照明設置等防災の取り組みなどを行っております。

土肥・小土肥地区地域づくり協議会においては、旧土肥小学校を活用し、世代間交流イベントの開催やふるさと納税の取り組みなどを実施しております。

以上、3地区を例に挙げさせていただきましたが、その他の4地区においても地域の特性を生かして特色ある地域活動に取り組んでいただきました。

次に、交付金を活用する事業の内容確認という意味での監査についてでございますが、交付金の申請前に、事業計画や収支計画について事前に確認しております。また、事業実施後の実績報告では、収支報告に係る支出の状況を確認し、的確に処理されておりました。

なお、市の監査委員の監査においても、特に指摘は受けておりません。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 広域処理施設整備事業の負担金3,457万200円の内容、執行状況ということでお答えをさせていただきます。

伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合の平成30年度の決算書より主なものを説明させていただきます。

まず議会費ということで組合議会運営事業に31万9,720円。また、組合職員5名分の人件費負担金が4,251万825円、過年度構成市負担金精算金が1,595万9,248円等、総務一般管理事業に6,065万4,217円が執行されております。続いて、衛生費、新ごみ処理施設整備事業に係る部分でございますが、生活環境影響調査業務委託料に374万7,600円、事業者選定アドバイザー業務委託料に194万7,185円と継続費の通次繰り越し分として2,279万9,000円、循環型社会形成推進地域計画策定業務委託料、この部分で170万6,400円、新ごみ処理施設整備費用対効果分析業務委託料に127万4,400円等、合わせまして3,244万2,275円が執行されております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは私から、まず、6款食肉加工センター管理運営事業についてお答えをいたします。

運営の状況でございますが、市の実施する有害鳥獣捕獲などにより捕獲された鹿、イノシシを受け入れしております。搬入の実績でございますが、鹿が834頭、うち受け入れをしたものが811頭、イノシシは202頭、うち受け入れをしたものが179頭で、鹿、イノシシの合計で990頭を受け入れ、食肉加工の後、販売をしております。

次に、減容化施設の稼働状況ですが、試験期間を経て昨年5月から本格稼働を始めました。微生物を活用して分解・処理するものですが、搬入後に損傷等により受け入れのできなかった個体など、昨年度1年間で約2.6トン进行处理しております。

最後に、有害鳥獣被害対策事業と食肉加工センター管理運営事業の違いでございますが、有害鳥獣被害対策事業は、有害鳥獣による農林産物や生活環境への被害を防止するために捕獲、防護に関する事業を実施する事業でございます。

一方、食肉加工センター管理運営事業につきましては、食肉加工センターの管理、運営に関する事業で、センターに係る経費を明確にするために有害鳥獣被害対策事業と区分して予算執行しております。

引き続きまして、7款観光ハイキングガイド養成事業補助金についてでございます。

事業の内容ですが、伊豆市の観光資源である天城山系を初めとするハイキングコースを活用した着地型観光の充実を図るため、ハイキングの案内ガイドの養成やスキルアップ研修を行う団体に補助金を支出しております。

団体ですが、天城自然ガイドクラブ伊豆支部でございます。当該団体は、旅行代理店を初めとする各種団体からの依頼によるハイキングガイドの実施を行うとともに、みずからのスキルアップ、認定ガイドの資格取得のフォローアップをしております。

数字でございますが、平成30年度、天城山登山・ネイチャーガイド養成講座として13回、

延べ123人の受講がありました。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 最後になりますが、建設部長。

○建設部長（山田博治君） それでは、私のほうから8款について説明いたします。

決算説明資料の111、112ページになります。

まず、111ページの都市計画推進事業の、まず最初は、都市計画区域拡大に係る原案協議資料作成等業務委託料218万7,000円の委託先は、服部エンジニア株式会社沼津事務所です。都市計画区域拡大に向け、国、県、関係機関への協議資料等を作成しました。

続きまして、2番目の景観まちづくり重点地区計画等策定業務453万6,000円ですが、委託先は株式会社地域まちづくり研究所です。景観まちづくり重点地区として指定するため、平成30年度は湯ヶ島地区に入って地元住民の皆様と勉強会やまち歩きなどを実施し、計画の素案を作成しました。

3番目の牧之郷地区計画等策定支援業務270万円ですが、委託先は株式会社都市環境研究所になります。牧之郷地区計画策定のための関係機関等との協議資料及び都市計画決定図書を作成し、平成31年3月29日に牧之郷地区計画を都市計画決定いたしました。

続きまして、牧之郷駅周辺整備構想等支援業務47万5,000円ですが、委託先は株式会社都市環境研究所で、地区計画の検討にあわせ、牧之郷駅周辺整備に必要な機能等を配置した構想図を作成しております。

次に、伊豆市の新しい都市計画住民向け解説資料作成及び説明会運営支援業務委託253万8,000円ですが、委託先は株式会社都市環境研究所となります。令和2年度末に市域全域への都市計画区域拡大するため、説明会資料を作成するとともに、都市計画や建築の技術的な部分の助言を行っていただいております。

続きまして、牧之郷の皆さんの合意状況についてですが、地区計画は地元住民の意見を十分に反映し作成する性格のものであるため、平成26年度から多くの地区説明、調整を重ね、その過程においてさまざまな住民意見を可能な限り反映させております。また、今までの地元における意見交換や説明会に加え、条例や法に基づく縦覧においても、地区計画に対する大きな異論はなく、おおむね住民の合意を得ているものと考えております。

続きまして、狹隘道路整備事業151万8,265円ですが、狹隘道路とはどんな道路ですかということで、狹隘道路とは、伊豆市狹隘道路拡幅整備事業に関する要綱の第2条に記載しておりますが、都市計画区域内の道路法第3条第2項に規定する市道で、幅員が4メートル未満の道路及び市が特に狹隘道路として拡幅整備をする必要があると認める道路でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問があれば款ごとに行います。

森良雄議員、まず2款からお願いいたします。

○15番（森 良雄君） それじゃあ、2款から質問させていただきます。

まず、職員研修について、修士の資格を取ったということですので、これは複数年度にわたって研修を受けていたのかどうなのかということをお聞きしたいと思います。

次、地域づくり推進事業、申請前にいろいろ検討しているようではございますけれども、事業終了後は何に幾ら使ったか、ちゃんと適正に使ったかどうか、そういうことは調べないのかどうか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

まず初めに、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 東洋大学の大学院につきましては、平成28年度の秋から30年度の秋、2年間でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 最終的に年度終了後、3月から4月になりますけれども、事業報告及び収支報告として実績報告書を提出いただきます。その中の収支報告につきましては、全て領収書等を添付していただきまして、担当職員あるいは複数の職員でそれを見て、適正に処理されていることを確認しているところでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） これで終わりなんだね。

職員研修、どんな研究したんですか。研修のあれがあると思うんですけども、それを教えてください。

それから、地域づくり推進事業、500万円近くなるわけですよ、1地域で。それを監査委員も関与しない、領収書の報告書だけでいいと、それで済むのかどうなのか、どのようにお考えになっているのか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 順次答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、大学院での勉強の内容と申しますか専攻のコースなんですけれども、こちらは経済学研究科の公民連携専攻ということで、時代が、今、今後、将来に向かっているいろいろな問題がまだあるんですが、民の力、民の知識等を活用していかに公と民が連携しながら行政を進めていくかという手法の勉強でございます。

○議長（三田忠男君） 総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） 支出のものにつきましては、地域課題の解決及び地域の個性を生かしたまちづくりに充てられるということで、地元の地域づくり協議会で役員さんでよく練られたもので最終的には総会で了解を得たものが市のほうに500万円という最大の枠の中で事業計画を出されておりますので、それに基づいて出されたものを市のほうで職員それぞれが、領収書を全部添付されております。全部チェックしながらやっています、適正に

処理されていることを確認しながら領収書等も確認しておりますので、問題ないと考えております。

○議長（三田忠男君） 次に、4款、森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 全く今のお答えじゃ何が何だかさっぱりわからないから、ほかの機会に改めてやりますけれども。例えば、総会やっているからなんて、僕に、総会の通知書なんて見たことないです。

次に、広域処理施設整備事業。

議員の皆さん、何だかんだといろいろ御不満があるようだけれども、少なくともこの事業費のほとんどが人件費ですよ。要は、職員は何をやっていたのかということなんです。それを聞きたいです。

要は、違ったといえば、最初から予算が決まっていたと言っています。私はここの議会で指摘します。事実ですよ、これ。皆さん、聞いているでしょう。見積書をつくるのに3,000万円もかかるんだと。ほかの業者が入札に参加しなかったわけでしょう。最初から荏原環境プラントが、荏原環境プラントとコンサルタントと、それとこの職員が最初から最後まで荏原環境プラントの入札について関与しているわけ。議会ではどう思います。伊豆市では、この市議会では検討していないんだ。所管の委員会ではしていない。する必要がないという考え。

〔「決算だ、決算」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） 決算でしないんですか。

〔「この中にあったのか」と言う人あり〕

○15番（森 良雄君） 職員が何のために、この3,000万円も職員に金払っているのか。

じゃあ、職員、ここで何人働いていたんですか、何のために、何をしていたのか。

○議長（三田忠男君） 決算内容のことで、市民部長、答弁願います。

○市民部長（梅原敏男君） 職員数は、伊豆市、伊豆の国市から派遣されております職員5名、その5名については広域処理施設整備事業にかかわります事務を遂行しております。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） かかわる事務だと。かかわる事務の内容は何ですか。

最初から荏原環境プラント株式会社が入札に応じてほかがないと。そして、今現在、これを落札しようとしている、まだ発表されていないんだよね。

○議長（三田忠男君） 森議員、決算内容の審査ですので、入札は今年度のことですよ。

○15番（森 良雄君） この年度で何をやっていたのか聞きたいんだよ。

○議長（三田忠男君） じゃあ、答弁願います。

○15番（森 良雄君） まだ終わってない。何だ、終わってないのに。議長おかしいよ、あなた、議会運営。まだ質問終わってないじゃないか。

○議長（三田忠男君） 決算概要の。

○15番（森 良雄君） 何を仕事やっていたのか聞きたいんだよ。

○議長（三田忠男君） ですからそれを答弁させます。よろしいですか。

○15番（森 良雄君） 何をやっていたのか、昨年度は。

○議長（三田忠男君） この予算を使って何を執行していたか、答弁願います。

市民部長。

○市民部長（梅原敏男君） 新ごみ処理施設の整備について、事業の方法、事業条件、事業者の募集、選定方法の検討等、またその部分でアドバイザーとの契約等をして、それとともに事業を進めております。

○議長（三田忠男君） 次に、6款。

○15番（森 良雄君） 議長はおしまいだと言うけれども、今の話聞いていて指摘しているのは、じゃあ遊んでいたんじゃないかと、職員は。だって決まっているんですよ。荏原環境プラントに。

○議長（三田忠男君） 根拠もないのに、森議員、根拠あるんですか。

○15番（森 良雄君） 根拠あります。私は警察へ告発しますから。

○議長（三田忠男君） 議論になりませんので、議案外ですので、また別の席でお願いいたします。

○15番（森 良雄君） 決算でしょう。何をやっていたということを僕は知りたいんだ。

○議長（三田忠男君） 森議員、6款いきましょ。

○15番（森 良雄君） 次に、食肉加工センター。

年度でいくとこの年度は四、五カ月しか稼働していないんだよ。5月から始まったんでしょ。それとも12カ月やったのか。いつやったのか。2.6トンという数字の根拠を教えてください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 稼働は、先ほど申し上げましたとおり昨年の5月からでございますので30年度については11カ月稼働しております。

内訳でございますが、先ほど御説明しました搬入受け入れの段階で被弾箇所であるとか内出血等で受け入れができないものについて処理したものと、あとこれは以前議会でも議論させていただいた、処理の中で加工センターの残渣処理については一旦できないというような見解がございましたが、その後も国と協議をさせていただいて、出てくる残渣についても処理が可能という回答をいただいておりますので、昨年、2.6トンの中には個体をそのまま分解処理したものと残渣等の合計が2.6トンということでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森議員。

○15番（森 良雄君） 私、この質問の趣旨は、減容化施設の処理能力に問題があるんじゃないかというのが質問の趣旨なんです。

例えば、2.6トンだと一体何頭になりますか。これ、バッチ処理にいくんだったら、1バッチ五、六頭処理できるというふうに聞いていたと思うんだけど、実質は1バッチ1頭でもって二、三日かかるんじゃないのか。その辺、どうなんですか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 当初の計画では、日に200キロ、これは個体の大きさがそれぞれ違いますが、大体4頭から5頭ということで計画をしておりましたが、実際に、試験を経て稼働している中では、やはり個体の状態、その大きさであるとか脂分が多い、少ない等、それから気温等の影響もあったかと思いますが、実際の処理ではそこまでの予定、計画どおりに処理が進まないということは確かにごさいました。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、7款、質疑ありますか。

○15番（森 良雄君） 大体、議員の皆さん、1日1頭ぐらいしか処理できないんでしょう。

○議長（三田忠男君） 7款お願いいたします。

○15番（森 良雄君） 処理能力、いいよ、委員会で質問するから。処理能力、どういう計画だったのかちゃんと調べてきてください。

次に、観光振興事業、観光ハイキングガイド。

これの説明資料の90ページだと240人だ、123人だ、227人だという数字が並べられているけれども、まず、この数字は何なのか。ハイキングガイドの養成事業なんでしょう。これだけの数字が入っているということは一体どういう養成をしているのか。私は10人か20人の人を集めて1年間かけて養成する予算なのかなと思っているけれども、どうもこの資料90ページの数字からいくとそうではないように思うんですけども、一体何をやっていたのか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 先ほどの御回答と繰り返しになりますが、こちらは補助金でございます。今、観光ハイキングのガイドを養成、また、みずからフォローアップ、スキルアップのために研修を行う、そういった団体が市内にごさいますので、そちらの団体に対して補助金を支出したというものでございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 委員会で質問するけれども、答えられるようにしてくださいよ。

1回ハイキング連れていっただけでガイドの養成になるというものじゃないでしょう。恐

らく、さっき言ったように10人か20人のメンバーを集めて、その人たちを1年間かけて養成しようとしているんじゃないですか。その辺をしっかりと調べてください。そうじゃないとこの数字はおかしいですよ。

○議長（三田忠男君） 答弁を求めましたか。

○15番（森 良雄君） 求めました。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） こちらの団体の会員数は、今、約30名というふうに伺っております。

先ほどから申し上げているとおり、この方たちのスキルアップのためのフォロー研修もこの団体では実施しておりますが、先ほども御説明したとおり新たなガイドを養成するという事で年間13回、延べですが123名の受講があったということでございます。

また、この中で新たに5名の方がこちらのガイドクラブのほうに入会をされたということも伺っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 最後になります。8款。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 今のハイキングガイドについては委員会で聞きますけれども、これ伊豆市がいい……。その辺も皆さんには教えない。委員会で。じゃあ言いましょうか。どういうふうに……。聞きたい。聞きたいんだったら説明するよ。

次、都市計画推進事業、建設部長だっけ、ちゃんと住民の声聞いていると。間違いありませんね。それ確認しましょう。

次、狭隘道路、いろいろ112ページには細かい数字が載っているけれども、これにのっとって守るように設計施工は行われていますか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 住民の声というのは牧之郷のことだと思いますけれども、平成26年度から、先ほど説明しましたとおり、何回も協議を重ねてしっかりやっていますので、住民の声はしっかり反映されていると思います。

あと、狭隘道路の関係ですが、この道路というのは都市計画の修善寺地区内の2項道路と言いまして、幅員が4メートル未満の道路につきましてセンターから2メートルセットバックする、その土地に対しての補助制度になります。その中で補助制度という要綱がありますので、それに基づいて作業をしていただくと。こちらが作業するんじゃなくて申請者がしっかり対応するという事の補助金になります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 都市計画推進事業、牧之郷のあれについてはいつも言っているんだけど、今後、牧之郷の方から苦情出ないようによく説明してください。納得できるように。私いつも言っているように。

はっきり言って、この計画を出した人は新住民ばかりだから。そういう指摘は私、受けている。まず、新住民と旧住民の融和がうまくいっていますよと言うんだったら、頑張っ、名前の呼び方知らないけれども、あそこの踏切の向こう側の砂利道の家があって、あれは旧修善寺町が舗装すると言ったんだからやってやってください。

次、狭隘道路、これ、今回は沖ノ原1号線はこっちへ置いておいて、せっかく4メートル未満の道路を4メートル、中心から2メートルのセットバックを基本ということを書いているわけです。

伊豆市の道路の図面を見ると、基準がどこかさっぱりわからないんです。だから、住民の不満は、道路がよくなったのはいいんだけど、前の道路と全然違うよということ建設部は聞きませんか。例えば、一例を挙げるとこのセットバック、中心線を基準にしているわけですよね、道路をつくるのに。そうじゃないですか。いいですよ、側面でもいいです。だから、それをはっきりさせておかないと、道路が新しくできたら中心線がどこかわからなくなっちゃうんだよ。それが伊豆市の道路工事の実態。

その辺、どうですか。森が言っているのはおかしいと思いますか。伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 牧之郷につきましては、今年度、しっかり用地入っていますので、その辺は住民の声をしっかり聞きまして、ちゃんと調整していきたいと思えます。

セットバックにつきましては、要するに建物を建てたい方がしっかり境界確定というのをやります。官民、民、境がしっかり確定した中で、そこから道路が確定しますので、そのセンターを出して、そのセンターから2メートルセットバック、そういう形でしっかり対応しております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で森良雄議員の質疑を終わります。

森義雄議員にお尋ねいたします。

先ほど、—————という言葉がありましたけれども、議長としては地方自治法第132条の無礼な言葉を使用しということに該当すると判断いたしました。その部分の発言を取り消されるよう議長としては希望いたしますが、いかがでしょうか。

○15番（森 良雄君） この団体がどうやってるのか調べなさいよ。

○議長（三田忠男君） 無礼な言葉ということの取り消し意思はないということでしょうか。

○15番（森 良雄君） はい。

○議長（三田忠男君） それでは、内容は別にして、言葉自体の—————ということは無礼な言葉と議長として判断いたしましたので、その部分、地方自治法第129条第1項及び会議規則第87条の規定により、その部分の発言については会議録に記載しない処置といたします。

○15番（森 良雄君） だめだよ、やる気ないよ、勝手なことするなよ。

○議長（三田忠男君） 次に、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

大きく2点にわたって質疑をいたします。

1つ目です。今年度予算は、第2次伊豆市総合計画の5つのまちづくり重点目標に掲げた具体的な施策や事業を着実に進める、未来に向けた着実な一步を踏み出す予算とした。それは、総合計画を戦略的、体系的に策定している。

戦略的、体系的とは、目的を明らかにし、その目的を達成するための目標を確立し、そしてその目標を実現するための実施要領、すなわち1H5Wを策定するというふうに市長が当年度当初予算の所信表明及び私の質疑に対して御答弁なされました。

これから質疑、その前段のもとで、最初の総括的な決算の話の中では、それぞれの決算の金額の説明はありましたが、この1年間の財政支出によって当初の目標がどのように実行され目標どおりに成果をおさめたのか、まだ道半ばにあるのか、もう少し具体的な説明を求めます。

ということで、例としてこれも市長が述べられておりましたので、5つの重点項目、それから中を見ると7つの政策を掲げられたんですけども、それは委員会の中で、当然、連合審査の中で論議されるでしょうけれども、きょうは総括質疑ですから大枠の問題としてお尋ねします。

ということで例なんです。市長がこのように述べられたことを2つお尋ねします。

形についてということをお話しされました。コンパクト&ネットワーク、つまり、これから人口減少が加速されるであろう伊豆市において、過去のような成長期の形を求めることは不適切であるということが前提。

色について、伊豆半島全体として世界のリゾート地に比するような方向に進んでいきたいという意思表示。

これから私の質疑なんですけれども、これらを目的としているならば、今年度はどういう目標を立てて、どういう到達と判断しているのか、お答えください。

2つ目のことです。これは全体の歳入歳出にかかわる大枠の構成比の問題についてお尋ねします。

歳入、自主財源と市債、歳出、義務的経費と経常的経費、投資的経費、平成25年度から振

り返りませんと平成30年度のこれをどのように分析するのかわからないがために、参考に資料をつけさせていただきました。あくまでも平成30年度における、今、お話しした歳入の内容の問題、それからこれは少しダブって書いたんですが、経常的経費の中に義務的経費がありますから、ここはダブるところなんですけれども、あえて義務的経費というのを私は必要かなと思ってやりました。そして、投資的経費、平成30年度、大枠で結構でございます。これをどのように分析し、評価しているのか、お答えください。

よろしく願いいたします。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） お答え申し上げます。

まず、総合計画についてですけれども、総合計画を戦略的に作成して、今年度の進捗はという御質問だと思うんですけれども、御存じのとおり、総合計画、できてすぐに改訂せざるを得なくなりましたが、これとダイジェストというのがございます。

そして、地方自治体の目的は、これは地方自治法に定められた、つまり市町村は住民の福祉を増進すること、当然これが目的になるわけです。総合計画ですから、そういった上位概念があるわけです。

そして、その住民の福祉の増進を目的として、その目標を達成するために、総合計画ですから長期目標として自然、歴史、文化が薫る誇りと活力に満ちた「伊豆半島の新基軸（クロスロード）」・伊豆市というのを、これを長期的な伊豆市の住民の福祉増進を目的とした長期的な目標としてこれを掲げたわけです。

これを、中を分解すると、建設事業ばかりではありませんので、ハード整備と形としてのまちの形と、それから、市の持っている特徴をあらわしたまちの色と、そして、住民の皆さんが地域活動の主体ですからまちの力というふうに分解しているわけです。

これを年度ごとに分けるわけではなくて、総合計画ですから、これいろいろな事業に落としていくわけです。その落としていくための重点目標として、魅力あふれる拠点の創造と交通体系とか安全で心地よい生活環境とか、それぞれの事業に落としていくわけです。これは御理解いただけたと思いますけれども、それぞれの事業の、さっき伊豆半島のクロスロードという目標で掲げたものが、今度は目的になるわけです。下位計画の。つまり、伊豆半島のクロスロードという、この事業を実現することを目的として下位の計画をつくっていくわけです。そして、その事業をさらにアクションプランをつくっていて、今度は次の目標、例えば、魅力あふれる拠点の創造と交通体系、交通ネットワーク、これを実現する、これを目的としてさらにアクションプランができていくわけです。

したがって、そういう思考と計画づくりを繰り返すことによって全体として体系的な総合的な包括的な計画になっていくわけですので、10年後を見据えた計画のそれぞれ1H5Wが

総合計画の中であって、年度ごとに区切っていくという考え方とは異なりますので、今年度の目標というのは、それぞれの年度に落とした事業計画の中の今年度の進捗の掌握というのは、当然それはしているわけです。総合計画の進捗管理は総合政策部総合戦略課でやっておりますので、そういった観点からの御質問であれば戦略課のほうにまた詳細は説明させますが、したがって、これに基づく総合計画の進捗管理というのはかなり詳細なものになってまいります。そこは、計画の立て方と進捗管理として御理解を賜りたいと思います。

それから、平成30年度分の歳入歳出の構成比の分析については、総務部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、まず初めに総合政策部長。

〔「なしで」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） なしでいいですか。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 私から、大きく2点目の質問の各構成比についてお答えさせていただきます。

まず、平成30年度決算についてなんですが、30年度の大きな特徴としましては、3月議会で補正でお願いしました地域振興基金、こちらの24億円の基金の造成事業があります。よって、歳入歳出の総額が例年に比べて24億円相当がまず大きくなっているという前提でございます。

議員が御提示いただいておりますこの各構成比におきましても、この構成比を算出する分母であります総額が基金相当分が大きくなっているという要因がございます。ですので、御提示いただいている平成25年度からの単純比較の構成比というのはなかなか評価が難しいと考えております。

例えば、歳入の自主財源の比率で申しますと、ここ数年、議員の表からもわかりますように40%前後で推移してございます。ただし、平成30年度は36.5%と減少している数値となっておりますが、先ほど申しました地域振興基金の仮に24億円分、これがなかったと仮定して試算しますと、平成30年度におきましても約40%となって、こちら各年度とそう大きくは変わってございません。

また、歳出におきましても、同様に24億円相当分が決算額として大きくなっているということでございます。議会の初日で財政の健全化判断比率の説明をさせていただきました各指標におきましても健全化の範囲であるということでございます。

また、義務的経費を含んだ経常的経費のこの比率でございますが、先ほど本会議始まる前にちょっと修正させていただきました市の経常経費比率、こちらを見ていただきますと、議員が示していただいております真ん中の経常的経費の比率、例えば平成30年度、56.5になっておるんですが、先ほどの地域振興基金を仮に除いた場合ですと64.5になります。そうしますと、比率的には毎年度そう変わってはいませんが、経常経費比率で見ますと分母であ

ります普通交付税が減額しているということで、経常経費の総額はそう変わらなくても分母が若干減ってきているということで、先ほど訂正させていただきました経常経費比率が若干右肩上がりになっているということです。こちらの比率につきましては、やはり財政の弾力化を考えますとなかなか分母が大きくなりませんものから、分子でありますこの経常的な経費をやはり抑えていかなければならないというふうな考えがございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 一括でよろしいですか。

再質問ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 市長が言われるように総合計画の審議じゃないですから、決算するわけじゃないから、ただ、市長が冒頭、平成30年度の予算編成に当たって、今、重点目標とか具体的な政策等々についていろいろなことを当初予算の中でお話しなされているんですけども、こういう出だしから始まるというか、今年度予算は総合計画を着実に実行するための具体的事業が予算に組み込まれていますという話だったんです。

だから、あくまでも、確かに言われるように、総合計画についてどうのこうのじゃないんだけど、総合計画のまず第一歩か云々は置いておいても、その総合計画を具体的に進めていく、当然だと思うんですけども、平成30年度の予算の中に組み込んでいったということの始まりだったんです。

それで、総合計画の政策とか重点項目5つを全部、その中に政策をやると、多分7つか8つほどあるんです。それをここで論議すること自体が私は違うと思うもので、いわゆる具体的に、じゃあ、今言った体系的に予算に組み込まれていますというふうに話をされたものですから、具体的な例として形について、これもまだ抽象的かもしれませんが、じゃあ、この予算の中に、平成30年度の決算の中にこれがどう反映されているのかなということでの質疑をもうちょっと突っ込んでしていきたいなと思っています。

それで、その前の前段でちょっと確認をしなくちゃならないのかなと思うのは、目的と目標というのが、ある時にはそれがずっと進めていくと目的になったり目標になったりすると、私はちょっとわからなくなるもので、ちょっときちっとした定義づけをしながら市長の考え方を聞きたいなと思っています。

目的というのは、最終的に実現しようねという、成し遂げようという、そういうものが目的と私は理解しているんです。

目標は何かと、差し当たって実現させたり到達しようとするところだから、最初に、長い目で見たときに目的があって、その目的のために具体的にそこに近づくために目標という、ある意味では目印をつけながら目的を達成するために、ごめん、繰り返しになりますが、目印が目標じゃないのかなというふうに私は理解しているんです。

それで意見が一致しているかどうか、ちょっと確認をしていきたいなと思います。

この例として挙げたのが、ちょっと突っ込んでお尋ねします。

最後のほうに、過去のような成長期の形を求めることは不適切であるというところから、コンパクトネットワークというのが出たのかなということなんです。

そうすると、この過去のような成長期というのはどこを指しているのか、バブル期なのかな、それとも1955年ごろから20年間続いた高度成長期を指して言っているのか、ちょっとその点が、成長期の形を、今後、不適切なんだからやりませんということを言っているんだけど、じゃあ、その次、高度成長期における、都市は相当、大都市はどんどん高度成長で人口が集中したり産業興しをやったんだけど、こういう中山間地における成長期の時期というのはどのようにあったのかなと。

だから、伊豆市においても、途中で当然、十数年前合併したんですけれども、成長期の姿、今まで旧町で歩んできたその形というのは不適切というか、この表現をかりればそういうふうに見るのかなということをお尋ねします。

それからもう一つ、観光政策につながるなど思いながら、多分これは今度の決算の中にもあるんですけれども、ここがよくわからないんです。こういうふうにお話をされました。

色と言うのは、国際的な観光都市、ちょっと途中省きますけれども、これが伊豆半島全体のときに私が表現しておるんですよ。そして、世界レベルのリゾートというものを軌を一にする、ということは、何と一致するかと、国際的な環境都市と一致するんですよと、これを伊豆半島全体としてそういう方向に、ずっと先の目標に位置づけているんですよということに私はとったものですから、じゃあ、平成30年度はそれに向かってどういう歩みを進めていったのかということが、ちょっと十分に飲み込めないものですから、お願いします。

総務部長からいろんな話されて、なるほどなど思い返しながら、地域振興基金が補正予算で大分後になって出てきたからなんです、これだけで、だから自主財源そのものもそれほど変化はないと。ずっと。平成30年度、そうじゃなかったということで、いずれにしたって、約40%の自主財源をどう見るのかということでお尋ねします。

いずれにしても、自主財源が減る方向に残念ながらあると、今回、ほぼ横ばいなんですけれども、ちょっとお尋ねするのは、いわゆる政策的投資、投資的経費についてちょっとお尋ねします。

今後、上水道の管の布設替えの問題、庁舎建て替えの問題、美術館建設の問題、新中学校建設の問題とかいろんな投資が入ってくると。そうすると、どこからその投資的経費を回すのか、投資した建物等々は、ちょっとたつと今度は経常的経費に回って維持管理するためのお金をどうしようかと、こういうことになってくるから、バランスよくいけば相関関係にもついているんな投資的経費というのは出てくると思うんですけれども、経常的経費、今、これ見る限りはそれほど変わらないと、それほど心配しなくていいと言うと変だけれども、大変さはあるんだけどそれほど過去からずっと引っ張ってきても平成30年度はそれほど変化しなかったという理解を私はしたんですけれども、投資的経費と経常的経費の兼ね合いを

この決算の中でどういうふうを読み解いたのか、お願いいたします。

○議長（三田忠男君） 答弁求めます。

市長。

○市長（菊地 豊君） ただいまの御質問は私のほうで一括して答弁申し上げます。

まず、成長期というのはいつを示しているかというのは、もちろんバブルではなくて日本の全体としての経済成長期で、バブルは1985年から4年しかありませんのであれは極めて特異な状況なんです。1960年代から日本の経済成長が始まって、町役場の皆さん、1万2,000円で就職したわけです。1万2,000円の初任給の方が、当時の課長、45万円まで、つまり月給が約40倍伸びたわけです。今の職員の初任給が20万円の月給が80万円に伸びるくらい、それくらいの高度成長期が30年ぐらい続いたわけです。そのときは、その方々自動車も買えるようになった、冷蔵庫も買えるようになった、我々の時代がそうじゃないですか。バスで通勤していた父親たちがスクーターを買うようになり、車を買うようになり、1人1台になり、そして30代、4代のその皆さんたちはもう駅前を買うことがなくなって大型ショッピングストアができていって、どんどん開発圧力が高まっていった時代があったわけです。その方々は、電気屋さんにつけてもらうよりも自分で買って、自分で設置して、自分でパソコン初期設定するという時代になったわけです。

ところが、1つは、経済成長が終わって生産年齢人口が下がったという変化だけではなく、その方々が全員75歳から上になってきて、そうすると車であちこちに行けた時代から、できれば歩いて病院に行ける範囲、歩いて買い物ができる範囲ということに単に財政力だけではなくて人間の活動として集約してきたこともあるわけです。

その中でコンパクト化というものが不可避となって、そしてコンパクト化が全国で不可避なんだけれども、狭いところに70万人いる世田谷区と同じ静岡県でもコンパクト化されている清水町や長泉町と伊豆市とは当然違いますよね。やはり、例えば、長泉町の中心地や裾野の中心地で我々が考えているようなお出かけ天城というのは、多分余り想定されないだろうと。光ファイバーを税金使って整備するなんて余り考えられないだろう。というか、当時の市長さんから、伊豆市は大変だねというような発言もされたぐらい、自動的にインフラが整うところとある程度行政が入って住民サービスやら社会インフラを整備しなければいけないところと、当然、伊豆市は違うわけですから、その伊豆市としての生活空間をどうやってつくるか、そしてそれをどのように財源を手当てするかという問題が、今度は伊豆市の固有の問題として出てくるわけです。

ですから、同じ住民の福祉の増進を目的としても、その目的を達成するための行政の目標というのは当然市町村によって違ってきますから、そこに地方戦略があるわけです。

そして、その文脈の中で我々の働く場所、それから市民の行政サービスを確保するための財源として考えると、やはり基盤産業というのは観光なんだろうと。特に雇用で2,000人ぐらいだったでしょうか、製造業で1,000人ぐらいですから全体での1,000億円の経済活動のう

ち800億円ぐらいはサービス産業ですので、やはりそこに焦点を当てざるを得ない。

ただ、その際に国際的な観光地伊豆半島として考えたときに、修善寺温泉の真ん中に工場誘致しませんよね。修善寺駅の北に利便性高くても工場誘致しませんよね。修善寺温泉は、やっぱり観光地としての景観規制をしますよね。駅周辺は観光地のターミナル駅にふさわしい都市整備をしますよね。それが色としての観光を主体としたまちづくり、同じ製造業、同じサービス業でも、やはり都市部にある製造業と伊豆市にある製造業では、申しわけないですけれども場所とか、もし新しくつくるのであればベアードビールのように外観を配慮いただくとか、そういった具体的な政策が出てくるという意味で色、要するに国際観光都市として伊豆半島は発展していくことのほうが成功する確率が高いという分析をしたわけです。

そこで、最後の御下問の、ではそれであれば伊豆市は新市建設も含めてどのように投資的経費を財源手当てしていくのかということになるわけですが、ざくっと、ことし少しふえた市税が43億円、それにゴルフ場利用税、それからふるさと納税で約49億円、そうすると伊豆市の場合にはほかにも細かいもので、これは制度的に伊豆市が財源として安定しているものは市税とは別にあるわけですけれども、ざっと考えれば地方交付税が50億円、市に入ってくるお金が約50億円で、標準財政規模の約100億円になるわけです。

ここで全部使ってしまうと投資ができない、投資が極めて制約されるわけですから、伊豆市の場合にはそこでうまく国や県の制度を活用してより投資的経費に回せる財源を確保するという何を十年にわたってやってきているわけです。それが、一つには合併特例債であり、あるいは社会資本整備交付金であり、あるいは防災安全交付金であり、あるいは県の観光施設整備費であり、そういったものを組み合わせながらなるべく多くの投資的経費を財源手当てしたいということです。

そこで、議員の皆さんは誤解はされていないと思いますけれども、文教ガーデンのときに市民の皆さん、議会からも一部ありましたけれども、そんな100億円も箱物に、今回のごみ焼却場もそうですけれども、通常の投資活動するとき、当時は、中学校が100億円ではありませんけれども、そこに整備することと今の3中学校を残すことは財源としてどちらがより効果的かという考え方を当時何度もお願いしたわけですが、3つの中学校を今のまま残すことは、将来の、今、議員途中でおっしゃいました、途中から固定経費になるというものがずっと続くわけではなくてどこかで建て直さなければいけないですよ。まずは、中伊豆中、次に天城中、そして修善寺中学校、3つの中学校の維持管理費、将来建て直す経費と、新しい中学校を建設するための経費、それから、今さっき、話題外の話になりました、93億円で新しいごみ焼却場をつくる、今の4つの古い施設を維持することと比較した場合に、初期投資と将来固定経費になる維持管理費を足したときに絶対新しいいい設備を入れたほうがいいに決まっているんです。

これは議員も同じ認識を共有されていると思いますが、ただ、それを全額市民の負担に回すものではなくて、さっき申し上げたとおり投資的経費はどこから持ってくるんだ、国とか

県からいただきながら一番いいものを集約してつくりましょうということですから、これは個々の事業だけではなく伊豆市の将来投資のために共通して私どもが行政として推進をしている事業のあり方でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

木村建一議員。

○16番（木村建一君） 総括質疑ですからより具体的なところを私は今のことについて意見述べたいんですが、質疑ですからよしますけれども、今聞いていて、中山間地における歴史的に見たときに、だからお尋ねしたんです。成長期の形は求めることは不適切だと言われましたが、じゃあ、成長期にこの中山間地で何が大きな課題になったのか、一例、今お話ししました観光の問題です。観光はなぜ、どんどん成長期もここに来たのかと。

やっぱり都会から来られる方はこの自然とか風景を大切に守りながら、特にここ、すごくにぎやかなような観光地じゃなくて、本当に静かな観光地を求めた。じゃあ、誰がこういう観光地を求めたかというところ、やっぱり田園風景をきちっと守り抜いてきた市民の方々がいらっしやると。残念ながら、今、そこがすごく大きな課題になっているんだけど、だから、それを、これ以上言っちゃって自分の意見になるけれども、どういうふうな成長期に都市にはない田舎ならではのまちづくりをやろうとするんだけど課題があるから、それはきちっと今度改革していくためにどうすべきかというところを考えているわけじゃないんですね。わけじゃないと言ったらちょっと失礼だけれども。

成長期におけるそういう一つのよさというのを、課題が当然出てきたんです。高齢化社会とか耕作放棄地とか若者が住まなくなったとかというところを、工場誘致も必要かもしれないんだけど、農業を守る、林業を守る、自然を守るというところでの政策づくりというのは、後でまた詳細は連合審査で聞けますけれども、どう淘汰したのかということは総括的に、もし市長がありましたらお願いします。個々の問題はよろしいです。私も個々の問題は問うていませんので、お願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） さっき申し上げました初任給1万2,000円から2万円のところというのは、御存じのとおり大量に東北あるいは静岡県からもそうですけれども、大量に東京、首都圏に集まったわけです。その方々が、初任給2万円の方々が年に1回家族旅行で行ける場所が多くなかった。選択肢として。それは、三浦半島であり伊豆半島であり箱根であり軽井沢であり、そういったところに年に1回家族旅行できれば幸せな時代があったわけです。JALパックが出てきたのはそのずっと後ですから。

そのときに、伊豆半島は田園風景を求めてというよりもかなりにぎわっていたんです。それより前の時代になりますけれども、川端康成の相当いろんな文献を読みますと吉奈温泉も都会的と書いてあるんです。伊豆長岡温泉、熱海に至ってはもう伊豆半島の銀座ですよ。

ですから、割とにぎやかで、湯ヶ島温泉だってバーが何軒もあって、そんなにぎわいだっただけれども、今これから我々がやろうとしているのは、これいつも皆さんには誤解をいた

だきたくないのですが、伊豆半島でインバウンドをするということは外国のお客様に伊豆半島に来ていただくということだけではなくて、伊豆半島を世界のマーケットに入れていくということなんです。価格帯とか。今、むちゃくちゃ伊豆半島の観光の価格帯は世界レベルでいけばかなり低いままになっています。世界レベルのマーケット、観光マーケットに伊豆半島全体を押し上げていくことがインバウンドの狙い、目的であって、そういった観点からいくと、伊豆半島、伊豆市の中にどういう環境を整えば世界の人たちは喜んで伊豆半島に来てくれるだろうかという観点で全体としてほかの市町と一緒に、そしてその中心地にある伊豆市としての将来像を考えている。

そういった意味で国際レベルの世界リゾート地とか、あるいは色としての国際観光都市という表現にさせていただいているわけです。

○議長（三田忠男君） 以上で木村建一議員の質疑を終わります。

ここで、11時5分まで休憩いたします。

休憩 午前10時52分

再開 午前11時05分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定についてというところで疑問点が数点ありますので、質疑をさせていただきたいと思います。

まず最初でございますが、2款の決算書のページで言いますと81ページ、土肥小学校活用構想策定支援業務委託料の内容説明と委託先をお伺いいたします。

これは、土肥小学校を、今、廃校といえますかなっておりますので、これをどう活用しようかということだと思っておりますけれども、まずこの利活用構想というのを策定したということですので、これについてお伺いしたいと思います。

それで、995万7,600円、これを支出しているわけですが、どういうところへ支出しているのか、お伺いをいたします。

次に、1枚めくっていただきまして83ページの移住施策検討業務委託料の内容説明及び委託先ということでございます。

これは、若者・女性、シングルペアレント移住定住推進事業ということでございますが、これに1,068万1,200円お使いになったようですけれども、どういう移住定住施策をつくれ

たのかということで、これは実際に来た人は今のところいないということでございます。
1,068万円というのが委託料、策定のみに使われたのか、どうなのか、そこら辺もお伺いします。

次に、7款、ページでいきますと181ページ、ICT企業進出支援策策定業務委託料の内容説明と委託先ということでございます。

これは、皆さん御存じのように青羽根の幼稚園跡地に施設をつくったわけですが、それはそれで二千何百万円使っているわけですが、それとは別にICTの企業の進出の支援策策定ということで支援策策定業務を委託しているわけです。これが898万9,500円でございますので、実際、これはどういうことをやっているのか、やったのかということをお伺いいたします。

次に、199ページ、グランドゴルフ場整備構想検討業務委託料の内容説明と委託先ということでございます。

これは、どういうわけと申しますか企業誘致ということで出ているわけですが、これ老人福祉とか高齢者福祉とかそういうことじゃないわけです。どういうことでどういう構想の検討に至ったのかということをお伺いするわけでありまして。これは金額にしまして委託料が432万円、この件につきましては、平成30年度の決算ですが、何の話も出てこないということで、決算資料説明書にも1行も書いていないと。説明資料も1行も載っていないということでさっぱりわけがわかりませんので、これがどういうふうになっているのか、平成30年度にどのようなことをやったのか、お伺いをいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長に答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、2款について、総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） まず最初に、土肥小学校活用構想策定支援業務委託料の内容説明及び委託先について説明させていただきます。

この委託事業につきましては、平成29年度末に閉校となった旧土肥小学校の利活用構想についてまとめるものでございます。

旧土肥小学校につきましては、土肥地区の観光防災まちづくりと連携した利活用が考えられております。昨年、各種団体や学識経験者など13名のメンバーで構成される旧土肥小学校活用構想検討協議会が設立され、その協議会を中心としてこの委託事業の中で利活用構想をまとめていくこととしました。

協議会での検討事項は、土肥地区の地域交流拠点として、地域と連携した学校活用の実証実験を行い、地域住民が楽しめる使い方や土肥の魅力を発信できる使い方をまとめることと

しております。

その中で、30年度は、地域主体による防災利用を初めとする5つの方向性を決めました。一つは防災利用、一つは健康づくりの場としての利用、一つは地域交流拠点、一つはスポーツ・体験交流としての利用、一つは外部企業への一部貸し出しということで考えられております。これら5つの方向性をもとにしまして、実現に向けた考え方等を旧土肥小学校利活用構想としてまとめたものでございます。

委託先につきましては、株式会社都市環境研究所になります。

続きまして、移住施策検討業務委託料の内容説明及び委託先について説明させていただきます。

この事業につきましては、市の基幹産業である観光業とひとり親の就業機会のマッチングにより、市内での働き手の確保など雇用環境の向上と定住人口の増加を図ることを目的とした事業になっています。

業務内容としましては、移住・交流情報ガーデンで、ひとり親移住相談会の実施や移住体験ツアーの実施、その他、出会いの場づくりの開催などを通し、アンケート調査やヒアリング調査を行い、ひとり親のニーズを把握して、ひとり親移住定住計画を策定しました。

この事業計画では、ひとり親の抱えている課題を整理して、基本目標や基本方針、計画実現のための施策がまとめられております。

なお、委託事業において、伊豆市へのひとり親移住定住のためのPRとして、ひとり親のためのガイドブックを作成しました。このガイドブックは、駅前の9 i z u内にある移住情報センターや東京にあるふるさと回帰支援センター、東京都ひとり親家庭支援センターなどに配架されております。

委託先につきましては、ランドブレイン株式会社静岡事務所となります。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） 次に、産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から7款について御説明をさせていただきます。

まず、ICT企業進出支援策策定業務委託についてでございます。

本業務の内容でございますが、主なものとして次の3点の業務について委託をしております。

1つ目が、実証実験として、小土肥の古民家においてIT企業のサテライトオフィスの運営の実証実験を実施いたしました。この実証実験に伴う調整のほか、参加した企業から運営上の課題や求める支援メニュー等の調査を行っております。

2つ目として、先ほど議員からもお話しございました、旧狩野幼稚園を改修、整備しましたサテライトオフィス狩野ベースの運用計画について検討を行っております。

3つ目といたしまして、業界団体へのPR、進出に向けたアプローチ等の実施やIT企業等の誘致を進めるための官民連携によるIT企業等誘致のための情報戦略研究会の運営、情

報共有と協力体制の構築を業務として行っております。

委託先につきましては、市内の特定非営利活動法人でありますNPOサプライズでございます。

次に、グランドゴルフ場整備構想検討業務委託についてでございます。

本業務の内容でございますが、まず、この業務は伊豆市の観光振興の課題の一つと考えております平日対策、ウィークデー対策として誘客をどうしていくか、その解決の手段として、子供からお年寄りまで楽しくプレーができ、今後も競技人口の増加が見込まれるグランドゴルフに着目をして、伊豆市での事業展開、整備による誘客の可能性、運営手法、適地等について検討を行ったものです。

その上で業務内容でございますが、先進地事例として、民設民営の施設、公設・指定管理の施設、異なる2カ所のグランドゴルフ場を比較し、当市に適した施設運営の方法等について検討を行いました。

また、候補地の検討につきましては、宿泊客の増加による地域経済活性化の観点、施設規模を全国大会が開催可能となる諸条件を満たす規模として市内の候補地の抽出を行い、概算の整備費、運営コスト等について試算を行っております。

委託先につきましては、昭和設計株式会社沼津営業所でございます。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） それでは、再質疑ありますか。

まず、2款お願いいたします。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

最初は2款の、初めに土肥小学校の利活用ということですがけれども、では1点、ここに995万8,000円支出しているわけです。1,000万円近い非常に大変大きな額なわけですがけれども、それでやったことが、13名の委員会をつくったよと、それで検討してもらって、防災、健康、地域交流、スポーツ、貸し出し、こんなことをやったよということで、それでこんな1,000万円近い金がかかるのかということ。私は、こんなことをやるために、そんな1,000万円もの大金を出すのかということ。

それで、何かそういう利活用構想を策定したと、その概要版でも我々議員に配ってこないですか。

私、まず市長にお聞きしたいですけれども、その1,000万円近い金をこんなことと言っちゃ何ですけれども、委員会をつくって防災だ、健康だ、大事なことですけれども、それにそのようなことを検討してもらって、どういうわけで1,000万円もかかるんだということを、ひとつ市長にお伺いします。よろしいですか。それが1つ。

それから、次に移住施策検討業務委託料ということですがけれども、これ、若者・女性、シングルペアレント移住定住促進、私、何か全然まとまった話聞いてないからわからないんで

すけれども、これは何か東京圏からに限るとか、東京圏あるいは関東圏から、移住定住する人、限るとか、受け入れ先が土肥だとかということちょっと聞いたりしたんですけれども、そこら辺はどういうことになっているのかということ、それが本当なのかどうなのか。

それから、平成30年度の予算では、移住してきた人に対して257万円補助金をやるよということだったんですけれども、今のところそれがゼロだということです。

それで、3年間かけてやっているんですけれども、どういう、本当にそんな人が来るのかどうなのか、それ見通しはどうなんですか、お伺いいたします。

以上、2款、よろしく申し上げます。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） まず、土肥小学校でございますけれども、一応、業務内容として活用構想をつくるということだけでございせん。活用構想策定に関する調査を行ったりとか、あと、地域住民向けの実証実験等もやっております。それなりの運営支援ということもしていただいております。また、来訪者がいらっしゃいますので、そうした方についても実証実験等の運営をしていただいております。あと、住民、関係団体等と合意形成ということで、地元の担い手育成ということ、地元に入っていただいて、地元の住民の方といろいろな懇談であるとか会議等をしているんな形で構想をまとめているということでございます。最終的にそれをまとめて、旧土肥小学校の利活用構想をまとめているという状況でございます。

もう一つの、ひとり親のことでございますけれども、一応、今年度につきましては、旅館業に就業される方という形のもの、補助金という形では考えております。既に何件か問い合わせがありまして、実際に現場のほうに行って、旅館の方といろいろな話し合い、雇用に向けた話し合いなんかもやっております。まだ実現はされておりませんが、そんな状況でいろいろな方の問い合わせがあるという状況でございます。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それではお伺いしますが、まず、今、実証実験と、よく最近市長さん初め、実証実験をやっている、やっていると言うんだけれども、実証実験というのは何の実証実験をやっているのか、ひとつお伺いします。

それから、私は土肥小学校の活用をするというんだったら、そんな防災だ、健康だ、交流、スポーツ、こんなの当たり前のことで、そういうことをしようと市が考えているんだったらそれはそれで、そんな1,000万円もかけてやる必要は全然ないと思います。

それで、私は何かこの話を聞いたときに企業誘致とかそういうのをするのかなと思ったわけです。そういうお考えというのは何もないんですか。こういう当たり障りのないというか、それは土肥の市民の方の委員会じゃ企業誘致しようなんて言う人もいないかもしれないけれ

ども、市長としてはそれどう考えていますか。ただこんなことを、防災だ、健康だ、交流だ、どういう建物つくる、どういうようにやってやるのかとか、そういう具体的な策は何もなくして1,000万円も使って、この辺はどういうふうにお考えですか。

それから、若者・女性、シングルペアレント、これちょっと教えてもらいたいの、さっき委託先を、私書き取れなかったから、委託先をもう一回教えていただけますか。

それから、これ言ったのかな、東京圏からやるとか、そのお話しなかったね。東京圏から対象者を引っ張ってくるのか、あるいは土肥だけだよとかということをはっきりと私聞いたんですけれども、そんなことはこれとは関係ないことなんですかということ、これさっき聞いたと思うんですけどもお答えがなかったけれども、とにかく、それで誰もというか3年間かけてこれやるよということだけれども、そういう来るとか見通しはあるんでしょうか。また、ここで1,000万円も2,000万円もまた使おうというわけですか。こっちもさっきの土肥小もそうですよね。何千万円も使ってどういう効果があるのかさっぱり見えてこない。だから、その辺をお願いします。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総合政策部長。

○総合政策部長（堀江啓一君） まず、土肥小学校で実証実験でございますが、平成30年11月3日にふるさと祭り、トイズハロウィンと連携したお試し活用という形で土肥祭りという形で多くの人に集まっていたきながら地域の活性化ということを行っております。また、平成31年1月27日には、土肥祭りと連携したお試し活用という形で、そちらも地域の住民の触れ合いという形で実施している状況でございます。

企業誘致ということでございますが、当然、土肥小学校につきましては、土肥地区の方がやはり一番の活用という形で、地域の方が活性化できるような形の施設ということで考えておりますけれども、地域の方、先ほど言った協議会の中ではやはり外部利用ということも検討しております。最終的には企業なんかも入っていただいて、企業と一緒に地域の住民の方が一緒になって連携した土肥小学校の拠点というのができていけばいいかなということで考えているところでございます。

ひとり親の移住の関係ですけれども、契約会社はランドブレイン株式会社静岡営業所になります。

今回のこれにつきましては、とりあえず東京圏ということとは関係ありません。東京圏から別の施策ではありますけれども、これは関係ありません。土肥だけということではありませぬので、今回伊豆市内の旅館等に働いていただける方、そういう方に対して補助金を出すということでございます。

ただ、土肥地区とか修善寺地区とかが、やはりそういう形で働く方が少ないということを知っておりますので、そういう形の助成になればいいかと思っております。

3年間の見通しということでございますけれども、先ほども言いましたとおり、今年度制

度ができて既に何件か問い合わせをいただいております。まだ結果は出ておりませんが、そういう形で多くの方の興味というんですか、そういうのを引いているという状況がありますので、何とか3年間においてそういう形でこの制度を利用していただいで伊豆市に来ていただいで、働きながら伊豆市で居住を構えるという形で持って行っていただければいいと考えているところでございます。

○議長（三田忠男君） 次に、7款、西島信也議員。

○13番（西島信也君） ちょっと今のところの感想を言いますと、私は、土肥小につきましては、こんなことでこんな金を毎年、毎年1,000万円も使っているのかということ指摘したいと思います。

それから、若者・女性につきましては、私、修善寺に住んでいますから修善寺の旅館組合の人に聞いたんですけども、余りこの制度を知らないと言っているわけです。だから、こういうことをもっと、旅館とは限らないんですかね、わかりませんが、もっと宣伝する必要があるんじゃないかなと思います。

じゃあ、次に7款へいきます。

I C T企業新設ですけれども、旧狩野幼稚園の改修工事は2,300万円もかけてやったわけですけれども、これは平成30年度のやつですから今年度のことは言いませんけれども、いまだに誰も入っていないということで、これにつきましても899万円出ているわけなんです。小土肥の古民家とかそんなことがあるようですけれども、これもせっかくだついているわけですから、もっと早期に人が入るようにしたらどうか。そんな人も入るかどうかわからないのに、工事費のことを言っているわけじゃありませんけれども、そのためにI C T企業の進出を支援しようというわけですから、これじゃ支援になっていないと思います。

それで、今後、青羽根について入る人の公募を実施するというようなことですが、もう建ってから1年近くたっているわけですからこれから公募というのも遅いと思うわけですけれども、見通しとしてどうなんでしょう、入居見込みというか、そういうのはあるのかどうか、いつごろまでに、あそこ4区画ありますよね。ありますけれども、これ市長さんにお聞きしたいんですけれども、そういうちゃんとした努力というかそういうのをやっていますか。入居に向けて。せっかくだつそこ、幼稚園を潰してそういうサテライトオフィスですか、そういうのをつくったわけです。4区画もつくって大金かけて、2,300万円もかけて、それで何もいまだにもってないから、私はすぐ、去年のうちにも入るかと思ったんですけれども、そこら辺は市長さんはどうお考えになりますか。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） こちらの狩野ベースの公募につきましては、先般の一般質問でもお答えさせていただいたとおりこの秋には公募するという事で予定でございます。

見込みはということでございますが、先ほどの内容説明にもございましたとおり伊豆市が

サテライトオフィスを整備するという事は、先ほどの委託先、また小土肥の古民家に進出いただきました企業等からも業界向けには発信をしておりますので、興味を持っていただいている企業があるということは伺っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） だから、IT企業進出支援策策定業務委託ということで、これに899万円も使っているんですよ。そんなちゃんとしたところも来ないのに、お試した何だと言っているのに899万円も、1,000万円近い金を使うというのは、これは市民感覚から見たら問題だと思いますけれども、それ市長さんはどうお考えになりますか。市長さんに。

○議長（三田忠男君） 産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） こちらの890万円の内容につきましては、先ほど御説明したとおりでございます。例えば、実証実験として小土肥の古民家に進出いただいたこの1件をとりましても、調整と先ほど私申し上げましたが、地域の調整もでございます。所有者との交渉もでございます。こういったことも一つ業務として行っております。また、業界団体へのPRであるとか、先ほど申し上げました企業誘致のための情報戦略研究会、こういったものの運営等々も行っております。また、みずからの情報発信も当然行っておりますので、決してこの890万円が高額というふうな認識は持っておりません。

以上です。

○議長（三田忠男君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第15号～議案第30号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第2、議案第15号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第17、議案第30号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの16議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第15号から議案第30号までの16議案につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第31号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第18、議案第31号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）を議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありますので、これを許します。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

議案第31号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について質疑を行います。

ここに57ページとあります。第3表債務負担行為補正ということで、旧天城農村環境改善センター、旧天城温泉プールの解体工事、令和2年度、9,600万円、それでここには書かなかったんですけども、補正予算に令和元年度、今回の補正予算に6,400万円出ているわけです。同じやつが。要するに1億6,000万円かけて環境改善センターと温泉プールを壊そうというわけですよ。1億6,000万円もの大金をかけて。

かけて壊して、それでどうするんですかということ。要するに、解体工事後に当該の土地をどうするのか、更地になるんでしょうけれども、これどうするのかお伺いをいたします。

次に、3款、ページでいきますと71ページ、児童発達支援センター運営会議出席者報償と、それからその下に費用弁償、多分費用弁償は上の出席者の費用弁償ということだと思えますけれども、これにつきまして、この児童発達支援センターの運営会議というものはどういうものなのか、どういうことをしてどんな人が出てくるのかというようなことをお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） ただいまの質疑に答弁願います。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） それぞれ担当する部長から答弁をさせます。

○議長（三田忠男君） それでは、総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、旧天城農村環境改善センターと旧天城温泉プールの解体後の土地についてでございますが、地域のにぎわいや活性化のために民間による活用を考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、健康福祉部長。

○健康福祉部長（右原千賀子君） 私のほうからは、児童発達支援センター運営会議出席者報償と費用弁償について説明させていただきます。

児童発達支援センターは、来年度4月に東こども園の横に併設するセンターですが、センターの施設が持つ専門機能を生かした地域の障害児やその家族への相談、そして障害児を預かる施設として援助や助言をあわせて行うなど、地域の療育支援施設となるように、昨年度から教育委員会の指導主事や市の保健師、保育士を中心に勉強会や研修会、協議を進めて、

現在まで来ておりますが、開設まであと6カ月を迎えるまでとなりましたので、より専門的な方に入っていただき具体的な協議を進めたいと考え、提案しております。

その具体的に協議を進めたい中では、医師ですとか臨床心理士、言語聴覚士や学識関係者などの方をお願いしたい、7名程度の方に6回の開催を予定して、今回、報償費として18万5,000円、それから費用弁償として4万3,000円を補正でお願いしたものでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、再質疑ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それでは、再質疑をさせていただきます。

債務負担行為補正と、ここに書いていないけれども補正予算の工事費が6,400万円、さっきも言いましたが、9,600万円と6,400万円合わせて1億6,000万円のお金を使ってあそこを更地にしよう。総務部長さんがおっしゃったのは、何か余りよく聞こえなかったけれども、にぎわいづくりで民間に何とかと、民間に売却するとかわかりませんが、私が言いたいのは、これを民間に売却したいかどうかわかりませんが、売却ということをやっとおっしゃった気がするんだけど、売却するということは人手に渡る、これが何かあそこへ市の施設として何か福祉施設でもつくるというんだったら、1億6,000万円をかけて壊してもいいですよ。だけれども、これは東京ラスクに売っちゃうわけでしょう。売却しちゃうわけでしょう。幾らで売却するんですか。

私の予想ですと、面積がこの環境改善センターと天城温泉プールの敷地、4,157平方メートルなんです。それで、前に不動産鑑定しましたよね。1平米当たり幾らか、9,080円です。掛ければ、これ4,000万円弱でしょう。1億6,000万円かけて、それを4,000円で売るんですか。これじゃあ計算が全然合わないと思いませんか。これ、市長さんに聞いているんですよ、市長に。1億6,000万円かけて壊して、それを、はい、更地にしました、じゃあ買ってください、4,000万円でもいいですよ、おかしくないですか、これは。私はおかしいと思えますよ。それ1点、おかしいかおかしくないか、市長にお伺いします。

それから、このことについて2番目、去年の平成30年2月に覚書というのをつくりましたよね。覚えているでしょうって自分たちがつくったからあれでしょうけれども。議員の皆さんには覚書も配付してくれなかったけれども、私は情報開示請求でとったわけですが、この農村環境改善センターについては、平成31年3月31日まで甲が使用する。甲というのは伊豆市が使用する。平成31年4月1日以降は、甲乙協議により定めるものとする。それから、建物番号7、7というのは温泉プールのこと。甲乙協議によりできるだけ早い時期に定めます。これ、定めたんですか、こういうことを、何か。そういう定めたとか定めていないとか、そういうのは市独自で、要するに議会を通さないでそういうことをやってもいいのかということですが、甲乙協議により定めるものとするを書いてありますけれども、定めたんですか、定めていないんですか。定めてあったらどういうふうに定めたんですか、

お伺いします。

この2点。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

市長。

○市長（菊地 豊君） 先に総論のほうを申し上げます。まさに全体の公共施設のこれからの処理の仕方というものは大変大きな問題になってまいります。

天城温泉プールを、あれを耐震をして、それから作り直して何億円かかけて、そして人口3万人の2つのプールを維持するののかということを検討したところで、結局、伊豆市の人口規模を考えた場合に公共のプールというのは1つが適正であろうという前提の上に立って、今、進めようとしているわけです。

同様に、体育館も今、学校施設含めて市内に22の体育館があるわけです。22です。これを全部維持管理して建てかえて、常に市民の利用に供するののかということを見ると、やはりここは市民の皆さんにも御理解をいただいて市有施設は整理せざるを得ません。

その中で、今、天城支所の一部のように現状のまま使っていただく選択肢もありますけれども、しかし、これまでの間、いろいろ考えてみますと、やはり企業のほうは使い勝手が悪い施設というのは望まれません。その上に利用制限がつき、そして減額での売却とか減額での賃借ができないような状況においては、むしろやはり原則に戻って更地にして、市有施設として処理をするという施設も出てくるんだろうと思います。その場合に、使用する当たらないものは解体撤去は地主の責任ですので、そういった原則に基づいて整理しなければいけない施設も幾つか出てくるということでございます。

○議長（三田忠男君） 総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） 解体に至った経緯等の考えは、今、市長申したとおりでございます。

解体費と議員おっしゃった鑑定額との差、これにつきまして、まだ売却にするのか賃貸借にするのかという最終的な方針はまだ決定してございません。今後、発注工事のほうを予算化して、発注した段階で市のほうでも検討していきたいと考えております。

また、覚書につきましてですが、まず、温泉プールにつきましては、この覚書を締結したときにはまだ温泉プールの用途廃止の議会でのお諮りをしてございませんでした。よって、そのような覚書の規定になっているわけですが、この改善センターと同じように温泉プールの用途廃止が決定し、今回、取り壊しの予算をお願いするに当たって、まず覚書に基づく協議をしてございます。その結果、両施設とも使う可能性がないということで、市としてはいつまでも持ち続けるわけにはいきませんので、今回、解体するということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 今、市長から解体撤去の費用は地主の責任だということをおっしゃったわけですがけれども、いいですか、これは相手が欲しいと言っているわけです。この場所を欲しいと言っているわけじゃないんでしょうか。欲しいと言っているわけですよ。それだったら、せめて解体撤去費の半分は東京ラスクに出してもらわなきゃ、何で伊豆市民の負担で東京ラスクの事業に協力する必要があるのかということなんです。

そんなことを、考えないんですか、市長さん。

いいですか。あそこのところを、例えば福祉施設なり何なりをつくるということだったら、伊豆市民だってそれは喜んでお金を出していいよというふうになるわけですがけれども、東京ラスクの企業利益のためにやって……

〔「固有名詞は出さないでください。決まってないんで」と言う人あり〕

○13番（西島信也君） 決まってないって、だって。

失礼。じゃあ、DAIKICHIと言いましょうか。DAIKICHIと覚書をやっていきますよね。DAIKICHIと覚書結んでいるんでしょう。そうじゃありませんか。

だから、そういうところと、そういうところの利益のために、何で伊豆市民がこんな1億6,000万円も金を出さなきゃならないんですか。おかしいと思いませんか。それは、地主の責任はいいけれども、誰も来る人がなくて、応募するということだったらそうするけれども、来る人があるときに何でそんな1億6,000万円も大金を使ってやるんですか。私にはとても信じられないけれども。それ1つ、おかしいと思うか、思わないか、教えてください。それが1つ。

それと、建物の、まだ決まってないとかという話になっていますよね。それは決まってないというか、これは議会の議決で決めるとか、どこかに書いてありましたよね、この中に。覚書の中に書いてありますから、どういう議会の議決で決めるかわかりませんが、とにかく、議会の議決で決めるということだったら、こんなものを出す前にどうするかということ、こんなものというのは補正予算と債務負担行為の合わせて1億6,000万円の支出を出すということ自体が、皆さんの了解、議会の了解なんて何も得てないじゃないですか。おかしいと思いますよ。

その2つについて、市長お答えください。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

総務部長。

○総務部長（伊郷伸之君） まず、解体後の土地について、先ほどまだ売却か賃貸か決定していないということも申しました。あわせて、この方法について、現在、旧保健センターと支所を使っている業者にそのまま任意で売却するのかなということも決まっております。今、市としてはこの更地については公募を考えております。

あと、覚書に対する議会の議決でございますが、これにつきましては、あそこの土地、建

物全体を売った場合、議会の議決の要件に当てはまるということで確認のために覚書に規定をしております。仮に、公募により鑑定の適正な価格で売却する場合は、面積要件が5,000平米未満になりますので、個別の案件としては議会案件ではないと考えております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 3款の再質問お願いいたします。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 以上で西島信也議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第31号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第32号～議案第48号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第19、議案第32号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）から日程第35、議案第48号 伊豆市児童発達支援センター条例の制定についてまでの17議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、ただいま議題となっております議案第32号から議案第48号までの17議案につきましては、議案付託表のとおり所管の委員会に付託いたします。

◎議案第49号の質疑、採決

○議長（三田忠男君） 日程第36、議案第49号 市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより議案第49号 市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について採

決をいたします。

原案のとおり決することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

◎議案第50号～議案第52号の質疑、委員会付託

○議長（三田忠男君） 日程第37、議案第50号 市道路線の認定についてから日程第39、議案第52号 市道路線の変更についてまでの3議案を一括して議題といたします。

これより質疑に入ります。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております議案第50号から議案第52号につきましては、議案付託表のとおり所管の委員に付託いたします。

◎散会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の議事は全て終了いたしました。

次の本会議は、9月27日午前9時30分から開催いたします。

本日はこれにて散会いたします。

どうもお疲れさまでした。

散会 午前11時55分

令和元年伊豆市議会 9 月定例会

(第 6 号 9 月 27 日)

令和元年伊豆市議会 9 月定例会

議 事 日 程 (第 6 号)

令和元年 9 月 27 日 (金曜日) 午前 9 時 30 分開議

- | | | |
|--------|----------|--------------------------------------|
| 日程第 1 | 議案第 14 号 | 平成 30 年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 2 | 議案第 15 号 | 平成 30 年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 3 | 議案第 16 号 | 平成 30 年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 4 | 議案第 17 号 | 平成 30 年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 5 | 議案第 18 号 | 平成 30 年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 6 | 議案第 19 号 | 平成 30 年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 7 | 議案第 20 号 | 平成 30 年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 8 | 議案第 21 号 | 平成 30 年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 9 | 議案第 22 号 | 平成 30 年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 10 | 議案第 23 号 | 平成 30 年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について |
| 日程第 11 | 議案第 24 号 | 平成 30 年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 12 | 議案第 25 号 | 平成 30 年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 13 | 議案第 26 号 | 平成 30 年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 14 | 議案第 27 号 | 平成 30 年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第 15 | 議案第 28 号 | 平成 30 年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について |

- 日程第16 議案第29号 平成30年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第17 議案第30号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第18 議案第31号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）
- 日程第19 議案第32号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）
- 日程第20 議案第33号 令和元年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）
- 日程第21 議案第34号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）
- 日程第22 議案第35号 財産の取得について
- 日程第23 議案第36号 駿東伊豆消防組規約の一部変更について
- 日程第24 議案第37号 伊豆市表彰条例の一部改正について
- 日程第25 議案第38号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について
- 日程第26 議案第39号 伊豆市職員等の旅費に関する条例の一部改正について
- 日程第27 議案第40号 伊豆市消防団条例の一部改正について
- 日程第28 議案第41号 伊豆市財産区管理会条例の一部改正について
- 日程第29 議案第42号 伊豆市給水条例の一部改正について
- 日程第30 議案第43号 伊豆市印鑑条例の一部改正について
- 日程第31 議案第44号 伊豆市介護給付費準備基金条例の一部改正について
- 日程第32 議案第45号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第33 議案第46号 伊豆市立認定こども園条例の一部改正について
- 日程第34 議案第47号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について
- 日程第35 議案第48号 伊豆市児童発達支援センター条例の制定について
- 日程第36 議案第50号 市道路線の認定について
- 日程第37 議案第51号 市道路線の廃止について
- 日程第38 議案第52号 市道路線の変更について
- 日程第39 諸般の報告

本日の会議に付した事件

日程第1から日程第39まで議事日程に同じ

追加日程第1 報告第10号 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について）

追加日程第2 報告第11号 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償の額の決定について）

- 追加日程第3 議案第54号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）
 追加日程第4 議案第55号 伊豆市監査委員の選任について
 追加日程第5 発議第1号 地震財特法の延長に関する意見書
 追加日程第6 発議第2号 伊豆市有害鳥獣捕獲に関する制度の改善を求める決議

出席議員（16名）

1番	波多野 靖 明 君	2番	山 口 繁 君
3番	星 谷 和 馬 君	4番	間 野 みどり 君
5番	鈴 木 正 人 君	6番	下 山 祥 二 君
7番	杉 山 武 司 君	8番	三 田 忠 男 君
9番	青 木 靖 君	10番	永 岡 康 司 君
11番	小長谷 順 二 君	12番	小長谷 朗 夫 君
13番	西 島 信 也 君	14番	杉 山 誠 君
15番	森 良 雄 君	16番	木 村 建 一 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	菊 地 豊 君	副 市 長	本 多 伸 治 君
教 育 長	西 井 伸 美 君	総合政策部長	堀 江 啓 一 君
総 務 部 長	伊 郷 伸 之 君	市 民 部 長	梅 原 敏 男 君
健康福祉部長	右 原 千 賀 子 君	産 業 部 長	滝 川 正 樹 君
建 設 部 長	山 田 博 治 君	建 設 部 理 事	白 鳥 正 彦 君
教 育 部 長	金 刺 重 哉 君	会 計 管 理 者	城 所 章 正 君

職務のため出席した者の職氏名

事 務 局 長	浅 田 茂 治	次 長	永 沼 健 一
主 査	鈴 木 恵 美 子		

開議 午前 9時30分

◎開議宣告

○議長（三田忠男君） 皆さん、おはようございます。

本日の出席議員は16名であります。出席議員が定足数に達しておりますので、会議は成立いたしました。

これより、令和元年伊豆市議会9月定例会6日目の会議を開きます。

◎議事日程説明

○議長（三田忠男君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第14号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第1、議案第14号 平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定についてを議題といたします。

本案については、各常任委員会に審査を付託し、連合審査会として実施しました。

審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） 皆さん、おはようございます。総務経済委員長の杉山武司です。

ただいま議長から報告を求められました議案第14号 平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定（総務経済委員会所管科目）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本議案の委員会審査につきましては、全議員が出席して、連合審査の方法で行われましたので、審査の過程での主な質疑を御報告申し上げます。

初めに、建設部所管科目については、補足説明はなく、質疑を行いました。

T O U K A I ー 0 推進事業のブロック塀等耐震改修の事業は、大阪北部地震の後に行われたのか、さらに、平成30年度で撤去・改修で15件の実績があったが、これは市が調査した結果がこうなのかとの質疑に対し、この事業は大阪北部地震の発生以前からの事業です。15件の撤去・改修は所有者からの申請によるもので、基本的には市としての市内全域を回っての調査はしておりません。ブロック塀の点検は、所有者みずからにお願いを周知していますとの答弁がありました。

その他の質疑として、河川草刈り業務委託料と河川愛護活動事業費補助金の事業内容について、駅前広場管理事業で駅前広場の目的外使用の件数の増加について、都市計画推進事業について、土地対策事務事業について、国・県道関連事業について、市営住宅について、港湾整備事業についてなどが審査されました。

次に、総合政策部所管科目については、補足説明はなく、質疑を行いました。

広報事業のFM I Sへの業務委託料2,800万円の内訳の説明を求めたのに対し、諸経費と消費税を除くと、ラジオ放送が1,108万1,600円、広報紙の制作が1,167万2,400円、SNSの発信が84万円との答弁がありました。

その他の質疑として、自治会活動事業について、公民連携推進事業について、地域づくり推進事業についてなどが審査されました。

次に、産業部所管科目においては、補足説明はなく、質疑を行いました。

地域おこし協力隊の推進事業で、現在1名いる隊員の任期と移住の意向はあるのかの質疑に対し、この1名の隊員は、今、シイタケ栽培のほうで活躍してもらっております。ことしの12月でちょうど丸3年の任期が終わることになっていて、現在、本人は修善寺の年川に居を構えていて、この地でシイタケの栽培で生計を立てていくことになっていきますとの答弁がありました。

その他の質疑として、遊休農地解消事業について、里地棚田保全整備事業について、有害鳥獣被害対策事業について、食肉加工センター管理運営事業について、林業整備事業について、産業力強化事業について、海外プロモーション事業について、松原公園管理事業についてなどが審査されました。

次に、総務部所管科目については、補足説明はなく、質疑を行いました。

公有財産管理事業の公共施設再配置基本方針策定業務委託を委任するに当たって、市の基本方針の方向性はこの委託に反映されたのかの質疑に対し、再配置基本方針は、平成28年度に公共施設の総合管理計画を策定して、公共施設の保有量の目標設定を決めました。基本的にはこの計画に基づいています。今後、個々の施設の方針の策定を行い、市民の納得できる形で整理を考えているとの答弁がありました。

その他の質疑として、公用車両管理事業について、公有林管理事業について、交通安全施設整備事業について、ふるさと納税促進事業について、消防団運営費についてなどが審査されました。

以上、各部ごとに審査の後、委員間討議はなく、反対討論1件、採決の結果、議案第14号 平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定（総務経済委員会所管科目）は、賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で、議案第14号について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議長から報告を求められました議案第14号 平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算（教育厚生委員会所管科目）について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

先ほどの総務経済委員会の委員長報告と同様、議案第14号の審査については、連合審査会

において議員全員の出席を原則として行っておりますので、主な質疑についてのみ報告させていただきます。

初めに、市民部の主な質疑として、焼却施設の改修の状況を具体的にどの質疑に対し、ごみを受けるところから煙突までの老朽化が進んでいるが、当初計画した箇所より危ない場所、耐火物の回収を優先して改修を行いましたとの答弁がありました。

次に、個人番号制度で番号カードの普及状況はどの質疑に対し、伊豆市は全国平均を下回っています。マイナンバーにメリットを感じないため、10代、20代が特に低い。成人式などでお知らせしていきたいとの答弁がありました。

次に、健康福祉部の主な質疑として、糖尿病、腎臓病の重症化を予防するとあるがどのような質疑に対し、糖尿病の教室に限らず、高血圧の教室なども年々参加者がふえています。腎臓病に関しては、教室や訪問指導等により、最近では新規の人工透析者の人数が以前より減ってきていますとの答弁がありました。次に、生活保護の推移はどのようなかという質疑に対し、伊豆市は県下では生活保護率は低いほうですが、毎年少しずつふえています。高齢者67.9%、母子家庭3.1%、傷病17.4%、その他11.6%ですとの答弁がありました。

次に、教育部の主な質疑として、土肥小中一貫校のICT関連機器の購入で子供たちの教育にどのように活用できたか、また、先生方の負担はという質疑に対し、子供たちは取り組む姿勢が能動的になってきた。先生方の負担としては、先生方が希望する機器をそろえ、授業の手助けとなっていますとの答弁がありました。次に、美術館推進事業で候補地調査の内容はどの質疑に対し、建設委員が現地調査を行い、10カ所近い候補地から3カ所に絞り込みました。採算性、効果などさまざまな課題があります。今年度、新たな検討調査を行い、その結果によって候補地を判断していきますとの答弁がありました。

以上、審査した後、討議はなく、反対討論が1件あり、採決の結果、賛成多数で議案第14号 平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算については原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、議案第14号 平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

本議案については、連合審査会で審査していることから、委員長の報告に対する質疑は省略したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） それでは、異議なしと認めます。

次に、討論を行います。

ここで暫時休憩いたします。

この休憩中に、討論される方は通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 9時39分

再開 午前 9時42分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第14号について討論を行います。

討論の通告がありますので、これを許します。

反対討論から行います。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第14号 平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定について、反対の立場から討論を行います。

2款の1項8目に、若者・女性・シングルペアレント移住定住推進事業という項目があります。この事業の目的としては、市の基幹産業である観光業とひとり親の就業機会のマッチングにより、働き手の確保とひとり親にとっての就業の場の提供につなげると、こういうふうにならされております。しかし、実態はどうかというと、ひとり親移住定住促進のための施策推進支援業務委託という仰々しい名前の委託料に1,068万円の大金を支出しただけで、肝心のシングルペアレント等の移住定住者はゼロという、惨たんたる結果に終わっております。

大体、この手の委託で類似しているものといえば、土肥小学校活用構想策定支援業務委託料に997万円であるとか、あるいは、ICT企業進出支援策定業務委託料に899万円等がありますが、いずれも策定支援業務委託であるとか、あるいは策定業務委託料でございますね。ところが、本体であるはずの実質的な成果はほとんど見受けられません。いずれも高額な委託料を支払っているだけであります。

貴重な税金をこんなところに意味もなく使っていると聞いたら、市民の大多数は税金を納める意欲がなくなるのではないかと大変心配をしているところであります。

次に、観光施設費にグラウンドゴルフ場整備構想検討業務委託料、これに432万円が支出されております。当初予定では、観光のウイークデー対策として、全国大会を開催できるようなグラウンドゴルフ場を整備して誘客拡大に努めると菊地市長は昨年、当初予算審議の折、唐突にこれをぶち上げたわけでありまして。そして、1年たってどうなったかといいますと、どうも建設は取りやめになったようであります。

中止は中止でいいのかもしれませんが、しかし、問題は構想検討業務委託料で432万円を業者に支払っているということでありまして。それではまるで432万円をどぶにうっちゃったようなものではありませんか。皆さん、余りにひどいとは思いませんか。それについて説明もなければ市民に対して申しわけの一言もない、これが菊地市政のやり方でしょうか。

次に、流用の問題であります。

流用とは、一定の目的に充てた経費を抑制して、その財源を他の支出費目の増額に充当することをいいますが、これは必要最小限にとどめるべきものだと思っております。ところが、伊豆市の財務会計は、近年、流用が非常に多くなってきたと思われま

す。平成30年度決算の一例を挙げれば、清掃センターの粗大ごみ、金属破砕機解体撤去工事と受付事務所設置工事であります。これは、合わせて518万円の流用であります。これらの工事は当初予算ゼロ、したがって、その支出すべき科目すら設定していないということで、また、さほど緊急性があるとも思えないということでございます。

これに類する流用は、伊豆市においては枚挙にいとまがなく、膨大な件数になると思われま

す。要するに、こんなことを繰り返していれば予算への信頼性は失われ、市民からは、執行部は議会抜きで勝手に行政を進めていると批判されるのは目に見えております。結論として、実績の伴わない委託料の支出、目に余る流用等の会計処理を考え合わすと、本決算に反対せざるを得ません。

以上、私の反対討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

9番、青木靖議員。

〔9番 青木 靖君登壇〕

○9番（青木 靖君） 9番、青木靖です。

議案第14号 平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、賛成の立場から討論をさせていただきます。

平成30年度伊豆市一般会計は、歳入総額が204億7,801万円、前年度比で36億5,115万円、21.7%増であったのに対し、歳出総額は195億6,298万円、前年度比37億463万円、23.4%の増で、翌年度への繰越財源1億7,300万円を差し引いた実質収支額は7億4,203万円となる決算でした。

基金の状況を見てみると、財政調整基金へ3億6,922万円、減債基金へ1億100万円を積み立て、ふるさと納税を財源とするふるさと伊豆市応援基金に3億9,677万円を積み立てています。また、合併特例債22億8,000万円起債による地域振興基金への24億円の積み立てもあり、平成30年度の基金積み立て額は32億6,721万円となり、年度末の基金残高は103億8,768万円となっています。地域振興基金の設立については、少子高齢化の中、従来の各区の区長からの要望対応とは別に、地域特有の課題解決のための財源として、地域の担い手不足を補うための事業、地域づくり協議会への支援拡大など、今後の活用が期待されるところであります。

歳出において特筆すべき主な支出は、旧湯ヶ島小学校施設改修工事1億5,153万円、新こども園建設工事業3億3,480万円、道の駅整備工事2億4,151万円、独鈷の湯公園整備事業5,447万円、その他、市道大野中ノ沢線改良工事、昭和の森会館公衆トイレ新築工事、長寿命化橋梁修繕工事、市営団地外壁防水塗装工事、消防ポンプ車購入費などが挙げられます。

いずれも今の少子高齢化への対応や合併後の公共施設の再配置、来年に迫るオリンピック・パラリンピックへの対応、主要産業である観光振興のための事業など、必要な事業を行ってきたものと判断されます。

財政運営を見ても、財政の健全性を示す将来負担比率や実質公債比率などの数値は良好であると判断できます。従来どおり将来の負担を抑えるために有利な起債を活用するなど、財政の健全性が確保され続けていることは評価できると考えます。

合併から15年が経過し、施設の統廃合、再配置などが進んできてはいるものの、今後さらに合理化や効率化が求められる一方で、地域が持続可能な住みよいところであり続けられるよう、必要な事業には適切に予算を配分していかなければなりません。日本全体が人口減少、少子高齢化、経済の先行き不透明感の中、伊豆市としては財政の健全性を確保し、市民の信頼を得つつ、市民とともに伊豆市のあるべき姿を探り続けながら、引き続き新市建設のしかかり中の業務を着実に進めていただくよう期待して、賛成討論といたします。

○議長（三田忠男君） 次に、反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第14号 平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論をさせていただきます。

私が反対討論をするんだから、たくさんの議員さんが賛成討論してくれるのかと思ったんだけど、残念ながら1人で終わりのようですね。

討論に入る前に、私はいつも言っているんですよ。決算書と説明資料があるんですけども、決算書に倍する説明を書いてくれと。書いてあるのはいいんだけど、字が小さいわ、内容は決算書と説明資料ほぼ同じだと。これでは何の説明資料だかよくわかりません。それと、こちらは款項目がちゃんと出ているんだから、説明資料にもちゃんと各ページに款項目を書いておいてくださいよ。議員の皆さんは、これを受け取るときに最初にそういうことが書いてあるかどうかちょっとチェックしてもらえると助かりますね。

この決算は歳入総額204億円、歳出総額が195億円という巨大な決算でした。これ、賛成の方は各事業がいいよというお答えで賛成しているんだと思うんですけども、じゃ、例えば、決算書に書いていない項目もあるわけですね。

例えば、狩野川の水が汚れていますよと私は一般質問で出しました。市長、見ていただきましたか。議員の皆さん、ごらんになりましたか。できたら、やっぱり狩野川汚れているなと。狩野川の水質の汚れがもう、私が伊豆市へ来たときからもう言われています。しかし、アユはたくさん泳いでいましたよ。水は汚い。修善寺橋から下のアユは食べるなというようなことをまず伊豆市に入って言われた。当時、修善寺町でしたけれどもね。言われましたね。市民部長かな、担当は。ごらんになっていただけましたか、狩野川の水の汚れ。決算書にな

いよなんて言われるかもしれないけれども、職員はちゃんと給料払われているんですからね、この中で。すぐにでも、やはり水質がどのぐらい悪化しているのか。それだけじゃないですね。24時間流れているかどうか知りませんが、泡がいっぱい浮いているし、ごみはいっぱい流れている。その気になれば原因追及できるんじゃないかと思うんですね。

市営住宅については、一般質問では言っていないと思うけれども、伊豆市の場合は市営住宅は困っている人のために用意されているものだというようなことをおっしゃった議員さんがいましたけれども、例えば千葉県の県知事さんは今度の台風で困っている人には県営住宅を明け渡すと。明け渡すとかじゃない、15戸提供すると言っていましたね。そういう臨機応変の施策をするのが僕は政治だと思います。私は、政治は愛だと思っていますけれどもね。中には「愛だってよ」なんて笑っている議員もいましたけれどもね。建設部長、市営住宅の草刈りやってくれましたか。

○議長（三田忠男君） 森議員、たびたびですが……

○15番（森 良雄君） 市営住宅の管理はなっていないの。

○議長（三田忠男君） 決算の範囲でお願いいたします。

○15番（森 良雄君） 市営住宅の管理はしているんでしょう、この中で。議長さんからそれじゃ困りますよ。草刈りといっても私が言うのは、私の家の庭も草ぼうぼうだけれども、そういう草ぼうぼうの状態じゃないんですよ。高さ2メートル以上の草が、いわゆる住民がいないところの庭一面に草が生い茂っていると、そういう状況なんです。市営住宅はあれでしょう。緊急時にやっぱり困っている人が使用できるような、使用という言葉はいけないのかな、入ってもらえるように、千葉県の県知事じゃないですけどもね。いつもきれいにしておくのがやはり必要なんではないでしょうかね。そういう、どうしていいのかな。ふだんの日常的業務が行われていないと私は思います。

これから反対討論の本題に入りますけれども、笑い事じゃないですよ。これから本題に入るんですからね。やっぱり、何で伊豆市は人口減少が進んでいるかというね。市長は、長泉町は交通の便がいいからだ。確かに道路がいいわ、新幹線の駅は近いわ。ですけども、伊豆市だって交通の便はいいでしょう。

○議長（三田忠男君） 森議員、もう本題に入ったんですか。

○15番（森 良雄君） これからですよ。

○議長（三田忠男君） 早く入ってくださいよ。

○15番（森 良雄君） しかしね、議長さん、伊豆市の衰退を示すこの決算書には、やはり今私が言っていることが書かれているんですよ。議員の方は見ているでしょう、新聞。長泉町は何でいいかといったら、県下トップですよ、住みよいまちとしてね。私の言っていること、間違っていますか。どうもAIでもって調査した業者がいたらしくて、やはり、いわゆる伊豆市より北側の市町は住みいいということがあらわされておりましたね。やはりこの決算書の全体は、住みにくいんですよ。それをやっぱり議員の皆さん、理解してもらいたい。

今、議長さんは早く本題に入れとって言うているからね。

例えばトレイルランニングレース、天城の山が泣いていますよ。議員の皆さんは、私がいづも言うている二本杉峠から仁科峠の間を歩いたことがありますか。市の幹部職員の皆さんも歩いたことがありますか。ここを1,500人も走ったらどうなるかですよ。今、最近の言葉でいくとSDGsなんていう言葉がありますけれども、やっぱり自然保護は大切な要素ですね。貴重な動植物、動物が踏み込まれたのは見たことがないけれどもね。植物、いや、ここはコケが生えている山なんですからね。そういうところが踏みつけられていくんですよ。ブナの根っこが踏みつけられていくんですよ。お客が来ていいなんて言うている議員もいるけれども、お客が来て旅館に金を落としてくれるのと貴重な自然を後世に残すのはどっちが大事ですか、議員の皆さん。そういうことをよく考えてもらいたい。

交付事業、コミュニティ放送FM I Sへの3,000万円が投入されていますけれどもね。これなんか、FM I Sの説明会がありました。私はあの席で言いましたけれども、決算資料をなぜ持ってこないんだと言ったですね。もうかっている、もうかっていないは決算資料を見て判断するのではないですか、議員の皆さん。私はこの3,000万円、FM I Sへの3,000万円ですけれども、レベルが低い経営がされているということはもうあの報告会での資料を見ただけでおわかりではないでしょうか。株主報告書だと言いながら、決算資料がついていない株主報告書なんてあるんですか。

あの説明会で、FM I Sの開設時には自力で運営できるんじゃないかというようなことを、いわゆる金がかからないで運営できるというようなことを言っていた議員さんがいました。私もその話は聞いているんです。私が質問したんだから。幾ら負担金が必要なんだと言ったら、負担金なしで運営できますということを言っていたんですよ、FM I Sを開設するとき。しかし、今何ですか。あの説明会を開いたということは、もっと金を出してくれということでしょう。大体、FM I Sをつくったのはいわゆる津波の起きた9年前ですか、いわゆる大津波で東北が壊滅状態になったときに、必要だという市長の発案で出たものですが、あのときに市民が活用していた通信手段は、SNSではなかったですか。必要ならばそのとき、非常時に開設すればいいんですよ。全く3,000万円、無駄な投資としか言いようがない。

地域づくり推進事業で1億円を超えるお金が投入されています。しかし、伊豆市の地域づくりは発展していますか。どんどん人口が減っているんですよ。特に土肥の人口なんて、もう5,000人切ったんですか。天城湯ヶ島もそうですね。高齢化率が50%を超えようとしています。若者交流支援事業は全く効果が見えません。これはやっぱり誰がこれを運営しているかが問題だと思うんですね。定住促進事業もそうです。新しい住宅を探していると言うけれども、市営住宅は余っているんですよ。ぜひ市営住宅を見てください。土肥なんか一番わかりやすいですね。各棟に二、三戸空き室があるでしょう。

地域づくり交付金については、全く用途が見えません。何に使ったかわからないです。も

う私、これは来年の選挙のための組織がつくられたんじゃないかと思っていますよ。透明で公正な、隠し事のない伊豆市をつくってください。まず資金から透明にしてください。不透明な伊豆市では、ますます衰退します。

今、東こども園の建設が進んでおります。児童発達支援センターの建設が進んでいます。来年度の開設が予定されていますが、希望するこども園に入れるような配慮をぜひ進めていただきたい。議員の皆さんの中には、発達障害者と言わないでくれなんて言っていた議員さんもいたし、この発達支援センターの建設には熱心な議員さんもいました。しかし、皆さん、もう20年前と現在、発達支援センターのあり方は全然違います。今、スウェーデンの16歳の女の子が国連になにか出席して自然保護を訴えていますよね。いわゆるCO₂の排出を減らせと、大人たちは何をやっているんだと。あの方も発達障害者ですよ。横文字でよく口が回らないけれども、彼女は自分から告白しています。だから、私はああやって堂々と意見を発表できるんだよと言っています。ぜひ、支援センターも間もなくできるわけですから、やめろとは言いませんけれども、来年度はどんな子供でも希望するこども園に入れるようにお願いします。

電子計算事務事業は1億5,000万円が投入されました。三島市、伊豆市、伊豆の国市の電算センターへは9,962万円、約1億円が出されております。すると、1億5,000万円のうちの約1億円が3市のセンターへ出されているということは、約5,000万円は伊豆市独自に使っているということですね。できるだけ短く言いますのでね。約5,000万円、これ、何とか節約できないんですか。私はこれに全力を投入したいと思っているんですけどもね。一つずつチェックしたい。

ぜひ市長、約5,000万円の金を3市のセンターへ持ち込めば、僕は2,000万円ぐらいで済むんじゃないかと思っているんですけどもね。ぜひ、何のために伊豆市は、これ、前にも言ったことがありますけれども、68システムのうち16システムは、伊豆市は3市のセンターでやっていないんです。これを伊豆市も3市のセンターへ持ち込めば、恐らく二、三千万円節約できるはずですよ。ぜひもっと前向きに、今までやっていたから恐らく業者とのつながりもあるんでしょう。言い過ぎだというんだったら反対してくださいよ。ぜひ、無駄な取り組みがたくさんあるということを指摘したい。

自治会活動支援金710万円が支出されていますけれども、自治会と地域づくり協議会の違いなんていうのはどこにあるんですか。私のところでは、この間まで自治会でもって街灯を管理しているのかと思ったら、今は地域づくり協議会だという。どっちへ言ってもいいかさっぱりわからない。

広域処理施設整備事業に3,457万円が使われております。新聞報道だと、一社でやっているところもいっぱいあるんだというようなことを言っていますけれども、大体ここの議会で議論なんか一つもしていないじゃないですか。いいですか。荏原環境プラントへ発注されたんですか、もう。設計価格が93億6,000万円。予定価格は……

○議長（三田忠男君） 決算書の内容でお願いいたします。決算書にそれ、載っていますか。

○15番（森 良雄君） あなたね、何を根拠にそんなことを言っているの、三田君。

○議長（三田忠男君） 議題は決算の認定についてですので。

○15番（森 良雄君） たかだか3,457万円の支出に対して、その裏側には、実に設計価格が93億6,000万円、入札価格が93億5,000万円。設計価格が93億6,000万円ですよ。こういう裏があるんですよ。よろしいんですか、皆さん、それで。どこにこの議会で議論できないなんていう決まりがあるんですか。地方自治法を読んでくださいよ、議員の皆さん。この裏には、市長のチラシは全戸に配布したんですか、市長。この数字と全く違うんだね。議員の皆さん、この数字をどういうふうに理解しているのか、考えてもらいたい。

私いつも言っている、地方自治法を見てくださいよ。地方自治法は競争入札が原則ですよ。競争なんか最初からやっていないんだ、これ。議論できない理由なんてない。理由があるんだったら教えてください。どこのどんな法令でこの伊豆市議会が議論できないのか。大体、建設三法にこんな入札のことなんて書いていないですからね。契約については、地方自治法に書いてあるんです。自治法のどこに書いてあるのか教えていただきたい。市長の……

○議長（三田忠男君） 決算認定ですので、自治法の話じゃありませんので、本題に入ってください。

○15番（森 良雄君） この議会は自治法にのっかって運営されているんでしょう、あなた。

○議長（三田忠男君） 自治法の議論ではありません。決算の認定についての討論をお願いします。

○15番（森 良雄君） こんな施設の建設に皆さんは賛成しますか。数字はたかだか3,400万円の数字ですよ、決算資料に載っているのは。しかし、その裏にはおよそ160億円の事業が隠れているんですよ。3,400万円、この決算を認定すれば、我々は無条件でごみ処理場の建設を承認したことになるんです。そうじゃありませんか、皆さん。周りがうるさいから次に移ります。中にはあくびしているような議員もいるけれどもね。次に移りますけれども。

森林整備事業に5,200万円支出されました。森林整備はどのように進められているのか、議員の皆さんは御理解の上でしょうか。市長のおっしゃる皆伐なんていうのは、全く話になりませんからね。もう使っちゃったお金ですから。これからは計画的な森林整備を進めてもらいたい。

有害鳥獣被害対策事業、2,500万円が支出されております。鹿の肉が地域資源として有効活用されていると思いますか。天城会館で、これは二、三年前の話ですけれども、鹿肉のハンバーグの販売をしようとしたんですね。相当、資金を投入して準備されました。しかし、現実には、今やっていないということは失敗したということなんですよ。今、ジビエ料理がブームです。ジビエだジビエだといって鹿肉が販売されていますが、一時的なブームで終わらせないように、うまい鹿肉を提供していただきたい。

商工振興費に9,600万円が支出されています。議員の皆さん、伊豆市の商工業が振興して

いると思いますか。発展していると思いますか。私には、伊豆市の商工業が地域振興に貢献しているとも思えません。伊豆市の商工業が発展しているとも思えません。無駄な支出と言わざるを得ません。市長は、真剣に地域振興に取り組んでいただきたいと思います。

一例を挙げますけれども、観光ハイキングガイド養成事業です。受講者は延べ人数が123人です。前年に比べて半減しているんですよ。長年継続している事業は定期的に見直すべきではないでしょうか。講師の資質にも問題があります。このガイド養成講座は、一流の講師がやっていたんですよ。静岡東部でも、いわゆる全国的にも有名な講師が中心で行われていました。そういうことから、やはり内容の劣化が進んでおります。私も疲れてきましたので、この辺でやめますけれども。

都市計画では、牧之郷のあそこは、何というんですかね。新旧住民の対立しているところがあります。ぜひ、都市計画を進めるなら、新旧住民の対立を和らげてから進めていただきたい。

狹隘道路の解消なんて言っていますけれども、沖ノ原1号線はちっとも手をつけようともしませんね。私、何でうるさく言うかといったら、いいですか、伊豆市が壊したんですからね、あの道路は。壊した道路は、自分から速やかに直してやってください。

まず、もう終わりにしますけれども、この決算書には透明で公正な隠し事のないと言える部分が全く、全然ないと言うとまた怒られるからね。不透明な部分がたくさんあります。伊豆市をこれから発展させるには、やはり透明で公正な隠し事のないまちをつくるのが必要だと思います。そのためには、まず業者との癒着を排除しましょう。

反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） これで最後になりますが、次に、反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第14号 平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

きょう討論するに当たって、1年前の予算の編成時のさまざまな論議、そして今回、総括質疑、そして連合審査会の審査ということを経過しながら、自分なりにまとめたことで討論に参加していきたいなと思っています。

平成30年度は、第1期総合戦略5カ年の最終年度に当たります。当局の総括文書にあるように、第1期で目指したものは人口減少の抑制と15歳までの各年齢人口200人でした。目指す目的を明確にした上で、さまざまな取り組みをしてきたと判断しています。私も同じ視点から決算の討論を行います。

まず第1に、人口についてです。平成30年度の到達点ができるようにするために、過去を振り返ります。議題外とならないように、討論の重点は平成30年度総括であることは押さえ

ていきます。

第1期総合戦略が始まった年、平成27年12月の第2回伊豆市総合計画審議会において、当局はこういう説明をしていますよね。総合計画目標年次の平成37年（2025年）に置きかえると、社人研推計で伊豆市の人口2万7,140人となるどころ伊豆市は2万8,500人と、これは現実味のある形で上方修正を行った人口として設定とあります。ここを基準にして総括すべきだと思うのですが、当局は、人口ビジョンにおける目標値を下回っているが社人研推計を上回っているというふうにしております。みずからが頑張っただけで社人研よりも上回る人口にすることは現実味があるとしていたのに、5年を経過したら社人研よりも上回ったと総括する。15歳までの各年齢人口もしかりであります。年齢人口200人という目標は届かなかったが——このように紹介しているんですね。届かなかったが、社会動態が増加したので、出生数よりも各年代の子供の数が多い状況となったと総括しております。

こういうふうに見てくると、確かに頑張ってきたんだから、マイナス思考よりもプラス思考で考えたほうがいいのかと、元気になるためにそう考えたほうがいいのかとしようが、総括の立ち位置が私は違っていませんかということです。目標どおりにいかなかったのはなぜだろうかから始めて、そんな中でも今後に生かすべきことは何なのかということを考えないと、まあまあ頑張ってきたわね、いいわ、いいわでは新たな展望は見えてきません。第2期も引き続き人口減少に特化した施策を最優先するとしているのですから、総括をどの時点に向かってやるのかということは極めて重要だと思います。

2つ目、まちの形についてです。

市長と総括質疑でいろんな質疑応答をやってきましたけれども、市長は、地方自治体の目的は住民福祉の福祉増進をすることということとそのとき答弁されました。私もそのように思います。そして、私の質疑、過去のような成長期の形を求めることは不適切とはどういうことでしょうかという質疑に対して、成長期の当時の給与のことや電化製品のことなどを話されましたが、あの質疑を通じて、率直に言って過去の成長期の、いわゆる過去の成長期で、旧4町です。伊豆市ではなくて旧4町の産業や福祉の取り組みなど、どのようなまちづくりがその当時、今から振り返ったときに不適切としたのかはわかりません。今でも日本は高度成長期の東京への人口流入が形を変えて生じていますが、経済成長による豊かさを追い求めてきたのと引きかえに、ローカル志向の動きが中央では今起きております。総務省の調査では、「農山漁村に移住してみたい」と回答した人は3割を超えております。

また、まちの形、ネットワーク型コンパクトタウン、各地域において利便性や快適性が高く、人が集い、にぎわいのある拠点を創造するまちづくりとローカル志向は結びつくのか、私は疑問であります。総合計画で、この文書の中で創造しているこの「創造」という漢字は、新しいものをつくり出すという漢字を使っております。私は、地域の風土や風習、風味を生かしていく取り組み方が大事ではないかなと。今ある田畑や自然を生き返らせる、そういう意味で、その一環として、何年かにわたって地域づくり協力隊の若者がいるわけですけど

も、なぜ伊豆市に定着しないのか。若い世代の定住を促進する環境づくり、支援策が、3年終わった後、せっかく都会から来ている若者がすーっと去っていく。何と寂しいことだなと私は思っています。

3点目、観光政策、これは伊豆市にとっても重要な施策だなと私は思っております。

ただ、懇談の中で、質疑の中でこういう話、質疑をしましたが、観光政策、国際的な観光都市、伊豆半島、伊豆市を熱っぽく市長は話されていましたが、人口減少が続く伊豆半島、伊豆市がどのようにすれば国際的な観光都市になるのかは説明がないし、その糸口すら見えません。国際観光都市といえば、日本では憲法第95条に基づく個別の特別法で指定された京都や別府や熱海がありますが、そういう手続を踏もうとしているのでしょうか。

ちなみに、国際観光都市として発展していったほうが成功する確率が高いと分析していますが、足元を見たとき、私は観光庁が統計を出している、いわゆるインバウンドを今重要視して、私も重要視していますけれども、日本人のあくまでも消費額の上位15都道府県における訪日外国人旅行消費という、ここでは出しています。この15都道府県の中の7番目に静岡県があるんですが、その中で、日本人の消費と、その中で外国人がどのぐらい消費するのかというグラフがあるんですけれども、ちなみに東京都は、在日外国人の消費率は日本人の比率に対して44.8%であります。静岡県は4.7%であります。こういう現実を見たときに、どうすれば国際観光都市として伊豆半島及び伊豆市ができるのかという分析をきちっとやらないと、余りにも夢物語に終わるんじゃないかなと。市長はそう思っていないでしょうけれども、そう思わざるを得ないということであります。

私は、そのキーポイントというのは、産業振興協議会が法人化されました。いつまでも行政主導じゃなくて、主体を民間法人に切りかえるべきだと。そこに依拠しながら、まちづくり、観光、商工関係をやはりやるべきじゃないかなと思います。この点については会計監査でも、市から独立して地域商社として活動できるように期待していますということを監査のほうで結んでおります。

3つ目、子育て支援と観光で働く人を集めるのは、待遇面をどうするのかと私は思っております。静岡県が行ったひとり親生活実態調査でも、子育てについて、経済的な面でどんな支援があったらいいですかというアンケートをとっておりますが、小中合わせてですが、一番多いのが児童扶養手当の増額・拡充、その次が教材費、給食費など学校に払う費用の負担軽減を求めています。どんな支援があったらいいですかということで、そのところが、児童扶養手当は約60%、教材費、給食費等々については3割を占めておるんです。それに応えるべく、伊豆市はどうすべきかと。現実のひとり親家庭に限りませんが、子育てをしている方々が何を求めているのかということもきちっと、それへの政策は明らかでありますから、それに応えるべきであります。

4つ目です。職員の健康管理について意見を述べます。

これも監査のほうでやられておりましたが、一番その中で気になったところです。過労死

ラインの80時間以上が、これ、絶対数じゃなくて延べ人数になっているんですけども、いわゆる過労死ラインの方々が延べ人数だけでもそれだけしかいないんですが、これはやっぱり深刻に受けとめるべきではないか。どういう働き方を今職員の方々はやっているのか。メンタルをきちっとチェックして、働く改善策を求めます。

5点目、最後です。

決算審査の中でマイナンバーカード普及の問題が出ましたが、私は、これを登録するかどうかは個人の権利にかかわることです。普及するために市の職員だから登録しなさいというのは、これは国の下請機関であるかのようになります。押しつけてはならない。個人個人の考え方を尊重して、登録するかどうかは自由意志で決めていく。個人の尊厳を守るかどうかという、人権にかかわることとしてこの問題は受けとめていただきたい。

以上で反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第14号 平成30年度伊豆市一般会計歳入歳出決算の認定について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第14号は原案のとおり認定されました。

◎議案第15号～議案第30号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第2、議案第15号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから日程第17、議案第30号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの16議案を一括して議題といたします。

本案は、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第15号及び議案第19号から議案第30号までの13議案について、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第15号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第19号 平成30年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出の認定についてから議案第23号 平成30年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定についてまでの5議案、並びに伊豆市の財産区の特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第24号 持越財産区から議案第30号 矢熊財産区までの7議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第15号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第15号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第19号 平成30年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第19号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第20号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明の後、質疑を行いました。主な質疑として、一般会計から過去2年間、約8億円が繰り出されているが、今後も同水準の繰り入れが続くのかの質疑に対して、今後も下水道の整備の計画があるので、整備が完了するまで今後も同水準が継続しますとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第20号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第21号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定については、補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第21号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第22号 平成30年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定については、補足説明はなく、質疑を行いました。主な質疑として、当期は純利益が7,200万円あり、減価償却が2億円と、資金が残っているのに給水管の布設がえの工事はこれが限度だったのか、さらに企業債の利率が高い銀行債の借り入れは考えたのかとの質疑に対し、管路の布設がえは今の人員では限度です。企業債の借りかえについては、制度の確認をして検討を進めますとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第22号は賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

次に、議案第23号 平成30年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定については、補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第23号は賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、議案第24号 平成30年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第25号 平成30年度伊豆市市山財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第26号 平成30年度伊豆市門野原財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第27号 平成30年度伊豆市吉奈財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第28号 平成30年度伊豆市月ヶ瀬財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第29号 平成30年度伊豆市田沢財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、議案第30号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての7議案について、一括して審査を行いました。

補足説明、質疑、討議、討論はなく、一括採決の結果、議案第24号から議案第30号までの

7議案は賛成多数で原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、総務経済委員会所管の平成30年度伊豆市特別会計歳入歳出決算の認定についての審査について、御報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第16号から議案第18号までの3議案について、教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第16号、第17号及び第18号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第16号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、ジェネリック医薬品の普及状況と医療費の削減額の質疑に対し、ジェネリック使用率は医科が54.2%、調剤が78.2%、全体で69.5%となっており、前年度より若干上がっています。金額については、資料はありませんとの答弁がありました。次に、国保加入者の所得の階層は低い方向に行っているのか、高いほうに行っているのかとの質疑に対し、低いほうに向かっておりますとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第16号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、議案第17号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。質疑はなく、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第17号は全会一致で原案のとおり認定すべきものと決しました。

続いて、議案第18号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、平成29年度と比べて、虐待の予防、権利擁護、成年後見人の事業の利用人数がふえているのに事業費が減っているのはなぜかとの質疑に対し、成年後見人に支払う報酬が、被後見人が支払いできない場合、市のほうで助成をする事業があります。助成を受けていた人が2人から1人に減ったためですとの答弁がありました。

次に、徘徊高齢者家族支援サービスの利用者が平成29年度は1人、平成30年度はいなかったが、この数字をどう捉えているのかとの質疑に対し、ケアマネジャーを通じて利用を広報しています。相談はありますが、徘徊する本人に位置を検索する器具を持たせるという難しさがあり、活用できていませんとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、議案第18号につきましては、全会一致で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上、議案第16号から議案第18号までの3議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより、55分まで休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。55分まで休憩してください。

休憩 午前10時46分

再開 午前10時55分

○議長（三田忠男君） 休憩前に続き会議を開きます。

ただいまから、議案第15号から議案第30号までの16議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第15号 平成30年度伊豆市公共用地取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第15号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第15号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第16号 平成30年度伊豆市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論、16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第16号 国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論を行います。

国民健康保険の所得区分を毎年担当課にお願いして、苦勞されて出されていると思います。が、国保加入世帯の実態をここから分析すること、平成30年度もできました。伊豆市における国保加入者で所得なしから所得200万円未満の世帯割合は、国保世帯全体の中で80%を超えております。平成28年度は84.3%、平成29年度は85%、平成30年度は85.1%と少しずつふえているんです。

ちなみに、全国の所得金額、全部です。金額の階層別世帯数、100万円未満と100万円から200万円未満、ほぼ今の国保の所得なしから200万円未満と相当するのかなと思うので、相对比较をしてみました。この世帯割合は約20%であります。伊豆市の85%は考えると深刻であります、生活実態は。そう思わないでしょうか。だから、何度となく国保会計の、せめてです。全体が低いんですけれども、せめて均等割を1人頭何万円だよということをよしませ

んかと。

今回はまた最低限の要求をして討論に参加します。せめてです。せめて約500人いるこの国保の加入者の子供たちの中で第2子以降の子供たち、これも担当課のほうから資料をいただきましたが、212人であります。約半分以下。この子供たちはどうしているか。均等割2万9,800円を払っている。収入のない子供からこの均等割、この中に含まれているのが、後期高齢者の医療費7,600円も入っているんです。子供に、高齢者の会計を維持するためにあなた払いなさいということですね。国の制度だからと無批判に受け入れるほうが私はおかしいというふうに思います。

私は、一般質問でも行いましたが、これを安くした、いわゆる軽減した財源を国保会計に求めていません。平成19年度の財政調整基金、平成29年度、平成30年度の財政調整基金、2倍になっているじゃありませんか。だから、この財政調整基金を取り崩せばどのぐらいになるか、212人分。640万円弱であります。これを子供たちのために使いませんか。市民みんな、子供たちを育てている家庭の方々に市民みんなで支援していきましようということが無理難題でしょうか。憲法第13条、個人の尊重、生命・自由・幸福追求の権利の尊重、憲法第25条、生存権、国の生存権保障義務を、この憲法をこの212人の子供たちに注ぎませんか。

最後に、社会保障費がどんどんふえているから大変だと、そういう、政府も言うシマスコミも言っていますけれども、したがって膨張する社会保障費を抑えるためには給付と負担の見直しが必要だということをよく聞きますけれども、GDP世界第3位という日本の社会保障給付費は、他の先進諸国と比較して本当に高いのであろうか。国際比較は対GDPで見るとというのが世界標準であります。常識になっている。OECD36カ国で見ると、最新、2018年しかちょっと手に入りませんでした、36の中で上から数えて14番目です。このぐらいしか社会保障給付費に払っていないという予算を組み立てているというのが日本であります。その影響がこの伊豆市の国保会計の中にも来ている。

上に乗っけるんじゃないなくて、子供たちのほうに、国保世帯の方々の生活をきちっと保障してあげるという視点に立って、また見直しを求めます。

以上で反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第16号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第16号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第17号 平成30年度伊豆市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第17号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第17号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第18号 平成30年度伊豆市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第18号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第18号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第19号 平成30年度伊豆市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第19号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第19号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第20号 平成30年度伊豆市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第20号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第20号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第21号 平成30年度伊豆市農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定につ

いて、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第21号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第21号は原案のとおり認定されました。

次に、議案第22号 平成30年度伊豆市水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第22号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第22号は原案のとおり可決認定されました。

次に、議案第23号 平成30年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第23号 平成30年度伊豆市温泉事業特別会計剰余金の処分及び決算の認定について、反対討論をさせていただきます。

この土肥の温泉会計、それから、次に財産区については毎度反対させていただきます。

今度の台風15号の被害を見てもおわかりだと思いますけれども、いざ災害で被害を受けた場合はどうするかということを考えたら、私はこれ、温泉事業というのは一番後回しになるんじゃないかと思うんですよ。しかし、土肥の皆さんにとっては非常に大切なものだと思います。それで、いざ災害で復旧させたいというとき、これはやっぱり、僕は自分たちでやっておくべきだと思うんですね。現在の土肥の人口は3,500人ぐらいしかいないんですね。そういうときに、恐らく100件ぐらい温泉に入っているんだと思うんですけれども、非常に重要な施設だと思います。しかし、温泉事業は全住民に対処した事業ではありません。例えば修善寺地区のニュータウンなどは、自分たち独自の組合をつくって運営しております。非常に

上手に運営していると思います。非常に温泉事業は、この決算の内容を見ても剰余金がたくさん出て、甘い事業だと思います。ぜひ自分らで運営するのが一番ベターですよという気持ちから、反対させていただきます。

終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第23号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第23号は原案のとおり可決認定されました。

次に、議案第24号 平成30年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてから議案第30号 平成30年度伊豆市矢熊財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの7議案について、一括して討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論を行います。

15番、森良雄議員。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第24号 平成30年度伊豆市持越財産区特別会計歳入歳出決算の認定について、反対討論させていただきます。

ずっと後まで、28、29、30までやりたいんですけども、余りやるとこっちも疲れますもので、1つだけで終わらせたいと思います。

これ、何も財産区が嫌いだから私いつも言うわけじゃないんですよ。自分らの財産区なんだから自分たちでやりなさいと。現実にやり切れないわけですね。今度の上程された議案を見ればわかるわけですよ、もう。バンザイしているような状態じゃないんですか。天城地区の人口は、現在5,700人ぐらいですね。高齢化率は40%だと。私が言いたいのは、毎度言っているわけですけども、一緒になるか、ただ、宿みたいに自分らでやっているところで吸収してもらうか、何か方策を考えないでいいんですかと。いいですか。伊豆市、市長に任せておいたら皆伐ではげ山になっちゃいますよ。皆伐だと言っているんだから。

これからの山づくりは、山だけじゃないようですけどもね。いろいろな財産があるようですけども、山づくりはやはり計画的な山づくりをしなきゃいけません。それにはやっぱり、できるだけ多くの人が知恵を持ち寄って山づくりをしなきゃいい山ができないんだと思います。わずか5,700人ぐらいの人たちが7つの財産区を持っていて、うまくいくのかなというのが私の親心です。ぜひ統合するなり吸収してもらうなりして、自分らの生きる道を考

えるべきじゃないかと思えます。

反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第24号から議案第30号までの7議案について採決を行います。

各財産区特別会計歳入歳出決算の認定については、一括採決といたします。

本案に対する委員長の報告は認定であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第24号から議案第30号までの7議案は原案のとおり認定されました。

◎議案第31号～議案第34号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第18、議案第31号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）から日程第21、議案第34号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）までの4議案を一括して議題といたします。

本案は、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第31号及び議案第34号の2議案について、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

[総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇]

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第31号及び議案第34号の2議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第31号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）所管科目については、補足説明はなく、質疑を行いました。

主な質疑として、初めに、土木費の都市計画推進事業の伊豆縦貫道湯ヶ島周辺土地利用構想策定業務で500万円が計上されているが、伊豆縦貫道の延伸による浄蓮の滝付近のインターチェンジ構想の土地利用に関する説明を受けたが、茅野の地域住民の強い要望とその背景について説明を求めたのに対し、茅野地区にインターが必要だということと、インターの整備の要望があるのは事実です。土地利用については、地区の意見を尊重するとする国の意見も出ています。土地利用等々の調査は、市がどのようなまちづくりをしたいのかという責務がありますので、市が責任を持って調査するものですとの答弁がありました。

次に、商工費の修善寺駅のWi-Fiの設備ですが、伊豆市フリーWi-Fiみたいにいちいちログインしないと入れないのか、あるいは自動でつながるのかとの質疑に対し、修善寺駅のWi-Fiはログインが必要ですが、パスワードの必要はなく、基本的には受信のメールアドレスの入力で受信ができるとの答弁がありました。

次に、総務管理費の公有財産管理事業の旧天城農村環境改善センター、旧天城温泉プール解体工事だが、この2棟の建物を含んだ覚書の締結がなされているが、覚書では売却を前提として締結しているが、現在、その実態はいかがか。加えて公募についての説明を求めたのに対し、両施設を事業者に使う予定の意思確認をしたところ、その予定はないとの確認ができたので更地にするもので、今後は売却または賃貸借とあわせ、公募についても検討したいとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第31号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第34号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）は、補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第34号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第31号及び議案第34号の2議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第31号から議案第33号の3議案について、教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第31号、第32号及び第33号の3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第31号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）所管科目について、主な質疑として、小学校管理費・施設改修工事費、上下するタイプの黒板とのことだが、同じ学校なのかとの質疑に対し、中伊豆小学校10教室全部ですとの答弁でした。また、どういう部品が異常だったのかの質疑に対して、ワイヤーと滑車とスプリングで黒板を上下させていましたが、ワイヤーが切れて下に落ちてしまいました。中伊豆小はストッパーがない仕組みでしたが、ストッパーつきにします。さらに、黒板の面もかなり古くなって、塗り直しを数回やっておりますので、ここで新しいものにかえるということになりますとの答弁がありました。

次に、中伊豆室内温水プールの加熱設備の修繕と臨時休業との兼ね合いはどの質疑に対して、6基中1基の補修です。加熱器は故障していますが、冬場にかけて使いますので、支障はありませんとの答弁がありました。

以上、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第31号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）教育厚生委員会所管科目については原案のとおり可決すべきものと決しました。

〔発言する人あり〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） ちょっと確認。すみません。

○議長（三田忠男君） 暫時休憩いたします。

休憩 午前 11時 21分

再開 午前 11時 22分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） 続いて、議案第32号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

最後に、議案第33号 令和元年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、質疑、討議、討論ともになく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第31号から議案第33号までの3議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前 11時 22分

再開 午前 11時 25分

○議長（三田忠男君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

ただいまから議案第31号から議案第34号までの4議案について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第31号から議案第34号までの4議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第31号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありますので、発言を許します。

反対討論から行います。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

私は、議案第31号 令和元年度一般会計補正予算（第3回）について、反対の立場から討論を行います。

問題のところは、2款総務費、5目財産管理費、15節工事請負費のうち旧天城農村環境改善センター及び旧天城温泉プール解体工事6,400万円、並びに第3表、令和2年度への債務

負担行為、同じく改善センター、天城温泉プールの解体工事9,600万円であります。

これは、現在、東京ラスクに貸してある旧天城湯ヶ島支所と同じ敷地にある改善センターとプールを、本年度と来年度の2年間で、合わせて1億6,000万円をかけて解体しようとするものであります。

では、解体してどうしようとするのか。これは伊豆市と、東京ラスクの親会社と言っているかどうかよくわかりませんが、関係がよくわかりませんが、株式会社DAIKICHIとの間で平成30年2月に交わしたとされる覚書によると、農村環境改善センター及び温泉プールの土地建物について、伊豆市はDAIKICHIに売却することを前提とすると覚書に書いてあるわけであります。

おかしい点の第1、覚書では当該土地建物を売却するとしているのに、なぜ伊豆市は伊豆市の予算で建物を解体しなければならないのか、これがおかしい点の第1。建物を売却するのに、建物が存在しないで、先に壊してしまったら建物の売却ができないじゃないですか。これがおかしい。

おかしい点の第2は、当該土地の面積は約4,000平方メートルであります。土地の評価額は不動産鑑定によると1平米当たり約9,000円でありまして、これを掛けますとこの土地の値段は3,600万円ということになるわけでありまして、1億6,000万円もの市民の税金をかけて建物を取り壊し、更地にした土地を3,600円で売ろうとするんでしょうか。これではそろばん勘定にも何もならず、こんなことが許されるはずはありません。改善センターにしる温泉プールにしる、市民のコミュニティーの促進や健康の維持・増進を目的に設置され、多くの人々が活用してきた施設であります。それをいとも簡単に廃止して、一民間営利企業にぎわいづくりとか何とか言って、格安の値段どころか大赤字になっても売り渡す。どういう神経をしているのか、皆目見当もつきません。普通の人間では、こういう発想は到底浮かんではきません。

議員の皆さん、誰がどう考えてもおかしい本補正予算案をぜひ否決していただきたく、反対討論といたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） 次に、賛成討論を行います。

6番、下山祥二議員。

〔6番 下山祥二君登壇〕

○6番（下山祥二君） 6番、下山祥二です。

議案第31号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）について、賛成の立場で討論いたします。

令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第3回）は、歳入歳出それぞれ4億7,617万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ184億1,973万8,000円とするものです。

主な歳出は、総務費の財産管理費として、橘保育園解体工事1,800万円、旧天城農村環境

改善センター及び旧天城湯ヶ島温泉プール解体工事6,400万円。いずれも公共施設の老朽化により耐震基準を満たさず、また、需要の変化による規模縮減による再配置であると、適正な処理であると判断いたします。解体後も、公募によるものということで確認しております。

また、諸費として、土肥支所庁舎遮煙設備設置工事の追加に伴う改修工事1,029万5,000円があります。

次に、衛生費、保健衛生総務費、市内公的病院等補助金2億1,393万9,000円。本日の新聞報道でありました、厚生労働省が来年9月までに再編・統合の結論を出すように要請され、病院名が公表された伊豆赤十字病院と中伊豆温泉病院ですが、市民が安心して暮らせる地域医療体制の維持のためには大変重要な2病院であると考えます。今後も地域の実情をしっかりと把握した上での議論が必要であると考えます。

また、商工費の観光施設管理費として、修善寺駅W i - F i 整備工事に1,220万円。いよいよ開催日まで残り301日と迫った東京2020オリンピック・パラリンピック自転車競技開催地として必要最低限の整備と考えられ、適正であると判断いたします。

主な歳出の最後には、決算により2分の1を積み立てる社会基盤整備基金積立金1億2,102万円などがあります。

以上、いずれも市民生活に欠かすことのできない必要不可欠かつ適正な予算であると判断して、議案第31号に賛成いたします。

○議長（三田忠男君） 次に、最後になりますが、反対討論を行います。

16番、木村建一議員。

〔16番 木村建一君登壇〕

○16番（木村建一君） 16番、木村建一です。

議案第31号 伊豆市一般会計補正予算（第3回）について、反対討論を行います。

今回の予算全体を見ますと、市内公的病院の補助金や中伊豆小学校の黒板の入れかえなどなど、市民生活にとって必要な補正予算が多々あります。その中でどうもまずいのかなと思ったのが、旧天城農村環境改善センター、そして旧天城温泉プールの解体工事であります。

この解体工事について、全体としてさまざまな補正予算についてはいいんだけど、ここは改善を求めるという判断を一時期やったことがあるんですけども、やはりそうじゃないだろうと。なぜか。市長みずからが市民の皆さんに支所移転の問題等々を含めながら、天城湯ヶ島支所及び保健センター等々の施設についてどうするかということでさんざん論議してきたことで、結果的には、ここにも、当時市民に配られた資料を私、再度読ませていただきましたけれども、ここには民間活力（東京ラスク）によるメリットと書いてあります。新たな雇用が生まれますよ、施設の貸し付けや売却による収入の確保ができるんですよ、新たな販売戦略によるメリットが生まれてきます、この3つを市民の皆さんにお話をし、そしてその前に当然覚書というのを交わしました。

今、委員長報告にあるけれども、相手のほうに聞いたら、施設を借りるか買うか、予定は

ありませんからと。ああ、そうですかという状況でしょう。手続が私は、やっぱりおかしいんです、ここは。最初に建物の売却、土地の売却で覚書を交わすということをおったのに、この中に確かに協議をすると、今後。建物については甲乙協議の上で定めるものがありますが、当初、市民の皆さんや議会の皆さんに話していたことと違う方向が出てきたならば、きちっと市民や議会に報告をして、こうこうこういうことだからこうするんですよというところがあってしかるべきでしょう。それが全くなくて、聞いたら突然、その予定はないから解体しますというのはやっぱり順序が違うんじゃないですか。

もう一点、やっぱりだめだなというふうに決断したのは、ここで終わるわけじゃないんです。一般会計の中でも討論の中で出てきましたけれども、これからたくさん公共施設をどうするのか、廃止するのか統合するのかが議会に投げかけられてきます。当然、市民の皆さんにも投げかけられてきます。それはなぜか。今後、人口減少の中で公共施設をどうしようかということは、これ、まちづくりにかかわることなんですから、だから、そういう立場から見たときに、いとも簡単にずっと市民の皆さんや議会に話したことと違う方向に行く。説明責任を果たさないで、そして議員の皆さんいかがですか、解体が必要ですよというのは、やっぱり間違いじゃないですか。

焦点は、跡地をどうするかというのは解体工事にかかわるから、これ以上は主たる目的じゃありませんけれども、当然、市民の皆さん、私もそうですけれども、いや、解体した後どうするの、今まで話してきたことはどうなるのということは素朴な疑問であります。そこに明確な答えがない、いわゆる順序を踏まないで提案することについて、私はやはり異議があります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で討論を終結いたします。

これより議案第31号について採決いたします。

本案に対する各委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第31号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第32号 令和元年度伊豆市国民健康保険特別会計補正予算（第2回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第32号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第32号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第33号 令和元年度伊豆市介護保険特別会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第33号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第33号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第34号 令和元年度伊豆市下水道事業会計補正予算（第1回）について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第34号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第34号は原案のとおり可決されました。

◎議案第35号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第22、議案第35号 財産の取得について議題といたします。

本案は、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、総務経済委員会委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第35号 財産の取得についての審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第35号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第35号について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより、暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長

に速やかに提出願います。

休憩 午前11時44分

再開 午前11時44分

○議長（三田忠男君） 休憩前に続き会議を開きます。

ただいまから、議案第35号について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第35号 財産の取得について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第35号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第35号は原案のとおり可決されました。

◎議案第36号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 次に、日程第23、議案第36号 駿東伊豆消防組合規約の一部変更についてを議題といたします。

本案は、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、総務経済委員会委員長の報告を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第36号 駿東伊豆消防組合規約の一部変更についての審査の経過と結果を御報告申し上げます。

補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第36号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第36号について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより、暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時46分

再開 午前 11 時 46 分

○議長（三田忠男君） 休憩前に続き会議を開きます。

ただいまから、議案第36号について質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

次に、議案第36号 駿東伊豆消防組合規約の一部変更について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第36号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第36号は原案のとおり可決されました。

◎議案第37号～議案第48号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第24、議案第37号 伊豆市表彰条例の一部改正についてから日程第35、議案第48号 伊豆市児童発達支援センター条例の制定についてまでの12議案を一括して議題といたします。

本案は、各常任委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、各委員長の報告を求めます。

初めに、議案第37号から議案第42号までの6議案について、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第37号 伊豆市表彰条例の一部改正についてから議案第42号 伊豆市給水条例の一部改正についてまでの6議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第37号 伊豆市表彰条例の一部改正については、補足説明はなく、これはどのような法律の条文が変わったのか、また、市の条例を改正することにより何がどうなるのかと説明を求めたのに対し、法律は成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律です。成年後見人制度を進める上で、被後見人等になった方が不利益を生じないように、この関係法律が新たに制定されました。市の表彰条例も同様に、被後見人等に不利益を生じないように改正するものですとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第37号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第38号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正については、補足説明、質

疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第38号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第39号 伊豆市職員等の旅費に関する条例の一部改正については、補足説明はなく、12月14日の施行日の説明を求めたのに対し、公務員法の一部改正の施行が12月14日で、それに伴うものですとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第39号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第40号 伊豆市消防団条例の一部改正については、補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第40号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第41号 伊豆市財産区管理会条例の一部改正については、補足説明はなく、財産区役員の人数の基準と、役員会の回数とかの細則の定めが存在するのかもしれないかの説明を求めたのに対し、管理会の定数は地方自治法の定めにより、上限7人以内となっています。また、運営等の詳細については伊豆市の財産区の管理会条例で細かく定められていますとの答弁がありました。

質疑の後、討議、討論はなく、採決の結果、議案第41号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第42号 伊豆市給水条例の一部改正については、補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第42号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で、議案第37号、議案第38号、議案第39号、議案第40号、議案第41号並びに議案第42号についての委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、議案第43号から議案第48号までの6議案について、教育厚生委員会委員長、木村建一議員。

〔教育厚生委員会委員長 木村建一君登壇〕

○教育厚生委員会委員長（木村建一君） ただいま議長から報告を求められました議案第43号から議案第48号までの6議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

最初に、議案第43号 伊豆市印鑑条例の一部改正について審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第43号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第44号 伊豆市介護給付費準備基金条例の一部改正について、地域支援事業の財源に充てることのできるように改正することだが、具体的に支援事業を充実させていく計画はとの質疑に対し、主に自立支援、重症化予防のために活用することになってくるかと思えます。介護予防に力を入れ、各地域で行っている運動教室にも、介護予防ボランティアが中心となってできるよう育成の方法なども考えていますとの答弁がありました。

審査の後、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第44号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第45号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、審査した結果、討議、討論はなく、採決の結果、全会一致で議案第45号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第46号 伊豆市立認定こども園条例の一部改正について、一時保育の保育料を1,800円から1,500円に減額した理由はの質疑に対し、今までの一時保育の保育料の中に給食費の300円が含まれていましたが、給食費を除いた1,500円のみを規定し、300円は別途給食費として徴収するので保護者の負担は変更ないですとの答弁がありました。審査の後、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第46号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第47号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について、審査した結果、討議、討論はともになく、採決の結果、全会一致で議案第47号については原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第48号 伊豆市児童発達支援センター条例の制定について、初めに、利用定員とは承認を出す人数か、それとも通所1日の人数かとの質疑に対し、通所1日の人数ですとの答弁がありました。次に、必要な職員とはどんな職員を想定しているのかとの質疑に対し、嘱託医、児童指導委員、保育士、保健師、看護師、言語聴覚士、作業療法士などですとの答弁がありました。次に、第9条の利用定員に余裕がないときとはの質疑に対し、1日の利用定員としては10名としています。10名を超えたら余裕がないとして不相当とするという判断ではなく、月をならした1日当たりの平均が13人未満であれば受け入れる。看護ケアが必要な子供も含めて、適応のある方については積極的に受け入れていきますとの答弁がありました。

審査の後、討議、討論はともになく、採決の結果、議案第48号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第43号から議案第48号までの6議案について、委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で各委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

なお、この休憩中に、ただいまの各委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午前11時56分

再開 午前11時56分

○議長（三田忠男君） 休憩前に続き会議を開きます。

ただいまから議案第37号から第48号までの12議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑はないものと認め、質疑を終結いたします。

これより議案第37号から議案第48号の12議案について、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第37号 伊豆市表彰条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第37号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第37号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第38号 伊豆市職員の給与に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第38号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第39号 伊豆市職員等の旅費に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第39号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第39号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第40号 伊豆市消防団条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第40号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第40号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第41号 伊豆市財産区管理会条例の一部改正について、討論、採決を行います。
討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第41号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第41号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第42号 伊豆市給水条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第42号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第42号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第43号 伊豆市印鑑条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第43号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第43号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第44号 伊豆市介護給付費準備基金条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第44号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第44号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第45号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第45号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第46号 伊豆市立認定こども園条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第46号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第47号 伊豆市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料に関する条例の一部改正について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第47号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第48号 伊豆市児童発達支援センター条例の制定について、討論、採決を行います。

討論の通告がありませんので、直ちに採決を行います。

これより議案第48号について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

ここで議事の都合により、昼の休憩にいたします。

再開は午後1時からといたします。

休憩 午後 0時04分
再開 午後 0時58分

○議長（三田忠男君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第50号～議案第52号の委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 日程第36、議案第50号 市道路線の認定についてから日程第38、議案第52号 市道路線の変更についてを議題といたします。

本案については、総務経済委員会に審査を付託してありましたので、審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

議案第50号から議案第52号までの3議案について、総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） ただいま議長から報告を求められました議案第50号 市道路線の認定から議案第52号 市道路線の変更についてまでの3議案について、審査の経過と結果を御報告申し上げます。

初めに、議案第50号 市道路線の認定については、補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第50号は賛成多数で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第51号 市道路線の廃止については、補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第51号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第52号 市道路線の変更については、補足説明、質疑、討議、討論はなく、採決の結果、議案第52号は全会一致で原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、議案第50号、議案第51号並びに議案第52号についての委員長報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 以上で委員長の報告は終わりました。

これより暫時休憩いたします。

この休憩中に、ただいまの委員長の報告に対し、質疑、討論のある議員は、通告書を議長に速やかに提出願います。

休憩 午後 1時00分
再開 午後 1時00分

○議長（三田忠男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまから議案第50号から議案第52号までの3議案について、質疑を行います。

質疑の通告がありませんので、質疑を終結いたします。

これより議案第50号から議案第52号までについて、それぞれ討論、採決を行います。

初めに、議案第50号 市道路線の認定について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第50号 市道路線の認定について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第50号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第51号 市道路線の廃止について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第51号 市道路線の廃止について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第52号 市道路線の変更について、討論を行います。

討論の通告がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第52号 市道路線の変更について採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。

委員長の報告のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎諸般の報告

○議長（三田忠男君） 日程第39、諸般の報告についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長及び伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議員より発言の申し出がありましたので、これを許します。

初めに、議会運営委員会委員長、小長谷順二議員。

〔議会運営委員会委員長 小長谷順二君登壇〕

○議会運営委員会委員長（小長谷順二君） 11番、小長谷順二です。

議長の許可をいただきましたので、9月24日に開催しました議会運営委員会における協議で議員の皆様にお伝えする事項がありましたので、ここで御報告させていただきます。

本定例会に提案されました平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定の審査のため、総務経済委員会と教育厚生委員会の合同による連合審査会の2日目を9月17日に開催しました。この委員会に、森議員から欠席届が提出されましたが、伊豆市議会会議規則及び伊豆市議会議会運営規程に規定する欠席基準に該当しないため、教育厚生委員長が欠席届の受理を拒否し、委員会への出席を求めました。しかし、森議員は9月17日の連合審査会に欠席をしました。

このことに関し、9月24日の議会運営委員会で議題となり、地方自治法第137条及び第134条等に鑑み、懲罰審査の必要性について協議をいたしました。しかし、この当該行為は議員として不適切な行為であり、今後このようなことが発生しないように全議員に報告すべきとの結論となったため、本日、この場で報告をさせていただきます。

以上で議会運営委員会の諸般の報告を終わります。

○議長（三田忠男君） 次に、伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議員、14番、杉山誠議員。

〔伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議員 杉山 誠君登壇〕

○伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議員（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

ただいま議長から発言の許可をいただきました。令和元年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会について報告をさせていただきます。

本議会は、令和元年9月25日、伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎2階議場において、伊豆市4名、伊豆の国市4名の組合議員、及び管理者である伊豆の国市長、副管理者である伊豆市長並びに関係職員出席のもと開催されました。

最初に、小野管理者からの行政報告では、組合議会8月定例会以降の新ごみ処理施設整備運営事業の進捗状況について、事業者選定に係る審査講評概要の市民への説明や、荏原環境プラント株式会社東日本営業部を代表企業とする落札者との仮契約の締結について報告がありました。

続いて、本臨時会の議案、伊豆市伊豆の国市新ごみ処理施設整備運営事業建設工事請負契約の締結について、管理者からの提案理由、事務局長からの内容説明がありました。

続いての議案質疑では、組合議員の全議員から質疑が行われ、内容としましては、1社入札の是非、発電設備の蒸気条件及び維持管理費、災害時のごみの受け入れ体制、環境省からの交付金、停電時の施設稼働、本事業がおくれた場合の市民への影響など多岐にわたり、これらに対する当局からの答弁を通じ活発な議論が行われ、当局側の方針や考えを明らかにすることができました。

質疑後の討論では、全議員がそれぞれ賛成、反対の立場から討論を行い、採決の結果、賛成多数で本議案は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、令和元年第2回伊豆市伊豆の国市廃棄物処理施設組合議会臨時会についての報告を終わります。

○議長（三田忠男君） これで諸般の報告を終わります。

◎日程の追加

○議長（三田忠男君） 追加議案の上程を行います。

お諮りいたします。

お配りしてあります追加日程表のとおり、6件を日程に追加し、議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、6件を日程に追加することに決定しました。

◎報告第10号及び報告第11号の上程、説明、確認事項

○議長（三田忠男君） 追加日程第1、報告第10号 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について）及び追加日程第2、報告第11号 専決処分の報告について（市有財産の管理事故に伴う和解及び損害賠償額の決定について）の2件を一括して議題といたします。

提出者から報告を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 報告第10号及び第11号について、一括して提案理由を申し上げます。

本件は、平成31年4月7日に発生しました市有財産の管理事故について、それぞれ相手の方との和解及び損害賠償の額が決定し、本年9月17日に専決処分したものであり、御報告するものです。

市有施設の管理上の事故によりけがをされました相手の方に対して、おわびを申し上げたいと存じます。

詳細については、産業部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 提案理由の説明を終わります。

本件の報告について補足説明の申し出がありますので、これを許します。

産業部長。

〔産業部長 滝川正樹君登壇〕

○産業部長（滝川正樹君） それでは、私から報告第10号及び第11号について、補足の説明を申し上げます。

本件につきましては、1件の管理事故について、負傷された相手方が幼児を含む親子2名であり、お二人ともけがが完治したことから、それぞれについて和解及び損害賠償額の決定を専決処分したものです。

追加議案書3ページをお願いいたします。

まず、こちらは負傷された親子のうちお父様に係るものです。

事故の発生日月日及び発生場所ですが、平成31年4月7日日曜日の午前11時ごろ、伊豆市湯ヶ島892番地の14、浄蓮の滝園地内でございます。

相手方は記載のとおりで、損害賠償の額は23万1,942円でございます。

次に、9ページをお願いいたします。

こちらはお子様に係るものです。

相手方は記載のとおりです。こちらの相手方につきましては、被害者が未成年者であるため、親権者である御両親としたものです。

損害賠償の額は、5万9,956円です。

事故の概要でございますが、すみません、戻っていただいて4ページ、位置図をお願いいたします。

事故の発生箇所はこちらの丸で囲みましたところで、浄蓮の滝駐車場から滝へ下る歩道階段の滝つぼ前、園地付近でございます。

6ページをお願いいたします。

事故の発生状況ですが、父親がお子様を抱きかかえて、歩道階段に設置してありました2段の手すりのうち上段の手すりにつかまりながら、この図では左から右の方向へ下っていたところ、手すりと支柱をつなぐボルトが外れていたためにつかまっていた手すりが外れ、それにより体勢を崩し、階段を踏み外して親子とも転倒、父親は頭部及び左上腕部の打撲、お子様は顔面擦傷のけがをされたものです。

今回の浄蓮の滝園地を含む市有観光施設につきましては、毎年5月から6月にかけて職員による目視やボルトの緩みなどの点検を実施しておりました。今後の再発防止策として、年1回であった施設点検の回数をふやすなど適正な管理に努めてまいります。

補足説明は以上でございます。

○議長（三田忠男君） 以上で説明は終わりました。

ただいまの説明に対し、確認事項等がございましたら発言を許します。

まず、報告第10号について、発言はありますか。

森良雄議員。10号で。10号のみ。

〔15番 森 良雄君登壇〕

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

報告第10号について質問させていただきます。

まず、けがぐらいでよかったんですけども、こういうのは何ですか、年に1回ぐらいしか点検しないんですか。

それで、職員というのは誰なんですか。この浄蓮の滝の管理はどこかへ依頼しているんじゃないかと思うんですけども、伊豆市が、すなわち産業部がここは管理しているんですか。

それと、その被害額について、これは保険に入っていたのかどうなのか、全額伊豆市が負担するのか、その辺、そこをお聞きしたいと思います。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） それでは、お答えいたします。

まず1点目、職員とは産業部観光商工課の職員でございます。こちらの浄蓮の滝園地につきましては、市が直接管理をしておりますので、点検は市の観光商工課の職員で行っております。

それから2点目、損害賠償額の支払いにつきましては、全額、総合賠償保険に加入しており、こちらの適用がされますので、そちらから支出をいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） ほかにありますか。

森良雄議員。2回目です。

○15番（森 良雄君） 今後の対応、伊豆市の職員が維持管理しているんだったら、今後の対応はどのように考えておりますか。相変わらず年に1回しか点検しないんですか。

それと、この浄蓮の滝の管理は観光協会に頼んでいるんじゃないんですか。伺いたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） これまでは確かに年1回の職員の点検でございましたが、こういったことが二度と起きないように回数をふやして、先ほど御説明させていただきましたが、まず半年に1回、来月、職員により、こちらの施設だけではなく管理している市有施設、観光施設につきましては点検を実施したいと考えております。

それから2点目、こちらの管理は、先ほども申し上げましたとおり、観光協会の委託ではなくて市が設置した手すり、現時点でも市が直接管理を行っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 森良雄議員。

○15番（森 良雄君） 年1回を2回にふやしたからといって、こういう事故が防げるわけじゃないんですね。

それから、ただ目視じゃだめですよ。ちゃんとレンチを持って、1点1点増し締め、確認するぐらいのことをやらないと。普通はこれ、緩むということは考えられないんだけどね。その辺はしっかり原因究明から入っていただきたいと思います。これで終わりだね、俺は。点検方法も考えなきゃいけないし、原因究明もしなきゃいけないと思います。ちゃんとレンチ持って、緩むことがあるんだったら年に2回でも僕はちょっと不安だと思うんですけどね。普通は緩まないんだけどね。お答えいただきたい。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

産業部長。

○産業部長（滝川正樹君） 決して年1回から年2回にしたことで全てがということでは考え

ておりません。ただ、私どもが直接管理している施設はやはり公園であるとか園地で、なかなか周りにすぐに人がいるということはないんですけれども、観光客、また周りの方からの情報提供というのはこれまでもいただいておりますので、この事故を受けまして、さらに協力を仰いでいきたいというふうに考えております。

それから、点検につきましては、目視だけではなくて、議員御指摘のとおりレンチ等を持って、ボルトの緩みがある箇所は増し締めとって、当然にかたく締め直すことも含めて点検ということで御理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（三田忠男君） 報告第10号について、ほかの方はございませんか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） ないようですので、次に、報告第11号について、質問のある方いらっしゃいますか。よろしいでしょうか。

[発言する人なし]

○議長（三田忠男君） ないようですので、以上で報告第10号及び報告第11号を終わります。

◎議案第54号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第3、議案第54号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

[市長 菊地 豊君登壇]

○市長（菊地 豊君） 議案第54号について、提案理由を申し上げます。

本案、一般会計補正予算（第4回）については、今月8日から9日にかけての台風15号による被害が市内各地で発生したため、その復旧のための補正が主なものとなっております。

農地や市道などの災害復旧に係る測量設計業務委託に1,150万円、重機借り上げや小規模な復旧工事に280万円など、災害復旧費として1,430万円を計上するほか、市有施設の被災対応に156万円を計上いたしました。

台風以外では、天城地区の同報無線屋外子局2カ所の故障に対応する更新費として380万円、中伊豆室内温水プールの天井部材が落下した事案が発生したことから、その対策工事のための設計業務委託料50万円を計上しております。

その他、予算外の支出などに充てるための予備費について、台風15号による緊急性のある被災対応に予備費から支出を行ったことなどから、今後の台風や大雪など万が一の対応に備えるために2,800万円を計上し、総額4,971万円を増額し、歳入歳出予算額を184億6,945万円とするものです。

詳細について、総務部長に説明をさせます。

○議長（三田忠男君） 提案理由の説明を終わります。

ここで補足説明の申し出がありますので、これを許します。

総務部長。

〔総務部長 伊郷伸之君登壇〕

○総務部長（伊郷伸之君） それでは、私から、議案第54号、一般会計補正予算の補足説明をさせていただきます。

最初に、歳出の主なものとしまして、20ページ、21ページをお願いいたします。

今回、総務費、衛生費、商工費のこの3つの款につきましては、それぞれ台風15号の被災によります市有施設、県有施設の改修工事となります。

まず、中伊豆支所費でございますが、こちらは支所の県道の向かい側、中伊豆給食センターの横にございます倉庫のシャッターが台風によって破損したということで、26万円の修繕費。

また、4款の年川処分場管理事業におきましては、年川の一般廃棄物の最終処分場ののり面が崩れたことによる復旧等で130万円。

7款につきましては、その他観光施設管理事業ですが、こちらは県有施設になります天城遊歩道、こちらの水恋鳥広場付近と新与一坂橋の付近に2つの木橋、木の橋があるんですが、こちらがやはり台風15号により壊れたということで、補修するものでございます。

なお、こちらの木橋の改修につきましては、県有施設ということで、全額県費からの委託費をいただくものです。

続いて、9款の消防費でございます。先ほど市長申しましたとおり、天城地区の2カ所の同報無線の子局で基盤の故障等がございました。一つは月ヶ瀬の篠原地区を対象にしている子局でございます。もう1基が、西平地区を対象にしている子局。こちら2つの戸外子局につきまして、基盤を交換するために380万円でございます。

続いて、22、23ページです。

10款の中伊豆室内温水プールにつきましては、同じく先ほど市長申しましたとおり、プールの天井部材が落下する事案が発生しました。これに緊急対応するための設計費を50万円。

11款の災害復旧費につきましては、全て台風15号の影響による災害復旧でございます。

まず、1目の農地災害復旧費につきましては、田畑、またワサビ田、こちらの災害を復旧するための測量設計委託料700万円。

農業用施設災害復旧につきましては、5件の用水路の復旧のための測量設計業務委託料350万円。

林業用施設災害復旧事業につきましては、林道の崩土の除去をするための重機の借上料、こちらが200万円でございます。

続いて、24、25ページの、同じく11款でございますが、こちらは2件とも台風によります災害復旧でございます。

まず、1目の道路橋梁災害復旧費でございますが、これは中伊豆の元村地内にあります市道の復旧に係る測量費でございます。100万円。

また、3項1目の応急災害復旧事業につきましては、こちらは市道の2件の小規模な市の単独災害復旧になります。小規模災害に対応するために80万円。

最後に、14款の予備費でございますが、今回の台風15号等に、当初予算3,000万円の予備費のうち既に2,900万円以上の予備費の充用をしております。今後、また台風のシーズン、また冬場の雪害等の可能性もございますので、当初予算ベースの3,000万円程度に予備費を戻させていただくための補正2,800万円でございます。

説明については以上です。

○議長（三田忠男君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

[発言する人あり]

○議長（三田忠男君） 何款の質疑になりますかね。款ごとにやりますので、とりあえず何款の質疑になりますか。

[「11款」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 11款ですか。

ほかにございませんか。

何款の質疑になるのでしょうか。

[「10款です」と言う人あり]

○議長（三田忠男君） 10款、はい。

ほかにはございませんか。じゃ、2名でよろしいでしょうか。

それでは、まず初めに、森良雄議員。

[15番 森 良雄君登壇]

○15番（森 良雄君） 15番、森良雄です。

議案第54号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について、質問させていただきます。

いろいろ質問したいんですけども、11款に限定してお聞きしたい。

ほかのやつはなぜ質問しないかという、大体今までの説明で、大体どこでどんなことがあったかわかるんですけども、11款についてはどこで何があったのかさっぱりわからない。本来だったらきょうまでに、漫画でもいいから、やっぱりここでこんなふうにとというような資料を出すべきだと思うんですけども、これからでもいいですから出す気はありませんかどうか、伺いたい。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 今、11款の災害の関係ですけれども、非常に台風15号が発生してから、ワサビ沢とかいろいろの施設の災害は、ワサビ組合とか農協を通じて地権者にい

ろいろ情報をとっている中で、やっぱり場所が非常に山の中ということで、そこで件数を把握するのが今まず優先していますので、今後、今議員が言われたように資料を出さないかというところですけども、まずは資料をつくる前にしっかり復旧方法を問いながら、国の査定とかがありますので、それに間に合わせるように、そちらを先に優先したいと考えておりますので、少しおくれますけれども、最終的には資料を出しますけれども、すぐにはちょっと、まだ作業はできない状況でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

森良雄議員。

○15番（森 良雄君） それはいろいろ忙しいだろうと思うんですね、災害復旧だからね。しかし、台風15号のあの千葉県の事故ほどの災害ではなかったんじゃないかと思うんですけどもね。

それで、ここでもって議決しなけりゃ話は始まらないでしょう。議決を求めておいて、議員がどこでどんな災害があったのかわからないようでは、議員としては困るんじゃないかと思うんですけどもね。私はいつも言うんですけども、できれば見に行きたいんですよ、どこでどんな災害があったのか。

例えばの話だけでも、建設部長には直接言ったわけだけでも、牧之郷で倒木があったけれども、ああいうのもこの中に入っているのかどうなのかね。あんなのは個人が処理したのか、それとも伊豆市が処理したのか、そういうのも知りたいわけですよ。

別にいいというわけじゃないけれども、じゃ、いつごろまでに資料をもらえますか。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

建設部長。

○建設部長（山田博治君） 日はちゃんと決定できないんですけども、早いうちには、今もう9月下旬なものですから、10月中旬ぐらいまでにはしっかり資料を作成して、位置図とか資料はつくりたいと思います。

それで、今現状、今この補正のところですね。場所につきましては、口頭ですけども今申し上げますので、一応御確認ください。

まず、測量委託700万円ですけども、場所につきましては、田んぼが2件で、市山と上船原。畑が1件、沢口。ワサビ沢9件は、天城のワサビ沢、中伊豆地区のワサビ沢ということで9件になります。

そして、350万円の用水路ですけども、これにつきましては5件で、これはワサビ沢の関係ですけども、長野、湯ヶ島、地藏堂になります。

そして、重機借り上げ200万円、これにつきましては土肥中央道、上池線、天金線上岩穴線が全て土肥地内、そしてあと1カ所が上白岩地内の路線になります。

次の11款の100万円につきましては、先ほど総務部長が話しましたように元村の1件に

なります。

そして、あと小災害80万円につきましては、災害対象は、土木債だと60万円以上じゃないと災害対象になりませんので、ここは小災害ということで、1カ所は市山、もう1カ所は上船原になります。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質問ありますか。よろしいですか。

それでは、次に、14番、杉山誠議員。

〔14番 杉山 誠君登壇〕

○14番（杉山 誠君） 14番、杉山誠です。

議案第54号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について、質疑をさせていただきます。

10款の教育費の中で、中伊豆温水プールの天井部材の落下があったということですが、もう少し詳しく状況を知りたいと思います。

まず、落下のあった場所、それから部材、どのような部材が落下したのか。この天井という部分は、全体を通じてつり天井という方式になっているのかも確認します。

それから、落下時の利用者の状態。営業中であったかどうか。

それから、現在の対応。たしかこれが、一応確認しますけれども、臨時休業があったときの事故か。それで、今再開しているようですので、利用者に対する今の安全対策、これについてお伺いします。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

教育部長。

○教育部長（金刺重哉君） それでは、もう少し詳細に今回の事案について御報告を申し上げます。

本事案につきましては、ことし、先月の8月19日、中伊豆温水プールにおきまして、指定管理者でございます有限会社伊豆スイムサポートより、天井の継ぎ目であるリブ材の一部が落下したという報告がございました。落下したのは8月17日の3時過ぎでございました。利用者はおりましたけれども、プールの脇ということで、利用者への損害等はございませんでした。

それで、直ちにこの対応を受けまして、設計業者、それから施工業者と対策を協議いたしましたところ、ほかにも、今回は天井の継ぎ目が腐食しているわけでございますので、そういう箇所が何カ所か目視できましたので、その目視について、とりあえず緊急安全点検ということで御案内のとおり3日間、月曜日の休館日も含めて3日間、この除去作業を実施いたしました。

その3日間で、当面、目視でございますけれどもその危険の除去はできたということで、今回改めて、実はこの施設は築19年以上でございますけれども、天井の部材等が塩素等で腐

食が進んでおります。当面の安全は確保されておりますが、先々のことを考えますと何らかの対策が必要だということでございます。

一つは、天井までやぐらを立てて補修する場合には大規模な工事がかかりますので、当座は天井下にシート等を敷くような工事ですね。当然、この本体そのものは耐震化済みの施設でございますので問題ございませんが、そういう部材が落下しても利用者に危険が及ばないようにする施工方法について、今回、詳細設計をお願いするものでございます。

当然のことながら、今回の施工に当たりましては、一定工事期間、それからできるだけ早くという事案もございますので、工法等も含めて今回の設計で対応したいというふうに考えております。

ちょっとつり天井かどうかということについては、ちょっと確認をさせていただきますが、基本的にはアーチ式の屋根天井でございますので、その一番高いところにどうしても塩素関係のものが集中して、そちらの腐食が進んでいるということで、今回一番高いところの腐食が主な落下物でございました。ただ、10メートル以上高いところでございますので、こういったことについては今後対策を考えていくという状況でございます。

安全対策については、現在、指定管理者とも、毎日点検はもちろんでありますけれども、連携を密に対応してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（三田忠男君） ほかに質疑はございますか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） ないようですので、以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、本案につきましては委員会付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより議案第54号 令和元年度伊豆市一般会計補正予算（第4回）について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、議案第54号は原案のとおり可決されました。

◎議案第55号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第4、議案第55号 伊豆市監査委員の選任についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 菊地 豊君登壇〕

○市長（菊地 豊君） 議案第55号について、提案理由を申し上げます。

現在監査をお願いしております宮内監査委員の任期が、本年9月30日をもって満了となります。

後任者として渡邊光由氏を選任したく、地方自治法第196条に基づく監査委員の選任同意についてお願いするものでございます。

同氏は、昭和47年4月から平成21年11月までの37年余りにわたりスルガ銀行株式会社に勤務し、平成21年12月から平成30年7月まで、嘱託として同銀行の審査部審議役に就任をされておりました。現在は、スルガスタッフサービス株式会社に派遣職員として勤務しています。

渡邊氏は豊富な知識と経験を有しており、監査委員として適任者であると判断をいたします。

任期は、令和元年10月1日から令和5年9月30日までの4年間となります。

議会におかれましては、御理解を賜りまして、御同意いただきますようお願いを申し上げます。

以上です。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第3項の規定により、委員会付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議なしと認めます。

よって、委員会付託を省略いたします。

次に、討論に入ります。

討論につきましては、伊豆市議会運営規程に従い、省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認め、討論を終結いたします。

これより採決を行います。

お諮りいたします。

議案第55号 伊豆市監査委員の選任について同意することに賛成の議員の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、議案第55号、渡邊光由氏の伊豆市監査委員への選任については同意することに決定いたしました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第5、発議第1号 地震財特法の延長に関する意見書についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

[総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇]

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） 総務経済委員会委員長、杉山武司です。

発議第1号 地震財特法の延長に関する意見書の提出について、提案理由を述べさせていただきます。

先般、静岡県危機管理監から静岡州市議会議長会会長を通じて、「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」の延長を求める意見書の提出の依頼がありました。

この法律は、昭和55年に東海地震対策として、5カ年間の時限立法として成立しました。以後7回にわたり法の期限が延長され、今年度末（令和2年3月31日）に8回目の期限切れを迎えます。現計画に盛り込まれなかった箇所等が、静岡県分で1,347億円もの整備すべき事業が残されています。

総務経済委員会で審査した結果、委員会発議として議案を提出することになりましたので、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出するものです。

それでは、決議書の内容を朗読して、提出理由にかえさせていただきます。

地震財特法の延長に関する意見書（案）。

東海地震に備えて、地震防災対策強化地域である伊豆市は、静岡県が作成した地震対策緊急整備事業計画に基づき、各般にわたる地震対策を鋭意講じているところである。

この計画は令和元年度末で期限切れを迎えるが、限られた期間内に緊急に整備すべき必要最小限の事業をもって策定されていることから、今後実施すべき事業が数多く残されている。

また、東日本大震災を初めとする近年の国内外における大地震により得られた教訓を踏まえ、県及び市町が一体となって緊急輸送道路・津波防災施設・山崩れ防止施設・避難地・避

難路の整備、公共施設の耐震化等をより一層推進する必要が生じている。

したがって、東海地震による災害から地域住民の生命と財産の安全を確保するためには、地震対策緊急整備事業計画の充実と期間の延長を図り、これらの事業を迅速かつ的確に実施することにより、地震対策の一層の充実に努めていかなければならない。

よって国においては、地震対策緊急整備事業計画の根拠となっている「地震防災対策強化地域における地震対策緊急整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」を延長するように強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和元年9月27日、静岡県伊豆市議会。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、内閣府特命担当大臣（防災担当）、消防庁長官、林野庁長官、水産庁長官であります。

以上、議員の皆様のご賛同をお願いし、提案理由とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしないことになっておりますので、直ちに討論に入ります。討論はございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第1号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立全員〕

○議長（三田忠男君） 起立者全員。

よって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

なお、意見書の取り扱いにつきましては、議長に御一任願います。

◎発議第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（三田忠男君） 追加日程第6、発議第2号 伊豆市有害鳥獣捕獲に関する制度の改善を求める決議についてを議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

総務経済委員会委員長、杉山武司議員。

〔総務経済委員会委員長 杉山武司君登壇〕

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） 総務経済委員会委員長、杉山武司です。

発議第2号 伊豆市有害鳥獣捕獲に関する制度の改善を求める決議について、提案理由を申し上げます。

伊豆市有害鳥獣捕獲に関する陳情書が先般、議長宛てに提出され、総務経済委員会で審査した結果、委員会発議として議案を提出することになりましたので、別紙のとおり、地方自治法第109条第7項及び会議規則第14条第2項の規定により提出するものです。

それでは、決議書の内容を朗読して提出理由にかえさせていただきます。

伊豆市有害鳥獣捕獲に関する制度の改善を求める決議（案）。

伊豆市は、鳥獣による生活環境、農林水産業または生態系に係る被害防止を目的として伊豆市有害鳥獣捕獲隊（以下「捕獲隊」という。）を設置し、主にシカやイノシシを捕獲している。ボランティアともいえる捕獲隊の活動により多くの有害鳥獣が捕獲されていることに議会として敬意を表するところである。

有害鳥獣による被害をなくすための有効手段は、捕獲隊のさらなる充実により捕獲を推進することであり、そのために捕獲に従事する者を増やすことが重要である。

現在、捕獲隊の隊員は、静岡県猟友会田方支部の分会長等で協議し推薦した者の中から市長が委嘱しているが、捕獲隊員希望者の受付等本事業の推進主体である市の関与を明確にすることにより、捕獲に意欲を持つ多くの狩猟免許保有者が捕獲隊に参加していただけるような制度改善を強く要請する。

以上のとおり決議する。

令和元年9月27日。

伊豆市長、菊地豊様。

伊豆市議会議長、三田忠男。

以上、議員の皆様の賛同をお願いし、提案理由とさせていただきます。

○議長（三田忠男君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はございませんか。

質疑ありますので、許します。

13番、西島信也議員。

〔13番 西島信也君登壇〕

○13番（西島信也君） 13番、西島信也です。

今、総務経済委員長のほうから伊豆市有害鳥獣捕獲に関する制度の改善を求める決議（案）が御説明、提案されましたが、私、これ聞いていまして、一つ余りよくわからないというのは、要するに捕獲隊員を選ぶについて、市の関与を明確にすることにより、捕獲に意欲を持つ多くの狩猟免許保有者が捕獲隊に参加していただけるような制度改善を強く要望すると書いてあるわけですがけれども、この中の市の関与を明確にするということはどういうことなのか。

それから、制度改善を強く要望するという事は、どういうふうな制度改善をするのか、

したいのか。それについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（三田忠男君） それでは、答弁願います。

杉山武司委員長。

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） それでは、ただいまの西島議員の質問にお答えさせていただきます。

伊豆市には有害鳥獣捕獲隊設置要綱というのがございます。その中で市が関与しているものは3つありまして、第3条の隊員の委嘱ということで、これは分会長が指名した者が市長に対して申請をした中で市長が委嘱するということが一つと、それから、捕獲等の実施という、第5条なんですけれども、市長は鳥獣被害により捕獲等が必要と判断した場合、隊長を通じて捕獲隊を招集して捕獲を実施するというのと、3つ目が、報償金の規定が第7条にあります。市長は捕獲隊が職務に従事した場合、予算の範囲内で報償金を交付するものと、この3つが要するに市が関与した内容の条文となっているんですけれども、その捕獲隊を任命するという中のところが明確にこの中に記載されていない。

要するに、そういったところがちょっと不明瞭になっていて、市の関与がちょっとこの中に盛り込まれていないなということで、そこのところが要するにこの決議の中に、市の関与を明確にすることということを言っているわけです。

その制度改善を強く求めるというのは、市の関与についてもっと明確にわかるようにしていただきたいなということでございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

西島信也議員。

○13番（西島信也君） それでは再質疑させていただきますが、今、委員長さんのほうから、伊豆市有害鳥獣捕獲隊設置要綱というお話が出ましたが、その3条に、今もおっしゃいました。

ちょっと読んでみますと、隊員の委嘱、第3条、「捕獲隊の隊員（以下「隊員」という。）は、一般社団法人静岡県猟友会田方支部（以下「田方猟友会」という。）の修善寺分会長、土肥分会長、天城分会長及び中伊豆分会長並びに法第9条の規定により市長が実施する捕獲等に従事した実績のある法人の代表者が協議して推薦した者のうちから市長が委嘱する。」ということになっているわけですね。

したがって、これ、要するに猟友会、要するに鳥獣捕獲のプロという方々が協議して推薦した人の中から市長が委嘱するということで、聞くところによると陳情者は、この要するにその代表者等が、分会長等が協議して、要するに市のほうまで、市長のほうまで名前がいかないと、途中ではねられてしまうというようなことをおっしゃっているようなんですけれども、私はこの設置要綱の隊員の委嘱、第3条で、私はこれは十分じゃないかなという

気がするわけですね。

これを市長に直接上げてそれから協議すると、分会長等を通さないということでやるのは、相対的に分会長、それから猟友会等の方々の推薦する権限を奪っていくじゃないかと。この方たちは要するに、猟友会等の方たちはやっぱり安全とかそういう、危険でない方策をとるというようなことに留意してやっておりますので、推薦する、しないはその人たちにも理由があるわけですし、そこら辺は、私はこの隊員の委嘱ということにつきましては、この設置要綱で私は十分じゃないかなという気がいたしますけれども、どうぞございましょうか。

以上です。

○議長（三田忠男君） 答弁願います。

杉山委員長。

○総務経済委員会委員長（杉山武司君） それでは、お答え申し上げます。

捕獲隊に入りたいと希望する方が分会長のほうに申し出をした場合に、それが要するに却下された場合に、市は知らない、そして却下された、申請をした人も、どういう理由で却下されたのか、そういう回答も返ってこないというようなお話もありました。

そここのところで、市のほうももっと関与を強くしていただき、そして、どういう理由で却下したのかという理由なんかも本人にちゃんとしっかり伝えるべきではないかなということが要するに、その中で明確にしていきたいというのが本筋でございます。

以上です。

○議長（三田忠男君） 再質疑ありますか。

〔「ありません」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） ほかにございませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（三田忠男君） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案につきましては、会議規則第37条第2項の規定により、委員会付託をしないことになっておりますので、直ちに討論に入ります。討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

これより発議第2号について採決いたします。

原案のとおり決定することに賛成の議員の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（三田忠男君） 起立者多数。

よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

◎閉会宣告

○議長（三田忠男君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

なお、本定例会で議決された事件の字句及び数字、その他の整理を要するものにつきましては、伊豆市議会会議規則第43条の規定に基づき、その整理を議長に委任されたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 御異議ありませんので、そのようにさせていただきます。

お諮りいたします。

総務経済委員会委員長から閉会中の所管事務調査の申し出がありました。申し出のとおり認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 異議なしと認めます。

よって、総務経済委員会委員長からの申し出のとおり、閉会中の所管事務調査は承認されました。

ここで、議員の発言の取り消しの措置について、議長よりお諮りいたします。

西島議員に申し伝えます。

9月3日の西島議員の一般質問において、個人の住所地の発言がありました。この発言は、地方自治法第132条の「普通地方公共団体の議会の会議又は委員会においては、議員は、無礼の言葉を使用し、又は他人の私生活にわたる言論をしてはならない。」の「私生活にわたる言論」に該当し、同法の規定に反したと解します。

よって、当該部分の発言を取り消されますよう希望いたします。

西島議員、いかがでしょうか。

西島議員。

○13番（西島信也君） 一つお伺いいたしますが、議長にお伺いします。どの部分を取り消すんですか。要するに地区の部分から取り消すんですか、それとも番地の部分だけなんですか。どちらなんですか。

○議長（三田忠男君） 他人の私生活にわたる、それが推定される部分ですので、地区名からということになります。

〔「いいですか。よろしいですか」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 西島議員。

○13番（西島信也君） 私が一般質問で質問したことは何かといいますと、市長は公人なので、どこに居住しているか明らかにしなければなりません。よって、住所地を正確にお答えいただきたいということを一般質問で申し上げたわけですね。

それで、これについて市長は、それについて市長の許可をいただいて、途中でまた議会運営委員会などをやって、私が質問しているときに議会運営委員会など開いていただいて、こ

の質問はいいよということになったわけですね。

私が言った地区、それから番地につきましては、私はいわば当て推量で言ったんですよ。当て推量で言ったと。なぜなら、市長がそこだと、私はどこの地区の何番地に住んでいるとか、そういうことは一言もおっしゃらなかったですよ。ですから、何で削除になるかよくはわからないと、よくわからないと私は思うんですよ。

それで、一言言わせていただければ、少なくとも市民から聞かれて、市長が市長の住んでいるところをかたくなに言わないということは、これはおかしいと。市役所へ来れば事は済むじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、四六時中、24時間市長が市役所にいるわけじゃありませんよね。どこにいるかはっきりしなきゃならない。いわば公人だからなんです。それを私生活、だから私生活というのもそれはおかしいなと思うわけですね。ですから、何のために、何でそういう、かたくなに市長がどこに住んでいる、皆さん、困るときだってあるじゃないですか。どこに住んでいるというところを言わないということはね。

[発言する人あり]

○13番(西島信也君) それで、ちょっと待ってくださいよ。ちょっと余計なこと言わないでくださいよ。私しゃべっているんだから。

それで、いいですよ。議長が……

[発言する人あり]

○13番(西島信也君) ちょっと待ってください。黙っていて。ちょっと黙っていて、あんな。

○議長(三田忠男君) 暫時休憩いたします。

休憩 午後 2時02分

再開 午後 2時02分

○議長(三田忠男君) 休憩を閉じ、会議を開きます。

簡潔にお願いいたします。

西島議員。

○13番(西島信也君) ですから、私が申し上げたいのは、要するに市長が自分の住んでいるところを言わないというのはおかしいということなんです。その上でですよ、その上で議長が取り消しとおっしゃるんだしたら、そんな無理に反対するというか、かたくなにだめだということは言いませんから、いいですよ、取り消してくださいと、そういうことです。

○議長(三田忠男君) この本来の趣旨は、地方自治法第132条に違反しているんじゃないかというのが趣旨であって、おかしいとかおかしくないとかそういうことは言っていません。当て推量に基づいても、私生活にわたる言論をしたという事実をもって取り消したらいかがですかと。

〔「私生活じゃないです」と言う人あり〕

○議長（三田忠男君） 発言を取り消す以上は、改めて確認します。ございませんか。

〔発言する人あり〕

○議長（三田忠男君） わかりました。

発言を取り消す発言がありましたので、会議規則第87条の規定により、会議録に記載しないこととして処置いたします。

これをもちまして、令和元年伊豆市議会9月定例会を閉会いたします。

皆様方には、長い間、慎重に御審議いただき、まことにありがとうございました。

閉会 午後 2時03分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 三 田 忠 男

署 名 議 員 杉 山 武 司

署 名 議 員 青 木 靖